

平成26年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第1号）

平成26年2月25日 火曜日

1. 議事日程第1号

平成26年2月25日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度人吉市一般会計補正予算（第8号））
- 日程第4 議第2号 平成25年度人吉市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第5 議第3号 平成25年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議第4号 平成25年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第5号 平成25年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議第6号 平成25年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議第7号 平成25年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議第8号 平成25年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議第9号 平成25年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第10号 平成25年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議第11号 平成26年度人吉市一般会計予算
- 日程第14 議第12号 平成26年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算
- 日程第15 議第13号 平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第16 議第14号 平成26年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議第15号 平成26年度人吉市介護保険特別会計予算
- 日程第18 議第16号 平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計予算
- 日程第19 議第17号 平成26年度人吉市水道事業特別会計予算
- 日程第20 議第18号 平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第21 議第19号 平成26年度人吉市国民宿舎特別会計予算
- 日程第22 議第20号 平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第23 議第21号 人吉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議第22号 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議第23号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第26 議第24号 人吉市職員の修学部分休業に関する条例及び人吉市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議第25号 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議第26号 人吉市地域の元気づくり基金条例の制定について
- 日程第29 議第27号 人吉市地域づくり推進事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第30 議第28号 人吉市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議第29号 人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議第30号 人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議第31号 人吉市体育施設事故防止対策審議会設置条例の制定について
- 日程第34 議第32号 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議第33号 人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議第34号 人吉市地域福祉計画推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議第35号 人吉市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議第36号 人吉市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議第37号 人吉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議第38号 人吉市老人趣味の家条例を廃止する条例の制定について
- 日程第41 議第39号 人吉市予防接種事故災害補償条例を廃止する条例の制定について
- 日程第42 議第40号 人吉市農村環境改善センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第43 議第41号 ひとよしから、米を原料とする球磨焼酎の地域文化を紡ぎ広める条例の制定について
- 日程第44 議第42号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第45 議第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第46 議第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第47 議第45号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第48 議第46号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

1番	宮崎	保君
2番	高瀬	堅一君
3番	村口	隆君
4番	大塚	則男君
5番	平田	清吉君
6番	犬童	利夫君
7番	松岡	隼人君
8番	井上	光浩君
9番	豊永	貞夫君
10番	川野	精一君
11番	笹山	欣悟君
12番	西	信八郎君
13番	村上	恵一君
14番	田中	哲君
15番	仲村	勝治君
16番	三倉	美千子君
17番	森口	勝之君
18番	永山	芳宏君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	田中	信孝君
副市	長	坂崎	博憲君
監査	委員	篠崎	國博君
教育	長	末次	美代君
総務	部長	中村	則明君
市民	部長	山本	政義君
健康福祉	部長	松岡	誠也君
経済	部長	松田	知良君
建設	部長	中村	明公君

総務部次長	迫田浩二君
市民部次長	加賀邦保君
健康福祉部次長	中川一水君
経済部次長	大渕修君
建設部次長	山田巧君
建設部次長	木村秀敏君
企画財政課長	告吉眞二郎君
自治振興課長	小澤洋之君
会計管理者	椎葉幹夫君
水道局長	田中幸輔君
上水道課長	那須義徳君
教育部長	井上祐太君
教育部次長	東俊宏君
農業委員会 農事務局長	舟戸幸弘君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	赤池謙介君
次	長	山本繁美君
庶務係	長	椎葉千恵君
書	記	白坂禎敏君

午前10時 開会

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成26年第1回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略させていただき、書類報告にかえさせていただきます。

なお、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただけますようお願いいたします。

日程第1 会期の決定

○議長（永山芳宏君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。本件については、去る2月18日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君）（登壇） おはようございます。平成26年3月第1回人吉市議会定例会に当たりまして、去る2月18日に議会運営委員会を開きまして、会期日程等について協議をいたしておりますので、御報告いたします。

まず、会期につきましては、本日2月25日開会、明日26日午前10時から、治水・防災に関する特別委員会、午後1時半から市庁舎建設に関する特別委員会、2月27日から3月3日まで休会、4日議案質疑、5日、6日一般質問、7日一般質問及び委員会付託、8日、9日休会、10日予算委員会、11日休会、12日から14日まで総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、15日、16日休会、17日予算委員会、18日から23日まで休会、24日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問ですが、一般質問の通告は2月28日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することによりまして、一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は従来どおり50分以内としております。

また、4日の議案質疑の回数は、1議案につき質問席から2回以内ということに決定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 会期については、ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議

ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、会期は委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。
署名議員に1番、宮崎 保議員、2番、高瀬堅一議員を指名いたします。

日程第3 議第1号から日程第48 議第46号まで

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第3、議第1号から日程第48、議第46号までの46件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、おはようございます。平成26年第1回人吉市議会定例会の初めに当たりまして、市政に対する所信を申し述べる機会を与えていただき、まことにありがとうございます。若干時間を拝借いたしますが、お許しをいただきたいと存じます。

今月は、春の訪れにあわせ「人吉球磨は、ひなまつり」、「ひとよし春風マラソン」、「人吉梅まつり」と次々にイベントを開催し、市民の皆様や市外のお客様に人吉の早春をお楽しみいただくことができました。これから本格的な春の到来となりますが、3月に入りますと卒業式の時期となり、市内の高等学校を皮切りに小中学校にて卒業式が執り行われます。卒業する子供たちは、4月から就職、進学とそれぞれ新しい道に希望を持って進むこととなりますが、子を持つ御家庭においては、これまでの成長を喜び、また新たな門出に対し、今後親として期待と不安の中で温かくやさしく見守る節目のときでもあります。これまで市長として卒業式に出席するたび、希望を胸に抱き光り輝く子供たちを前に、本市の将来を担う人材としてこれからの活躍を期待するとともに、今後も本市から社会に巣立つ子供たちを大切に育てていくことが私に課せられた最も重要な責務であることを強く決意してきたところでございます。

これまでの子育てに係る施策を振り返りますと、その時々的重要な課題、優先する施策につきまして、市民の皆様方の声を聞き、職員とともに考え、議会の御判断を仰ぎながら進めてきたところでもございます。まず、学校教育環境の整備としまして、学校施設の安全性の確保のための耐震補強及び大規模改修の実施、快適かつ効率的な授業を実施するため各教室への冷暖房設置、ICT教育の推進として教職員一人1台の校務用パソコン、児童・生徒用のタブレットパソコン、電子黒板の設置などを行ってまいりました。学習の機会の充実につきましても、「放課後パワーアップ教室」、「夏休みパワーアップ教室」、「人吉市花まる

教室」を開催し、多くの児童が学力向上の機会として活用しているところでございます。また、いじめを初め、児童・生徒が抱えるさまざまな問題や悩み事の相談窓口として、人吉っ子アドバイザーを配置し、家庭児童相談員、保健師、保護者、学校など関係機関と連携し、問題解決に努め、児童・生徒が快適な学校生活を送れるよう支援を行ってきたところでございます。

次に、本市で育つすべての子供たちがいきいきと輝き、みんながそれを喜び合える人吉を実現するために、「人吉市子ども・子育て基本条例」を御提案申し上げ、昨年12月市議会においてお認めいただきました。これを受け、去る1月29日「第1回子ども・子育て会議」を開催し、国の子ども・子育て支援法及び本市の子ども・子育て基本条例に基づき、平成27年度からの「人吉市子ども・子育て支援事業計画」の策定に着手したところでございます。

子ども・子育て相談員につきましては、本年4月から福祉事務所に二人、教育委員会に一人を配置する予定といたしております。現在、福祉事務所に配置しております家庭児童相談員を子ども・子育て相談員とし、さらに1人増員し子供に対する虐待やいじめなどあらゆる相談に対し支援を行ってまいります。教育委員会におきましては、4人の人吉っ子アドバイザーと連携し相談事業に取り組むこととしております。それぞれに配置する相談員相互の情報交換を初め、保健師や関係機関などと連携を深め、子供たち自身が抱える悩みや、子育てに悩む方々の不安の解消に努めるなど、子育てに係る相談体制の充実強化を図ることとしております。

また、子育て支援策の一つである健康保持に伴う医療費助成につきましては、私自身マニフェストに掲げ、その実施につきまして厳しい財政状況をかんがみさまざまな検討を重ねてまいりましたが、このたび、助成対象を引き上げることとし、人吉市乳幼児医療費助成に関する条例の一部の改正を御提案することといたしました。主な改正内容は、助成対象をこれまでの小学校就学前の幼児から中学校3年生までに拡大し、医療費自己負担に対し助成を行うことで、子供の健康保持及び子育て世代の経済的負担の軽減を図るものでございます。なお、小中学生の医療費につきましては、一定の自己負担をいただくこととしております。実施時期は、周知期間などを考慮しまして、本年7月からを予定しているところでございます。以上、子育てに対する施策につきまして述べさせていただきました。

続きまして、昨年10月に御逝去されました名誉市民川上哲治氏の追悼関連事業でございますが、来る3月23日、川上哲治記念球場におきまして追悼記念式典を開催いたします。当日は、プロ野球界の発展と少年野球の振興に尽くしてこられた川上氏の御遺徳により、少年野球教室や社会人硬式野球チームによる記念試合を計画しております。多くの市民の皆様にご参加いただき、皆様とともに川上氏の数々の御功績をたたえしのびたいと存じます。

また、2月1日から3月30日までの期間、九日町のオリンピアスポーツ2階において「川上哲治氏追悼記念展」を開催いたしております。2月1日のオープニングセレモニーには、

川上哲治氏のおいである川上修治氏、人吉市まちづくり親善大使の末次利光氏など関係者の皆様に御出席いただいたところでございます。会場には、栄光の背番号16、77のユニフォームや愛用のバット、グローブ、輝かしい成績にまつわるトロフィーなど貴重な品々や、少年時代から監督時代までの写真パネルの展示、映像コーナーを設けております。また、末次利光氏のコーナーも設け、現役時代の活躍を示す品々を展示させていただいております。会場には多くの市民の皆様を初め県外からも御来場いただいております、「このような展示が人吉で見ることができるのは本当にうれしい。また、改めて川上さんの偉大さ、野球に対する思いが伝わってきた」などの感想をいただいております。川上氏の御功績につきましては、今後もさまざまな機会を通して顕彰事業に取り組み、その栄誉をふるさとおいて高め、全国に発信してまいりたいと存じます。

健康で笑顔あふれる市民栄誉賞でございますが、このたび、候補者選考委員会の御意見をお聞きし、植杉乾蔵氏を受賞者として決定いたしました。植杉氏は、昨年1月ゴルフ競技において自分の年齢以下のスコアを出すエージシュートを1,000回達成し、日本記録として認定され、現在もその記録を更新されています。この記録は、植杉氏の日々のたゆまぬ御努力と食事や生活面で健康管理を支える奥様のまさに夫婦二人三脚での達成であり、そのお二人の姿に、多くの市民の皆様が感銘を受け、生きがいを持ち健康で人生を楽しむことの大切さを改めて教えていただいたことと存じます。

定住自立圏構想関係でございますが、昨年3月、国において「定住自立圏構想推進要綱の一部改正」により、定住自立圏構想の中心市に係る特例措置がなされ、本市も定住自立圏構想の中心市に該当することとなりました。これを受けまして本市では、昨年から熊本県の御協力をいただき人吉球磨10市町村の枠組みにおいて、この構想における具体的な連携策を検討してきたところでございます。これからのスケジュールといたしましては、本年3月に中心市宣言を行う予定でございますが、平成26年度中に定住自立圏形成協定、定住自立圏共生ビジョンの策定を目指すこととしております。

国際交流関係でございますが、本市の未来を担う青少年をグローバルな視野を持つ人材に育成することを目的として「一井正典「青雲の志」育成事業」を、来る3月25日から30日の日程で実施します。本市の高校生7人をアメリカ合衆国ロスガトス、サンノゼへ派遣し、一井氏ゆかりの地の訪問、サンノゼ州立大学の見学及び入学ガイダンス、ロスガトス高校の生徒との交流及び授業見学、シリコンバレー立地の企業視察など郷土の偉人一井氏の足跡と世界最先端の技術に触れることでの海外体験研修を実施いたします。研修後は、高校などにおいて報告会を実施し、研修先での見聞を広く伝えることにより、参加者のみならず、これから発展する産業分野などで活躍することを目指す学生にも波及し、多くの青少年が志を高く持ち成長することを期待するものでございます。

くま川鉄道関係でございますが、車両のリニューアルにつきまして、本年1月に3両の納

車があり、検査、試運転を経て、来る3月8日から新型車両「田園シンフォニー」として運行が開始されます。また、3月15日からは観光列車としての運行も開始し、日中は日本一心豊かなおもてなし観光列車として、スローな運行により車窓から人吉球磨の四季折々の風景をお楽しみいただけるものと存じます。平成26年度には、残り2両の車両が更新される計画であり、計5両の新型車両「田園シンフォニー」がそろそろこととなりますが、5楽章からなるベートーベンの「田園」さながら、そのレールの奏でる調べは郷愁を誘い、地域の皆様はもちろんのこと、この地を訪れた皆様にも愛される鉄道として、より一層の利用促進が図られるものと期待しているところでございます。

市民相談関係でございますが、人吉市消費生活センターでは、平成21年8月の開設以来、市民の皆様のおもてなし消費生活相談をお受けし、その解決に向け助言、指導を行って来たところであります。しかしながら、近年の消費者トラブルを含む生活相談は複雑多岐にわたっており、消費者被害を未然に防止する取り組みが急務となっております。本市としましては、引き続き町内会や各種団体に対し出前講座を実施し、注意、喚起を行うとともに、「消費生活センターだより」などの広報により必要な情報を発信し、消費者行政のさらなる充実強化を図ってまいりたいと存じます。また、平成26年度から球磨郡9町村と消費生活相談業務の協定を計画しておりまして、今後は人吉球磨地域の消費生活相談の中核拠点として、地域住民の暮らしの安心、安全に向けた取り組みを進めてまいり所存でございます。

環境関係でございますが、平成25年の人吉球磨クリーンプラザへ搬入される市町村のごみ全体に占める本市の割合は、前年比0.84%の減となり、その結果、人吉球磨クリーンプラザに対する平成26年度負担金を1,137万3,000円減額することができました。しかしながら、本市のごみ全体量は、事業系ごみが約141トン減少するも家庭系ごみが約148トン増加するなど、全体として微増しているところでございます。本市では、現在「人吉ごみを出しま宣言」のもとにごみ減量リサイクルに取り組んでいますが、平成26年度は、その取り組みを加速し家庭系ごみを減量するため、財団法人自治総合センター助成金を活用しまして「ごみ減量見える化事業」の実施を計画しております。この事業は、校区ごとに一つのモデル町内会を選定し、行政と一体となってさまざまなごみ減量方法に取り組んでいただくもので、その取り組みの中からごみ減量の有効な事例を検討してまいります。市民の皆様におかれましても、ごみ排出量の削減に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

福祉関係でございますが、平成26年4月からの消費税率引き上げに伴い、低所得者の負担軽減を図るため、国において税制抜本改革法に基づき暫定的かつ臨時的に「簡素な給付措置」が実施されます。この措置を受け本市におきましても、国が示す基準に従い、市民税が課税されていない方を対象に、臨時福祉給付金を一人につき1万円、高齢基礎年金の受給者などには5,000円を加算し1万5,000円を給付いたします。また、子育て世帯への影響緩和策としまして、臨時福祉給付金の対象とならない方に対し、児童一人につき1万円を「子育て

世帯臨時特例給付金」として給付します。この給付措置の実施につきましては、今後、国が示す要綱などに従いまして、円滑に実施してまいりたいと存じます。

障がい福祉関係でございますが、自殺予防対策としまして、本年1月、ゲートキーパー養成のための研修会を実施し、約80名の皆様に御参加いただきました。ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげるなど、対象者を見守る人のことで、「命の門番」と位置づけられる方でございます。自殺予防の一つである孤立、孤独な状況を防ぐことにつきましては、本市では、声かけネットワークの重要性により地域における見守り体制の構築に力を注いでいるところでございます。今後も、研修会を通してゲートキーパーを養成し、自殺予防対策の推進に努めてまいりたいと存じます。

介護保険関係でございますが、平成26年度は平成24年度から3年間を計画期間とする「人吉市いきいき高齢プラン（第5期介護保険事業計画・老人保健福祉計画）」の最終年度でございますので、介護予防や認知症対策など地域包括ケアの推進のための施策を着実に実行してまいり所存でございます。あわせて、平成27年度から始まる第6期介護保険事業計画・老人保健福祉計画を策定する年でもございますので、第5期計画の達成状況の点検、評価を行うとともに、人吉市介護保険事業計画等策定・運営委員会の御意見を賜りながら新たな計画を策定してまいりたいと存じます。

市民の健康づくりについてでございますが、昨年厚生労働省から発表されました「平成22年市区町村別生命表」によりますと、人吉市の平均寿命は全国及び県平均より短く、男性が県内ワースト3位、女性が県内ワースト2位となっております。65歳未満で亡くなる早世も、男性が県内ワースト2位となっており、いずれも生活習慣病が原因であると推察しております。本市では、平成23年3月に人吉市健康増進計画・食育推進計画である「みんな健康笑顔のまちひとよし」を策定し、生活習慣病対策に重点を置いた特定健診、特定保健指導に取り組んでまいりましたが、その成果は少しずつではございますが、健診結果に表れてきているところでございます。このたび、本計画が平成25年度で終了いたしますので、これまでの評価及び新たな健康課題などを踏まえ、平成26年度から平成29年度までの4カ年を計画期間とする「第2期人吉市健康増進計画・食育推進計画」の策定を進めております。今後もみずからの健康はみずからで守る市民を一人でもふやし、市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまちとなりますよう、積極的に取り組んでまいりたいと存じます。また、今回、国民健康保険被保険者の生活習慣実態調査や健康メニュー「ひとよしレシピ」の作成にも取り組むこととしており、これらを皮切りに、食事、運動を通じた生活改善による健康増進にさらに力を入れてまいり所存でございます。

農業関係でございますが、我が国の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大などさまざまな課題がありますが、その対策として、このたび、国において「農林水産業・地域の活力創造プラン」が策定されました。このプランによりますと、農林水産

業、農山漁村における潜在力を生かし、産業としての競争力を強化することで、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」をつくり上げるとして、平成26年度からの取り組み方針が示されています。

主な内容としましては、1点目として、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地集積・集約化を加速させるために、平成26年4月から各都道府県に「農地中間管理機構」が整備されること。2点目として、従来の経営所得安定対策を大幅に見直し、昭和46年から開始された米の生産調整を含む米政策が生産数量目標の配分に頼らず、需要に応じた主食用米生産を行うことができるよう行程を明らかにした上で、段階的に廃止されることになりました。農家の方々への周知につきましては、2月28日の熊本県農業再生協議会主催による市町村への説明を受けまして、3月11日に開催されますJA・人吉市農家振興組合長合同会議において説明を行う予定としております。その後も各町内の農家振興組合の会合など機会を捉えて説明に努め、農家の方々へ周知を図ってまいりたいと存じます。

農林整備関係でございますが、本市と分収造林契約を締結しております八つの分収造林組合のうち契約期間満了となっております7組合につきまして、平成25年度で立木の売払いがすべて完了いたしました。平成23年度から3カ年にかけて、総面積約123ヘクタールに係る立木の公売を実施し、合計売り払い額6,939万円、このうち契約に基づき7割を分収配当金として分収造林組合に支払い、残りの金額2,081万7,000円が市の収入となったところでございます。伐採跡地につきましては、今後市有林として随時植栽を進め、下刈、間伐などの保育事業を実施する計画でございます。

商工関係でございますが、中心市街地の空き店舗解消と同時に進めております「城下町の風情」をコンセプトとする歴史ある美しい町並みの復活につきましては、このたび、平成25年度に策定いたしました人吉グランドデザインによる日よけ並びにのれんを紺屋町の小売店舗にモデルケースとして設置いたしました。本デザインは、今後の本市のまちづくりのイメージをデザイン化したもので、まちづくりの基本を具体的に示したガイドラインでございます。この通り周辺は、小売店や飲食店の方々もみずから日よけやのれんを設置されており、町屋風のたたずまいが感じられ、人吉らしいまちの再生につながるものと期待しているところでございます。また、平成25年度は、人吉市商店街活性化事業補助金の活用により、空き店舗への起業、開業も相次いでおります。日よけやのれんを使った外観の修景につきましても、この補助金制度を御活用いただき、中心市街地の皆様との連携により官民一体となって活性化を推進してまいりたいと存じます。

人吉中核工業用地につきましては、昨年、工業用地内に一部残ってございました民有地を取得し、現在、実施設計委託により効果的な造成及び整備を検討しており、あわせて開発行為申請手続を進めております。工業用地の造成事業におきましては、都市計画法の適用基準を満たさなければならないため、熊本県との開発行為の事前協議を継続的に進めており、新た

な雇用の場を創出する工業用地の整備に向け、取り組んでいるところでございます。本市を取り巻く地域経済は、いまだ厳しい状況にあります。さらなる企業誘致活動を展開するとともに、地場立地企業との情報交換と業況把握を定期的実施する中で、企業支援及び地場産業の振興に努めてまいり所存でございます。

観光関係でございますが、去る2月1日から人吉球磨に春の到来を告げる2カ月間のロングランイベント、ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会による「人吉球磨は、ひなまつり」を開催しております。九日町おひな通りで開催したオープニングでは、人間びなの三段飾りなどの趣向を凝らしたセレモニーを実施し、また、近隣で開催されたふれあい100円商店街や川上哲治氏追悼記念展のオープニングも相まって、会場周辺は大変なぎわいでもございました。本年は、すべての女性に喜ばれるひなまつりをテーマに、ひなまつりの主役である女性限定のサービスを企画するなど、各会場でさまざまなおもてなしが実施されているところでございます。

一方、クラフトパーク石野公園におきましては、3月1日、2日に、ひなまつりイベントを開催いたします。土びなと全国の郷土玩具の秋吉コレクションの展示は、今回で最後となりますが、これまで御協力いただきました関係者の皆様の御厚意に心から感謝申し上げます。今後は、地元工芸家の紹介、企画展示を充実させてまいりたいと存じます。

3月になりますと、SL人吉の運行再開、くま川鉄道において新たな観光列車田園シンフォニーの運行が開始されるなど、春の行楽観光シーズンも本格化してまいります。また、本年もゴールデンウィークの5月3日、4日に日本百名城人吉お城まつりを開催することに決定し、郡市民を始め観光客の皆様にも楽しんでいただける催しなどを準備しているところでございます。平成25年度は、人吉球磨の広域観光元年をうたい熊本県や人吉球磨広域行政組合などと組織、事業の連携を図ってまいりましたが、平成26年度はさらに本地域の相良700年の歴史文化と地域資源を生かした具体的広域観光施策を軸に、滞留時間の延長などを目標に取り組んでまいりたいと存じます。

土木関係でございますが、社会資本整備総合交付金事業により平成25年7月から進めてまいりました市道上林中神線にかかる中原跨線橋上部工架替工事につきましては、受託施工いただきました九州旅客鉄道株式会社の御尽力によりまして、本年1月末に通行を再開することができました。通行止めの期間中、近隣町内を初め市民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。皆様の御理解と御協力により、2月末をもちまして工事完了の見込みでございます。また、大塚桑木津留線の落石防止対策並びに改築工事につきましても、3月末の完了に向けて計画どおり進捗いたしているところでございます。そのほか五日町田町線外13路線において、路面のひび割れや段差解消を目的とした舗装補修工事を実施いたしております。

平成26年度におきましては、社会資本整備総合交付金事業により水ノ手橋補修工事を計画

しておりました。平成27年度の工事完了を目指して進めてまいりたいと存じます。水ノ手橋は架設後43年を経過し、詳細点検の結果、主桁コンクリートの剥離や鉄筋の露出、支承並びに防護柵の腐食や損傷などが確認されており、必要な対策を行うために、現在、補修工事に伴う関係機関との事前協議を行っているところでございます。道路改良事業としましては、交通量が多く通学路でもあります下林北願成寺線の歩道や、生活関連道路である矢黒下戸越線外2路線の測量、設計を実施することとしております。また、紺屋町東間線外11路線など、舗装の劣化が著しい路線につきましても、舗装補修工事を実施してまいります。今後も、引き続き道路状況の把握に努め、道路の安全管理と円滑な通行の確保を図ってまいりたいと存じます。

市営住宅関係でございますが、現在、本市が管理します25団地のうち、平成23年度に策定しました「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、「修繕及び改善」と判定した立野団地外16団地につきまして、屋上防水改修や外壁改修などの改善に取り組んでいるところでございます。平成26年度は、前田団地屋上防水改修工事、鶴田団地外壁改修工事などを実施することとしており、引き続き快適で安全な居住環境の維持に努めてまいりたいと存じます。

住宅リフォーム促進事業でございますが、平成24年度から個人所有の既存住宅を対象に、機能維持、住居環境の整備及び性能向上を図るための改修費用の一部を助成しております。平成25年度は、55件の申請があり昨年に続き予算額に達しており、市民の皆様へ安全・安心で快適な居住環境づくりとして活用いただいたところでございます。また、平成25年度から助成金の一部を、きじ馬スタンプ協同組合加盟店で使用できる商品券として交付しておりますが、間接的に地域経済の活性化にも寄与しているところであり、平成26年度も引き続き商品券による助成を行ってまいりたいと存じます。

戸建木造住宅耐震事業におきましても、個人の戸建木造住宅の耐震診断及び改修に対し、継続して助成を進めてまいりたいと存じます。

都市計画関係でございますが、街路事業につきましては、平成24年度の都市計画道路「下林願成寺線」の事業認可を受け、人吉インターチェンジから通称フルーティロード交差点付近までの整備を行うこととし、平成25年度から用地取得に取り組んでいるところでございます。今後の計画としましては、平成26年度も引き続き用地取得に努め、平成29年度から平成30年度に本体工事着工としておりますが、一定区間の用地取得が早期に完了した場合は、歩道などの工事について先行実施し、歩行者の安全通行を確保したいと存じます。

公園事業につきましては、平成24年度から国の補助事業である都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業により、村山公園の公園施設の改築、更新を実施してまいりました。平成26年度からは公園施設長寿命化対策支援事業により、石野公園の公園施設の改築及び更新を進めてまいりたいと存じます。

(仮称)人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進関係でございますが、現在、整備

実現に向け、国、西日本高速道路株式会社、熊本県警察本部、関係機関と協議を行っているところでございます。設置箇所としましては、蟹作町周辺の国道219号から直接乗り入れができる場所を候補としておりますが、地形の高低差、家屋の建ち並び、鉄道の隣接などの諸問題も多く、さまざまな視点から慎重にルート案を検討しているところでございます。ルート決定後は、速やかに連結許可申請を進めてまいりたいと存じます。

学校施設関係でございますが、現在休校としております西瀬小学校鹿目分校、田野小学校、矢岳小学校につきまして、地元校区の皆様のご了承も得られましたことから、平成26年3月末をもちまして廃校とすることとし、人吉市立学校設置条例の一部の改正を御提案することといたしました。廃校後の施設の取り扱いにつきましては、西瀬小学校鹿目分校は社会教育施設西瀬コミュニティセンター分館として、田野小学校は地元協議を継続、矢岳小学校は解体処理と、それぞれ異なる形での方向性を御提案させていただいております。伝統と歴史ある三つの小学校を廃校にすることは、本市としましても苦渋の選択であり、まことに忍びないことではございますが、少子化など本市の学校教育を取り巻く環境につきまして何とぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。また、これまでそれぞれの小学校を温かく見守り続けていただいた卒業生の皆様、地域の皆様に心から感謝申し上げます。

学校施設の大規模改修につきましては、平成25年度に人吉西小学校中学年棟の改修、東間小学校、大畑小学校、西瀬小学校の給水設備の全面改修を行い、校舎の老朽化、漏水などの不安が解消されたところでございます。また、人吉西小学校、東間小学校、中原小学校のプールにおきましても、国の経済再生対策事業を活用し改築工事を行い、3月末に竣工する見込みとなっております。今回の改修により、以前にも増して児童に対し安全かつ快適な学習環境を提供できるものと存じます。

学校教育関係でございますが、このたび、市内の事業者から、学校で使用する生徒用のノートパソコン100台の寄贈の申し出があったところでございます。寄贈いただくノートパソコンは最新鋭の機種でありまして、現在、中学校に配備しているタブレットパソコンがサポート切れを間近に控えていることから、中学校3校に配備することとしております。今回の整備に伴い、授業におけるさまざまな疑問の調べ学習などに活用できるものとして大いに期待しているところでございます。今後も小中学校のICT学習環境の整備と、これらを活用した学習の充実に力を注いでまいりたいと存じます。

社会教育関係でございますが、本年10月18日から19日の2日間、人吉スポーツパレスをメイン会場として、「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす第43回熊本県人権教育研究大会人吉球磨大会」が開催されます。これまでこの研究大会に集う学校教育、社会教育関係者が中心となり、部落解放・人権確立の教育の創造に努めてきたところでございますが、県内においては、同和問題をはじめ女性、子供、高齢者、障がい者の方々の人権に関するさまざまな問題が起きているのも事実でございます。また、近年はインターネット上の差別情報な

ども大きな社会問題となっております、これらの事案を地域社会全体で真摯に受けとめ、人権教育及び人権啓発の推進を目指し、努力していかなければならないと存じます。多数の市民の皆様方に御参加いただき、人権意識の機運がさらに高まることを強く願っているところでございます。

去る2月16日に開催いたしました「第11回ひとよし春風マラソン」には、全国各地からエントリーいただき、5,924人の皆様が早春の人吉を駆け抜けました。今回は、約4割近くの方が県外からの参加でございまして、本市の観光振興や地域活性化にも大きく貢献できたものと存じます。ランナーの皆様には、ゴールされた後、地元食材を使ったつぼん汁や赤飯、ぜんざいなど郷土料理を御賞味いただき、また、力走の疲れを郡市内の各温泉施設でいやすいただくなど、心温まる大会として開催できたものと存じます。今後も、「家族が走る。家族が応援する」をテーマに、さらなる大会の充実を図ってまいりたいと存じます。大会開催に際し、御協力いただきました多くのボランティアの皆様を初め、沿道で温かく御声援いただいた市民の皆様方、御協賛いただきました関係企業の方々に心からお礼を申し上げます。

昨年7月、人吉市弓道場遠的場において発生したアーチェリー事故関連でございしますが、人吉市弓道場遠的場事故防止対策委員会におきまして、事故再発防止に向けた最終報告書が取りまとめられました。これを受けまして、安全対策の一つとして平成26年度において弓道場近的場周囲にフェンスを設置することとしております。また、今後の体育施設における事故防止対策などに関して審議するため、人吉市体育施設事故防止対策審議会設置条例を御提案いたしましたところでございます。

文化財関係でございしますが、史跡人吉城跡の大手門跡南側整備事業につきましては、石垣の保存と環境整備を図るため、平成24年度に発掘調査、石垣図面化、平成25年度に石垣修復工事、周辺整備の測量設計を実施してまいりました。平成26年度は、事業の最終年度として石段や排水溝の復元、周辺部の土舗装、説明板設置などの整備工事を計画しております。また、史跡大村横穴群の保存修理につきましては、西群の民家背後のがけ面を五つの区画に分け、平成25年度から1区画ずつ岩盤安定化を図る保存修理工事を実施しており、平成26年度は二つ目の区画の保存修理に着手する計画でございします。

平成23年度から実施しております「お庭御覧」でございしますが、平成26年度も日本を代表する作庭家野村勘治氏を講師にお迎えし、来る5月24日に市内に残る歴史的庭園の植栽の手入れ方法を学ぶ市民講座を開催し、翌日には、市内10カ所程度の名園を訪ねる庭園めぐりを計画しているところでございます。市民所有の庭園を活用した周遊性のある庭園めぐりが観光資源として認知される中、今後も「人吉の宝物を探し出す」というコンセプトのもと、お庭御覧の充実に向けてまいりたいと存じます。

文化振興関係でございしますが、来る8月10日「くまもと子ども芸術祭2014in人吉」が人吉市カルチャーパレスで開催されます。この芸術祭は、次世代を担う子供たちを主体として、

地域の芸術文化の活性化と継続発展を図ることを目的とし、熊本県、熊本県教育委員会、熊本県文化協会、人吉文化協会と本市が共同で主催することとしております。大会のコンセプトを「700年の歴史に学び今を生きる！そして未来へ」とし、歴々と引き継がれてきた相良700年の歴史と文化を継承しつつ、現代の社会文化を取り入れ融合していく人吉らしさが表現できる芸術祭として開催できるよう関係機関と準備を進めてまいりたいと存じます。

カルチャーパレス改修事業につきましては、平成25年度から第1期工事に着手し、大・小ホールの舞台機構手動操作機器、大ホールの調光装置設備、非常用発電設備などの改修工事が完了いたしました。平成26年度は、第2期工事として小ホールの調光装置設備改修工事などを計画しおりました。期間中、利用者の皆様には御迷惑をおかけいたしますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

図書館関係でございますが、去る2月22日、23日に開催しました図書館まつりでは、市内外から多くの皆様に御来館いただき、人形劇、紙芝居の今昔展などさまざまなイベントを楽しんでいただきました。また、大畑駅での出来事を題材にした絵本「タカと幸（ゆき）おじさん」をテーマに開催した教養講座では、参加者から地域を題材とした絵本があることの驚きや、身近な話題から絵本づくりができることへの興味などの感想を伺うことができ、参加者にとりまして有意義な講座であったと存じます。今後も、郷土に係る資料の充実に努め、あらゆる機会を設け、地域のすばらしさを発信するとともに、今後も、書物や絵本、地域に伝わる物語を題材とし、幅広い年齢層まで楽しめるイベントを企画することで図書館に親しんでいただき、あわせて読書のすばらしさを広げてまいりたいと存じます。

上水道事業関係でございますが、現在「人吉市水道ビジョン」の事業計画に基づき、水道施設の整備、水道管路の耐震化及び老朽管更新事業を実施しているところでございます。平成26年度は、茂ヶ野水源地から原城配水池までの送水管改良工事につきまして、蟹作町の約200メートルの区間を実施する計画でございます。そのほか、一般改良工事として老神町配水管改良工事、起債工事で永野地区送水管改良工事を計画いたしております。また、マニフェストに掲げています「熊本県下の都市で一番水道料金が安く、おいしい水を供給し続けるための施設更新を行う」ことにつきましては、現在、県下14市におきまして、最も安価な水道料金となっております。しかしながら水道料金収入は、給水人口の減少や節水型電化製品の普及などに伴い減少している現状でございます。今後も、人吉市水道ビジョンに沿った事業経営や施設更新を実施することで経営の安定化を図り、低廉で清浄かつおいしい水を提供できるよう努めてまいり所存でございます。

公共下水道関係でございますが、昭和57年3月の供用開始以来、この3月で32年を迎えることとなります。事業認可区域1,029ヘクタールの整備につきましては、ほぼ完了している状況でございます。現在、事業の重点を施設の維持管理へ移し、早期に敷設した管渠の長寿命化計画などに基づき、主要施設の改築更新に努め、施設の機能維持や安全性の確保に取

り組んでおります。また、平成24年度から進めております公共下水道全体計画の見直しにつきましては、社会情勢の変化や本市の現状などを踏まえ計画面積を見直すなど、より効率的で適切な計画へと変更する予定でございます。さらに、独立採算を基本とする下水道事業の経営基盤強化としまして、公営企業会計導入に向けた準備を進めており、平成27年4月を目標に地方公営企業法適用へとつなげてまいりたいと存じます。

次に、浄化槽関係でございますが、平成24年度から従来の国・県の補助制度に上乘せ補助を実施し、浄化槽設置の普及促進を行っておりますが、その効果もあり、平成25年度は平成23年度と比較し、設置基数が約1.8倍増加しております。平成26年度におきましても引き続き普及促進を図り、家庭からの雑排水による汚濁物質の減少や住環境の改善及び公共用水域の水質保全に努めてまいりたいと存じます。

ここで、若干の時間を拝借いたしまして、国が定めました平成26年度の地方財政計画について、その概要を申し上げます。国の平成26年度予算の基本方針は、デフレ不況からの早期脱却と経済再生を図るため、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」を一体として強力に推進することにより、企業収益の拡大を図り、そのことによって賃金上昇、雇用・投資拡大につなげ、消費拡大や投資の増加を通じてさらなる企業収益の拡大を促すという経済の好循環を実現するとされております。また、その取り組みにより、保険料収入や税収の基盤でもある強い経済を取り戻し、あわせて消費税率を引き上げることにより、社会保障の安定財源を確保しつつ、持続可能な社会保障制度を構築し、次世代に引き継いでいくこととされております。

さらに本年4月に実施予定の消費税率の引き上げに際しましては、反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげるための施策を講じることとされており、「好循環実現のための経済対策」としての平成25年度補正予算とともに、平成26年度予算及び税制改正により、消費税率引き上げによる影響を緩和するための取り組みを着実に進めていくこととされております。

このような基本方針のもとで策定されました平成26年度の地方財政計画は、地方が地域経済の活性化に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、社会保障の充実分等を含め、平成25年度の水準を上回る額を確保することとされております。地方財政計画の規模につきましては1.8%の増、地方一般歳出は2.0%の増、一般財源総額は1.0%の増とされ、平成26年度の財源不足額は10兆5,938億円余りとされているところでございます。地方財政計画の根幹を支えております地方交付税は、国税5税の法定分や繰越金の増加はあるものの、リーマンショック以降、地域経済の落ち込みに対応すべく特別枠として措置されてきた「特別加算等」の減少により、平成25年度に比べ1,769億円、1.0%の減で16兆8,855億円とされております。また、地方交付税の財源不足

を国と地方で折半する臨時財政対策債は、残高がふえていく中で発行をできるだけ抑制するようとの声を受け、9.9%の減とされているところでございます。

その他の地方財源といたしまして、地方税が2.9%の増、地方譲与税が17.4%の増とされているところでございます。

本市の平成26年度の財政見込みでございますが、国が進めております経済対策の効果がまだまだ見受けられないところでございまして、市税のうち個人の市民税につきましては、就労人口や総所得金額の減少などに伴い、減収が見込まれているところであります。法人の市民税につきましても、いまだ回復基調に至らず、平成25年度当初予算と比較いたしまして減収を見込んでいるところでございます。平成26年度も平成25年度に引き続き、所要一般財源の確保に相当な困難を要し、厳しい財政運営になるのではないかと大変危惧しているところでございます。

このように厳しい財政状況ではございますが、国の施策と歩調を合わせ、景気対策や雇用の確保につながるよう「集中」と「選択」により施策を推進してまいる所存でございます。

議員各位並びに市民の皆様のご理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市長（田中信孝君）（登壇） まず、訂正からお願いを申し上げたいと思います。2ページでございます。「植杉乾蔵（けんぞう）氏」とお読みしなければならないところを「乾蔵（かんぞう）氏」と読んだそうでございます。御訂正をお願いいたします。

次に、7ページでございます。「紺屋町東間（とうかん）線」と申し上げなければならないところを「紺屋町東間（ひがしあいだ）線」と申し上げたそうでございます。東間（とうかん）線が正解でございます。

11ページでございます。「別枠加算等」と申し上げなければならないところを「特別加算等」と誤って申し上げました。御訂正をお願いいたします。

それでは、引き続き、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして概要を御説明申し上げます。

議第1号平成25年度人吉市一般会計補正予算（第8号）は、1月29日に専決処分いたしました補正予算につきまして議会の承認を求めるものでございまして、本年3月23日に予定しております川上哲治氏の追悼式典及び関連行事等に要する経費につきまして専決いたしましたものでございます。歳出におきまして、総務費に280万円及び教育費に100万円の合計380万円の増額をいたしております。なお、予備費を同額減額しておりますので、歳入歳出予算総額

に変更はございません。

議第2号平成25年度人吉市一般会計補正予算案(第9号)は、国・県の補助事業の決定による事業費の確定や最終見込みによるもののほか、単独事業などの補正を行うものでございます。また、新市庁舎移転建設のための財源といたしまして、人吉市庁舎建設等基金に5,000万円を積み立てることとしております。今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ1億86万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ153億7,034万4,000円とするものでございます。

議第3号平成25年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案(第4号)は、歳入歳出をそれぞれ4,128万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億1,491万4,000円とするものでございます。

議第4号平成25年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案(第2号)は、歳入歳出をそれぞれ925万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,434万4,000円とするものでございます。

議第5号平成25年度人吉市介護保険特別会計補正予算案(第4号)は、歳入歳出にそれぞれ1,193万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億6,027万4,000円とするものでございます。

議第6号平成25年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案(第4号)は、歳入歳出をそれぞれ「256万6,000円」減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,575万6,000円とするものでございます。

議第7号平成25年度人吉市水道事業特別会計補正予算案(第4号)は、事務事業費の精算でございまして、収益的収入及び支出につきましては、収入の水道事業収益を569万6,000円増額し、収入総額を5億4,747万8,000円といたしております。資本的収入及び支出につきましては、支出の資本的支出を279万4,000円減額し、支出総額を2億5,568万5,000円といたしております。

議第8号平成25年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案(第4号)は、歳入歳出にそれぞれ21万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,126万1,000円とするものでございます。

議第9号平成25年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算案(第1号)は、歳入歳出にそれぞれ2万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22万9,000円とするものでございます。

議第10号平成25年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算案(第1号)は、歳入歳出にそれぞれ115万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ334万3,000円とするものでございます。

議第11号平成26年度人吉市一般会計予算案について御説明いたします前に、今回の予算の

概要について申し上げます。

まず、歳入のうち、主要一般財源の市税でございますが、平成25年度当初予算に比べ、約3,700万円の減を見込んでいるところでございます。個人及び法人の市民税は、平成26年度から10年間の個人均等割における復興特別税による増収はあるものの、就労人口の減少や本市における景気回復の状況がまだまだ不透明なことから全体的には増収が見込めないことにより、平成25年度当初予算に比べ約5,100万円の減を見込んでいるところでございます。固定資産税は、家屋、償却資産の増収などにより、平成25年度当初予算に比べ約1,000万円の増を見込んでいるところでございます。市税の総額といたしましては、平成25年度最終補正予算との比較では、約600万円の減を見込んでいるところでございます。

また、地方消費税交付金でございますが、本年4月から予定されております消費税率の引き上げに伴い、5%時に1%分であった交付金が、8%の場合は1.7%分となりますことから、平成25年度当初予算と比べ、約1億6,000万円の増を見込んでいるところでございます。

地方交付税でございますが、地方財源対策において、交付総額で1.0%、1,769億円程度の減とされているところでございます。そのうち普通交付税につきましては、決して過大な見積もりとならないよう慎重に判断する必要があることに加えて、消費税率の引き上げや国家公務員の給与水準の復元により、増減が見込みづらい点もありますことから、平成25年度交付決定額に地方財政対策の伸び率を勘案し計上しているところでございます。また、特別交付税及び臨時財政対策債につきましても、平成25年度の最終見込み額及び決定額を勘案し予算を計上しているところでございます。

次に、歳出でございますが、平成26年度におきましては、昨年実施をいたしました事業仕分けの結果も踏まえ、既存の事務事業等の見直しを含め、財源の重点的・効率的な配分に努め、可能な限り経費の削減を図るとともに、安定した市民生活に不可欠な社会保障関係経費につきましては、消費税率引き上げに伴う増収分を活用し、必要な予算を計上いたしております。投資的な経費といたしまして、地域の元気づくり基金を活用し、（仮称）鉄道ミュージアム建設事業やカルチャーパレス改修事業の予算を計上しているところでございます。歳入歳出予算の総額は、146億8,623万3,000円で、平成25年度当初予算と比較いたしますと3.9%の増となっております。

なお、財源不足を補うために、減債基金を取り崩し対応いたしております。

議第12号平成26年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ172万3,000円といたしております。

議第13号平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億6,591万6,000円といたしております。

議第14号平成26年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,176万6,000円といたしております。

議第15号平成26年度人吉市介護保険特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億2,774万5,000円といたしております。

議第16号平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,913万7,000円といたしております。

議第17号平成26年度人吉市水道事業特別会計予算案は、収益的収入及び支出の予算額について、収入に水道事業収益5億7,233万1,000円を計上し、支出では、水道事業費用5億1,611万6,000円といたしております。また、資本的収入及び支出の予算額は、収入に4,180万2,000円を計上し、支出を2億6,005万6,000円といたしております。

議第18号平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,719万9,000円といたしております。

議第19号平成26年度人吉市国民宿舎特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,202万9,000円といたしております。

議第20号平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ288万6,000円といたしております。

議第21号人吉市職員の給与に関する条例等の一部改正案は、勤務1時間当たりに係る給与額の算出方法の変更及び所有に係る住宅手当の廃止を行なうため、条例の一部を改正するものでございます。

議第22号人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正案は、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務について新たに規定するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第23号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案は、勤務公署に勤務する非常勤職員の待遇改善を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

議第24号人吉市職員の修学部分休業に関する条例及び人吉市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における地方公務員法の一部改正に伴い、修学部分休業の期間の上限及び高齢者部分休業の対象年齢の範囲が条例委任されたため、条例の一部を改正するものでございます。

議第25号人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正案は、育児休業をすることができる職員の範囲の変更等を行なうため、条例の一部を改正するものでございます。

議第26号人吉市地域の元気づくり基金条例案は、国から交付される地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）の対象となる事業の円滑な実施に資するため、人吉市地域の元気づくり基金を設置することに伴い、新たに条例を制定するものでございます。

議第27号人吉市地域づくり推進事業基金条例を廃止する条例案は、人吉市地域づくり推進事業基金として所期の目的は果たされたので、条例を廃止するものでございます。

議第28号人吉市立学校設置条例の一部改正案は、休校中の人吉市立西瀬小学校鹿目分校、人吉市立田野小学校及び人吉市立矢岳小学校を平成26年3月31日をもって廃止すること等に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第29号人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部改正案は、休校中の人吉市立田野小学校及び人吉市立矢岳小学校を平成26年3月31日をもって廃止することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第30号人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部改正案は、休校中の人吉市立西瀬小学校鹿目分校を平成26年3月31日をもって廃止することに伴い、人吉市西瀬公民館鹿目分館及び人吉市西瀬コミュニティセンター鹿目分館として位置づけ活用を図るため条例の一部を改正するものでございます。

議第31号人吉市体育施設事故防止対策審議会設置条例案は、人吉市体育施設の事故防止対策に関することを審議する機関を設置するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、新たに条例を制定するものでございます。

議第32号人吉市体育施設条例の一部改正案は、人吉市農村運動広場野球場の名称を川上哲治記念球場に正式に変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第33号人吉市カルチャーパレス条例の一部改正案は、カルチャーパレス利用促進委員会の答申に基づき、コミュニティ棟の基本使用料に1時間単位の区分を規定すること等に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第34号人吉市地域福祉計画推進委員会設置条例の一部改正案は、地域福祉計画の策定等について人吉市地域福祉計画推進委員会で審議するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第35号人吉市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正案は、乳幼児医療費助成制度の助成対象を中学校3年生まで引き上げること等に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第36号人吉市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が一部施行され、障害程度区分が障害支援区分に改められることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第37号人吉市老人福祉センター条例の一部改正案は、人吉市老人福祉センターの利用料金等について改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第38号人吉市老人趣味の家条例を廃止する条例案は、人吉市老人趣味の家を平成26年3月31日をもって廃止するため、条例を廃止するものでございます。

議第39号人吉市予防接種事故災害補償条例を廃止する条例案は、市が実施する法定外の予防接種に係る事故の災害補償について、新たに規則で定めることに伴い、条例を廃止するも

のでございます。

議第40号人吉市農村環境改善センター条例を廃止する条例案は、人吉市農村環境改善センターを平成26年3月31日をもって廃止するため、条例を廃止するものでございます。

議第41号ひとよしから、米を原料とする球磨焼酎の地域文化を紡ぎ広める条例案は、球磨焼酎の普及促進に関し、市、蔵元等及び事業者並びに市民の役割を明らかにするとともに、球磨焼酎の普及を通して球磨焼酎の地域文化の振興を図り、もって地域経済の活性化に寄与するため、新たに条例を制定するものでございます。

議第42号公の施設の指定管理者の指定についての案件は、副市長以下8人の委員で構成する人吉市指定管理候補者選定委員会を開催し、慎重に審議を進めてまいりました結果、人吉市国民宿舎くまがわ荘の指定管理者をくま川下り株式会社にするにつにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の御議決をお願いするものでございます。また、指定の期間につきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間としております。

議第43号及び議第44号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める案件の2件は、佐無田学氏、宮原裕子氏の任期が、本年3月31日で満了となりますので、両氏を再任することにつきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

議第45号教育委員会委員の任命につき同意を求める案件は、山本泰弘氏の任期が本年4月9日をもって満了となることに伴い、後任として、西口詳一郎氏を任命することにつきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

議第46号公平委員会委員の選任につき同意を求める案件は、高松朋子氏の任期が本年3月31日で満了となりますので、同氏を再任することにつきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

以上、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明をさせていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願いを申し上げます。

御訂正をお願いします。13ページでございます。議第6号「250万6,000円」と申し上げなければならないところを「256万6,000円」と申し上げたそうでございます。250万6,000円が正解でございます。よろしく御訂正をお願いいたします。御清聴ありがとうございました。

○総務部長（中村則明君）（登壇） 皆様、こんにちは。それでは、私のほうから去る1月29日に専決処分をいたしました、議第1号平成25年度人吉市一般会計補正予算（第8号）についての補足説明をさせていただきます。

今回、専決処分をいたしました予算につきましては、来月3月23日に予定しております故川上哲治氏の追悼事業などに関する予算でございます。

それでは、お手元の専第1号補正予算の1ページをお願いいたします。第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出総額の補正はございません。歳入の補正がなく、歳出の補正のみでございますので、主なものを事項別明細書により御説明いたします。

5ページをお願いいたします。歳出でございますが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費280万円の増額は、故川上哲治氏の追悼式典に関するものでございまして、関係者の招聘旅費や弔慰金、式典会場の設営委託料などの補正でございます。10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費100万円の増額は、故川上哲治氏の追悼行事として実施いたします社会人野球の試合に係るものでございまして、社会人野球チーム等の招聘旅費や試合で使用するボール等の消耗品などでございます。

6ページをお願いいたします。14款予備費を380万円減額いたしております。

以上で、議第1号についての補足説明を終わります。

続きまして、議第2号平成25年度人吉市一般会計補正予算案（第9号）並びに議第11号平成26年度人吉市一般会計予算案につきまして補足説明をさせていただきます。多少長くなりますが、お許しをいただきたいと存じます。

まず、議第2号平成25年度人吉市一般会計補正予算案（第9号）でございます。今回の補正予算案は、国・県の補助事業などの決定による事業費の確定や最終見込みが主なものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により、第2条の繰越明許費の補正につきましては、第2表繰越明許費補正により、第3条の債務負担行為の補正につきましては、第3表債務負担行為補正により、第4条の地方債の補正につきましては、第4表地方債補正によりそれぞれ御説明いたします。

6ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費補正は、追加の34件と変更の1件でございます。2款総務費、1項総務管理費、人吉IC交通結節点トイレ整備事業860万4,000円は、敷地占用許可権者である日本高速道路保有債務返済機構との協議に不測の日数を要し、年度内竣工が困難となったため繰り越すものでございます。3款民生費、1項社会福祉費、介護療養型医療施設転換整備事業4,930万円は、医療法人に対する介護療養型医療施設の小規模老人保健施設への転換事業に対する補助金でございますが、資材調達や工事工法の選択作業に不測の日数を要されましたことから、年度内竣工が困難となったため、補助金を繰り越すものでございます。8款土木費、2項道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業、下林北願成寺線600万円は、用地測量、設計業務委託でございますが、地権者の相続関係調査に不測の日数を要しましたことから、年度内完了が困難となったため繰り越すものでございます。上林中神線から鬼木地内第2号線までの3件は、地質調査業務委託に不測の日数を要しましたことから、地質調査業務委託完了後でなければ工事の発注ができませんので、年度内

竣工が困難となったため繰り越すものでございます。七地赤池線及び人吉矢岳線につきましては、地元町内との迂回路関係などの調整に不測の日数を要しましたことから、年度内竣工が困難となったため繰り越すものでございます。中青井第1号線から下林南願成寺線までの3件は、交通量も多く、小学校や交差点等に関する警察署との協議に不測の日数を要しましたことと、地質調査業務委託完了後でなければ工事の発注ができませんことから、年度内竣工が困難となったため繰り越すものでございます。青井西間線950万円は、下水道マンホールふたの取りかえ工事の工期延長により、工事発注がおくれ年度内竣工が困難となったため繰り越すものでございます。地方道路等整備事業、戸越草津線用地取得費60万円は、用地交渉に不測の日数を要し、年度内完了が困難となったため繰り越すものでございます。

7ページをお願いいたします。南町地内第1号線940万円は、通学路で幅員も狭小でございますことから、工法の検討において不測の日数を要しましたことから工事発注がおくれ、年度内竣工が困難となったため繰り越すものでございます。城本北泉田線540万円は、交通量も多く小学校や交差点等に関する警察署との協議に不測の日数を要しましたことと、側溝の改修工法検討に不測の日数を要しましたことから工事着工がおくれ、年度内竣工が困難となったため繰り越すものでございます。矢黒下戸越線227万1,000円は、測量設計業務委託でございますが、国道219号との交差点等に関する警察署との協議に不測の日数を要しましたことと、施工範囲や用地買収箇所の選定に不測の日数を要しましたことから、年度内完了が困難となったため繰り越すものでございます。東間蓑野第1号線及び相良薩摩瀬第2号線につきましては、雨天時の路面排水処理を高めるための側溝の工法検討に不測の日数を要しましたことから、年度内竣工が困難となったため繰り越すものでございます。中青井第1号線及び紺屋町東間線につきましては、社会資本整備総合交付金事業で取り組んでおります路線と同じ路線でございますが、この事業では歩道の改良を実施するものでございまして、社会資本整備総合交付金事業と同じく、交差点などの協議に不測の日数を要しましたことから、年度内竣工が困難となったため繰り越すものでございます。社会資本整備総合交付金事業水ノ手橋補修事業650万円は、人吉城跡に隣接し文化庁などとの現状変更申請に関する協議に不測の日数を要しましたことから設計業務委託の発注がおくれ、年度内完了が困難となったため繰り越すものでございます。曙橋外4橋補修事業及び鶴田橋外27橋補修事業につきましては、県などとの河川協議や橋梁の耐震補強工法の検討に不測の日数を要しましたことから設計委託や工事の発注がおくれ、年度内竣工が困難となったため繰り越すものでございます。3項住宅費の市営住宅改修事業139万4,000円は、蟹作団地の給水設備改修設計業務委託でございますが、給水管の調査に不測の日数を要しましたことから、年度内完了が困難となったため繰り越すものでございます。4項都市計画費の人吉・球磨スマートインターチェンジ整備事業1,700万円は、スマートインターチェンジの測量設計業務委託でございますが、国土交通省や西日本高速道路株式会社などとの協議に不測の日数を要し、年度内完了が困難とな

ったため繰り越すものでございます。社会資本整備総合交付金事業、村山公園施設改築事業3,275万7,000円は、公園に整備する施設の設置箇所の検討に不測の日数を要し工事の発注がおくれ、年度内竣工が困難となったため繰り越すものでございます。下林願成寺線7,569万7,000円は、用地補償費でございますが、地権者や補償物件の補償交渉に不測の日数を要しまして、年度内完了が困難となったため繰り越すものでございます。

8ページをお願いいたします。9款、1項消防費の防災行政無線整備事業1億6,000万円は、戸別受信機の施工箇所が個人宅でございますことから、作業日の調整に日数を要しましたことから、年度内竣工が困難となったため繰り越すものでございます。10款教育費、2項小学校費、小学校汚水処理操作盤改修事業198万4,000円は、消費税率引き上げ前の需要逼迫の影響により、操作盤の年度内納品が見込めなくなりましたことから事業完了が見込めないため繰り越すものでございます。3項中学校費、中学校電気設備改修事業569万9,000円も小学校費と同じく消費税率引き上げ前の事業逼迫の影響により、製品の年度内納品が見込めなくなりましたことから事業完了が見込めないため繰り越すものでございます。11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧事業375万5,000円は、大原地内第1号線外6路線の災害復旧工事でございますが、復旧工法の検討に不測の日数を要しましたことから工事の着工がおくれ、年度内竣工が困難となったため繰り越すものでございます。現年発生補助道路橋梁災害復旧事業585万7,000円は、大畑旧国道第1号線の災害復旧工事でございますが、地権者の同意取得や復旧工法の検討に不測の日数を要しましたことから工事の着工がおくれ、年度内竣工が困難となったため繰り越すものでございます。河川災害復旧事業620万9,000円は、大川間川外3河川の災害復旧工事でございますが、被災範囲が当初よりも拡大し、施工範囲や復旧工法の検討に不測の日数を要しましたことから工事の着工がおくれ、年度内竣工が困難となったため繰り越すものでございます。現年発生補助河川災害復旧事業790万円は、桑木津留川の災害復旧工事でございますが、被災箇所の隣接地で道路改良工事も実施しておりまして、交通規制などの関係で工事の着工がおくれ、年度内竣工が困難となったため繰り越すものでございます。次に、繰越明許費補正の変更でございますが、3款民生費、1項社会福祉費、老人福祉センター改修事業は、改修工事に伴い県の補助事業で設置いたします太陽光発電設備の設置基準に基づく設計の見直しによる変更でございます。

9ページをお願いいたします。第3表の債務負担行為補正の廃止につきましては、長崎国体球磨川特設カヌー競技場整備事業は関係機関との協議が整わず、年度内の着工を見送り、予算を減額しますことから廃止するものでございます。変更につきましては、議会中継システムリース料及び住民基本台帳ネットワークシステム機器使用料が入札によるリース料の確定に伴う限度額の変更でございます。

10ページをお願いいたします。第4表の地方債補正の変更でございますが、社会資本整備総合交付金事業債から現年発生補助災害復旧事業債までの10件は、事業費の確定や最終見込

みにより限度額を変更するものでございます。

13ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款市税、1項市民税、1目個人、現年課税分5,277万9,000円の減額補正は、大口の個人市民税所得割の減によるものでございます。2目法人の現年課税分1,891万4,000円は、最終調定見込みにより減額するものでございます。2項固定資産税から14ページ6項都市計画税までは、滞納繰越分の最終調定見込み額でそれぞれ補正をいたしております。10款、1項、1目地方交付税494万1,000円の増額補正は、国の補正予算成立に伴い、普通交付税が追加交付されるものでございます。

15ページから16ページまでを省略しまして17ページをお願いいたします。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金2,451万1,000円の減額は、自立支援給付費負担金や保育所運営費負担金の減などによるものでございまして、扶助費などの最終見込みによる補正でございます。

18ページをお願いいたします。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1億437万円の増額補正は、国の平成24年度補正予算に計上された地域の元気臨時交付金の交付額確定による増額が主なものでございます。2目民生費国庫補助金470万1,000円の減額は、医療法人の介護療養型医療施設の開設事業の本年度中の完了が困難となったため、設備整備費に対する地域介護・福祉空間整備推進交付金の減額による補正が主なものでございます。3目衛生費国庫補助金177万7,000円の減額は、巡回支援専門員整備事業費補助金の名称変更による減額などが主なものでございます。4目土木費国庫補助金7,694万1,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の決定によるものでございます。7目農林水産業費国庫補助金220万2,000円の増額は、トラクターの購入を予定されている農家に対する経営体育成交付金でございます。

19ページをお願いいたします。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金2,030万2,000円の減額は、国庫負担金と同じく自立支援給付費負担金の減や国民健康保険の保険基盤安定負担金の減などによるものでございます。

20ページをお願いいたします。2項県補助金、1目総務費県補助金795万2,000円の増額は、地方バス運行等特別対策補助金に対する生活交通維持・活性化総合交付金の増などによるものでございます。2目民生費県補助金から21ページの7目教育費県補助金までの補正は、補助事業の決定による事業費の確定や最終見込みによるものでございます。3項委託金、1目総務費委託金194万6,000円の減額は、参議院選挙費委託金の減などが主なものでございます。

22ページをお願いいたします。8目教育費委託金1,530万円の減額は、長崎県からの球磨川特設カヌー競技場整備事業費委託金の減でございます。

23ページをお願いいたします。16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地売払収入412万5,000円の増額補正は、里道や水路等の用途廃止に伴う土地売払収入などによるものでございます。17款、1項寄附金、2目総務費寄附金279万円の増額は、古都人吉応援団寄附金として24件、うち1法人から寄附をいただいたものでございます。

24ページを省略いたしまして25ページをお願いいたします。20款諸収入、3項貸付金元利収入、4目中小企業貸付預託金元利収入2,500万円の減額は、預託金の利用が少ないことから減額するものでございます。

26ページを省略いたしまして27ページをお願いいたします。21款市債は、第4表地方債補正で御説明いたしましたので説明を省略させていただきます。

次に、歳出でございますが、28ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費9,463万円の増額補正は、29ページの3節職員手当等の退職手当が希望退職者等4名分の増、19節負担金、補助及び交付金の人吉市地方バス運行等特別対策補助金や人吉市くま川鉄道経営安定化補助金が主なものでございます。

30ページから31ページを省略しまして、32ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費3,177万円の減額は、33ページ28節繰出金のうち、保険税軽減額の確定に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金などの減が主なものでございます。

2目心身障害者福祉費1,660万9,000円の減額補正は、34ページの20節扶助費の生活介護給付費や就労継続支援給付費などの減が主なものでございます。3目老人福祉費817万9,000円の減額補正は、35ページの19節負担金、補助及び交付金の歳入でも御説明いたしました介護療養型医療施設転換整備事業補助金などの減が主なものでございます。6目老人福祉センター費113万8,000円の増額補正は、15節工事請負費の老人福祉センター改修工事が主なものでございまして、改修工事に伴い、県の補助事業で設置いたします太陽光発電設備の設置基準に基づき設計を見直しましたことによる増額でございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費210万4,000円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金の軽度障害児保育事業補助金の増が主なものでございまして、対象児童の増に伴うものでございます。

36ページから38ページまでを省略しまして39ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費335万5,000円の増額補正は、19節負担金、補助及び交付金の歳入でも御説明いたしました経営体育成交付金や、40ページの対象者1名増に伴う青年就農給付金事業交付金の増が主なものでございます。

41ページをお願いいたします。7款、1項商工費、2目商工業振興費2,551万2,000円の減額は、42ページの歳入でも御説明いたしました中小企業への各資金貸付預託金などの減が主なものでございます。

次に、42ページから46ページにわたります8款土木費につきましては、主に補助事業の決定による事業費の確定や最終見込みによるものでございます。

46ページ、9款、1項消防費、3目消防施設費7,041万6,000円の減額は、防災行政無線整備工事費の減が主なものでございます。

47ページを省略しまして、48ページをお願いいたします。10款教育費、3項中学校費、3目学校建設費148万7,000円の増額補正は、15節工事請負費の中学校施設設備改修工事が主

なものでございまして、第一中学校の電気設備改修工事の設計を見直しましたことによる増額でございます。

49ページを省略しまして、50ページをお願いいたします。6項保健体育費、2目体育施設費1,507万円の減額は、長崎国体特設カヌー競技場の整備事業が関係機関との協議が整わず、年度内の完了が見込めないことから減額するものでございます。

51ページを省略しまして、52ページをお願いいたします。13款諸支出金、2項基金費につきましては、基金運用利息などの積み立てが主なものでございますが、3目人吉市庁舎建設等基金費は、運用利息に加え任意積立金として5,000万円増額いたしております。また、11目人吉市地域の元気づくりの基金費につきましては、新しく創設する基金への積立金でございまして、本年度に交付される地域の元気臨時交付金のうち、事業に充当しなかった残額を積み立てるものでございます。なお、積み立てた金額は平成26年度事業予算に充当する予定でございます。

53ページをお願いいたします。14款予備費を3,516万1,000円増額補正をいたしております。

以上で、議第2号平成25年度人吉市一般会計補正予算案（第9号）についての補足説明を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時11分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（中村則明君）（登壇） それでは、引き続きまして、議第11号平成26年度人吉市一般会計予算案につきまして補足説明をさせていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書により、第2条の継続費につきましては、第2表継続費により、第3条の債務負担行為につきましては、第3表債務負担行為により、第4条の地方債につきましては、第4表地方債によりそれぞれ御説明いたします。第5条の一時借入金につきましては、最高限度額を20億円と定めております。第6条の歳出予算の流用につきましては、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

7ページをお願いいたします。第2表の継続費でございますが、事業期間が2カ年度を要するため継続費を設定するものでございまして、8款土木費、2項道路橋梁費に水ノ手橋補修事業の総額を3億100万円とし、26年度から27年度までそれぞれ年割額を定めております。

第3表の債務負担行為でございますが、土地情報管理システムリース料は、地籍図を管理しているシステムを更新するため、リース料の債務負担を設定するものでございます。家屋評価システムリース料は、固定資産税の課税業務を支援する家屋評価システムを更新するた

め、リース料の債務負担を設定するものでございまして、それぞれ6カ年の期間及び限度額を定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。第4表の地方債でございしますが、臨時財政対策債は、平成26年度地方財政対策の概要に従い、前年度並みを見込んでいるところでございます。県営事業負担債から学校給食センター改修事業債までの9項目につきましては、それぞれの事業に対する地方債でございまして、地方債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

次に、第1条の歳入歳出予算につきまして主なものを事項別明細書により御説明いたします。

11ページをお願いいたします。まず、歳入でございしますが、1款市税、1項市民税のうち、1目個人が11億6,349万6,000円で、前年度に比べ1,475万1,000円の減となっております。これは主に所得割の減でございまして、現在の本市の経済状況から個人所得の伸びが見込めないことによるものでございます。2目法人が2億7,139万1,000円で、前年度に比べ3,682万3,000円の減となっております。これは景気回復の本市への波及効果がいまだ期待できず、法人所得の増が見込めないことによるものでございます。2項、1目固定資産税が15億2,720万5,000円で、前年度に比べ1,017万9,000円の増となっております。これは現年課税分について新築住宅の家屋分の増などによるものでございます。

12ページをお願いいたします。5項、1目入湯税が1,715万2,000円で、前年度に比べ25万9,000円の増となっております。

13ページをお願いいたします。6項、1目都市計画税が1億8,875万8,000円で、前年度に比べ61万2,000円の減となっております。これは固定資産税の土地分の減に伴うものが主な要因でございます。2款地方譲与税、1項、1目地方揮発油譲与税3,666万5,000円から15ページの中段6款、1項、1目地方消費税交付金5億3,362万3,000円につきましても、26年度地方財政計画の伸びを勘案して計上いたしております。

16ページをお願いいたします。8款、1項、1目自動車取得税交付金が1,127万7,000円で、前年度に比べ1,397万円の減となっております。これも26年度地方財政計画の伸びを勘案して計上いたしております。10款地方交付税は47億3,000万円で、前年度と同額を計上いたしております。地方交付税につきましては、26年度地方財政計画におきまして前年度から国全体で1,769億円の減額、前年比1%の減とされておりますが、本市の場合、普通交付税は平成25年度交付実績に地方財政計画による減額を勘案しながら計上いたしております。なお、特別交付税につきましては、平成25年度と同額の5億円を計上いたしております。

17ページをお願いいたします。12款分担金及び負担金、1項負担金のうち1目民生費負担金2億5,717万3,000円は、前年度に比べ1,528万3,000円の増となっております。これは児童福祉施設保護者負担金が主なものでございまして、認可保育園が平成25年度から1園増にな

りましたことから入所児童の増に伴うものでございます。

18ページと19ページを省略いたしまして、20ページをお願いいたします。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金18億2,106万3,000円は、前年度に比べ1,490万3,000円の増となっております。これは自立支援給付費負担金や障害者医療費負担金などの増が主な要因でございます。

21ページをお願いいたします。2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金2億6,942万3,000円は、前年度に比べ2億3,892万3,000円の大幅な増となっております。これは消費税率引き上げによる低所得者の方の対策の臨時福祉給付金支給事業費補助金や臨時福祉給付金と同じく、消費税引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するための子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金の増が主なものでございます。

22ページをお願いいたします。4目土木費国庫補助金4億3,242万9,000円は、前年度に比べ1億5,089万8,000円の増となっております。これは道路橋梁改修事業や市営住宅改修事業のほか、街路事業などに対する社会資本整備総合交付金の増が主なものでございます。

23ページをお願いいたします。3項委託金、3目農林水産業費委託金150万円は、川辺川農業利水事業事業実施意向把握調査他業務費委託金が川辺川農業水利事業の事業計画変更のために実施する調査などの委託金でございまして、前回は平成17年度に実施しております。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金7億4,998万5,000円は、前年度に比べ1,346万3,000円の増となっております。これは国庫負担金と同じく自立支援給付費負担金や障害者医療費負担金などの増額が主な要因でございます。

24ページを省略いたしまして、25ページをお願いいたします。4目農林水産業費県補助金5,931万9,000円は、前年度に比べ2,463万2,000円の増となっております。これは26ページの青年就農給付金事業交付金や農業用水路頭首工改修事業に対する農業農村整備推進交付金、市有林の整備事業に対する森林環境保全整備事業費補助金などの増によるものでございます。3項委託金、1目総務費委託金5,362万8,000円は、前年度に比べ1,170万1,000円の減となっております。これは参議院選挙費委託金の減が主なものでございます。

27ページをお願いいたします。8目教育費委託金554万8,000円は、改めて平成26年度に工事を実施いたします球磨川特設カヌー競技場整備事業に対する長崎県からの委託金でございます。

28ページをお願いいたします。16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入2,411万6,000円は、前年度に比べ1,271万5,000円の増となっております。これは29ページの市有林間伐に伴う立木売払収入の増が主なものでございます。

30ページをお願いいたします。18款繰入金、2項基金繰入金、3目減債基金繰入金1億5,000万円は財源不足を補うため計上いたしております。

31ページをお願いいたします。5目地域の元気づくり基金繰入金5,010万8,000円は、カル

チャーパレス改修事業及び（仮称）鉄道ミュージアム建設事業の財源として基金から繰り入れるものでございます。地域づくり推進事業基金繰入金につきましては、基金廃止に伴い廃目とするものでございます。なお、地域づくり推進事業基金につきましては、今議会に廃止条例案を御提案いたしております。

32ページをお願いいたします。20款諸収入、3項貸付金元利収入、3目中小企業貸付預託金元利収入7,500万円は、前年度に比べ2,500万円の減となっております。これは近年預託金の利用者が少ないことから減額するものでございます。

33ページをお願いいたします。口蹄疫緊急対策資金貸付金元利収入につきましては、貸付金の償還が終了いたしましたことから廃目とするものでございます。4項、3目雑入8,060万5,000円は、前年度に比べ1,052万8,000円の増となっております。これは34ページの地域福祉計画策定事業に対する財団法人地域社会振興財団からの長寿社会づくりソフト事業費交付金や3節衛生費雑入の資源の日廃品回収代、ごみ排出の抑制策を検討する事業に対する財団法人自治総合センターからの環境保全促進交付金の増などによるものでございます。

35ページをお願いいたします。21款市債につきましては、第4表で御説明いたしましたので省略させていただきます。なお、総務債につきましては人吉インターチェンジの高速バス待合所横トイレ整備事業に係る起債でございましたので廃目とするものでございます。

37ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款、1項、1目議会費が2億330万9,000円で、前年度に比べ183万2,000円の減となっております。減額の要因としましては、9節普通旅費が委員会行政視察の隔年実施分の減によるものでございます。

39ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費が8億943万8,000円で、前年度に比べ1億528万5,000円の増となっております。主な増額の要因としましては、40ページの退職手当の増でございまして、25年度当初予算においては4名分の退職手当を計上しておりましたが、26年度は8名分を計上しております。

また、41ページの12節役務費の建築確認手数料と13節委託料の（仮称）鉄道ミュージアム外構工事測量設計委託料など、（仮称）鉄道ミュージアム建設事業に関する予算を計上いたしております。

43ページをお願いいたします。3目文書広報費が3,372万9,000円で、前年度に比べ4,856万2,000円の大幅な減となっております。これは情報系ネットワークシステムの経費を10目情報管理費へ振りかえたことによるものでございます。

44ページをお願いいたします。6目財産管理費が5,683万2,000円で、前年度に比べ441万9,000円の増となっております。これは消費税率引き上げに伴う45ページの11節需用費や12節役務費の増が主なものでございます。

46ページをお願いいたします。7目企画費5,781万2,000円は、前年度に比べ223万5,000円の増となっております。これは25年度は補正予算に計上いたしました成長戦略に関する予算

を当初予算に計上したことによるものでございます。成長戦略に関する予算といたしましては、本年度から取り組んでおります準天頂衛星を活用した地理空間情報プロジェクトなどに関する経費でございます。第2回シンポジウムの実施に向けた経費が主なものでございます。

47ページをお願いいたします。10目情報管理費が1億2,105万5,000円で、前年度に比べ5,398万円の大幅な増となっております。これは先ほど御説明いたしました情報系ネットワークシステムの経費を3目文書広報費から振りかえたことによるものでございます。

48ページから51ページを省略いたしまして、52ページをお願いいたします。3項、1目戸籍住民基本台帳費8,481万4,000円は、前年度に比べ1,228万4,000円の減となっております。これは戸籍電算システムの改修委託料などの減が主なものでございます。

53ページから58ページを省略いたしまして、59ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費19億5,599万9,000円は、前年度に比べ2億3,319万7,000円の増となっております。これは本年4月からの消費税引き上げに際し、低所得者の方に与える負担の影響を考慮し、暫定的な措置としまして現金を給付する臨時福祉給付金や介護保険及び後期高齢者医療特別会計繰出金が増となったことなどによるものでございます。

62ページをお願いいたします。2目心身障害者福祉費8億8,827万6,000円は、前年度に比べ5,591万8,000円の増となっております。これは63ページの20節扶助費のうち障害者医療費や就労継続支援給付費などの増が主なものでございます。

64ページを省略いたしまして、65ページをお願いいたします。4目老人福祉施設費1億4,186万9,000円は、前年度に比べ689万6,000円の増となっております。これは66ページ下段の老人福祉センター費を廃目とし、予算を老人福祉施設費に振りかえたことが主な要因でございます。

67ページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1億3,620万9,000円は、前年度に比べ8,178万円の増となっております。これは68ページの19節負担金、補助及び交付金のうち平成25年度におきまして補正予算に計上いたしました保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の当初予算計上と臨時福祉給付金と同じく消費税引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するための子育て世帯臨時特例給付金などの増が主なものでございます。また、子ども・子育て支援事業計画に関する経費といたしまして子ども・子育て相談員2名分の報酬や子ども・子育て会議委員の報酬、費用弁償などを計上しております。2目児童措置費21億6,134万円は、前年度に比べ741万4,000円の増となっております。これは20節扶助費のうち小学校就学前までの児童を対象とした医療費助成に加え、対象者を中学生までに拡大した子ども医療費の増が主なものでございます。

69ページをお願いいたします。3目母子福祉費が2,214万円で、前年度に比べ689万1,000円の減となっております。これは20節扶助費の高等職業訓練促進費が対象者数の減により減

額となりましたことが主なものでございます。

70ページをお願いいたします。3項生活保護費、2目扶助費6億7,171万5,000円は、前年度と同額を計上いたしております。

71ページを省略いたしまして72ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費8,296万5,000円は、前年度に比べ170万円の増となっております。これは25年度補正予算に麻疹風疹予防接種の対象者として婚姻された方々を追加いたしております、その分を当初予算に計上したことが主な要因でございます。

73ページ、74ページを省略いたしまして、75ページをお願いいたします。4目健康増進費を8,905万5,000円といたしております、76ページの13節委託料に健康づくりにつなげる事業といたしまして熊本県立大学と提携し、市民の生活習慣調査や健康メニューの開発などを委託する健康メニュー開発・普及委託料などを計上いたしております。5目環境衛生費4,747万8,000円は、前年度に比べ583万3,000円の増となっております。これは財団法人自治総合センターの助成金を活用し、ごみ排出の抑制策を検討する環境保全促進事業の経費といたしまして、8節報償費の中にごみ減量リーダー養成講師謝礼などの予算計上が主なものでございます。

77ページをお願いいたします。2項清掃費、1目清掃総務費11億6,236万5,000円は、前年度に比べ1,039万9,000円の減となっております。これは主に78ページの19節負担金、補助及び交付金のうち、人吉球磨広域行政組合負担金の減によるものでございまして、クリーンプラザのごみ処理経費関連負担金の減が主なものでございます。

79ページをお願いいたします。5款労働費、地域雇用創出推進費は、平成25年度で緊急雇用創出事業が終了いたしましたので廃目とするものでございます。

80ページを省略いたしまして、81ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費6,185万8,000円は、前年度に比べ802万8,000円の増となっております。これは83ページの19節負担金、補助及び交付金のうち、上林町にございます葉たばこ共同乾燥施設の一部装置が経年劣化等により使用不能となりましたことから、設備改修用に対して助成する人吉葉たばこ共同乾燥施設整備事業補助金の増が主なものでございます。

84ページをお願いいたします。5目農地費2,240万6,000円は、前年度に比べ632万2,000円の増となっております。これは13節委託料に団体営農業農村整備事業として取り組む予定の鹿目川頭首工改修事業の測量設計委託料が主なものでございます。

86ページをお願いいたします。2項林業費、2目林業振興費5,487万9,000円は、前年度に比べ2,930万5,000円の増となっております。これは13節委託料のうち、市有林の素材生産販売委託料や間伐等委託料の増が主なものでございます。

88ページをお願いいたします。7款、1項商工費、1目商工総務費を1億1,025万8,000円といたしております、28節国民宿舎特別会計繰出金に建物耐震診断に基づく耐震補強工事

などに対する一般会計からの繰出金を計上いたしております。2目商工業振興費1億1,043万9,000円は、前年度に比べ2,581万3,000円の減となっております。これは90ページの21節貸付金の中小企業経営安定資金貸付預託金などを減額したことが主なものでございます。また、19節負担金、補助及び交付金の補助金に空き店舗を利用した創業事業などの取り組みに対して補助を行う人吉市商店街活性化事業補助金811万円を計上いたしております。

91ページから93ページを省略いたしまして、94ページをお願いいたします。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費7,735万7,000円は、前年度に比べ1,700万1,000円の増となっております。これは96ページの補助金のうち耐震法の改正に伴い、昭和56年5月31日以前に新築された店舗、ホテル、旅館等で一定規模以上の建築物の耐震診断に対して補助する要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業補助金の増が主なものでございまして、国の社会資本整備総合交付金や県の補助金を活用し、市費とあわせまして補助するものでございます。

97ページをお願いいたします。2項道路橋梁費、2目道路維持費1億7,588万2,000円は、前年度に比べ3,717万7,000円の増となっております。これは社会資本整備総合交付金事業として取り組みます市道下林北願成寺線など12路線の舗装補修工事費の増が主なものでございます。

98ページをお願いいたします。3目道路新設改良費6,981万8,000円は、社会資本整備総合交付金事業として取り組みます市道瓦屋川村線など5路線の道路改良工事や測量設計委託料などでございます。

99ページをお願いいたします。5目橋梁新設改良費1億7,329万円は、社会資本整備総合交付金事業で取り組みます水ノ手橋の補修工事や曙橋外4橋などの設計業務委託料、補修工事などでございます。

101ページをお願いいたします。3項住宅費、2目住宅建設費1億6,632万円は、前年度に比べ1億1,330万7,000円の増となっております。これは公営住宅ストック総合改善事業として取り組みます市営住宅前田団地や鶴田団地の外壁改修工事の増が主なものでございます。

102ページをお願いいたします。4項都市計画費、1目都市計画総務費2億3,607万8,000円は、社会資本整備総合交付金事業の継続事業として取り組みます鍛冶屋町通りに石倉を含めた小公園を整備する街並み環境整備工事などでございます。

104ページをお願いいたします。3目公園整備費5,168万6,000円は、前年度に比べ4,959万1,000円の増となっております。これは社会資本整備総合交付金事業として取り組む石野公園施設改築工事の増が主なものでございます。4目街路事業費2億4,490万5,000円は、前年度に比べ2,428万8,000円の増となっております。これは都市計画街路下林願成寺線、通称農免道路の建物等調査委託料や用地補償費などの増が主なものでございます。

105ページを省略しまして、106ページをお願いいたします。9款、1項消防費、2目非常備消防費5,605万4,000円には、13節委託料に本年8月本市で開催予定の熊本県消防操法大会

に関する経費といたしまして会場設営等委託料などを計上しております。

108ページをお願いいたします。3目消防施設費3,556万3,000円は、前年度に比べ3億517万8,000円の大幅な減となっております。これは防災行政無線整備事業がほぼ終了いたしましたことが主なものでございます。

110ページをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費1億7,836万5,000円は、前年度に比べ1,433万9,000円の減となっております。これは主に人件費の減によるものでございますが、1節報酬に子ども・子育て支援事業として子ども・子育て相談員報酬や112ページの13節委託料に、本年度から実施をしております人吉市花まる教室委託料などを計上いたしております。

少し飛びまして124ページをお願いいたします。5項社会教育費、4目文化振興費1,167万8,000円は、前年度に比べ371万2,000円の増となっております。これは19節負担金、補助及び交付金のうち本年8月本市で開催予定のくまもと子ども芸術祭負担金が主なものでございます。

125ページをお願いいたします。5目文化財保護費5,819万7,000円は、前年度に比べ1,275万4,000円の増となっております。これは126ページの15節工事請負費の大村横穴群保存修理工事や大手門跡南側整備工事の増が主なものでございます。6目カルチャーパレス費2億258万5,000円は、前年度に比べ1億4,914万7,000円の増となっております。これは25年度は補正予算に計上いたしましたカルチャーパレス施設設備改修事業に関する予算を当初予算に計上したことによるものでございまして、平成26年度は小ホールの舞台機構や照明設備の改修工事などを予定しております。

129ページまでを省略いたしまして、130ページをお願いいたします。6項保健体育費、2目体育施設費7,432万5,000円は、前年度に比べ981万7,000円の増となっております。これは131ページの15節工事請負費の長崎国体中川原公園整備工事や弓道場防護フェンス設置工事の増が主のものでございます。7項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費が1億4,497万5,000円でございます。前年度に引き続きまして学校給食センター施設設備改修工事費を計上いたしております。

137ページまでを省略いたしまして、138ページをお願いいたします。13款諸支出金、2項基金費の人吉市地域づくり推進事業基金費につきましては、25年度末をもって基金を廃止としますことから廃目とするものでございます。14款予備費に4,337万5,000円を計上いたしております。

大変長くなりましたが、以上で、議第11号平成26年度人吉市一般会計予算案について補足説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○市民部長（山本政義君）（登壇） 皆さん、こんにちは。それでは、私のほうから説明させていただきます。議第13号平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案について補足

説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億6,591万6,000円とするものでございます。第2条は、一時借入金の最高額を4億円とするものでございます。第3条は、保険給付費の各項間の流用について定めるものでございます。

次に、事項別明細書により主なものを説明させていただきます。国保の予算は、事業運営に要する経費から国庫支出金、交付金などを差し引いた残りを国民健康保険税で賄うという仕組みになっております。したがって、この予算の性格上、先に歳出から説明をさせていただきます。

16ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の6,915万4,000円は、国保担当職員の給与、諸手当などの経常事務費、国保団体連合会共同電算処理委託料が主なものでございます。

17ページから18ページまでは省略をさせていただきます。19ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項療養諸費は、医療費の支払いに要するものでございまして、療養給付費、療養費と審査支払手数料を合わせ27億1,014万2,000円を計上しております。

次に、20ページにかけまして、2項高額療養費の3億5,648万2,000円は、高額な医療費につきまして自己負担額が一定の額を超えたときにその超えた分を支給するものでございます。3項出産育児諸費、1目出産育児一時金は、50人分の2,100万円を計上しております。4項葬祭費は、100件分の200万円でございます。

21ページをお願いいたします。5項移送費に20万円を計上しております。

以上、保険給付費の総額は30億8,984万5,000円となり、歳出全体に占める保険給付費の割合は67.67%でございます。3款後期高齢者支援金などは、75歳以上の医療費を保険者として負担するもので、支援金と事務費拠出金を合わせ5億748万4,000円を計上しております。

次に、22ページにかけまして4款前期高齢者納付金等でございます。これは65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて調整を行うことによる納付金でございまして、事務費拠出金を合わせ46万円を計上しております。次の5款老人保健拠出金は省略をさせていただきます。6款介護納付金は2億3,350万2,000円でございます。介護保険第2号被保険者を3,971人と見込んでおります。

23ページをお願いいたします。7款共同事業拠出金の5億8,641万5,000円は、高額な医療費を県内国保保険者が共同で支弁する事業における拠出金でございます。

次に、24ページにかけまして、8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費に3,433万8,000円を計上しております。特定健康審査とその結果必要に応じて実施いたします特定保健指導に要する経費でございます。

25ページにかけまして、2項保健事業費でございます。国保団体連合会共同電算処理委託

料、生活習慣実態調査及び生活改善プログラム策定委託料、鍼灸マッサージ補助交付金等の費用として1,397万1,000円を計上しております。

次の9款基金積立金から26ページの11款諸支出金までは省略させていただきます。

歳出の最後になります。12款予備費は2,006万4,000円でございます。

続きまして、歳入を説明いたします。予算書8ページからになります。1款国民健康保険税でございますが、1目一般被保険者国民健康保険税に7億7,120万9,000円、2目退職被保険者等国民健康保険税に7,836万3,000円、それぞれ医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせた額を計上しております。

国保税の総額は、次の9ページになりますが、8億4,957万2,000円、歳入全体に占める割合は18.61%でございます。次の2款使用料及び手数料は省略させていただきます。

次に、10ページにかけまして、3款国庫支出金、1項国庫負担金でございますが、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金を合わせまして7億9,385万5,000円を計上しております。3款、2項国庫補助金は、財政調整交付金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を合わせまして2億9,705万9,000円を計上しております。

次に、11ページにかけまして、4款県支出金、1項県負担金は、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金を合わせまして2,809万1,000円を計上しております。4款、2項県補助金は、県財政調整交付金に2億6,205万8,000円を計上しております。5款療養給付費等交付金の2億4,422万2,000円は、退職被保険者の医療費に対する交付金でございます。

12ページをお願いします。6款前期高齢者交付金の9億8,927万6,000円は、65歳以上75歳未満の被保険者の医療費を各保険者間で財政調整することによる交付金でございます。7款共同事業交付金は、共同事業拠出金を財源として交付されるものでございまして、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金を合わせまして4億6,595万6,000円を計上しております。8款財産収入は省略させていただきます。

13ページをお願いします。9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は3億4万6,000円でございます。2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は1億5,000万円の基金取り崩しをお願いするものでございます。10款繰越金、1項繰越金、2目その他の繰越金に1億8,000万円を計上しております。

14ページから15ページは省略させていただきます。

以上、平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案を御説明申し上げます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○健康福祉部長（松岡誠也君）（登壇） 皆さん、こんにちは。続きまして、議第15号平成26年度人吉市介護保険特別会計予算案につきまして補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条は、先ほど市長から説明がございましたので省略させていただきます。第2条は、一時借入金の最高額を2億円とするものでございま

す。第3条は、保険給付費の各項間の流用について定めるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして主なものを御説明申し上げます。予算の性格上、歳出から説明をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費に5,510万6,000円を計上いたしております。介護保険関係職員の給料、諸手当等経常的な事務費が主なものでございます。

13ページをお願いいたします。2項徴収費、1目賦課徴収費165万4,000円は、介護保険料の賦課徴収事務に係る経費でございます。3項、1目介護認定審査会費1,007万2,000円は、要介護等の認定を行う介護認定審査会委員の報酬等でございます。

14ページをお願いいたします。2目認定調査等費2,641万7,000円は、訪問調査嘱託職員の報酬や要介護認定等のために主治医が作成する意見書に係る費用等でございます。4項、1目趣旨普及費32万4,000円は、介護保険料について市民の皆様に周知、広報するためのリーフレット等に係る費用でございます。

15ページをお願いいたします。5項、1目計画策定委員会費47万8,000円は、介護保険事業計画等策定・運営委員会委員の報酬等でございます。2目計画策定費134万円は、第6期事業計画策定のための日常生活圏域ニーズ調査分析委託料でございます。2款保険給付費は、介護サービス費の支払いに要する費用でございます。1項介護サービス等諸費は、要介護1から5までの方を対象とする在宅サービスや施設サービス、ケアプラン作成等に係る費用でございます。総額37億5,103万2,000円を計上いたしております。

16ページをお願いいたします。2項介護予防サービス等諸費は、要支援1及び要支援2の方を対象とするサービスに係る費用でございます。総額8,132万7,000円を計上いたしております。

17ページをお願いいたします。3項高額介護サービス等費は、介護サービスを利用された場合の自己負担が一定の額を超えたときに、その超えた分を支給するものでございまして、1億1,353万2,000円を計上いたしております。4項その他諸費、1目審査支払手数料393万2,000円は、介護サービス事業所からの保険請求の審査に係る国保連合会へ支払う手数料でございます。

18ページをお願いいたします。5項特定入所者介護サービス等費でございますが、施設サービスでは居住費や食費が利用する方の負担となりますが、所得の低い方への負担軽減措置といたしまして、限度額を超えた分につきまして支給をするものでございまして、1億9,017万7,000円を計上いたしております。

3款、4款は省略させていただきます。19ページをお願いいたします。5款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目要支援者向け予防サービス等事業費200万9,000円は、介護予防日常生活支援総合事業のうち、要支援者が利用する通所事業等に係る費用でございます。2目二次予防事業対象者向け予防サービス等事業費3,098万1,000円

は、要支援、要介護になるおそれの高い高齢者に対する通所事業等の介護予防事業に係る費用でございます。

20ページをお願いいたします。3目一次予防事業費1,991万円は、やや虚弱な高齢者に対する通所事業等の介護予防事業に係る費用でございます。

21ページをお願いいたします。2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費は、地域包括支援センターの運営費等でございます。2,561万7,000円を計上いたしております。

22ページの2目任意事業費1,039万6,000円は、紙おむつ等の介護用品を支給する家族介護支援事業費等でございます。

23ページ、6款公債費から25ページ、8款予備費までは省略をさせていただきます。

続きまして、歳入を御説明いたします。前のほうに戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。介護保険特別会計の歳出の大部分を占めます保険給付費等に要する費用の財源は、基本的にその半分を国・県・市による公費負担で賄い、残り半分を保険料で賄う仕組みになっております。介護保険料は3年ごとに策定する介護保険事業計画で見直していくことになっておりまして、平成26年度は第5期事業計画の3年目で、第6期事業計画を策定する年でございます。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料につきましては、第5期の月額基準額5,895円を算定基礎として、現年度分特別徴収保険料と普通徴収保険料及び滞納繰越分普通徴収保険料を合計しまして、総額7億282万8,000円を計上いたしております。2款は省略させていただきます。3款国庫支出金、1項国庫負担金は、介護給付費に対する国の負担金でございます。7億3,513万4,000円を計上いたしております。

7ページをお願いいたします。2項国庫補助金、1目調整交付金は、市町村の財政力格差を調整するための国の交付金でございます。3億7,508万5,000円を計上いたしております。2目及び3目は、地域支援事業に対する交付金でございます。2目の介護予防・日常生活支援総合事業に1,262万2,000円、3目の包括的支援事業・任意事業に1,421万2,000円を計上いたしております。介護保険事業費補助金は廃目としております。4款、1項支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございまして、1目介護給付費交付金12億60万1,000円は、介護給付費等に対する交付金でございます。2目地域支援事業支援交付金1,464万2,000円は、地域支援事業に対する交付金でございます。

8ページ、5款県支出金、1項県負担金は、介護給付費に対する県の負担金でございます。6億1,036万7,000円を計上しております。2項県補助金は、地域支援事業に対する県の補助金でございます。1目介護予防・日常生活支援総合事業に631万1,000円、2目包括的支援事業・任意事業に710万6,000円を計上いたしております。

9ページをお願いいたします。6款は省略させていただきます。7款繰入金、1項一般

会計繰入金は、一般会計からの繰入金でございまして、1目は介護給付費に対して、2目は地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に対して、3目は地域支援事業のうち包括的支援事業・任意事業に対して、4目は職員の給与や事務費に対して繰り入れるものでございます。合計6億2,606万8,000円を計上いたしております。

10ページの7款、2項から11ページの9款までは説明を省略させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○水道局長（田中幸輔君）（登壇） 皆さん、こんにちは。それでは、私のほうから議第17号平成26年度人吉市水道事業特別会計予算案につきまして補足説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条の業務の予定量につきましては、給水戸数1万5,822戸、総給水量383万2,992立方メートル、1日平均給水量を1万501立方メートルとしております。建設改良工事として、配水管改良工事等を予定しております。第3条の収益的収入及び支出につきましては、後ほど予算明細書により説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。第4条資本的収入及び支出につきましても、後ほど予算明細書により説明させていただきます。第5条企業債でございしますが、上水道事業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

3ページをお願いいたします。第6条一時借入金の限度額を5,000万円といたしております。第7条各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。第8条議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費1億3,567万5,000円、交際費5万3,000円でございます。第9条利益剰余金の処分でございますが、繰越利益剰余金を減債積立金として3,508万6,000円処分することといたしております。第10条たな卸資産の購入限度額を599万9,000円とするものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の内容につきまして御説明させていただきます。まず、収入でございますけども、第1款水道事業収益を5億7,233万1,000円としております。内訳といたしまして、第1項営業収益が5億4,916万3,000円で、これは水道料金各種手数料でございます。第2項営業外収益が2,316万5,000円、これは3目長期前受金戻入が主なものでございまして、地方公営企業法の改正に伴いまして、補助金等で行った工事などの資産につきましては、長期前受金として負債に計上した分を減価償却見合い分として戻し入れるということで、収益として計上するものでございます。第3項特別利益3,000円は存目でございます。

次に、20ページをお願いいたします。収益的支出でございますが、第1款水道事業費用を5億1,611万6,000円といたしております。内訳といたしまして、第1項営業費用が4億4,427万6,000円で、これは人件費、水源地、配水池等の整備委託料や修繕費、動力費、減価償却費などが主なものでございます。

24ページをお願いいたします。第2項営業外費用は5,269万7,000円、これは主に企業債の

支払利息分と消費税でございます。第3項特別損失が1,714万3,000円、これは前年度に比べ1,612万6,000円増加しておりますけれども、3目その他特別損失の増加分でございます。これも地方公営企業法の改正に伴いまして、来年度の退職給与引当金、賞与等引当金を繰入額として計上することとなったためでございます。第4項予備費は200万円を計上しております。

次に、25ページをお願いいたします。第4条資本的収入及び支出の内容につきまして御説明いたします。収入でございますけれども、第1款資本的収入を4,180万2,000円としております。内訳は、第1項企業債が4,000万円、第2項工事負担金が180万円。これは下水道工事に伴う配水管移設工事等の負担金でございます。前年度より400万円減少しております。第3項固定資産売却及び第4項繰入金は存目でございます。

次に、支出でございますけれども、第1款資本的支出を2億6,005万6,000円としております。内訳は、第1項建設改良費が1億8,284万円。これは1目構築物費、1節一般改良工事、26ページをお願いいたします、2節の負担金工事、3節起債対象工事、及び2目機械及び装置費、1節機械及び装置費、3目営業設備費でございます。第2項企業債償還金は7,521万6,000円でございます。第3項予備費を200万円としております。

それでは、前に戻っていきまして、2ページにお戻りください。一番上の資本的収入及び支出のところでございます。資本的支出に対しまして収入が不足しますので、その補てん財源についてお答えいたします。第4条の括弧書きの中でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,825万4,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,250万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,066万1,000円と繰越利益剰余金処分額3,508万6,000円で補てんすることとしております。

以上で、平成26年度人吉市水道事業特別会計予算案の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午後2時15分 散会

平成26年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第2号）

平成26年3月4日 火曜日

1. 議事日程第2号

平成26年3月4日 午前10時 開議

- 日程第1 議第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度人吉市一般会計補正予算（第8号））
- 日程第2 議第2号 平成25年度人吉市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第3 議第3号 平成25年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議第4号 平成25年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第5号 平成25年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議第6号 平成25年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議第7号 平成25年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議第8号 平成25年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議第9号 平成25年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第10号 平成25年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第11号 平成26年度人吉市一般会計予算
- 日程第12 議第12号 平成26年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算
- 日程第13 議第13号 平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第14 議第14号 平成26年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議第15号 平成26年度人吉市介護保険特別会計予算
- 日程第16 議第16号 平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計予算
- 日程第17 議第17号 平成26年度人吉市水道事業特別会計予算
- 日程第18 議第18号 平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第19 議第19号 平成26年度人吉市国民宿舎特別会計予算
- 日程第20 議第20号 平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第21 議第21号 人吉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議第22号 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議第23号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議第24号 人吉市職員の修学部分休業に関する条例及び人吉市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第25 議第25号 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議第26号 人吉市地域の元気づくり基金条例の制定について
- 日程第27 議第27号 人吉市地域づくり推進事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第28 議第28号 人吉市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議第29号 人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議第30号 人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議第31号 人吉市体育施設事故防止対策審議会設置条例の制定について
- 日程第32 議第32号 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議第33号 人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議第34号 人吉市地域福祉計画推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議第35号 人吉市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議第36号 人吉市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議第37号 人吉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議第38号 人吉市老人趣味の家条例を廃止する条例の制定について
- 日程第39 議第39号 人吉市予防接種事故災害補償条例を廃止する条例の制定について
- 日程第40 議第40号 人吉市農村環境改善センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第41 議第41号 ひとよしから、米を原料とする球磨焼酎の地域文化を紡ぎ広める条例の制定について
- 日程第42 議第42号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第43 議第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第44 議第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第45 議第45号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第46 議第46号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり

3. 出席議員（18名）

1番	宮崎	保君
2番	高瀬	堅一君
3番	村口	隆君
4番	大塚	則男君
5番	平田	清吉君
6番	犬童	利夫君
7番	松岡	隼人君
8番	井上	光浩君
9番	豊永	貞夫君
10番	川野	精一君
11番	笹山	欣悟君
12番	西	信八郎君
13番	村上	恵一君
14番	田中	哲君
15番	仲村	勝治君
16番	三倉	美千子君
17番	森口	勝之君
18番	永山	芳宏君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	田中	信孝	君
副市	長	坂崎	博憲	君
監査委員		篠崎	國博	君
教育	長	末次	美代	君
総務部	長	中村	則明	君
市民部	長	山本	政義	君
健康福祉部	長	松岡	誠也	君
経済部	長	松田	知良	君
建設部	長	中村	明公	君
総務部	次長	迫田	浩二	君
市民部	次長	加賀	邦保	君

健康福祉部次長	中 川 一 水 君
経 済 部 次 長	大 淵 修 君
建 設 部 次 長	山 田 巧 君
建 設 部 次 長	木 村 秀 敏 君
総 務 課 長	溝 口 尚 也 君
企画財政課長	告 吉 眞二郎 君
自治振興課長	小 澤 洋 之 君
会 計 管 理 者	椎 葉 幹 夫 君
水 道 局 長	田 中 幸 輔 君
上 水 道 課 長	那 須 義 徳 君
教 育 部 長	井 上 祐 太 君
教 育 部 次 長	東 俊 宏 君
農 業 委 員 会 長	舟 戸 幸 弘 君
事 務 局 長	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
次 長	山 本 繁 美 君
庶 務 係 長	椎 葉 千 恵 君
書 記	白 坂 禎 敏 君

午前10時 開会

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、議案質疑を行います。議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。なお、質疑は一般質問にならないようお願いいたします。

日程の追加について

○議長（永山芳宏君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。議案の訂正についてを日程に追加することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、議案の訂正についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議案の訂正について

○議長（永山芳宏君） 執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、おはようございます。貴重な時間をいただきまして、まことに申しわけございません。議長のお許しを得ましたので、御提案申し上げております予算案の訂正をお願いいたしたいと存じます。

訂正いたしますのは、議第11号平成26年度人吉市一般会計予算案のうち、事項別明細書の3でございます。歳出でございます。説明の訂正をお願いするものでございます。なお、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明を申し上げます。何とぞ御了承賜りますようお願いいたします。

○総務部長（中村則明君）（登壇） 皆さんおはようございます。議案質疑前の貴重なお時間をちょうだいいたしまして大変恐縮に存じます。

それでは、お手元にお配りさせていただいております資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

議第11号平成26年度人吉市一般会計予算案の訂正をお願いする箇所は、予算書64ページでございます。事項別明細書の3歳出でございます。3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、1節報酬でございます。説明欄の2行目でございますが、「老人趣味の家嘱託職員報酬」としてありますところを「老人趣味の講座嘱託職員報酬」に御訂正をお願いするものでございます。

議員各位には大変御迷惑をおかけしまして、まことに申しわけございません。今後議案の上程に当たりましては、内容を十分に精査の上、このような間違いを起こさないように心がけてまいりたいと存じます。今回の訂正につきましては、御了承賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（永山芳宏君） 以上で訂正についての説明は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまの議案の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、議案の訂正については、これを承認することに決しました。

執行部に申し上げます。議案の上程に当たっては、内容を十分確認、精査の上、提出されますようお願いいたします。

日程第1 議第1号

○議長（永山芳宏君） それでは、これより質疑を行います。まず、日程第1、議第1号専決処分の承認を求めることについて（平成25年度人吉市一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第2 議第2号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第2、議第2号平成25年度人吉市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） おはようございます。46ページでございます。9款消防費、1項消防費、3目消防施設費の15節工事請負費でございます。それから、18節の備品購入費であります。防災行政無線整備工事5,275万5,000円の減額補正となっております。それから、防災行政無線備品については1,379万6,000円の減額と、非常に減額幅が大きいので、この減額の原因についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（中村則明君） 防災行政無線整備事業工事請負額の減額につきましては、平成25年度の第2期整備におきまして、屋外拡声子局の計画変更によるものが3,975万5,000円の減額、入札残によるものが1,300万円の減額となっております。また、備品購入費の1,379万

6,000円の減額につきましては、個別受信機の計画変更、340台から328台でございますが、70万円の減額、個別受信機の入札残によるものが210万円の減額、もう一つ、移動系無線機の入札残によるものが1,099万円の減額となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 入札残であったり、計画変更、それから個数の変更ということでの減額の説明であります。この整備工事費、それから防災行政無線備品の整備については、これは議会の議決事項だったのかなと思っておりますが、そういった減額される部分については議会の議決は改めて必要ではないということで確認しとってよろしいのでしょうか。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

午前10時17分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（中村則明君） お時間をちょうだいしまして大変失礼いたしました。先ほどの御質問にお答えいたします。

まず、防災行政無線工事自体は1億5,000万円を超えておりませんので、議会のほうの承認は必要なかったものでございます。あと、個別無線機に関しましても1,728万6,000円というところで2,000万円を切っておりますので、財産の取得に関して議会のほうの議決は必要なかったものでございます。ただ、移動型の無線機90台につきましては2,000万円の予定価格を超えておりましたので、議会のほうの議決をいただいておりますけれども、そちらのほうは計画の変更はございませんので、御質問に対しては、議会の議決は必要ないということでございます。

大変お時間をちょうだいしまして申しわけありません。

○11番（笹山欣悟君） 終わります。

○議長（永山芳宏君） ほかに質疑はありませんか。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） おはようございます。予算書の6ページ、第2表繰越明許費補正についてお尋ねします。

議長から一般質問にならないようにということでございましたので、気をつけながらちょっとお聞きをしたいと思いますが、全部で34本でございます。議会側からしますと審査する委員会として総務文教案件が4件、厚生委員会1件、経済建設委員会29件ということでございまして、先だって提案理由の説明のときにぱっと開けてこの議員席のほうがちよっとどよめいておりましたけれども、ものすごい繰り越したと思います。

そこでまずお聞きします。いろいろ1本1本繰り越しの理由については説明を受けましたけれども、この中でまとめてお聞きしますけれども、全国的に話題になっております入札不調というのがあったのか。あるいは不落というのがあったのか。それから、大きな要因として国の補正予算絡みというのものもあるんでしょうけれども、国の補正予算確定を待って起案した事業費、それはどれなんだと。何本あってその総額は幾らかということについてお聞きします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。まず、入札の不調、不落のケースが今回の繰越明許にあったのかということですが、今回、繰越明許費に揭示をしております工事業務委託につきまして、入札不調はゼロ件、前提となる業務委託が不落になったため繰り越しとなった業務委託が1件ございます。今回、繰り越しをすることとなった蟹作団地給水設備改修工事設計業務委託につきましては、本設計業務委託の前提となります委契第68号蟹作団地給水管調査業務委託を1月21日に見積り合わせを行いました但不落となり、2月5日に再度の見積り合わせを行っております。その結果、蟹作団地給水管調査業務委託につきましては、年度内に終了しますが、調査結果を基に発注予定であった蟹作団地給水設備改修工事設計業務委託の発注がおくれ、年度内の完了が見込めなくなったため、未契約の繰り越しとなっております。

もう一つでございますが、平成24年度の国の経済対策でどれくらいの事業数が増になったのかという御質問でございます。あわせて、補正に伴う元金交付金事業数もお答えいたします。平成24年度補正予算の経済対策事業につきましては、一般会計分が市道の維持補修事業の5件、道路路面性状調査などの点検調査が4件、市営住宅前田団地外壁改修事業、村山公園施設改築工事などの公園関係が2件、小学校3校の水道管等の改修工事及び小学校3校のプール改築事業など全18件、事業費総額6億3,705万8,000円でございます。

次に、公共下水道事業特別会計分が浄水苑空調設備改修事業とマンホール蓋更新事業の2件、事業費総額の2,500万円でございます。

平成25年度補正予算の地域の元金臨時交付金事業につきましては、（仮称）鉄道ミュージアム建設工事設計業務委託や老人福祉センター改修事業、農道及び水路改修工事の7件、市営住宅合併処理浄化槽改修事業、矢岳小学校排水整備測量設計業務委託、人吉城跡トイレ改築工事設計業務委託、カルチャーパレス改修事業など14件、事業費総額2億8,240万2,000円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） ありがとうございます。ちょっと本当に聞きたかったところとちょっとずれた部分ありますけれども、質疑ですので、それは後ほどお聞きします。2回目お聞きしますが、それにしても34本というこの繰り越しは普通ではないと、私は思います。し

かもこの繰り越しに関しては、22年の当初予算の補正のときも、それから昨年も特に経済建設委員会委員長報告の中で委員長言ってらっしゃいますね。「今後緊急経済対策で事業が増える可能性もあり、マンパワーなど人員体制も含め、多くの事業に対応できるよう改善を求める」というふうに委員長言ってます。議会のほうは政権交代もありましたものですから、恐らく増えてくるよなということでもうちゃんと予測してたんですね、事業が増えるぞというのは。それも1年前にそう言ってるんですけども、ふたを開けてみれば34本の繰り越しということで非常にこれは疑問に思います。そこで質問ですけども、執行部内でのいろんな、例えばマネジメントとかいろいろあると思うんですけども、我々としては単刀直入に、これ人手不足じゃないですかという気がするんです。ですから、その辺のところの認識、所見について聞いておきたいと思います。

○建設部長（中村明公君） おはようございます。今回、例年になく繰り越しが多かったという御指摘でございまして、その件につきまして、所管事項についてお答えしたいと思っております。

ほとんどの事業について建設部が関係しておりますので、その点からお答えしたいと思っておりますが、建設部関係では29件、合計で3億6,962万3,000円という金額でございまして。この繰越明許をお願いしているところでございまして、繰り越しを必要とする主な理由については、地権者の補償交渉でありますとか、地元町内や関係機関との調整、地質調査や工法の検討等に不測の日数を要したことなどを挙げております。25年度におきましては、工事、委託を含めまして、補正予算を含めまして工種別では土木が143件、それから建築が23件となっております。合計で166件の関係予算を計上しております。この中には、24年度事業の繰越分が38件のほかに、国の経済対策関係の予算も含まれております。そのほか、他の部署からの工事、委託等の依頼が土木、建築合わせまして60件あっております。全部で226件でございまして、昨年度の198件と比べまして28件の増と、件数にしては28件の増というふうになっておるところです。建設部のほうではこうした事業を着実に、そして円滑に実施していく必要がございますので、年度当初におきましては、それぞれの事業ごとに担当者を決めまして予定工期を定め、事業の進捗管理を行ってきたところでございまして、今まで述べましたような理由によりまして繰越明許を余儀なくされたものでございます。

次年度からはさらに詳細に事業の進捗管理を行いまして、繰り越しが発生しないよう努めてまいり所存でございまして。

以上、お答えいたします。

○総務部長（中村則明君） 繰り越しが多くなりました最大の原因につきましては、今建設部長のほうから説明がありましたように、24年度の国の経済対策事業による補正やそれに伴います地域の元気臨時交付金事業、それによりまして事業数、業務量が大幅に増になったということがまず第一に考えられると思います。また、スマートインターチェンジの進展により

まして、準備室も年度途中で設置しましたので、そういった業務増もあったものと思われ
ます。

そういった意味においては、業務量に対しまして人員体制のバランスがとれていない部分
も御指摘のようにあったものと存じます。ただ、そうした中におきましても、当然全部とは
言えませんし、結果論でございますが、その工事の発注時期、予定工期や進捗管理、またさ
まざまな要因、消費税の増でありますとか、公共工事の集中等といったことに関しまして、
少し見通しが甘い部分もあったのではないかなというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○17番（森口勝之君） 終わります。

○議長（永山芳宏君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、本件についての質疑は終了いたします。

日程第3 議第3号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第3、議第3号平成25年度人吉市国民健康保険事業特別会
計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第4 議第4号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第4、議第4号平成25年度人吉市後期高齢者医療特別会計
補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第5 議第5号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第5、議第5号平成25年度人吉市介護保険特別会計補正予
算（第4号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第6 議第6号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第6、議第6号平成25年度人吉市介護サービス事業特別会
計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第7 議第7号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第7、議第7号平成25年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第8 議第8号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第8、議第8号平成25年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第9 議第9号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第9、議第9号平成25年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第10 議第10号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第10、議第10号平成25年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第11 議第11号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第11、議第11号平成26年度人吉市一般会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）
11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 予算書68ページであります。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童

福祉総務費の19節負担金、補助及び交付金でありますけれども、補助金の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金2,933万9,000円でありますけれども、昨年25年度については6月補正において約2,920万円ほどの補助金として計上がされたと思っています。そこで、改めて今年度も当初予算で計上されておりますけれども、昨年続けて交付があるのかどうか分からないというふうなことで答弁があつたわけなんですけれども、改めて今回交付される理由は何なのかということと、昨年の交付の効果はどうだったのか、この2点についてお尋ねをしておきたいと思っています。

それから76ページであります。4款衛生費、1項保健衛生費、4目健康増進費の13節委託料、健康メニュー開発・普及委託料、これ私は初めて出てきた項目かなと思っていますけれども、この事業内容等についてお尋ねをしておきたいと思っています。

それから96ページ、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費の19節負担金、補助及び交付金の最後のほうです。要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業補助金1,654万円ありますけれども、これの内容と1件当たりどの程度の限度額の補助なのか、件数等についてお尋ねをしておきたいと思っています。

それから124ページです。10款教育費、5項社会教育費、4目文化振興費の同じく19節負担金、補助及び交付金です。負担金のくまもと子ども芸術祭負担金225万円あります。くまもと子ども芸術祭については、昨年度から開催をされて、今年度本市が2回目の開催というふうなことで聞いているところですけども、このくまもと子ども芸術祭の事業内容、それからこの負担金の積算根拠についてお尋ねをしておきたいと思っています。

以上です。

○健康福祉部長（松岡誠也君） おはようございます。それでは私のほうから、まず68ページの保育士等処遇改善臨時特例事業補助金についてお答えいたします。

平成25年6月議会におきまして、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の補正をお認めいただきましたが、その時点では、国としては臨時の特例事業であり、継続は不明とのことでございました。その後、待機児童の早期解消のため、保育士の人材確保対策は引き続き必要であるとの判断がなされ、継続されることとなったものでございます。

なお、事業の効果につきましては、保育園長からお聞きするところによりますと、給与等の処遇改善を図ったことで、より働く意欲につながったという御意見をいただいているところでございます。この点については以上です。

それから、次の76ページの健康メニュー開発・普及委託料についてです。健康メニュー開発・普及委託料でございますが、これは本市の健康課題である生活習慣病予防対策の一つとして食の面から生活改善を進めるため、熊本県立大学と連携して低カロリーの健康メニューを開発・普及するための委託料でございます。健康メニューの開発につきましては、本市の食習慣のいいところは残し、地元の食材を生かしたものをお願いしてまいります。また、そ

のメニューと作り方のレシピにつきましては、健康推進員、食生活改善推進員の御協力をいただきながら、健康教室とあわせた料理教室の実施、レシピの配付・啓発を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○建設部長（中村明公君） それでは、96ページの要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業についてお答えいたします。

まず事業内容でございますけれども、耐震改修促進法という法律がございます、この改正によりまして耐震診断が義務化された民間建築物に対する耐震診断費の補助でございます。補助対象は、昭和56年5月31日以前に新築された店舗、ホテル、旅館等で、一定規模以上の建築物というふうになっておりまして、具体的には3階建て以上、床面積5,000平米以上を対象といたしております。

それから、耐震診断の結果の報告というのがございますが、この期限が平成27年12月31日というふうになっております。

それから、補助率でございますけれども、国が3分の1、県が6分の1、市が6分の1、所有者負担が6分の1、それに国が直接事業者に対して補助を行いますのが6分の1というふうになっております。当初予算では3件分でございますが、補助対象経費が2,481万円、この金額に3分の2を乗じまして1,654万円、この金額を予算計上いたしております。

それから、1件当たりの限度額ということでございますけれども、これは1件ごとにその補助対象経費をもとに算出する方式となっております、定まった金額ではございません。この補助対象経費は、耐震診断及び耐震判定委員会の評価に要する経費とし、延べ面積の区分に応じて1平方メートル当たりの限度額に当該延べ面積を乗じて得た額を、合計した額を限度額とするというふうになっております。例としますと、5,000平米の場合、面積が1,000平米以内の部分については、平米当たりの単価が2,000円、それから1,000平米を超えて2,000平米以内の部分につきましては1,500円、それから2,000平米を超える部分については1,000円というふうになっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○教育部長（井上祐太君） おはようございます。124ページ、一般会計の予算でございます。御質問は、くまもと子ども芸術祭負担金についての事業内容と金額の積算根拠でございます。少し細かくなりますので、御了承いただきたいと思います。

これ正式名称は、くまもと子ども芸術祭2014in人吉という名称でございます。大会のコンセプトでございますが、「相良700年の歴史に学び、今を生きる！そして未来へ」とさせていただいております。事業内容でございますが、舞台、それから展示、体験の3部門で構成をいたしております。期日はことしの8月10日、日曜日に開催をさせていただきます。ちなみに昨年は8月25日に天草市で第1回大会を開催されております。

舞台でございますけども、具体的に国宝青井阿蘇神社の子ども神楽、それから鬼木町の臼太鼓踊り、それから球磨川太鼓、それから人吉球磨の民謡民舞、それから市内の小学校の合唱団、それから中学校の吹奏楽部が本市から出演をするということになっております。また、球磨郡のほうからも五木村、それから錦町、そういうところから地元まつわる伝統芸能を披露していただく、出演していただくということになっております。そのほかに、地域外からは、例えば熊本市から、それから津奈木町から、それから菊池北小学校からの出演を予定をお願いしているところでございます。

展示部門でございますけども、生け花、それから書道、絵画、子供短歌、伝統建築などを展示することといたしております。

また、体験部門では、これは呈茶、それから生け花体験、それから昔遊び、それからきじ馬、花手箱の絵つけなども予定しているところでございます。

以上が事業内容でございます。

あと事業の負担金225万円の積算根拠でございますけども、これは総事業費が750万円でございます。その半分2分の1を県のほうが負担をするということになっております。450万円でございます。残りを当然市のほうで払うわけでございますけども、市のほうの出し分はその県の450万円の半分でございます。225万円、これを今回予算計上させていただいております。そして、残りの75万円を熊本県の文化協会が負担するということになっております。

以上、お答えいたします。

○11番（笹山欣悟君） 終わります。

○議長（永山芳宏君） ほかに質疑はありませんか。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） 予算書は132ページ、10款教育費、7項学校給食センター費、13節委託料のうち給食配送等委託料、1件についてちょっとお尋ねをいたします。

給食配送等、等となっておりますけれども、これはもうほとんど給食配送業務であろうということで質問をいたします。もし間違っていたら御指摘ください。1,092万1,000円立ててございますけれども、26年度分については、せんだって入札があったということを聞いております。そこで、ずっと以前から私実は気になっていたんですが、過去5年間の当初予算額と、落札額と、それからその予算に対する落札額の割合をお聞きしたいと思います。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。切りがよいところで、平成20年度からお答えしたいと思います。

まず、平成20年度予算額は2,022万4,000円でございます。落札額、これ委託額になりますけど、委託金額が985万円、これ構成比は48.7%でございます。それから平成21年度が予算額2,013万円、それから委託額、契約額が978万円、これは構成比は48.6%でございます。平成22年度が1,850万5,000円が予算額です。それから契約額が858万円。構成比は46.4%で

ございます。平成23年度、予算額が1,271万9,000円でございます。契約額が833万円でございます。構成比は65.5%でございます。平成24年度が予算額1,293万4,000円でございます。契約額は733万円でございます。構成比は56.7%でございます。それから平成25年度が予算額1,041万9,000円でございます。契約額は777万6,000円でございます。構成比は74.6%でございます。それから平成26年度は、これは債務負担行為を昨年設定しておりまして、議員がおっしゃったように、もう既に入札のほうは終わっております。予算額が今予算書に計上しておりますように1,092万1,000円でございます。契約額は645万円でございます。構成比は59.1%でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） 詳しく御説明いただきましてありがとうございました。非常に気になる構成比だと思います。当初予算に対して5割を割り込んで契約していると、ダンピングとまでは言えないかもしれませんが、非常に低いラインにおける競争というんですかね、指名競争入札ですから、それが実態として行われているということで、実は、私業者の方と何年か前からちょっと気になってたもんですから、ことしも実は話をしてみました。非常に厳しい見積もりをやられております。従業員さんの御給料を払わなくちゃいけない、それから保険にも加入しなきゃいけないということですね。ほとんどその請負った人の手取りはほとんどないと。何か途中でトラブルがあった場合には、もうアウトだというようなことまでおっしゃっている、そういう価格みたいなんですね。子供たちの食事を運搬するという非常に大事な職務でございますので、市にとってはそれは安く受けていただいたほうがいいんでしょうけれども、果たしてそれだけで済ませていいのかなというのが実はかねてからおりまして、やはりこういう特殊業務に関しては、ある程度市民の皆さんのためでも

○議長（永山芳宏君） 森口議員、質疑ですので

○17番（森口勝之君） はい、と思いますので、じゃあお尋ねします。こういう業務に関して、最低制限価格制度を設ける、そういう検討をされたらいかがでしょうか。そのことについての所見をお伺いします。

○総務部長（中村則明君） 御質問にお答えいたします。まず、最低制限価格制度について御説明いたします。

最低制限価格制度は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものを契約の相手方とする。これは地方自治法第234条第3項でございますが、その規定の自動的な落札方式の例外として、工事または製造その他請負の契約に限り最低の価格をもって申し込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができるという同項、先ほどの地方自治法第234条第3項のただし書きを適用し、適正な履行が確保することができない低価格での入札を排除しようとするものでございます。本市におきましては、適正な履行がされなかつ

た場合、その修復に相当の時間と費用負担を余儀なくされるとともに、修復不可能な場合や利用者等に危険を及ぼすなど重大事故に発展しかねないことが想定される工事に限り、現在、最低制限価格制度を導入しているところでございます。しかし、自治体によりましては、その他請負としまして、測量設計業務、地質調査業務や各種コンサルタント業務などにも最低制限価格制度を導入しているところもございます。また、近年は、建物等の清掃業務や警備業務など、設計額に占める人件費の割合の高い業務につきましても最低制限価格制度を導入したり、あるいは試行に取り組んでいる自治体も出てきているようでございます。本市といたしましても、適正な履行の確保という観点から、先進自治体の動向に注目しながら最低制限価格制度等につきまして検討をしてみたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○17番（森口勝之君） 終わります。

○議長（永山芳宏君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、本件についての質疑を終了いたします。

日程第12 議第12号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第12、議第12号平成26年度人吉市球磨地域交通体系整備特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第13 議第13号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第13、議第13号平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第14 議第14号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第14、議第14号平成26年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第15 議第15号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第15、議第15号平成26年度人吉市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

日程第16 議第16号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第16、議第16号平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

日程第17 議第17号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第17、議第17号平成26年度人吉市水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

日程第18 議第18号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第18、議第18号平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

日程第19 議第19号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第19、議第19号平成26年度人吉市国民宿舎特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

日程第20 議第20号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第20、議第20号平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時12分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第21 議第21号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第21、議第21号人吉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第22 議第22号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第22、議第22号人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第23 議第23号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第23、議第23号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第24 議第24号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第24、議第24号人吉市職員の修学部分休業に関する条例及び人吉市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第25 議第25号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第25、議第25号人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

日程第26 議第26号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第26、議第26号人吉市地域の元気づくり基金条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

日程第27 議第27号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第27、議第27号人吉市地域づくり推進事業基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

日程第28 議第28号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第28、議第28号人吉市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

日程第29 議第29号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第29、議第29号人吉市学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないので、質疑なしと認めます。

日程第30 議第30号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第30、議第30号人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第31 議第31号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第31、議第31号人吉市体育施設事故防止対策審議会設置条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第32 議第32号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第32、議第32号人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第33 議第33号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第33、議第33号人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 今回の改正については、利用促進委員会からの答申に基づいて1時間当たりの利用料金を設定をされるというような改正のようでありまして、4月からは消費税が8%に改正をされるというようなことになってますが、今回、利用料金等見れば全く変わらない状況で形成はしてあるようでありまして。消費税の部分についてはどのような検討をされたのかお尋ねをしておきたいと思っております。

それから、1時間当たりの使用料を見たときに、基本的にコミュニティ棟については、今までの時間帯区分については全く変わらない料金の設定がされていると思っております。そこに1時間当たりの金額の設定がなされてますが、その1時間当たりの利用料金の設定については、コミュニティセンター、東西コミセン等の会議室等の使用料等を見たときにどうなのかなとちょっと考えたところです。そういったところで、そういったコミセン等の会議室の使用料との比較、検討をされてこのような金額の設定をされたのか、その辺の考え方についてちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。

以上、2点です。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします前に、経過を踏まえて説明させていただきます

んと議員の質疑にしっかり答えることができませんので、少しお時間いただきたいと思いません。

今回、カルチャーパレスの利用形態の見直しを審議していただきました利用促進委員会では、こういう問題提起があったわけでございますけど、まずカルチャーパレスは消費税を納めているのか。納めていないのであれば消費税をとる必要はないのではないかと。実際、カルチャーパレスは消費税は納めていない団体でございます。それから、使用料は現行でも他の施設と比較すると高いのでこれ以上料金を上げるのはいかがなものか。これは視察に行かれた関係でそのことをおっしゃっているということでございます。そういう意見があったということをもまず前提にお話をさせていただきたいと思えます。

他の類似施設、県内を調査をさせていただきました。利用促進の委員さん方も行かれたわけなんですけども、熊本市市民会館、これは崇城大学文化ホールと言いますが、それから荒尾総合文化センター、それから水俣市民会館は値上げをしない、消費税の関係で値上げをしない。八代厚生会館は値上げ。当時、これは去年の12月以前でしたのでほかの施設はまだ決まっていなくて、そういうようなことを議事録のほうからとってきたところでございます。

本市としましては、当然、支出する経費は新税率8%ですべて出のほうは支払わなければなりませんので、これは消費税を取らないならば、その分市の負担がふえるということになるわけでございます。そういう説明もさせていただきました。審議の中では、答申書に書いてありますように、全協でも説明させていただきましたが、すべての使用料について新しい消費税率を含んだ料金とすること。ただ、現行の料金額を超えないことが望ましいというような答申をいただいております。そういうことを重く受けとめまして、基本料金は、要するに基礎額は3%引き下げて、消費税率は従来どおり8%としまして、そういうことを織り交ぜて現行の料金を据え置くというような形をとらせていただきました。ただ今後、消費税率のさらなる改定、国のほうでは10%の話も出ておりますので、そういうことも予定されておりますので、3年から5年をめどに利用料金の見直しは必要になるのではないかと、検討していく必要があるのではないかとということで考えております。

それから二つ目でございます。御質問の二つ目、利用料金を検討するに当たり、コミュニティセンターとの比較、それから審議の中でどのような議論ということでお答えをさせていただきたいと思えます。カルチャーパレスのコミュニティ棟の会議室の利用料金は、東西コミセンの料金をまず比較しますと、これ210円でございますけども、比較しますと高いということは、利用促進委員会でもこれは認識をされて、そういうふうな意見もあっております。

しかしながら、委員会では、料金だけに限定をせず、環境を整え、使い勝手をよくする方向で検討することが必要である。そのほかに、利便性とクオリティ、これは質ですね、そういうものを勘案すべきだと。それから人吉球磨唯一の文化ホールなので、公民館とかコミュニティセンター、体育館とは利用価値が違う、お金をかけて冷暖房も効くようになってので、

そんなに会議室も高いと思わないという話も出ました。これはホールも一緒でございます。また、そのほかに附属施設使用料を部屋の使用料にセットにしてやるとか、そういう時間利用、さっき議員がおっしゃったような時間帯の利用ができるようにすれば、まだまだ利用はふえて使いやすくなるというような貴重な御意見もいただいたところでございます。こういうものもろもろを今回いろいろ精査をいたしまして、1時間当たり単位での利用形態を提案したということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

消費税のところで、私8%のところを少し間違ってしまったようなんですけども、消費税率は8%で掛けているということでございます。5%を8%に掛けて、そして全体的にそれでいくなれば上がりますので、基礎額をその分下げさせていただいてトータル的には現行料金の範囲内、すなわち据え置くというような形になったということを補足させていただきたいと思えます。

以上でございます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 基本的な考え等については理解できたところなんですけども、ただこのホール棟及びコミュニティ棟の基本の料金設定については全く変わってないわけなんですよね、基本的に。促進委員会がそういった判断をされて、その答申を聞いてということなんですけども、ただこの料金設定の経過を見たときに、全く当初からほとんど変わらない状況、25年間この料金の体系でなっているという、その25年間の料金の体系がどうなのかなと、私はちょっと考えるわけなんです。それとほかの熊本とか荒尾とかと比べても人吉のほうが高いというふうな、さっきちょっと答弁があったわけなんですけども、そういった25年も経過した施設の中での料金体系については、そういった部分を見直して、そういった利便性、質のクオリティを求めることも必要かもしれませんが、ただそういったことを考えた場合には、やっぱり料金そのものを再検討する必要があるんじゃないかなともちょっと思いますが、その辺の考えについてはどうお考えですか。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。やはり料金の改定をしなければならないというようなことは、当然委員会のほうにも気持ちとしてはありましたし、当然教育委員会のほうにもそういう気持ちあったわけでございますけども、先ほどこれは繰り返しになりますけども、県内の文化ホールと比較してもそんなに高くはないということと、あと安くしてしまうと、どうしてもその収入が減る。収入が減った分は当然市の出し分は多くなる。高くしたら今度は利用者がやはりこう控える可能性も出てくる。いろんなことを考えたわけでございます。ただコミュニティ棟に関しましては、これまで3時間区切りで貸しておりました。ということで、例えば1時間20分、1時間30分使っても3時間分を払わなければならない。そういう利用者にとっては非常にマイナスの要素があったわけでございますので、そこに1時

間当たりの時間設定をして、そして利用者にとって非常に使い勝手がいいような状況にしたと、そういうようなことでございます。そのほかにも幾つか、例えば「リハーサルの場合はもうお金を取らない」とか。そういうふうに、料金自体は据え置いたような形になりますけれども、私たちは今回利用者にとって非常に使いやすい、要するに利用率を高めてできるだけ収入を上げていこう、そういうこともしっかり委員会のほうにもお話しさせていただいて、こういうような答申書になって今回の提案に至ったというような状況でございます。

以上、お答えいたします。

○11番（笹山欣悟君） 終わります。

○議長（永山芳宏君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、本件についての質疑を終了いたします。

日程第34 議第34号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第34、議第34号人吉市地域福祉計画推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第35 議第35号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第35、議第35号人吉市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） この条例につきましては、今回、保護者からの負担金を取ってというようにことでの改正のようであります。そこで、通院の場合には、1日につき500円の負担をいただくと。また入院については、1月につき2,000円の負担をいただくとというふうなことで提案されてますけれども、基本的にその一部負担金額のこの設定の根拠についてまずお尋ねをしたいと思います。

それからもう1点は、その1保険医療機関当たりということで掲載してありますけれども、1保険医療機関当たりということであれば、それぞれの病院とか、薬局とか、かかったごとに負担をそれだけの500円は負担しなければいけないのかどうか。その辺をちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。通院及び入院によりそれぞれの保険医療機関を受診された場合の助成の範囲についてでございますが、自己負担の限度額を通院の場

合、1 保険医療機関当たり 1 日 500 円、それから入院の場合が 1 保険医療機関当たり 1 月 2,000 円というふうにしております。財源確保が難しいことから、保護者の方から一部負担金をいただき、事業を開始することにいたしました。その際、保護者の皆様の負担感を少しでも減らすために、通院の場合は 1 日 500 円とするということですが、他市では 1 月当たり 1,000 円としているところもございますが、窓口での支払いを 1 医療機関当たり 1 日 500 円とすることで、負担感を少しでも減らそうとする趣旨でそういう設定をしたところでございます。

また入院の場合は、一般に一部負担金の額も高額となることが想定されることから、他市でも一部負担金をいただいているところを参考にさせていただいたわけですが、1 保険医療機関 1 月当たり 2,000 円ということでしたので、それを参考に 2,000 円という設定をしたということです。

次に、保険医療機関についてでございますが、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する病院もしくは診療所、または薬局を言うということでございます。したがって、病院、診療所、歯科医院、調剤薬局などそれぞれを 1 保険医療機関とするということでございます。

○11 番（笹山欣悟君） 終わります。

○議長（永山芳宏君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、本件についての質疑を終了いたします。

日程第 36 議第 36 号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第 36、議第 36 号人吉市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第 37 議第 37 号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第 37、議第 37 号人吉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第 38 議第 38 号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第 38、議第 38 号人吉市老人趣味の家条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第39 議第39号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第39、議第39号人吉市予防接種事故災害補償条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第40 議第40号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第40、議第40号人吉市農村環境改善センター条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第41 議第41号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第41、議第41号ひとよしから、米を原料とする球磨焼酎の地域文化を紡ぎ広める条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 議第41号について、今回、ひとよしから、米を原料とする球磨焼酎の地域文化を紡ぎ広める条例が提案されていますが、このことについて、球磨焼酎蔵元の皆様はどのように受けとめておられるのか。条例の中に蔵元及び市民は、球磨焼酎の普及促進を図るための活動に取り組むよう努めるものとするがありますが、地元の事業者の状況等見たときに驚きますのが、球磨焼酎以外の焼酎の多さです。仮に、焼酎をくださいと言いますと、まず尋ねられるのか、「芋ですか、米ですか」というのから始まります。なぜ他県のがこのように普及したのか、これまでに蔵元は地元の事業者にどのような普及促進を図られていたのか。消費者は、人吉球磨は球磨焼酎の本場と認識しながら、なぜ他県の焼酎がかなりの割合で消費されているのか。その原因を調べるのも必要かと思えます。球磨焼酎の地域文化を人吉から全国、世界へ発信すると

○議長（永山芳宏君） 大塚議員、質疑です。

○4番（大塚則男君） はい。条例の中に世界へ発信するとありますが、実際、この県内でどれだけ消費されているか、厳しい状況にあると思えます。私は、まず今回の条例を見てどう

いったことで制定されるのか。また、この条例制定がどのような効果と役割なのか、どのようにお考えなのかお尋ねします。

○**経済部長（松田知良君）** 皆様、こんにちは。お答えいたします。条例制定に当たりまして、蔵元はどのように受けとめておられるのかという御質問でございます。

本年1月20日に開催されました、球磨焼酎酒造組合新年定例会におきまして、この条例の趣旨を御説明申し上げました。組合員の皆様からは、多良木町に続き本市も条例制定に向けて取り組むということで、大変喜ばしいことと感謝の言葉をいただきました。また、和食文化がユネスコ無形文化遺産として登録されたことにより、球磨焼酎も和食にあう食中酒として、相乗的にPRができればと期待を寄せられており、今後の事業展開に決意を示されておられました。

条例制定の効果でございますが、市、蔵元等及び事業者、並びに市民がそれぞれの役割を果たすことによりまして、多くの方々に球磨焼酎や本市の風俗、伝統文化に触れていただくことになり、球磨焼酎の消費拡大、観光客の増加につながる効果があると期待するものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 4番。大塚則男議員。

○**4番（大塚則男君）** 2回目ですけど、米を原料とする球磨焼酎の地域文化を紡ぎ広める条例ですが、これの出だしの6行目までは理解いたしますが、その後の7行目から「大切にしたい、守りたい。だから球磨焼酎。」までの文言について、地域文化を紡ぎ広めるとあることから述べてあると思うんですが、球磨焼酎の飲み方、球磨拳などの表現はもっと簡素化すべきと思います。

また、第3条の「球磨焼酎の普及促進に当たっては、市、蔵元等及び事業者並びに市民がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図り、一体となって推進することを基本としなければならない」とありますが、これをしなければならないというのは、何か命令調に聞こえますので、この文言でよいのか。私はもう少し柔らかに「推進することに努めるものとする」という文言等に変更はできないのか、お答えをお願いいたします。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。本条例は、本則の前に前文を規定いたしております。条例制定の由来や理念、背景をあえて強調したいときには、前文の形をとって詳細にその内容を述べることも適切な方法であるために前文を置いているということでございます。前文では、まず球磨焼酎がつくられる本地域の豊かな自然と球磨焼酎の特徴を表現しております。次に、杯のしきたり、焼酎が紡ぐ食文化、おもてなしの風習、食べ物を粗末にしないという食習慣、朗らかな人間関係、そういったものがこの人吉では大切に守られ、はぐくまれているということを伝えております。そして後段では、日本人の誰しもが持っている温かい心、優しい気持ちを大切にしてほしいという思いを人吉から全国、世界に対し、発信

していきたいということを表示しております。それぞれの言葉には関連性があり、大事な意味が込められておりますので、この表現の簡素化は難しいものと考えております。

次に、第3条の基本理念でございますが、「球磨焼酎の普及促進に当たっては、市、蔵元等及び事業者並びに市民がそれぞれの役割を果たすとともに」となっておりまして、市の役割は第4条、蔵元等及び事業者の役割は第5条、市民の役割は第6条に規定いたしております。そのそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図り、一体となって推進することを基本としなければならないとなっております。市、蔵元等及び事業者、市民それぞれが役割を果たし、連携し、一体となって推進すること、これを基本としなければならないと規定いたしております。第3条につきましては、まずは市、蔵元等及び事業者、並びに市民が同じスタートライン上に立つこと。そして、手を携えながら共に球磨焼酎を普及していくこと。そういった基本的な姿勢、さらには球磨焼酎を推奨していくべき私たちの意志を決意として表したものでございます。

平成24年度の出荷量を見ますと、球磨焼酎1万5,000キロリットルに対し、芋と麦焼酎の合計は40万7,000キロリットルと大きな開きがございます。平成15年から第3次焼酎ブームが始まっていると言われておりますが、これは芋焼酎が牽引するものでございまして、球磨焼酎を初め、清酒のシェアが縮小しておりまして、まさに今が正念場であるという状況でございます。このような中で、球磨焼酎の消費拡大と地域活性化を図る意味で提案したものでございます。

何とぞ趣旨を御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上、お答えいたします。

○4番（大塚則男君） 終わります。

○議長（永山芳宏君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、本件についての質疑を終了いたします。

日程第42 議第42号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第42、議第42号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第43 議第43号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第43、議第43号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第44 議第44号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第44、議第44号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第45 議第45号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第45、議第45号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第46 議第46号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第46、議第46号公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

○教育部長（井上祐太君） 済みません、訂正方お願いしたいと思います。

先ほど議第33号の笹山議員の質疑の中で、私、2回目に1時間当たりの料金制度を設定をしたと、その後にリハーサルは料金を取らないとか何かかなりリップサービスをしたんですけど、実は取ることは取るんです。ただ、リハーサルとか準備とかで舞台のみを使ったときに基本料金の50%、これまで100%を取ってましたけど、半分取るということで御訂正方をお願いしたいと思います。申しわけございませんでした。

日程の追加について

○議長（永山芳宏君） ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。議案の訂正についてを日程に追加することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、議案の訂正についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議案の訂正について

○議長（永山芳宏君） 執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 大変お疲れのところ貴重なお時間をいただきましてまことに申しわけございません。平成25年12月第6回人吉市議会定例会で継続審査となっております議第109号人吉市生活環境保全美化条例案につきまして、厚生委員会の審査結果を踏まえ、再度詳細に検討しました結果、条例案の訂正をお願いいたしたいと存じます。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明を申し上げます。何とぞ御了承賜りますようお願い申し上げます。

○市民部長（山本政義君）（登壇） 皆さん、こんにちは。それでは、議案の訂正につきまして、補足説明をさせていただきます。昨年の12月定例議会に御提案申し上げ、継続審査となっております議第109号人吉市生活環境保全美化条例案につきまして、ただいま市長が申し上げますように、厚生委員会の審査結果を踏まえて訂正をするものでございます。

それでは、お配りしております議案の訂正についてにより御説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。第2条の定義規定でございますが、第11号から第13号までを削除いたしまして、新たに第11号として、不良な状態の定義をいたしております。

2 ページをお願いいたします。第4条の市民等の責務でございますが、第1項に「基本条例第5条に規定する市民等の責務の遵守並びに」を追加し、第2項及び第3項を削除するものでございます。

3 ページをお願いいたします。第5条の事業者の責務でございますが、第1項に「基本条例第6条に規定する事業者の責務の遵守並びに」を追加し、第2項及び第3項を削除し、第4項を第2項に繰り上げるものでございます。

4 ページをお願いいたします。第6条の所有者等の責務でございますが、第1項の「草木の繁茂又は廃棄物の投棄の誘発を防止し」を削除し、第2項におきまして、条文の末尾を新たに定義いたしました、不良な状態という文言を用いまして、「不良な状態にならないように努めるものとする」といたしております。

5 ページをお願いいたします。第9条の飼い主の遵守事項でございますが、第1項の「飼養しなければならない」を「努めなければならない」に改めております。また、第3項及び第4項は、尿に関する規定を削除したことに伴うものなどによるものでございます。

6 ページをお願いいたします。第10条給餌行為の禁止でございます。本条におきましては、何人も給餌行為をしてはならないと規定しておりますが、例外の場合をただし書きとして「一時的に保護する場合を除く」と加えております。第12条及び第13条でございますが、情報提供に関する条文を削除したことに伴う文言の整理及び条文の繰り上げを行っております。

7 ページをお願いいたします。第14条から第18条まででございますが、先ほど条文の繰り上げに伴い、1条ずつ条文を繰り上げるものでございます。

以上で議案の訂正につきまして補足説明を終わらせていただきます。大変お手数をおかけしましたこと申しわけございませんが、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永山芳宏君） 以上で、訂正についての説明は終了いたしました。

ただいま説明がありました議案の訂正についての質疑及び採決につきましては、7日金曜日の一般質問終了後に行いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前11時52分 散会

平成26年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第3号）

平成26年3月5日 水曜日

1. 議事日程第3号

平成26年3月5日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

1. 平 田 清 吉 君
 2. 宮 崎 保 君
 3. 田 中 哲 君
 4. 笹 山 欣 悟 君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----|-----|---------|
| 1番 | 宮 崎 | 保 君 |
| 2番 | 高 瀬 | 堅 一 君 |
| 3番 | 村 口 | 隆 君 |
| 4番 | 大 塚 | 則 男 君 |
| 5番 | 平 田 | 清 吉 君 |
| 6番 | 犬 童 | 利 夫 君 |
| 7番 | 松 岡 | 隼 人 君 |
| 8番 | 井 上 | 光 浩 君 |
| 9番 | 豊 永 | 貞 夫 君 |
| 10番 | 川 野 | 精 一 君 |
| 11番 | 笹 山 | 欣 悟 君 |
| 12番 | 西 | 信 八 郎 君 |
| 13番 | 村 上 | 恵 一 君 |
| 14番 | 田 中 | 哲 君 |
| 15番 | 仲 村 | 勝 治 君 |
| 16番 | 三 倉 | 美 千 子 君 |
| 17番 | 森 口 | 勝 之 君 |
| 18番 | 永 山 | 芳 宏 君 |

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	坂 崎 博 憲 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	中 村 則 明 君
市 民 部 長	山 本 政 義 君
健康福祉部長	松 岡 誠 也 君
経 済 部 長	松 田 知 良 君
建 設 部 長	中 村 明 公 君
総 務 部 次 長	迫 田 浩 二 君
市 民 部 次 長	加 賀 邦 保 君
健康福祉部次長	中 川 一 水 君
経 済 部 次 長	大 淵 修 君
建 設 部 次 長	山 田 巧 君
建 設 部 次 長	木 村 秀 敏 君
総 務 課 長	溝 口 尚 也 君
企画財政課長	告 吉 眞二郎 君
自治振興課長	小 澤 洋 之 君
会 計 管 理 者	椎 葉 幹 夫 君
水 道 局 長	田 中 幸 輔 君
上 水 道 課 長	那 須 義 徳 君
教 育 部 長	井 上 祐 太 君
教 育 部 次 長	東 俊 宏 君
農 業 委 員 会 長	舟 戸 幸 弘 君
農 事 務 局 長	

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
次 長	山 本 繁 美 君
庶 務 係 長	椎 葉 千 恵 君
書 記	白 坂 禎 敏 君

れています。また、施策の目的として、周辺市町村を連絡する国道、県道の整備を促進するとともに、交通混雑が発生している幹線的な都市計画道路の整備を行い、交通の安全確保と円滑化を図る。そして市民生活に身近な道路や橋梁の整備については、歩行者に優しい利用しやすい環境と維持管理に努め、安全で快適な道路環境の整備を図るとされています。そして、その中で施策の成果指標として、都市計画道路事業改良率及び道路新設改良事業改良率の目標値を示されていますが、まだこの第5次人吉市総合計画が始動されてから2年しか経過しておりませんので、はっきりと成果指標値を示せないかもしれませんが、私の任期もあと1年余りとなりましたので、平成25年度現時点におきますそれぞれの事業の改良率についてお尋ねいたします。

以上、1回目の質問です。

○建設部長（中村明公君） おはようございます。お答えいたします。

道路改良率についてでございますけれども、平成25年度の数値につきましては、現在道路台帳整備委託を発注中のため、まだ確定値が出ておりませんので、直近の改良率を申し上げます。平成25年3月31日現在における道路実延長に対する改良率は52.51%となっております。また、都市計画道路事業の改良率につきましては、現在下林願成寺線の街路事業に取り組み始めたばかりでございますので、23年が最終の確定値となります。49.02%となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） ただいま都市計画道路事業改良率及び道路新設改良事業改良率について答弁をいただきましたが、都市基盤整備や道路整備におきましては、道路実延長線が長く、大きな予算と多くの整備時間を要することから、遅々として進まない場面ばかりが見られます。しかし、それぞれの改良率は、この第5次人吉市総合計画が終了する平成31年度には、多分100%が達成されることを期待したいと思います。

続きまして、2回目の質問です。昨日、議案質疑におきまして森口議員から、本議会に提出されています平成25年度の補正予算で、平成26年度への繰越予算が例年に比べ多いようだがと、そのわけについてお尋ねでしたが、私も決して一つの部・課を集中審査するわけではありませんが、道路河川課の土木関連予算で、平成26年度への繰越予算が多い理由についてお尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

今回、一般土木及び災害関連で25本の明許繰越をお願いいたしております。その内訳といたしましては、社会資本整備総合交付金事業のうち、下林北願成寺線につきましては、通学路整備のための測量、設計及び用地測量業務委託であります。警察や小学校などの関係機関との協議、あるいは周辺土地所有者の相続関係調査に不測の日数を要したことによるもの

でございます。また、上林中神線外9路線は道路補修工事でございますが、通学路や商店等もあることから、警察などの関係機関や地元関係者との協議に日数を要し、また路線ごとに地質調査業務委託の完了した調査データに基づき設計する必要がありますことから、工法検討に時間を要しておりまして、工事における適正工期を年度内に設定することが困難となったためでございます。また、戸越草津線並びに南町地内第1号線外6路線の道路整備事業や社会資本整備総合交付金事業であります水ノ手橋外2件の橋梁補修工事につきましては、用地買収の確定や国道との交差点における熊本県や警察などの関係機関との協議のほか、工法検討等に不測の日数を要したためでございます。また、道路及び河川災害につきましても、工法の検討に時間を要しましたことや交通規制による運搬路の確保ができなかったため、適正工期に不足を生じたためによるものでございます。

以上が25本の繰越事業の個別理由でございます。

次に、平成25年度の道路河川課が実施しております事業は、社会資本整備総合交付金事業を初めとした道路改良工事、道路維持補修工事のほか、緊急経済対策に伴う追加補正分や教育委員会等の他部署から依頼されました工事や委託を合わせますと工事で76本、委託で43本、合計119本となっております。現在、この事業数を職員7名で設計、監理、監督を行っております。さらに、最近の土木工事に関する周辺環境も大きく変化しておりまして、請負業者が減少したことによりまして、実際に現場に従事される作業員、あるいは交通誘導員等の確保にあわせ、機械や資材の調達につきましても非常に困難な状況になってきておりまして、このことが工事の進捗などの工期に対する影響も繰越事業がふえた要因の一つではないかというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 平成26年度への繰越予算が多かった要因は、国からの事業補正予算がつく時期がおくれたことと、以前の政権が国の政策として、ものづくり不要論を重視して公共工事を削減したために、特に地方建設業者の工事施工体質を弱体化させてしまった。そして、工事機材の不足と工事資材の高騰並びに従業員の高齢化が複合して、次年度への工事繰越予算、繰越件数ともに増加したという事実を再認識できました。しかし、市民に対する便利で住みやすいふるさと定住都市ひとよしのまちづくりは、また、市民が安心して安全に暮らせる社会のまちづくりには待ったなしの状態です。しかも本年9月になりますと、新年度の新規事業工事も始まるかと思えます。繰り越された事業工事の早急なる実施に努めていただきたいと思えます。

続きまして3回目、人吉市職員採用試験についてですが、過去3年から4年の職員採用試験の実施状況と採用職種内容を、そして現職員の職種割合を職種を限定して質問させていただきますが、土木・建築関係技術職員の各課への配置と配属状況についてお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） おはようございます。技術系職員の採用状況と各課への配置状況についてお答えいたします。

まず、職員採用試験の実施状況、土木・建築関係技術職員の採用状況につきまして、過去5年間でお答えしたいと思います。年をさかのぼってまいります。平成24年度が一般事務、行政事務、技術（電気）を実施しておりまして、技術（電気）職員を1名採用しております。平成23年度には一般事務、行政事務、保健師、技術（土木）、学芸員の職種を実施しまして、技術（土木）職員を1名採用しております。平成22年度及び平成21年度におきましては、事務系職員のほか、保健師や管理栄養士、学芸員の職種は実施しておりますが、土木・建築系の試験は実施しておりません。5年前の平成20年度では、事務系職種のほか、技術（建築）試験を実施いたしております、技術（建築）職員を1名採用いたしております。

次に、土木・建築関係技術職員の現在の配置状況でございますが、経済部、建設部、水道局において、現に主として技術資格等を要する業務に従事している職員の配置状況について申し上げます。したがって、技術専門員を除く管理職員についてはカウントしておりませんので、その点はまず御了承いただきたいと存じます。まず、経済部でございます。商工振興課に土木1名、農林整備課に土木2名でございます。次に、建設部です。道路河川課に、先ほど建設部長からもありましたように土木7名、都市計画課に土木5名及び建築4名です。最後に水道局です。上水道課に土木3名、電気2名、配管等で1名となっております、下水道課に土木3名及び化学1名の配属となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 本市は数多くの優秀な技術職員や専門職員を有しており、市長が市民のためのまちづくりを目標とされていますことは、確実に実を結ぶものと確信しております。しかし、市民が希求するまちづくりを遂行するためには、「人」と「お金」と「市民の協力」が必要であることは皆さん周知のことと思います。ここでは「お金」と「市民の協力」については問いませんが、「人」について質問してみたいと思います。

最近の本市職員採用試験では、民間企業などでの職務経験を有する方の採用が行われており、実務経験豊かで知識、能力ともに豊富な方の採用がなされ、即戦力になっているものと思っておりますが、実務経験は少ないが知識、能力が豊富な方に対しても、仕事柄管理、監督の業務が多く実務経験が必須課題であり、実務研修が重要課題であると考えています。

そこで4回目、実務経験が少ない技術職員や専門職員への現在の実務研修制度の有無と実技研修はどのようにして行われているのかお尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

建設部に関連する研修の状況についてでございますが、平成25年度におきましては、全国建設研修センターによる土木工事監督者研修が東京都小平市で開催され、道路河川課の職員

1名が5日間参加し、土木工事監督者として必要とされる専門知識や技術の習得を修了いたしております。また、熊本県建設技術センターの研修会には、延べ39名の職員が参加しております。こちらは、初任者を対象とした測量、設計や計画などの初歩的なものから、より専門的な部門に至るまで多岐にわたっておりまして、職員の経験に応じた受講を進めているところでございます。今後も引き続き職員の技術力向上を目指し、研修会への積極的な参加を図っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 過去の本市行政におきましては、多くの土木職員や水道局員等を配置し、工事用車両や作業用工具類も自前で所有し、しかも直営にて各種工事を遂行されていたため、先輩職員から後輩職員への技術の継承は、直接工事等を通して現場指導主義にて行われ、スムーズな技術の継承が行われたと聞いております。また、市民への安心・安全と市民が住んでよかったと感じる人吉のまちづくりに携わる本市職員としましては、現在工事現場において直接肉体的労働の機会はほとんど見られませんが、ない反面、安全確実で的確な工事監理と監督の技術、技量が必須となっていると思います。

そこで5回目、現在の新規採用職員等への技術の継承はどのように行われているのかお尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

技術の継承ということですが、いつのころでありますか正確には把握できませんけれども、過去におきましては先輩職員が直接工事現場内で指導したり、助言をしたりするなどの機会や、また測量、設計作業も職員自身で行っていた時期もあったようでございますが、現在はそれぞれの職員が現場を担当しておりまして、経験豊富な先輩職員とともに、時間をかけて現場へ出向く機会も当時と比較いたしますと、随分少なくなっているのではないかと考えております。また、設計委託業務による効率化や迅速化のため、職員みずからが設計することも少なくなっている現状にあります。また、極力若手職員と先輩職員が具体的に現場での経験を通じて、広く技術の継承がなされるよう努めているところでございます。また、先ほど申し述べました講習会や研修会において、最新の技術の習得を図りながら経験を重ねていくことで、技術の継承とともに、柔軟で既成概念にとらわれない安心・安全なまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 政策・戦略5の「生活道路整備と生活交通の確保」における詳細施策として、平成24年度から長寿命化修繕計画が策定され、橋りょう補修整備事業が行われ、市道の整備として道路新設改良事業や道路維持修繕事業が進められ、そして幹線道路等の整備

として都市計画道路事業やスマートインター整備促進事業、国県道整備促進事業が進行中であります。現在、その経過を注意深く見守っているところであります。橋りょう補修整備事業では、従来の対症療法的な対策から予防的な修繕、補強を行うとされておりますが、現在の大型化した車両に対する交通対策は考えておられないような気がいたします。また、道路新設改良事業では、市民生活の根幹となる道路整備で、老朽化に伴う新設改良、離合箇所、側溝改修・整備を行う。道路維持修繕事業では、適切な道路の維持管理業務執行のため、路面整備、安全施設整備、側溝維持管理を行うとされています。そして、都市計画道路事業では、交通混雑の解消、歩行者の安全通行の確保と外環状線の整備促進を行うとされています。

皆さん、ここでよくよく考えてみてください。現在の橋梁や道路は何年前につくられたものでしょうか。確かにそれらがつくられたときには、人口は今よりも多くおられました。しかし、そのときの車両の大きさは、交通量は、そして橋梁や道路の製造技術は、等々を考察しますと、現状復旧型や前動続行型的な考え方では、市長が提唱されておられます便利で住みやすいふるさと定住都市ひとよしのまちづくり、市民への安心・安全を与えるまちづくりにおいて、私は甘く見積もっても30%は未達成になると考えています。この30%の未達成とは、現在の市民の方の大方の人の要望として、道路の幅員を少しでも広げてくれ、安心・安全の面から側溝にはふたをつけてくれとの強い願いがあるからです。確かに市民の方にも賛否両論があって、改修後の維持管理面を考えますと、側溝内に堆積する土砂はどうするのかなど、多少問題が出てくるかもしれません。しかし、そこは市民の皆様方にも御協力を願えれば解決できることではないでしょうか。

そこで6回目、今後の生活道路の整備と生活交通の確保に対する執行部の取り組み方についてお尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

道路河川課の事業の中でまず橋梁でございますが、本市が管理しております橋梁291橋につきましても、人吉市橋梁長寿命化修繕計画を策定しておりまして、その計画書に基づき従来の対症療法的な対策から、予防的な補修、補強へと事業をシフトさせながら事業取り組みを行っております。また、道路整備に関しましては、平成25年度には路面の性状調査や道路防災点検等を実施しておりまして、平成26年度に道路修繕計画を策定する予定でございます。これらの計画に基づきまして、優先順位を踏まえながら路面整備や交通安全施設整備、側溝維持管理等の事業を進めてまいりたいと考えております。あわせて職員研修の参加や技術の継承を通じて技術職員育成を図り、職員一丸となって安心・安全なまちづくりに寄与していきたいと考えております。

それからつけ加えて申し上げますと、市内には各所に道路の幅員が狭いところがございます。そういった要望も各地域からいただいておりますけれども、そういったところにつきましては、道路の側溝ふたがないところにふたをしたり、あるいは一部用地を御相談いたしま

して、離合箇所を設けたりそういうことで対応しております。新たに道路の全線といいますか、長い距離にわたって幅員を広げるといふことになりますと、これも用地の問題が生じてまいりまして、それに要する経費でありますとか、長期間にわたる用地交渉等もございまして、なかなか進んでいないような状況でございますけれども、そういう幹線道路については随時計画に基づいて対応していきたいというふうに考えております。どうぞ御理解をいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」

中原跨線橋が本年2月1日から通行開始となりました。跨線橋のかけかえ本当にありがとうございました。かけかえ工事ということで期待をしていたのですが、現在も大型車両の離合ができない状態です。人口減少と高齢化のため、また交通形態もかわることが予想されますので必要ないのかもしれませんが、かけかえ工事が終了した以上どうすることもできません。跨線橋の幅員の拡張については、後世の人々にゆだねたいと思います。

また、本年2月末から鶴田橋と染戸橋の改修工事が始まりましたが、交通混雑の解消並びに歩行者の安全通行の確保には、これまた補修工事の様相であり、改善されるようなことはないかもしれません。ある部・課におきましては、地権者や利益者が存在するためか、改修や改良等の工事が発生したときには、地域住民に声をかけ住民と一緒に工事を進めていただいている部・課もあります。職員の方だけで悩まないでください。地域づくりやまちづくりについては、市民と一緒に住みよいまちづくりをしようではありませんか。

続きまして2点目、第5次人吉市総合計画、政策・戦略6の地域・自治における「信頼と連携で力を合わせる市民主役都市ひとよし」のまちづくりにおいて、感動される市政の推進がうたわれ、市民に感動していただくために、市民との対話を重視し、能動的、積極的に率先行動する職員の育成を目指すとともに、市民と直に接する現場を重視することにより、現場の職員で問題を発見することによって、課題を解決できる能力をさらに高める必要があるとされています。また、活気に満ちた地域社会の実現のために、行政が果たす役割とやるべきことを明らかにすることによって、市民が抱える課題や多様化するニーズに対して、受け身の姿勢であることなく、みずから積極的に行政改革に取り組むことにより、市民満足よりも一歩進んだ市民に感動していただく行政経営の確立を目指すとされています。

そこで1回目、市民意識調査から、効率的な行政経営に対する市民満足度の割合と、職員のマナーが向上したと思う市民の割合について、現在の割合の状況をお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

第5次人吉市総合計画におきましては、効率的な行政運営に対する市民満足度の割合につ

きまして、平成27年度での目標値を30%以上、これは平成22年4月に実施しました市民意識調査の結果が12.2%、効率的な行政運営に対する市民の満足度が12.2%でございましたので、そういったことからの目標値でございますが、また職員のマナーが向上したと思う市民の割合については、平成27年度での目標値を75%、こちらにつきましては22年の同調査におきましては項目がございませんので、当然100を目指しながら4人に3人の方はマナーが向上したと思っていただけるというところでの目標値を設定しております。現在、鋭意取り組みを行っているところでございます。いずれも目標年度を平成27年度と設定しております関係で、現時点では明確な数値等の調査は行っていないところでございますが、庁内に設置しております市民サービス推進委員会が隔年で実施しております窓口アンケートによりまして、昨年10月に実施しておりますが、そのアンケートでは、窓口の対応全般に関しまして87.7%の方が満足という結果をいただいているところでございます。目標年度まで残り2年でございますが、このアンケートの結果の数値が下回ることはないように、低下することのないように、またさらに満足いただけるサービスが提供できるように取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 市民に感動していただくために鋭意努力されて、既に平成27年度の目標値を達成されているとのこと。目標値達成に甘んじることなくより100%に近づくよう努力研さんに努めていただきたいと思います。

続きまして2回目、平成26年度から本市ではコンシェルジュを廃止されますが、廃止後の市民等来庁者への対応はどのように行われるのかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

コンシェルジュはこれまで高齢者の方やお子様連れのお客様へのサポート、観光でお越しの方への観光情報発信など、庁舎の案内だけではなく幅広くきめ細やかに対応しておりましたので、議員御指摘のとおり廃止されることで、来庁される皆様には御不便をおかけする場面も出てくるかと存じます。廃止となります4月以降につきましては、コンシェルジュ用に作成しております窓口案内マニュアルを全庁的に配布しまして、窓口職員はもちろん全職員一人一人がコンシェルジュとしての自覚を持ち、積極的にお客様へお声かけをするなど、サービスの低下がなるべくないように努めてまいりたいと存じます。また、お客様が窓口など職員に気軽に声をかけていただけますように、1階の市民ホールには案内看板を設置することも検討しているところでございます。今回のコンシェルジュ廃止につきましては、議員も御承知のとおり庁内事業仕分けにより行うものでございますが、財政運営が厳しき折、今後も限られた職員、限られた財源の中で可能な限り市民サービスを提供してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 風邪や花粉症が発生しているみたいですので、十分気をつけられてください。

続きまして3回目、窓口案内マニュアルを全庁的に配布すると言われましたが、4月まで残すところ1カ月もありません。窓口案内マニュアルの配布は済んでいるのか、また窓口案内教育は済んでいるのかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お気遣いいただきまして大変ありがとうございます。お答えいたします。

窓口案内マニュアルの配布でございますが、現時点におきましては、まだいたしておりません。ただ、現在でも庁内のグループウェア上の電子掲示板に掲載し、職員がいつでも閲覧可能な状態にはございます。改めてその存在と内容の認識を促すためにも、新着情報として掲載をいたしますとともに、今月中旬に予定しております勤務条件等の改正に伴います説明会を活用いたしまして、さらなる周知徹底を図ってまいりたいと考えております。また、マニュアルの中身につきましても、年度が変わりますことによりまして内容等の変更もございますので、適宜改訂版を作成しまして職員への周知を図ってまいり所存でございます。まずはコンシェルジュ廃止後来庁される皆様が混乱を招かれないように、従来どおりの窓口サービスが提供できますように、職員一同、一丸となって取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 職員は市民への奉仕者であるとの思いから、4月からの市民等来庁者への対応にはくれぐれもぬかりがないようお願いいたします。

続きまして4回目、家族の方が亡くなられた場合の死亡時及び葬儀後の市役所管内の諸手続について、どのような流れになっているのかお尋ねいたします。

○市民部長（山本政義君） おはようございます。お答えいたします。

市民の方がお亡くなりになられた場合、まず最初に市民課窓口で死亡届を提出いただく必要がございます。ごくまれなケースを除き、大半は葬儀社が代行をして手続をされます。平日は、その届出書を市民課窓口で受理した後住民票の異動処理を行い、市役所でその後必要な手続を示したガイドメッセージを電算システムから打ち出し、死亡届の手続を窓口に来られた葬儀社の方などに預かっていただき、遺族の方に手渡しをお願いしているところでございます。また土曜日、日曜日、祝祭日など、窓口が休みのときは守衛室にて死亡届出書を受け付けし、その場で火葬許可書を交付します。休日明けに守衛室で受け付けした届けをもとに市民課で住民票の処理を行った後、ガイドメッセージを郵送しております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 現在は遺族自身が死亡届を市役所に届ける機会はなくなり、葬儀社従業員の手で市民課窓口か守衛室に届けられることが大半になっているようです。平日の死亡届ですと、先ほど回答いただきましたように、市民課窓口の職員から火葬許可証と葬儀後の市役所内の諸手続ガイドメッセージが葬儀社従業員の方に手渡しされますが、土、日、祝祭日には市役所が閉庁になっているため守衛室に届けられます。守衛室職員は嘱託職員のため、死亡者並びに遺族の方の個人情報扱いとされる市役所内の諸手続ガイドメッセージは葬儀社従業員の方には手渡しされず、後日遺族あてに郵送をされます。火葬許可証だけが手渡されることとなります。後日郵送の諸手続ガイドメッセージでは、遺族にとって葬儀後の混乱と気の動転により見落としがちになります。受け取ったとしても高齢者遺族にとって理解がたいガイドメッセージになっているような気がします。失礼ですが、市職員の中にも早くに身内の方を亡くされ、諸手続の本人となられた方もおられるかと思えます。また、受け取ったガイドメッセージのとおり、スムーズな手続ができたでしょうか。

そこで5回目、高齢者遺族にとって、より確実にガイドメッセージが確認できるような対応策は持ち合わせておられないのかお尋ねいたします。

○市民部長（山本政義君） お答えいたします。

郵送によるガイドメッセージの伝達について、より確実にする対応はできないかとの質問でございますけれども、市としましては現状の郵送によるお知らせ方法で一定の目的は果たしているものと考えております。しかしながら、遺族などにおかれましては、葬儀に際しいろいろと取り込みもあり、つい郵便物を見忘れられるケースもあるかと思われます。つきましては、今後の対応としまして守衛室で受け付けた場合には、火葬許可証とともに後日市役所内から諸手続を御案内したガイドメッセージを郵送する旨のお知らせの文書を準備し、届けに来られた葬儀社などの方からお知らせとして遺族の方へ手渡しをお願いすることは可能かと考えております。これにより郵送によるお知らせを遺族の方が見落とされることの防止策につながるものと考えますので、対応を検討してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 市民の4分3に対応できればよしという考え方ではなくて、続きまして6回目ですが、葬儀社におかれましては、遺族に対するサービスとしてですか、葬儀後の市役所や税務署、法務局、銀行、郵便局、保険会社、電気、ガス、電話、テレビ放送会社等々での諸手続について、だれにでも適応可能な詳細に作成された一覧表を手渡し説明してくれますが、行政においても同様な市民サービスはできないのかお尋ねいたします。

○市民部長（山本政義君） お答えいたします。

葬儀社で準備されている民間等における諸手続一覧の内容についても市においてガイドメ

ッセージを作成し、御案内はできないかとの質問でございますけれども、市のガイドメッセージは、あくまでも市役所内での手続に漏れないように御案内するものと考えているところでございます。お亡くなりになられた方の民間との御契約内容については、把握しておりませんので、御案内を差し上げることでかえって混乱を招くことになるのではないかと考えております。今後も市役所におきましては、同様のサービスになるかと思いますが、手続などの漏れないよう各課間で連携を密にし、市民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。御理解をよろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 人吉市職員綱領において、人吉市職員は、全体の奉仕者としての使命と責任を心に刻み、公平、公明、公正に徹し、皆で力を合わせ、勇気と情熱を持って、市民幸福向上を目指して行動します。そのためには「どうしたらできるか」を考えて行動しますとあります。職員は個人情報という言葉をかたくなにとらえることなく、市民の幸福向上を目指す者として、市役所外の諸手続方法についても、質問を受けたならば適切にアドバイスできるような資料を持ち、市民サービスをされてもよいのではないかとと思います。市長、職員の仕事の負担がふえて困っておられます。私はその原因かと思っておりますけれども、職員の適切な配置と増員をお願いいたします。また、人吉市職員綱領には、おもてなしの心で接しますとあります。おもてなしには、観光客等に対するおもてなしと市民に対するおもてなしがあるかと思っております。観光客に対するおもてなしは、観光協会諸役員や各種団体諸役員、そして多くの市民によって手厚く行われているかもしれませんが、市民へのおもてなしは市職員にしかできません。

そこで7回目となりますが、来庁される市民に対して、一部おもてなしが、先ほど4分の3を目標とされておりますけれども、不足する面も少なからずあっていると感じますが、市民へのおもてなしに対する今後の対応策についてお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） 職員綱領の御紹介ありがとうございます。お答えいたします。

職員の接遇につきましては、研修等を通じまして、日ごろからマナー向上に向けた取り組みを行っているところでございます。これまでは来庁されたお客様対応という対人接遇に力を入れておりましたが、近年ではそれに加えて、来庁されたお客様方が心地よく市役所をご利用いただくために、職場空間改善等の研修も付加しているところでございます。研修内容も講師によります事前診断、職員の集合研修によります課題抽出及び改善策の提案、実施、そして最後に講師によります事後診断ということで、年間を通じた実践的な内容といたしております。この研修は平成24年度から26年度にかけまして、全職員を対象として現在進めているところでございます。

議員御質問のおもてなしというものは、目に見えるものと人の心に訴えるものなどがさま

ざまにあらうかと存じます。また、受け手側の気持ちの持ちようというものでも左右される場合もあらうかと存じます。人によっては潜在的におもてなしの心を持ち合わせているもの、あるいは経験や研修等を通じまして身につけていくものなどが非常に奥深いものがあるかと存じます。職員一人一人が、日ごろから目配り、気配り、心配りができるようになることが何よりのおもてなしにつながるのではないかと考えております。今後も研修等を通じまして、一層のおもてなし力向上に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） ここまで「便利で住みやすいふるさと定住都市ひとよし」、「信頼と連携で力を合わせる市民主役都市ひとよし」のまちづくりのほんの一部について、執行部の現状の対応と今後の対応策等について質問させていただきました。あくまでも市民が中心の行政かと思えます。市民の幸福向上のためには、前動続行的な考え方や現状維持、現状復旧的なものの考え方やとらえ方ではなく、本市職員一人一人が、また私たち自身も市民に対してさらなる安心・安全と幸福感をいかに提供できるかを常に考え、規律を遵守し、さらに幅広い知識を身につけ、市民が希求する住みよいまちづくりに邁進すべきであり、貢献していきたいと願っております。

以上をもちまして、発言通告しました私の一般質問をすべて終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時08分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君）（登壇） 皆さん、おはようございます。1番議員の宮崎保でございます。ことしの冬は2月に入ってから、関東甲信地方を中心として予想外の積雪によります交通機関や集落の寸断などといった大雪による被害が多く発生しております。県内においても阿蘇、高森、荒尾など8市町村でも記録的な大雪による農業被害が発生していますし、その被害額は6億円を超えていると言われております。幸いなことに本市においては、ことしも年明け後の厳しい冷え込みはあったものの、被害もなく平穩に過ごせることを当たり前のように思いますが、その当たり前を過ごすことが一番いいのではないかと思います。いま一度当たり前を過ごすことを考えてみることも必要ではないでしょうか。

それでは、通告に従いまして、1項目めとして農業支援関係、クリセン定作業支援の状況について、収量アップ対策について。2項目めとしまして観光関係、観光振興について一般質問をさせていただきます。

まず1回目の質問ですが、クリ生産農家においても高齢化が進む中で収量と品質向上を行うため、低樹高剪定を支援する人吉市クリせん定作業支援が平成24年度と25年度に行われておりますが、クリ剪定講習の受講者数はどうだったのか。また、作業員として登録されたのは何名だったのかをお尋ねしたいと思います。

○**経済部長（松田知良君）** 皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

平成24年度、25年度の剪定講習会受講者数と作業員として登録された方の人数でございますが、平成24年度につきましては、剪定講習会が3回開催されておりまして、受講者数が延べ153名でございます。作業員登録者数が69名となっております。平成25年度につきましては、剪定講習会が同じく3回開催され、受講者数が延べ90名、作業員登録者数が77名となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 1番。宮崎保議員。

○**1番（宮崎 保君）** では、2回目の質問ですけれども、登録者数が24年度につきましては、延べ153名の方が受講されているということですが、登録者数について69名しかされていないことのようにあります。かなり少ないように思いますが、これ延べ数かもしれませんけれども、それについてどのように判断されているのかを伺いたいと思います。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

講習会の受講者数と登録者数に差がある理由につきましては、調査をしておりませんのでわかりません。剪定講習会の目的がクリ剪定農家の剪定技術習得のため、以前から実施しているものであり、作業員の養成を目的としているものではございません。ただ、市といたしましては、剪定講習会を受け、剪定の知識、技術を習得した方に作業員として登録していただくよう指導をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 1番。宮崎保議員。

○**1番（宮崎 保君）** 3回目の質問になりますけれども、24年度受講者に対して半数以下の登録ということで、状況については調査をしていないのでわからないと、講習目的に剪定の習得のために以前からやっているのものであるということの答弁であったと思いますが、しかしどれくらいの方が延べ数にしましても登録率というのですかね、方については調査する必要もあるのではないかとこのように考えております。

それでは、3回目の質問です。では、24年度と25年度のクリせん定作業支援事業に対する剪定作業の申し込み件数はどのくらいだったのか。また、作業された面積はどれくらいあったのか。また、その作業面積が占めるクリ園の割合はどれくらいであったのか。また、補助金についてはどうだったのか。25年度についてはまだ途中でありますので、きちんとした状況は出ていないと思いますが、現在の状況でよろしいですのでお尋ねしたいと思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

まず、平成24年度、25年度の剪定作業申し込み件数と作業面積でございますが、平成24年度の剪定作業申し込み件数は33件、作業面積が約20ヘクタールとなっております。先ほどの質問の中でも出ましたけれども、25年度というのはまだ途中でございますので、見込みの数字でございますけれども、平成25年度の剪定作業申込件数は39件、作業面積が約20ヘクタールの見込みでございます。

次に、作業面積が園地総面積に占める割合でございますが、園地総面積約245ヘクタールに對しまして、平成24年度が8.16%、平成25年度も8.16%になる見込みでございます。

次に、補助金額でございますが、平成24年度が49万7,500円となっております、平成25年度は約83万円となる見込みでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 一昨年12月の質問でも、5年間におきましてどれくらいの収量だったのかと単価についてお伺いしたけれども、では25年度と前年度がどうだったのかということでお伺いしたいと思います。前回の質問の中で、21年度の150トンピークに減っているというふうな感じがしておりますし、その中で24年度と25年度のクリの出荷量について、また単価については大体どのようになっているのか、比較がありましたらお尋ねしたいと思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

平成24年度と平成25年度の人吉市のクリの出荷量とキロ当たりの平均単価でございますが、JAくまにお尋ねいたしましたところ、平成24年度の出荷量は108トン、キロ当たりの平均単価が677円、平成25年度は出荷量が約120トン、キロ当たりの平均単価は587円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 単純に比較はできないかもしれませんが、ピーク時における収量的にはまだまだ及ばない状況にあるように思います。その要因といたしまして、鳥獣による被害もかなり多く発生しているように見受けられます。ことしの1月に経済建設委員会で行政視察を行ったところでも、約半数くらいが鳥獣被害にあっていると、量的にも半数ぐらいいししか出ていないということでありました。そういった中でブランド化や収量をふやすために、鳥獣からの被害を防ぐために防護さくなどを設置することは大変有意義であると思っておりますし、必要だと考えております。現在の要件につきまして3戸以上でないというふうな申請できないというふうになっているように思いますが、クリ園は集落的でなく、1戸1戸という形で山とかに植えられているのが数多く点在しているのが現状だろうというふうに思います。そう

いったことで、基準を引き下げることができないのかをお尋ねしたいというふうに思います。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

議員の御質問の受益農家3戸以上での申請という補助事業といいますのは、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業のことだと思いますけれども、この要件につきまして結論といたしまして、この鳥獣被害防止総合対策交付金事業は国の補助事業でございますので、要件緩和につきましては、国が判断されることでありまして市では対応できません。現在、国の補助事業は、鳥獣被害による農作物等被害の深刻化、広域化に対応し、鳥獣被害防止特措法により、市町村が作成する被害防止計画に基づく取り組み等を総合的に支援するものでございまして、被害防止のためには鳥獣に集落をえさ場として認識させないことが重要であり、そのためには、一つでも多くの農地が鳥獣に侵入されにくくするための手段を地域全体で講じることが重要でございます。こうしたことから受益農家3戸以上で、農地がブロック単位となっているところでございます。また、ほかにも幾つか要件があるところでございます。よって、農業者の皆様にはこうした補助事業の目的を御理解いただきながら、地域全体で対策に取り組んでいただきたいと思います。しかしながら、点在する農家もございまして、国の補助事業に乗れないものにつきましては、市単独で人吉市農業活性化対策事業を実施しております。当事業の一つとして、被害防止の対象となる農林水産物を販売目的として生産する農家に対しまして、補助率2分の1以内で上限50万円とする人吉市有害鳥獣被害対策事業がございまして、この事業は予算枠はございますが、1戸からでも活用することができますので、ぜひ御活用をしていただきたいと思います。と存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 1番。宮崎保議員。

○**1番（宮崎 保君）** 今の答弁の中で先ほど総合対策支援事業ですか、これについては国の補助事業であるということで、国が判断することなので市としてはどうにもできないということの答弁がありましたし、また市単独での事業としてあると、補助金については2分の1の50万円までであるということで、1戸からなのでそれを利用してくれという答弁ではありましたが、では、市単独での事業関係につきまして補助率を上げることはできないのか。また、ほかに補助をされている事業はどのようなものがあるのかについてお尋ねをしたいと存じます。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

市単独ということで、人吉市農業活性化対策事業につきましては、通常補助率2分の1以内となっておりますので、補助率アップということについてはちょっと考えてはおりません。さらに補助金額につきましても、この人吉市農業活性化対策事業につきましては、現在総額900万円の枠内で七つの事業を実施しておりますので、他の事業とのバランスを考慮いたしましても、補助金のアップは現在のところ考えていないところでございます。ほかに

も市の単独での補助事業があるのかという御質問でございますけれども、現在名称は変更しておりますが、同じ人吉市農業活性化対策事業の中に、人吉市農産物ブランド化推進事業の中で、平成18年度からクリの苗木代の2分の1を助成いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 答弁の中で、ほかの事業とのバランスを考慮しても補助率のアップについては考えていないという答弁だったというふうに思いますが、農業支援関係で最後の質問になります。所得向上による農業で食べられるまちづくりについてということで、市長のマニフェストにもあると思いますので、その点について市長の考えをお伺いしたいと思います。

○市長（田中信孝君） 皆さん、こんにちは。お答えいたします。

私のマニフェストの3本柱の一つであります農業で食べられる町を掲げているところでございますが、宮崎議員がおっしゃいましたとおり、農業従事者の高齢化や鳥獣被害、それから販売戦略等といったさまざまな課題もあるわけでございまして、国・県の事業活用や市単独の事業も実施しながら、その解決と農家の所得向上、ブランド化に一生懸命取り組んできたところでございます。現実としては非常に厳しい部分があるとも感じております。しかしながら、農業で食べられるまちをつくるという目標はかわらないわけでございまして、今後も農家の皆様を含めまして、関係機関と連携しながら、その実現のために地道に取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） ただいまの市長の答弁の中で、県・国の事業等を十分に活用しながらブランド化についても進めていきたいということで、考えについては全然何も変わらないということでありまして、しかし現実的には厳しい状況にあるという答弁だったというふうに思いますが、所得向上による農業で食べられるまちづくりのためにも、補助金のアップなどの御検討とか御尽力をいただきたいというふうにお願いをしておきたいと思っております。

続きまして、観光振興策について入っていきたく思います。1回目の質問ですが、SL人吉がことしも15日からですか、運行を開始します。もう早いもので21年の運行から6年目の運行となりますが、SL人吉が初めて運行した21年、5年前ですかね、と昨年の25年の5年間での乗客数の伸びとか運行の本数はどのようになっているのかお尋ねをしたいと思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

JR九州熊本支社へ聞き取り、また新聞報道での実績を申し上げます。平成21年が運行実績148本の3万2,000人、平成25年が159本の3万3,500人でございます。通常の運行だけでな

く臨時列車等もカウントされておりますので御了承ください。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 5年間を単純に比較はできないかもしれませんが、本数、乗客数もかなりふえてきているようではあります。それでは、この5年間を比較した場合に、さまざまな取り組みをされてきたであろうというふうに思います。その取り組みがどのような取り組みをされてきたのかをお尋ねしたいと思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

まず、SL人吉を迎えるに当たりまして、市長が市民の有志に声をかけて始まったおもてなしのためのじゅぐりつと博覧会が最たるものだと存じます。毎年恒例になった感もあり、平成25年度からは、秋に集中をして開催している状況でございます。おもてなしのためのハード整備といたしましても、JR九州と本市で行った人吉駅のリニューアル、改装、駅前広場の整備なども行ってまいりました。また、「球磨川下り」において観光列車KUMA 1、KUMA 2を運行していただいたことも大きな動きであったと考えております。ソフト事業につきましても、グルメ本の刊行やアニメツーリズムへの取り組み、温泉めぐりやカップ搜索隊等のモバイルラリー等の展開、お庭御覧といったオープンガーデン的な町探訪の環境も整い、広域観光の基軸である相良三十三観音めぐりがウォークラリー等へ拡大するなど、多くの施策が観光振興へベクトルを向けてきたという5年間であったと総括しております。

以上、お答えいたします。

済みません、失礼いたします。観光列車KUMA 1、KUMA 2のところ、「球磨川下り」と申しました。申しわけありません。「くま川鉄道」における観光列車KUMA 1、KUMA 2を運行していただいたということも大きな動きであったということでございます。

失礼いたしました。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） ただいまの答弁の中でハード面での駅のリニューアルや駅前広場の整備、またソフト面としては、グルメ本の刊行などといった多彩な取り組みをされてきたと総括をされているようではあります。そのいろいろな取り組みを行われた中で、よかった点、またはあまりよくなかった点というところがあるというふうに思います。そのよかった点、悪かった点については、どのように考えておられるのかお尋ねしたいというふうに思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

よかった点といいますのは、平成22年の口蹄疫、平成23年の新燃岳噴火、東日本大震災、24年の九州北部豪雨の風評被害といった逆風の中でも、何とか日帰りの観光客を確保できたということでございますし、観光客に対するおもてなしという概念が広く普及したということや、広域観光への意識が高まってきたことなどが挙げられると存じます。悪かった点とい

うより課題を残した部分は、やはり本市観光最大の課題であります宿泊客の増加はなかなか図れなかったこと、そして、二次交通機関であり周遊型のさるく人吉やじゅぐりっと号をうまく生かすことができなかったという点があると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） ただいまの答弁の中でよかった点については、観光客に対するおもてなしが普及したことと、悪かった点については宿泊客の増加がなかなかできなかったということが述べられたようではございますけれども、今言われたようによかった点については、大いに伸ばしてもらいたいと思いますし、悪かった点につきましては、しっかりと状況の分析等をしながら、今後の取り組みとして行ってもらいたいというふうに思います。

続きまして4回目の質問ですが、くま川鉄道で観光列車田園シンフォニーがSL人吉のここの運行と同じ日から、3月15日から運行をされるというふうに思いますが、SL人吉が人吉駅に到着前の11時11分には発車ということになっているようです。観光列車としてSLと田園シンフォニーのかかわりはどのように考えておられるのかお尋ねしたいというふうに思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

議員御案内のとおり、SL人吉は12時13分にJR人吉駅に到着し、11時11分に人吉温泉駅を出発する田園シンフォニーは、既にそのホームにはいないという状況が生じることになります。つまりJR線からくま川鉄道線への鉄道同士の乗りかえができないという設定をしているのが大きな特徴となっております。これはSL人吉で来られた観光客の方が、1日で二つの列車を制覇できないという戦略が敷かれているわけでございまして、できる限り宿泊をしてもらって、次の日に田園シンフォニーで奥球磨の旅に出かけてもらおうという想定でございまして、ただ、どうしても1日で両列車に乗りたい方は、奥球磨まで行っても13時15分の普通列車で帰っていただければ、14時38分の帰りのSL人吉には間に合うように設定がなされているようでございまして、この場合でも前泊していただけるような仕組みができれば、なお望ましいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） SL人吉と田園シンフォニーが乗りかえできない設定をしているというふうな答弁だったというふうに思います。それにつきましては、宿泊客の増加を想定したもので、できる限り前泊とか、その当日の宿泊をしてもらおうという仕組みであるということですけど、その仕組みがきちんとできれば幸いであると思いますが、その中でもう一つ伺いたいと思います。相良藩700年の中で長い歴史、文化を持つ球磨川下りの船頭が減少したということで報道されております。その球磨川下りが「環境」に及ぼす影響についてはどのよ

うに考えておられるのかをお尋ねしたいと思います。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

今般のくま川下り株式会社をめぐる状況については、観光を所管する我々も非常に心配をし、協議等もさせていただいてまいりました。さて、地域経済の一つの大きなテーマとして雇用の確保というものがございしますが、33名いた船頭の皆さんが14名に減少したということは、雇用にとって厳しい結果となっております。最盛期には100名いたという華やかな川の男たち、船頭や艀張の方々が14名になったということは、勢いというものやにぎわいという点でも大きなものがございしますし、球磨川を一つのシンボルとする本市観光にとっても大きな出来事だと考えております。くま川下り株式会社によりますと、最低限の人数は確保し、通常の運行には支障はないということで、その点では少し安心をしているところでございます。くま川下り株式会社のほうでも反省点の一つとして、人吉市中心部を運行する川下りの情景の日常化があるようで、観光客だけでなく市民に注目され、親しまれるくま川下りの復活を望むものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 1番。宮崎保議員。

○**1番（宮崎 保君）** 済みません、先ほどの質問の中で、「観光」と言わなければならないところを「環境」と言ったそうですので、この点は訂正をお願いしておきたいというふうに思います。

ただいま言われた中で、33名おられた船頭さんが14名になったと、親しまれるくま川下りの復活を望むところでございますが、観光で食べられるまちづくりも一つの市長のマニフェストだろうというふうに考えております。その実現のために、どのようなことを目指しておられるのか、また今日の状況等の中でどのような考えがあらわれるのかを市長にお尋ねしたいと思います。

○**市長（田中信孝君）** お答えいたします。

このたび、くま川下り株式会社の問題につきましては、議員の皆様方を初め、関係者、そして市民の皆様方に多大な御心配をおかけしたことだろうと存じております。また、さきの土曜日、3月1日に何とか恒例の川開きを迎えることができました。心よりお詫びと御礼を申し上げたいと思います。

さて、今般のくま川下り株式会社の改革は、定額の日給月給の大削減から始まり、長年の未解決の課題であった船頭さんたちの乗船手当の見直しという人件費の抑制に係るものでございまして、逆説的な言い方をすれば、単なる合理化とか改革ではなく、これを断行しなければ会社は清算をしなければならないというまさに危機的な状況でございました。まずはそのことを御理解いただきたいと存じます。

私は、観光で食べられるまちを目指しているからこそ、何としても観光の雇用を確保しな

ければならないのが大きな理由の一つであり、清算してしまえば元も子もございません。さらに、球磨川下りという観光のシンボル、大看板を守り継承していかなければならないというもう一つの大きな責務もございます。確かに宮崎議員御指摘のとおり、さまざまな雇用の状況があるものの、今後は船頭の心身の負担が少なく、回転率のよいショートコースやミドルコースへの転換などを図りながら、まずは収入の安定化に努めていくことが今後の大きな課題の一つになっておりますが、農業と同様に天候に経営が左右されるというデメリットはございますが、船頭など14名による運行となりますので、回転率が高まることは容易に予測できるわけでございます。船頭等の賃金は、従来より上昇するものと理解しております。よって川下りの環境を整えながら、その状況をつくり出すために経営者、社員一丸となって再生に取り組むとともに、本市並びに議会、旅館組合、観光関係者、市民の皆様方、関係機関等の絶大なる御協力が必要不可欠になってくるものと存じております。そして、将来のことではございますが、くま川下り株式会社に対しましては、川下り会社や船頭、艀張が、若者や観光関係者にとってあこがれの職場、職業となるように、観光で食べられるまちの一つの象徴となるよう努力を続けていただきたいと思いますところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） ただいまの市長の考えについては、この後のほかの議員の方の質問とだぶるところがありますので、市長の考えだけを聞いておくということで、これについてはよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、最後の質問となりますけれども、施政方針の中で観光振興について、本年度はさらに本地域の相良700年の歴史、文化と地域資源を生かした具体的な広域観光策を軸に、滞留時間の延長などを目標に取り組みたいということですが、奥球磨などのかかわりはどのようなふうに取り組んでいかれるのか、また、それが具体的にどのようなふうでしたらそのお考えをお尋ねしたいというふうに思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

昨年、宮崎議員の観光に関する御質問におきまして、当該年度の目標にするビジョンとして、広域観光を推し進めたいというお話をさせていただきました。また、観光の広がりという視点で、農家民泊など周辺地域での取り組みについても御提案をいただいたところでございます。平成26年度は、人吉球磨の広域観光の一本化に向けた動きがさらに加速する年だと位置づけておりまして、その大きな契機の一つは、先ほど来の田園シンフォニーの登場であり、そこにも各地のグリーンツーリズムなどが連携をし、沿線全体でのおもてなしなどが展開することになっております。滞留時間を延ばしたいという視点の一つには、滞在が長くなることでの消費の活発化、宿泊の増などを想定しておりまして、例えば現在、ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会で開催しております2カ月間のロングランイベント、人

吉球磨は、ひなまつりでは、人吉球磨全圏域での展開はもちろん、宮崎県西都市、綾町、西米良村といった奥宮崎地域や、八代、鹿児島仙巖園を含めた九州各地との事業連携を行っております。今後、滞留時間を延ばすためには、観光・文化担当部局で取り組んでおります球磨地域文化財広域連携協議会での古い神社、お堂、ほこら、寺院などの保存、活用、もちろん相良三十三観音めぐりのさらなる充実といったものもテーマの一つでございます。また、地方観光の泣きどころであります二次交通を組み込んだところでのくま川鉄道でのオプショナルツアーなども計画をされており、これまで観光客をまとめて誘導、誘致できなかった球磨郡の奥地までエリアを広げることができてまいります。ラフティングや石野公園などの体験型事業とグリーンツーリズムを生かした学習旅行、つまり修学旅行の誘致拡大なども発展途上の域にあります。さらに広範囲で申し上げますと、天草、宇城、県南7市で活性化協議会をおきまして、食をテーマといたしました特にドライブでの観光の広域連携の準備を進めておりまして、縦走的な観光ルートの創出や地域間連携による観光の活発化、滞留時間の延伸を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） ただいまの答弁の中で、素晴らしいこれからやっていきたいことを述べられましたので、できる限りそれを実現のほうに向けてもらいたいと思います。稼げる市、観光で食べられるまち、また農業で食べられるまちづくりなどといった住んでいてよかったと言われるまちづくりを、人吉球磨一体となった行政を前向きに検討されることをお願いをしておきたいというふうに思います。

最後になりましたが、ことし3月末をもって勇退されます山本市民部長を初め、退職予定者の職員の皆様方におかれましては、長い間大変お疲れさまでございました。市政発展のために御尽力をいただき大変ありがたく思います。また、退職されましても体には十分に注意をされ、市政発展のためによき助言等をいただきたいというふうに思います。また、新天地におかれまして活躍される方もおられると思いますが、地域に帰られまします御活躍をお願いしておきたいというふうに思います。今後ともいろいろな面での御指導をお願いいたしまして、これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、こんにちは。14番議員の田中哲でございます。まず

もって今議会に提案されました議第41号ひとよしから、米を原料とする球磨焼酎の地域文化を紡ぎ広める条例案、1回、2回とこの条例の題名を反復してみました、なかなか私では覚え切れないこの長い題名と難しい言葉の題名の条例ではございますが、球磨焼酎そのものばかりでなく、球磨焼酎文化を広めようとするのがよくわかる条例かなと思ったところがございます。私も去年の9月議会で、球磨焼酎酒造組合より球磨焼酎の販売促進に関する条例の早期制定についての要望書が市と議会あてに提出されたことを受けまして、よその同じような条例を研修してきまして、このような条例は議会からの提案より執行部で提案されたほうが市全体で応援しているようで、よりベターだろうと執行部のほうにボールを投げかけていたところがございます。どんな条例ができるのか楽しみにしていましたので、今回提案されましたこの条例がぜひ可決されればと思っております。今回提案されます条例案に球磨焼酎の独特のガラとチョコ、球磨拳をうたっており、球磨焼酎の販売促進とともに、球磨地方のこの独特の文化も球磨焼酎とともにもっと広まっていき、また後世に引き継がれればと思っております。それと同じような条例が、球磨管内のよその自治体でも可決されればなどこのように思っているところがございます。

今回は2点ほど通告しております。通告に従って質問をいたします。1点目はくま川下り株式会社問題であります。この問題、先ほどの宮崎議員も取り上げられておりました。かぶるところもあろうかと思いますが、質問いたします。この問題については、2月8日と17日に新聞報道されまして、また2月25日の議会終了後の全員協議会でも田中市長より経過報告がありました。大方の経過は理解できるところがございます。私の住んでいる戸越町にも最盛期には20人を超える船頭さんがおられましたし、また近くの小柿町、大柿町には本当に昔から多くの船頭さんたちを輩出した地域でもございました。それに名調子でならしたガイドさんたちもまだ近所に健在でございます。船下りシーズンになると大川、球磨川のことでございますが、球磨川のほうから正調五木の子守歌の音、また鹿目川の上流の河合又五郎屋敷跡の由来のガイドがあり、落ち行く先は九州相良というマイクの音に親しんできたところがございます。そしてまた、確か昭和37年9月ごろでしたか、大きな死亡事故があったのもまだよく覚えております。それくらい身近に思っていた川下りでございました。しかしながら、近年球磨川下り客の減少から赤字経営を余儀なくされ、厳しい状況は私たちも認識はしていたところではございます。しかし、新聞報道に「球磨川下りの運行存続の危機、船頭組合と給与交渉決裂、市民からは心配の声も」とあり、また筆頭株主の田中市長の「川開きのキャンセル、会社の清算も覚悟していた」との発言がセンセーショナルに報道されますと、なぜ今まで有効な対策をとれなかったのかという気がいたしております。また、市民の方々から今後球磨川下りはどうなっていくのか、これからも存続できるのかとの心配する声も聞きます。何と言いましても球磨川下りは、人吉の観光の一番の目玉でございます。人吉といえ、いで湯と球磨川下りが看板であることは間違いのないと思っております。新聞報道ではく

ま川下り株式会社の筆頭株主でもございます田中市長は、球磨川下りの最盛期、10万人前後が下っていた時代の給与体系で、現在の3万人の売上状況しかないのに、給与体系はかわっていないというところに矛盾が生じてきていると。今後3万人や2万人体制の中でも運行ができる経営環境を整えることと、球磨川下りの看板は残さなければいけないという思いで交渉してきたが、応じてもらえなかったと言っておられます。くま川下り株式会社の近年の赤字経営の責任を現体制のみに着せるわけにはいかないと思っておりますし、これはずっと積み重なった結果が今日の結果になったとも思っております。そして、その責任の一端は議会においてのチェック機能を果たせなかった私たち議会にもあるのかなと思っておりますのでございます。

そこで、今後よりよい方向性を見出し、これからも人吉の観光の看板を背負っていただきたいとの思いで、新聞等で報道されましたことや全員協議会での説明を踏まえ疑問点を質問してまいります。本来ならくま川下り株式会社の最高責任者の井上幸生社長に議会のほうに来ていただき、参考人としてお尋ねするのが筋かもしれませんが、くま川下り株式会社と人吉市においてそごはないと思しますので、筆頭株主でございます市のほうにお尋ねいたします。

1回目に、くま川下り株式会社の船頭、艀張の人数と年齢構成、それに現有する船の数は何そうでしょうか。また、船の稼働率はどのくらいでしょうか。それに、近年ブームのラフティングと球磨川下りのお客の比率、それとラフティング要員の船頭さんは何人ぐらいおられるのかをお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。会社からの聞き取りを行っておりますので、私のほうからお答えいたします。

今期契約を結んだ船頭、艀張は14名、うち船頭が8名、艀張が6名ということでございました。年齢構成は60代が1名、50代が7名、40代が1名、30代が4名、20代が1名ということでございます。前期は33名の船頭さんたちがおられまして、そのうち4名の方が定年退職または希望退職で退職され、そのままスライドすれば29名の船頭、艀張の体制になっていたということでございます。

お尋ねの数値についてでございますが、すべて第51期平成24年3月1日から25年2月28日の決算報告書によるものでお答えさせていただきます。現有する船の数は船舶台帳によりますと30隻、稼働率をどうとらえるかでかわってまいります。1隻の船が365日、毎日運行するということを100%といたしますと、平成22年（22年3月から23年2月）でございますが、1隻当たり1年間を通して約28%、23年の同時期が約26%、平成24年が約22%でございます。

それから船下りとラフティングのお客の比率でございますが、平成22年で約91%と9%、平成23年で約89%と11%、平成24年で約86%と14%となっております。ラフティングに乗れ

る船頭さんたちは9名だということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 2回目に、赤字経営に至った経過と、今までに赤字経営にならないように経営努力をされてきたと思いますが、どのような対策をとってこられたのか。次に、船頭組合との給与交渉を今までどのように進めてこられたのかをお尋ねいたします。また、今回船頭組合に提示された船頭の人件費を船賃収入の約70%から35%にすると、1人船頭、艀張平均して、3月より11月分での給与が約200万円ぐらいから50万円ぐらい減額し、150万円ぐらいになるとの全員協議会での説明がございました。船頭組合からは、さきに示された賃金では生活ができない状況と、人の命を預かる仕事との責任に相応する金額ではないという回答だったとございますが、その船頭組合からの回答にどのように検討されたのかをお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

出づるを制して入るをはかるということで、まずもって経営営業努力による乗客数の増加を図られてきたということが第一に挙げられるということでございます。5万5,000人、あるいは5万人を目標に設定した経緯があるようでございますが、大きな赤字欠損の出た22年、23年は3万人台、24年は2万人台まで集客が落ち込んでおります。もう一方の経費削減でございますが、昨年給与削減に取り組み、最大42%の給与カット、全体でいうと年間約1,200万円の人件費を削減されている状況でございます。船頭さんとの組合交渉は、基本的に契約更新前に行われてきたようでございまして、年初めのことしの1月13日に社長、取締役を代表して市長が交渉に当たっております。公式ではございませんが、組合長と社長の話し合いは再三にわたり行われてきたようでございます。組合から1月28日に伝播状が出され、議員御案内のとおり会社方針の再考が求められたところでございますが、2日後の30日に臨時取締役会議が招集されまして、対応が検討されたということでございます。船頭さんたちは若い方からベテランの方までおられ、兼業農家から川下り一本の方がいるなど、種々の状況にも話は及びましたが、その日の取締役会では、個々の事情や船頭組合からの要求は十分理解できるものだとしながらも、今後の会社の存続可能性、そこには債権者である銀行との関係もあるわけでございまして、猶予もなく、全会一致で妥協点を見い出すことはできないという結論に至ったということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 3回目でございますが、船頭組合に示した計算基準でなければ今後の経営も成り立たず、毎年赤字経営を余儀なくされ、さらなる負債を抱え込み、現状打開はおろか経営悪化の一途をたどると文書で回答されたとございました。これこそ一方的に経営者

の責任を船頭組合に転嫁したものと思わざるを得ないところでございます。どちらにも言い分があると思います。円満な解決をするために、なぜもっとひざをつき合わせて話し合うことができなかつたのか。船頭組合といたしましても本当にユニオンとしての体をなしていない船頭さんの組合でございますので、船頭さんたちの立場からすると労使交渉もままならないというのが現状ではなかつたらうかと思っています。こういう事態になる前にもっと歩み寄る方法、例えば第三者の意見を取り入れるとか、第三者の斡旋、調停、仲裁を頼むとかできなかつたのかをお尋ねいたします。

また、船賃収入の70%を占める現在の船頭の賃金体系では赤字が解消できないということで、船頭組合に会社の方針の35%を申し入れたが受け入れてもらえなかつたとありますが、このいわゆる35%が意味するところをお尋ねいたします。もちろん会社経営にとっては、船賃収入に占めるこのパーセンテージは、低ければ低いほどよいのですが、しかしそれは船頭さんたちの立場からすると相反する問題でもあろうかと思っています。今回の報道からするといきなり、または一方的に35%が提示されたとの感がぬぐえないところでございますが、そこでなぜこの船頭組合も納得のできるパーセンテージが提示できなかつたのか、例えば段階的に下げていくという方法とかとれなかつたのかをお尋ねいたします。

それと、定年退職、希望退職等で改善の余地がなかつたのかもお尋ねいたします。と同時に再雇用に応じなかつた船頭さんたちには公的保障のほかに、会社としての保障はどうなるのでしょうかをお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

井上社長は公私にわたって話し合いの機会を見つけ、理解を求められてきたという報告を受けております。言葉にすれば組合交渉と表現いたしておりますが、事実上は来期に向けた手当見直しの相談、会社の窮地におけるお願いといった性格のものだったとお聞きしております。当然、文書等の事務的なやりとりだけではなく、ある程度早い時期から、そして日ごろから会社の経営状況、船頭等手当の問題について、船頭さんたちに投げかけておられたのも事実でございます。それは、現場の様子や船頭さんたちの生活をよく知る社長にとって、非常に心の痛い話であったものと理解をいたしております。

第三者の介入による方法をとということでございますが、会社の危機的な状況はよもや妥協点、着地点を見出すような余裕のあるものではなかつたというのが実情のようでございます。正念場という表現をした新聞報道もございましたが、会社といたしましても不退転の決意で会社の命運をかけた方針の提示であったと聞き及んでおります。

人件費を3割程度に抑えるというのがどのような業種でも一つの鉄則であるようでございます。当初30%以内という検討が進められる中で、船頭さんたちへの心ばかりかもしれませんが、配慮として5%を付加したという経緯があるようでございます。段階的な引き下げができなかつたのかということでございますが、数年前、数十年前ならそういう手法が可能

だったということですが、人件費の削減、特に船頭さんたちの船頭手当の見直しという点について、手つかずであったという歴年の積み重ねが今回の結果を招いたと理解をしているところでございます。

船頭さんたちと会社は毎年更新の契約を結ばれておりますが、退職制度がございまして、満65歳を定年としておられます。今回、再契約を見送られた船頭さんたちへの会社の保障は特に準備をされておりませんが、就労年数による違いはあるものの退職金が支払われるということでした。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 4回目でございますが、船頭組合との給与交渉決裂を受け、船頭組合から当時でございますが、だれ一人としての再雇用の申込みがなかったと。そこで船頭を20人ほど公募していたが、新人1人を含め12名ほど、2月24日の時点でございますが、船頭が確保できたので、今後とも営業を続けると報道にございました。会社の方針としては、公募されたのが20人ございましたので、今後20人体制でやっていこうと思っておられたと思っております。そこで20人のこの船頭というのは、どういう考えから出てきた人数なのかをお尋ねいたします。

しかし、現在では最初12人が応募されたのち、2人が応募されたようでございますので、14人体制で川開きを行われたようでございます。この14人体制で今後の経営面での採算がとれる体制なのかどうか。それと安全面で不安はないのか。また、川下りの船頭といえば一種の技術職と同じで一朝一夕にして育つ職ではないと思いますが、将来の後継者不足等の不安はないのかお尋ねいたします。

また、川下りのシーズン時、農業の繁忙期に対応できるのか、それに今後再雇用される考えはないのか、考えがあるとすればどのくらいの雇用を考えておられるのかをお尋ねいたします。

それに今回のような事態になった場合、どうしても船頭さんたちは受け身の立場にならざるを得ないと思うわけでございますが、両方の意見を聞き、公正な賃金体系を審議していただくような第三者機関の設置も必要と思われませんが、そういう考えはないのかをお尋ねいたします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

前期33人いた船頭さんたちを20名で公募した理由でございますが、20名程度の船頭さんたちを確保できれば、運行回数をふやすことで何とか対応できるという判断によるものだというところでございます。現在、少しふえまして応募当時からしますと14名の船頭、艀張を擁しているところでございますが、会社に確認いたしましたところ、最盛期、最大日、あるいは農業の繁忙期には臨時雇い等の手だてが必要になるかもしれないということでございます。

が、通常の運行には特に支障がないということでございました。最も心配される安全面でございますが、非常に高い技術が求められラフティングとの競合が懸念される急流コースから、清流コース、ショートコースへの主軸の変更が同時並行的に検討されておりまして、船頭さんたちの負担を軽減し、かつより安全な船下りに努めようとしております。

将来の後継者育成の件でございますが、会社のほうでも最も重要な課題の一つとしてとらえておりまして、計画的な定員適正化の中でバランスのとれた雇用を確保されていくようでございますし、雇用形態なども含め検討をしたいということも言及されておりますので、人材育成の仕組みが確立されていくものと期待をするところでございます。

今後、具体的に再雇用はあるのかということでございますが、ラフティングのインストラクターが不足をいたしておりますので、時期をみて募集をされるということでございます。

また、第三者機関の設置の件でございますが、人件費等の問題だけでなく、会社に対して広く助言や意見をもらうための社外取締役の設置を検討しているということでございまして、今後の株主総会等で提案がなされるものと認識をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 最後でございますが、田中市長は、船頭たちに不安を与え苦渋の選択をさせたことに応えるためにも抜本的な改革に入り、再生を図りたいと述べられておりますが、この赤字解消には本当に時間的余裕もないと思いますが、その概略として、その改革と再生はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

球磨川下りの再生、その前にはくま川鉄道の再生、それから今後課題となるであろうくまがわ荘と、すべて球磨川がつくわけでありまして、一つ一つ丁寧に問題解決をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。人吉市が50%の株主でございまして、御承知のとおりでございますけれども、これまでに非常に重大な責任を感じてきたところでございます。

まず、2月15日の午後5時30分からくまがわ荘で開催された臨時取締役会で、新人1人を含む12名の応募があったという報告を受けまして、ぎりぎり会社の存続が可能になったという安堵感、そして同時に応募を見送られた子育て世代の船頭、艦長の皆さん、どれだけ苦しめたことだろうかと思いをはせたところでございます。また、その船頭、艦長さんの伴侶、子供さんたちはどういう思いだったろうかと改革の痛み、苦しみは双方に図り知れないものがあつたのではないかと想像したところでございます。この方々の思いには会社の再生、再建をもってあがなうしかないと意を強くした瞬間でもございました。そして、再び希望する皆さんが戻れるような、雇用できるような体力の会社に1日も早く再建することが我々の責務であるというふうに存じているところでございます。

そこで、抜本的な改革と再生ということでございますけれども、やはりまず長期ビジョンが必要であると、10年スパンの会社のビジョン、対外的にもそして社内での共有理念としてもこれを設定しなければならないということが第一義にあらうかと思っております。

まず、最初に手がけるその10年スパンの長期ビジョン、これを策定する必要がありますし、企業理念、経営理念の策定、これも急がなければならないと思っております。13万人を超える集客最盛期の栄華は求められなくとも、年間4万人、3万人の乗船客数でも、黒字を出して安定できるような経営形態を確立することが求められていくものだと認識しておりますし、そのようなお願いを会社にもいたしているところでございます。抜本的な改革、それと再生とは、組織の問題から事業そのものである運行の見直し、それに伴う出船、着船場の環境の見直しと改修、料金体系、そして基本となる接客等サービスの向上と人材育成を通して会社全体の刷新を図ることにございます。すぐやれることから、経費的な問題もあり、段階的な取り組みが必要なものもございますが、思い切った投資も考慮に入れながら、シンボル球磨川における観光、そして川遊びの拠点として皆様に愛される球磨川下りをもう一度目指してもらいたいと存じているところでございます。そういう意味でも再生（リバース）という表現をさせていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 関連質問でございしますが、関連というより当然会社の再生というところで答弁いただくものと思っておりましたが、答弁のほうになかったのでお尋ねいたします。

なかなかこの会社再建、難しいものがあると思いますが、大体どのくらいで会社の再生、黒字化というものを考えておられるのか、そのあたりをお聞かせいただきます。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

いつまでという御質問でございましてけれども、なかなかお答えが難しい御質問でございます。まず、この手元に先ほど申し上げました再生計画、返済計画、そしてこれからのサービス向上のためのトレーニング、または出船、着船場の環境整備、それから今後さらにお客様を呼び込むための仕掛け、投資等々が一面にそろったとき、そのことはお話できるのではなかろうかと思っております。当然のことながら1日も早く黒字化を目指すというのが肝要かと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま田中市長には概略としてその改革と再生ということで答弁いただきました。なかなかこの再生難しいものがあると思いますが、人吉市の観光の看板を消すことがないように努力していただきたいと思います。

それと以前に観光客から聞いた話でございしますが、夏場に土曜、日曜に予約入れても断ら

れたという話を聞いたことがございます。このまかないきれない土曜、日曜日の予約客をうまく取り入れる、そういうことを検討するのもお客の増加につながるのではないかというふうに思っております。それと、断られたらいやな思いもされるだろうし、そういうことが球磨川下りの印象、ひいては人吉市の観光の印象に悪い印象を与えかねませんので、ぜひこういったこと検討されることを要望しておきます。

また今回の問題は、先ほど申しましたように、現経営者のみに責任を帰すわけにはいかないと私も思っております。これはずっと積み重なった結果が今日の結果となったものと思っております。そしてその責任の一端は、私たち議会にもあるのかなと思っているところでございます。それとなかなかこの現場、いわゆるくま川下り株式会社の声も聞こえないわけでございます。市にはしっかり指導、助言をしていただくことはもちろんでございますが、議会でも所管の委員会あたりにくま川下り株式会社の井上幸生社長に参考人として出席していただいて、話を聞くことも必要かなと思ったところでございます。

以上で、くま川下り株式会社問題を終了いたします。

2点目は耐震化問題でございます。1回目に、昨年11月25日に施行されました改正耐震改修促進法、この法律はどういう法律なのか。それに人吉でこの法律に該当する建築物はどのくらいあるのか。きのうの議案質疑の中で、笹山議員の議第11号平成26年度人吉市一般会計予算の質疑とかぶるところもあるやもしれませんが、私も新年度予算にこの計上してございます土木管理費の要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業補助金は、本年度どのくらいの建築物を見込んでおられるのかということでお尋ねいたします。それに、人吉市戸建木造住宅耐震改修事業補助金の趣旨と内容、それに実績、また平成25年度補正予算の減額分についてもお尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

改正耐震改修促進法についてでございますが、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、耐震改修促進法が改正されまして、平成25年11月25日に施行されております。病院、店舗、ホテル、旅館等の不特定多数の者が利用する3階建て以上かつ5,000平米以上の建築物、あるいは老人ホーム等の避難弱者が利用する2階建て以上かつ5,000平米以上の建築物の所有者に対し、耐震診断を義務づけ、平成27年12月末までにその結果を報告することが主な内容となっております。また、人吉市でこの法律に該当する建築物はどのくらいあるのかとの御質問でございますが、人吉市に該当すると思われる建築物は3件でございます。要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業では、本年度対象となり得るこの3件の建築物を来年度予算に計上いたしております。

次に、人吉市戸建木造住宅耐震改修事業についてでございますが、平成7年1月17日に発生いたしました阪神淡路大震災では、昭和56年5月31日、建築基準法が改正されて新耐震

基準というふうに言われておりますが、これが昭和56年6月1日に施行されております。その建築基準法が改正される以前の建築物が多く倒壊いたしまして、たくさんの尊い命が奪われました。そこで、全国の建築物を対象に耐震化率を向上させるため、平成7年12月に建築物の耐震改修の促進に関する法律が施行されましたが、その後、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、いまだに自然の脅威が続いております。本市におきましても、湯前町から多良木町、あさぎり町、錦町を経て大畑町に至る約22キロメートルの人吉盆地南縁断層が存在し、マグニチュード7.1の地震が発生することが予測されることから、旧耐震基準による建築物の倒壊による被害から、市民の生命、財産を守ることが重要な政策課題となっております。そこで、国の補助制度を活用して本制度を創設したものでございます。

制度の内容でございますけれども、耐震診断の補助対象住宅は、在来軸組工法または枠組壁工法によって建てられた地上2階以下の住宅で、昭和56年5月31日以前に着工した住宅となっております。耐震診断費用につきましては、補助対象経費の3分の2かつ12万9,000円を上限に、国3分の1、市3分の1を補助するものでございます。それから、耐震改修につきましては、耐震診断事業の補助を活用し耐震診断をした結果、上部構造評点が1.0未満と評価された住宅が対象となっております。耐震改修費用については、補助対象経費の2分の1かつ150万円を上限に、国4分の1、市4分の1で補助を行うものとなっております。また、耐震改修事業の実績でございますけれども、平成24年度は耐震診断について4件の申請があり、平成25年度では耐震診断が2件、耐震改修が2件の申請がっております。予算につきましては、平成25年度の当初予算で10件計上してございましたが、申請が2件と少なかったために、今回の補正予算で減額いたしております。

なお、平成20年度に人吉市建築物耐震診断改修促進計画を策定いたしましたが、この中で人吉市内の居住住宅は1万4,070戸、このうち昭和56年5月31日以前の住宅が7,380戸、昭和56年6月1日以降の住宅が6,690戸と推計いたしております。よって、本市の耐震化率は約47.5%と、全国の75%や熊本県の68%と比べましてかなり低い数値になっておりますことから、今後、市民の皆様にご協力いただき、耐震化を促進し、この耐震改修事業補助制度につきましても、今まで以上にわかりやすく周知をしてみたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 私から見ますと、この人吉市戸建木造住宅耐震改修事業補助金ですが、まだまだPR不足に思えますので、しっかりPRを行い、人吉市の耐震化率の向上に向け頑張っていただきたい、努力していただきたいと思っております。

2回目でございますが、平成24年度予算に国民宿舎の耐震診断の予算が計上されておりましたが、診断の結果はどうだったのかお尋ねいたします。それと、議第19号平成26年度人吉市国民宿舎特別会計予算で計上されております耐震改修工事の内容はどのようなものかもお尋

ねいたします。なお、国民宿舎の耐震化が終了すると、市所有の対象物で耐震化がされていないのは本市庁舎のみになるのかどうかもお尋ねいたします。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

国民宿舎の耐震診断の結果でございますが、国民宿舎は事務室棟と客室棟の2棟からなる建築物で構成され、1階建ての事務室棟は耐震性ありの数値でございましたが、地上2階地下1階の3階建ての客室棟は耐震性なしの数値が出たため、客室棟の耐震改修工事を行います。耐震改修工事の内容でございますが、地下1階の男子浴室及び地上1階の食堂の隅柱が地震時に崩壊するおそれがあるため、炭素系の繊維で補強し、地下1階の男子更衣室の南側に耐震壁を増設して耐震補強を行う予定といたしております。

以上、お答えいたします。

○**総務部長（中村則明君）** 御質問にお答えいたします。

国民宿舎の耐震化が終了すると、市所有の対象建築物で耐震化がされていないのは本庁舎のみになるかどうかという御質問でございますが、本庁舎以外に、市所有の昭和56年5月31日以前の建築物で耐震化をしていない建築物は8施設ございます。内訳は教育部所管の「大畑コミセン」、青少年ホームの2施設、健康福祉部所管の保健センター、建設部所管の三日原団地、東間米山団地、麓団地、荒毛団地の4団地及び別館でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 14番。田中哲議員。

○**14番（田中 哲君）** ただいま中村総務部長のほうから、市の所有建築物で耐震化の終わっていない物件は8施設との答弁でございましたが、耐震診断をやってみないと実際の耐震改修はどのように進むのかわかりませんが、今後、順次耐震診断を行っていただき、その結果を把握し、市民の生命、財産を守る立場から市所有の建造物の耐震改修を順次進めていくことを要望しておきます。

次に3回目でございますが、本市庁舎の北側外の1階と2階の3カ所、はりのコンクリートの部分が剥落しているのを確認されているのかお尋ねいたします。もし確認されているのなら、いつ剥落し、何が原因と考えるのかをお尋ねいたします。私の目視したところでは、大きいところでは剥落部分が長さ2メートルぐらい、幅が30センチほどございます。厚さが平均5センチぐらいだろうと思いますが、これが人に当たっていたとすれば大変な事故になっていたと思われまふ。このコンクリート剥落による事故、破損等はなかったのか、またなぜこの剥落に対する安全対策をとられなかったのか、それと今後とも引き続き剥落する可能性が高いと思われまふが、今後どのように対処されるのかお尋ねいたします。それに、こういう本市庁舎の危険箇所の見回り、確認はどの部署がどういう方法で行ってられるのかをお尋ねいたします。

○**総務部長（中村則明君）** 御質問にお答えいたします。

まず、本庁舎北側のコンクリートの剥落につきましては、平成13年度に耐震診断を行った際、この箇所のコンクリートのひび割れを確認しておりまして、原因は老朽化のためのコンクリートの劣化によるものでございました。このような剥落のおそれのある箇所につきましては、耐震診断と同時に撤去作業を行い、この箇所もそのときに撤去したものでございます。したがって、この剥落による事故や破損等は発生しておりません。

次に、本市庁舎の危険箇所の見回りにつきましては、庁舎管理を担当しております契約管財課管財係におきまして、随時目視による点検を実施しております。この点検により剥落のおそれが大きい箇所を発見した場合には撤去を行い、また数年ごとに全体的に剥落の可能性のある箇所の撤去も実施して危険防止に努めております。近年では平成24年度に屋上防水工事を実施した際に、ひさしやはり下の剥落危険箇所の撤去を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） この本庁舎ばかりでなく、まだまだ市所有の建築物で耐震診断も、そして耐震化もされていない建物が先ほど8施設あるとの答弁でもございます。それに全体的にもう建物は古くなってきておりますので、危険箇所の見回り、調査、確認はしっかり行っていただきたいと思っております。大変重要なことではございませんが、先ほどの3カ所の剥落は同時期に発見され、同時期に対処されたんですか。時期は同じだったんですか。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

平成13年度の耐震診断のときに同時期に確認したものでございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） 4回目でございますが、本市庁舎は昭和37年に建設され、ことしの6月でもって52年になるとのことでございます。よく本市庁舎は耐震診断の結果、震度5強で崩壊すると言われております。私も過去に建築に携わった経験から、旧耐震法のもとに設計された本市庁舎は、もう見てごらんのように1階、2階が壁との仕切りがなく、広い空間を形成する構造になっておりまして、極めて地震に弱い構造になっていると思っております。また、ある職員の方から聞いた話では、震度3の地震がきた際、相当に揺れもあったということも聞いております。そして、政府の地震調査委員会は昨年1月に、今後30年でマグニチュード6.8以上の大地震が九州で発生する確率は30から42%、熊本県下では16%と予想されているそうでございます。そういうことを考えますと、本当にこの本市庁舎は震度5強まで耐え得るのかと、耐震強度が言われているように震度5強もあるのかなと心配しているところでございます。また、こういうコンクリート建築物の耐用年数は、普通約50年から60年と言われておりますし、コンクリートの経年劣化の進みぐあいは年々少しずつ劣化いたしますが、ある限界値、ピーク時を過ぎますと一気に崩壊する傾向にあるようでございます。

そこでお尋ねしますが、この本市庁舎の耐震診断はいつ、どういう方法で、どこの機関が行ったのかお尋ねいたします。また、大きな地震に対し避難、誘導等のマニュアルの整備、それに訓練等を行ったことがあるのかもお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） 御質問にお答えいたします。

本市庁舎の耐震診断につきましては、平成13年度に大和設計株式会社、これは熊本市内にございますけれども、そちらが行っております。また、耐震診断の方法につきましては、まず現地において全体的に目視による確認、コンクリートにつきまして耐震壁等のコア抜きを行っての圧縮強度や中性化の検査、鉄筋の腐食度の検査、コンクリートのクラックや爆裂、この爆裂と申しますのは鉄筋が錆びることによりまして、コンクリートが剥がれた状態のことを示すようでございますが、爆裂等の状況調査等による診断を行ったものでございます。

次に、大きな地震に対して避難、誘導等のマニュアル、訓練を行ったことがあるかという御質問でございますが、近年では平成25年11月29日に本庁舎及び別館同時に避難訓練を実施いたしました。ただ、この訓練は防災行政無線からの大地震が発生したという緊急地震速報をきっかけとしまして、地震により庁舎により火災が発生したという想定で、消火班、避難誘導班、応急救護班の行動マニュアルに基づきました訓練でございまして、これまで議員がおっしゃいますような大きな地震に対しての避難、誘導のマニュアルや訓練は行ったことはございません。避難訓練の指導に当たっていただきました下球磨消防組合から、火災だけではなく、大規模地震に特化した訓練など、いろいろな想定の実地訓練を行う必要があるとの講評をいただいておりますので、今後は下球磨消防組合にも御相談しながら大きな地震に対するマニュアルや訓練の実施も検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいまの答弁で、13年前の耐震診断ということでございます。耐震診断から13年も経過したことを考えますと、経年劣化も加わり、耐震強度はずいぶん落ちていのではないかなと思われまます。それに避難、誘導等のマニュアルの整備、それに訓練がいざというときに、我先に避難というときにどれだけの役に立つのか知りませんが、しかし地震時にパニックにならないよう、また来庁されていますこの市庁舎に不案内の市民を誘導するには、やはりマニュアルの整備、それに訓練も必要と思われまますので、早急な対応を検討いただきますようお願いをしておきます。

5回目でございます。田中市長にお尋ねいたします。本市庁舎は、専門的耐震診断の結果からばかりでなく、コンクリートの耐用年数、経年劣化も加わり、見渡せばあらゆるところにコンクリートのクラックが入っております。危険なところばかりでございます。頭上に情報処理のサーバー等の重量物を抱えた市長室も例外ではなかろうかと思ひます。そういう本市庁舎でございますので、もし地震が発生したら震度5強以下の地震でも、それが開庁中で

の地震発生なら用事で来られた市民の皆さんにも、また市長以下職員の皆さんにも大きな被害が想定されるわけでございます。それに本市庁舎には情報管理システム、それに防災関係のシステムが集中しております。本庁舎ばかりでなく、市関係の情報管理システムがダウンし、防災拠点としての機能もダウンしてしまうのではないのでしょうか。現在、新市庁舎建設に向けて鋭意努力されている中で、26年度中に基本構想、27年度から28年度に基本設計及び実施設計、29年度の工事着工、そして30年度の完成といったスケジュールも想定できると、そういう説明が市政懇談会でされておりますので、そういう発言から推測しますと、新市庁舎が完成するまで、よくて四、五年かなと思いますが、新市庁舎が完成し移転するまでの間、いつこの大きな地震が発生するかもわかりません。また、地震が発生したときには大きな地震、それも人の命にかかわる事故が発生する可能性も否定できません。

そこで、悩ましい、難しい問題とは認識しておりますが、市にあえて直球を投げて、ずばり、本市庁舎に法律上義務づけられた耐震基準に合致する耐震化ではなくても、何らかの耐震化をされる考えはないのかをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えします。

本庁舎におきましては、もう御承知のとおり平成13年、その折に耐震診断がなされておりました。建物の構造的劣化は著しく進行しており、耐震性能を満足するための改修は非常に困難である。その主な理由は、コンクリート強度の劣化、コンクリートの中性化の進行と柱鉄筋量不足の三つの要因を直接的に改善できないことにある。これらの点を改善できない限り、耐震壁の設置など、高額のコストをかけて改修を行ってもその効果は著しく低い。本建物は建てかえの範疇に入るものであるという評価でございました。したがって、本庁舎につきましても、法律上義務づけられた基準に合致する耐震化は不可能であるというふうに考えております。もう議員御承知のとおりでございます。しかし、議員がおっしゃいましたように、いつ何時大きな地震が発生し、庁舎に被害が出るだけではなく、人身、人命に危険が及ぶどのような事態となるか予想もできません。そのような危険をできる限り軽減するための避難通路や避難口の確保、さらにはキャビネットの転倒防止や避難誘導標示の徹底、あるいはヘルメットの常備など、検討してまいりたいと存じます。要は1日も早い新市庁舎建設の着手が急務であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君） ただいま田中市長の答弁で、避難通路の補強や避難口の確保など、それにキャビネットの転倒防止ですか、それに避難誘導等の徹底、ヘルメットの常備など、できるところの改善に取り組むということでございます。私はただいまの答弁をお聞きしまして、よく決断されたなと一定の答弁をいただいたと思っております。私はきょうはもしこのような答弁がなかったら、議事進行をかけてでも一定の答弁をいただくまで再答弁を何度も

要求しようと思っていたところでございます。そうすることが、ひいては市と人吉市民のためになると信じていたからでございます。事が人命にかかわることでございます。しかし、もし今の答弁が空手形だったら、そして、もし事故が発生し事故責任を追及する訴訟にでも発展した場合、当然この議事録も証拠となります。そして市の不作為をとられ敗訴という事態も想定されます。そういう事態にならないように、答弁いただきましたように早急にできるところから対応していただきたいとこのように思っております。

最後になりますが、今期で勇退されます山本市民部長初め、職員の皆さん方には大変長い間御苦労さまでございました。今後とも体に十分気をつけていただきまして、今後は一市民として市政発展のために御尽力いただきますようお願いしておきます。

以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。

○総務部長（中村則明君） 失礼いたします。先ほどの発言の訂正のほうをさせていただきたいと存じます。

先ほどの田中議員の御質問で、本市庁舎以外に市所有の昭和56年5月31日以前の建築物で、耐震化をしていない建築物に関しまして、教育部所管の大畑コミセン、青少年ホームと申し上げましたが、正確には「大畑コミセンの体育館」と青少年ホームでございます。訂正のほうよろしく願いいたします。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時12分 休憩

午後2時26分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）
11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 皆さん、こんにちは。11番議員の笹山でございます。本日、最後の登壇でございます。執行部の明確な答弁をいただきながら終わっていきたく思いますので、いましばらくよろしくお願いしたいと思います。

一般質問に入ります前に、3月31日付をもって退職をされます山本市民部長を初め、職員の皆様におかれましては、長い間の公務員としての市政発展のための御奉仕、そして御尽力されましたことに対しまして感謝とお礼を申し上げたいと思います。大変お疲れさまでした。また、私も職員時代からそれぞれの立場で御指導賜りましたことにつきましても、感謝とお礼を申し上げたいと思います。今後は一市民として、健康に留意されまして御活躍いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。今回は市長の施政方針より、第5次総合計画とローカルマニフェストの検証、地域再生計画、定住自立圏構想、議第41号についての4項目、市民の声からくま川下り株式会社についての1項目について通告をいた

しました。

まず初めに、第5次総合計画とローカルマニフェストの検証についてであります。今議会における市長の施政方針をお聞きいたしまして、私は若干残念に感じたところであります。それは、市長のローカルマニフェストの進捗状況について触れておられなかったことでもあります。個々の政策の中で若干触れられている部分もありますが、総体的に第5次総合計画における政策の中で、ローカルマニフェストの進捗状況はどうなっているのかということについては、非常に気になっているところでもあります。昨年3月議会におきましても、市長のほうから述べられました成果、それから私のほうが一般質問で行いました五つの判断基準における進捗状況、進行中の項目における達成度において、見込みはどのくらいあるのかといった質問を行いまして答弁をいただいているところでもあります。昨年、答弁をいただいた以降、1年間の進捗状況はどうだったのでしょうか。また、今年度1年間での達成度の見込みはどういうふうを考えていらっしゃるのでしょうか。お尋ねをしておきたいと思っております。

1回目を終わります。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

第5次総合計画とローカルマニフェストにつきましては、最上位計画が二つ存在するいわゆるダブルスタンダードの状態を避けるために、まちづくりのための戦略ともなる六つの政策を統一化して進捗状況を検証しているところでございます。そこで、昨年の3月議会の施政方針におきましては、2期目の折り返しを迎える年であり、就任時に市民の皆様とお約束したローカルマニフェストの進捗状況を述べさせていただきましたが、改めて今回総合計画における六つの政策ごとにまとめ、進行中、実施済み、継続中、代替、凍結の五つの判断基準のうち、まず平成25年度に新たに実施済みとさせていただいた項目について、進捗状況を御報告させていただきます。

戦略1の「農業と観光で稼ぐ・儲かる経済都市ひとよし」の産業・経済分野におきましては、八つの取り組みのうち実施済みとしているものが4項目でございます。昨年度から新たに実施済みとなった項目が1項目あり、人吉球磨広域連合の活性化策としまして、平成25年4月から人吉球磨広域行政組合に広域観光課の設置をお認めいただき、ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーンを初めとするさまざまなイベントを、関係機関と共同で開催しているところでございます。

次に、戦略2の「美しき相良700年の歴史文化都市ひとよし」の教育・文化分野でございますが、四つの取り組み項目のうち実施済みとしているものが2項目であり、昨年度と比較し新たに実施済みとなった進展項目はございませんが、生涯学習と生涯スポーツの充実策としまして、文化の殿堂カルチャーパレスの大規模改修と人口100人当たりの蔵書冊数の目標を毎年度定め、着実に図書蔵書をふやしているところでございます。特にカルチャーパレスの大規模改修に関しましては、大小ホールの舞台機構手動操作機器などの第1期工事が

完了し、平成26年度の第2期工事に向けて鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

次に、戦略3の「母なる清流球磨川が輝く自然安全都市ひとよし」の自然環境・安全分野でございますが、五つの取り組み項目のうち実施済みとしているものが3項目でございます。昨年度から新たに実施済みとなった項目が2項目ございます。環境関係で、ごみ減量大作戦と題しまして、人吉ごみを出しま宣言のもとに、ごみ減量リサイクルに取り組み、ポスター及びのぼり旗の設置やマイバッグ、率先垂範実行などによる啓発活動の結果、平成25年の人吉球磨クリーンプラザへ搬入される市町村のごみ全体に占める本市の割合は、前年と比べ0.84%の減となり、負担金の減額を果たすことができました。このほか熊本県下の都市で一番水道料金が安く、おいしい水を供給し続けるための施設更新事業を実施済みとしており、今後も引き続き水道管渠の耐震化に向け、主要幹線及び老朽管の耐震管への布設がえを行ってまいりたいと存じます。

次に、戦略4の「笑顔があふれ、幸せいっぱい健康福祉都市ひとよし」の健康・福祉分野でございますが、六つの取り組み項目のうち実施済みとしているものが4項目でございます。昨年度から新たに実施済みとなった項目が2項目でございます。福祉関係で、向こう三軒両隣による声かけネットワークの組織化の取り組みとしまして、民生委員・児童委員や高齢者相談員が中心となり、地域における見守り体制の整備を進めるとともに、災害時要援護者避難支援システムを活用し、町内会を初めとする自主防災組織に対し情報提供を行うなど、安全・安心な地域づくりの整備に努めてまいったところでございます。さらに、今年度におきましては、災害時における要援護者の避難支援体制の拡充のために、支え合いマップ作成に関する出前講座を開催し、より一層の地域における助け合いの強化に寄与したところでございます。このほか、長寿健康づくりの支援策の充実としまして、老後の安心生活支援を含んだ新健康管理センター建設の早期実現の検討事業を実施済みとしており、平成25年4月から高齢者の方が健康、介護、福祉、医療といった面で、さまざまな相談を24時間体制で受けられる総合窓口として、地域包括支援センターに元気・長生きセンターと愛称をつけることで、高齢者の皆様に親しんでいただき、いつまでも元気で生き生きと生活できる地域づくりを目指して取り組んでいるところでございます。

次に、戦略5の「便利で住みやすいふるさと定住都市ひとよし」の都市基盤・建設分野でございますが、八つの取り組み項目のうち実施済みとしているものが7項目でございます。昨年度から新たに実施済みとなった項目が4項目ございます。人吉球磨広域連合の活性化策の一環としまして、人吉球磨の10市町村で構成しております人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進協議会の負担によりまして、九州自動車道人吉インターチェンジからえびのインターチェンジまでの区間における本線直結型のETC専用インターチェンジの整備のために、平成25年7月に本市の都市計画課に準備室を設置し、事業を進めているところでございます。また、安全・安心のまちづくり策として、市内工務店と地元木材の活用を条件に住

宅新築、改築、耐震化を補助する取り組みにつきましては、平成24年度から実施しております住宅リフォーム促進事業におきまして限度額20万円の補助をしておりますが、今年度からの住宅リフォーム促進事業におきまして、リフォームに木材を使用する場合、地元産材の使用を要件に加え実施しているところでございます。このほか、市民のための交通手段の充実策のうち、きじ馬スタンプと乗り合いタクシーとの連携事業、またくま川鉄道に係る車両更新の2項目を実施済みといたしております。

最後に、戦略6の「信頼と連携で力を合わせる市民主役都市ひとよし」の地域・自治分野でございますが、10項目のうち実施済みとしているものが9項目でございます。昨年度から新たに実施済みとなった項目が3項目でございます。税金のむだ使い撲滅運動策のうち、行政評価制度の有効かつ積極的活用による経費の効率化につきましては、市長ローカルマニフェストを含む第5次人吉市総合計画に位置づけられた主要な事務事業や、一般財源が多く占める事務事業などから71事業を選定し、庁内事業仕分けと題しまして、不要、要改善、規模拡充などの六つの区分で判定を実施しました。その結果、9事業が経費効率化の対象となり、一般財源ベースで約3,000万円の削減を実施することができました。また、信頼性のある便利な市役所づくり策の一環としまして、市民の皆様の利便性向上のために、平成25年4月から市税や市営住宅家賃などが各コンビニエンスストアで納付ができるようになりましたので実施済みとさせていただきます。このほか、新たな組織機構改革による機動性の高い組織づくりにつきましても実施済みといたしております。

以上、新たに実施済みとした項目を中心に御報告させていただきましたが、実施済みで終わるという意味ではなく、すべての項目を引き続き継続して行うものと判断しております。

次に、未実施の項目でございますが、六つの戦略を包括しまして全部で12項目でございます。まず、D51蒸気機関車復活のための署名、募金活動の推進についてでございますが、最終的には運行主体であるJR九州の経営判断の中で決定されていくこととなりますが、当面はホームページを活用し、また各種講演会の開催時に広域的に署名活動を展開していくことが中心になろうかと存じます。その上で、ある程度の署名が得られた段階、またはJR九州において復活運行の兆しが見えてきた段階で、次なるステップとして募金活動に移行したいと考えております。

トップセールスによる積極的な企業誘致につきましては、引き続きあらゆるネットワークの中で企業誘致活動を市職員全員で展開し、そのために受け皿となる人吉中核工業用地の早期完成を目指してまいりたいと存じます。

昭和の人吉温泉郷町並みの復活につきましては、城下町の風情がただよう町並み整備が進むよう人吉グラウンドデザインによる日よけ並びにのれんを紺屋町の小売店舗にモデルケースとして設置いたしました。町家風のたたずまいが感じることのできる人吉らしい町の再生につながるよう日よけやのれんを使った外観の修景につきましても、人吉市商店街活性

化事業補助金を御活用いただき、引き続き魅力ある統一的な修景を推進してまいりたいと存じます。

石野公園関連につきましては、人吉クラフトパーク石野公園活性化基本計画及び都市公園施設長寿命化計画に基づき、順次ソフト的な整備とハード的な整備を進めてまいりたいと存じます。

次に、多目的運動広場建設の早期実現につきましては、建設については多額の事業費を要することから、検討の結果、多目的運動広場の建設時期は延期せざるを得ない状況でございます。

次に、ダムによらない治水対策についてでございますが、ダムによらない治水対策案を早急に協議し、特にハード面における治水安全度の向上を図るための河川整備計画の早期策定を求めて、去る1月14日に人吉球磨管内の10市町村長の連名で、国土交通大臣及び熊本県知事あてに、ダムによらない治水を検討する場の本会議の早期開催についての要望書を提出したところでございます。本会議開催の日は未定でございますが、地域の自然と住民の安全を守るために、国・県、流域市町村の動向も見据えながら、また議論を重ねながらスピード感を持って取り組んでまいりたいと存じます。

防災行政無線の早急な整備につきましては、同報系の戸別受信機の取り付け工事を本年5月末までに完了予定でございますので、間もなく実施済みの項目になると考えております。

次に、高齢者に対する交通機関に使用するフリーパスの無料配布につきましては、その他の市民のための交通手段の充実策と包括的に議論、調整を重ねながら、長寿健康づくり支援策の充実の実現に向けて、財源的な課題も含めまして、引き続き慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

子供の医療費無料化枠の拡大につきましては、厳しい財政状況の中、完全無料化は難しい状況にあり、一部自己負担を徴収する予定ですが、本年7月1日からの施行を目指し、医療費助成制度の助成対象を中学校3年生まで引き上げるための条例を今議会に上程しているところでございます。

次に、自宅から自宅まで送迎する乗り合いタクシーの実現につきましては、これまでも他の自治体における取り組み事例の調査、研究を行いながら検討を重ねているところではございますが、乗り合いタクシーのエリア運行について、路線バスも含めた総合的な交通体系のあり方とともに財源的な課題も含めまして、引き続き慎重に検討してまいりたいと存じます。

最後に、市庁舎及び図書館等の延長時間、曜日の設定の検証、開所時間の見直しにつきましては、本庁舎におきましては延長時間、曜日の設定について、平成26年度当初から見直しを実施するところで検討してきたところでございますが、4月、5月の窓口繁忙期に移行することは、かえって混乱を招くとの危惧から、平成26年6月以降に見直しを実施するこ

ろで検討をしております。なお、図書館につきましては、サービス向上に係る人件費及び維持管理費の費用対効果、さらには利用者満足度調査の結果、両者の満足度はおおむね得られているものと判断し、現状維持での運営を結論づけたところでございます。

以上、実施に至っていない項目につきましては、多くが財源的な制約が解決されないことには実施が困難な項目もございますが、代替案を模索するなど、最終年度である平成26年度まで鋭意進めてまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 第5次総合計画とマニフェストの整合性について、進捗状況について一定の答弁をいただいたところです。昨年度からしますとかなり進捗が進んだ、実施をされてきた事業等もかなりあったように感じたところです。ただ、先ほど市長のほうから未実施の項目12項目と言われましたけど、今ちょっと調べたら11項目だったのかなとちょっと思ったところなんですけれども、その辺ちょっと確認を若干していただければと思っています。11項目じゃなかったかなとちょっと感じたところですが、私がちょっと聞き違いした部分があったのかもしれませんが、そういうふう感じたところです。そういった未実施のなかなかまだできない部分についても、26年度中にある程度見えて実施に近くなるもの、また実施できるもの等もかなりあるように感じましたが、ただ、恐らく財源的なもの、また相手がおってなかなかやっぱり進まないもの、そういった部分等も非常に厳しい状況になる部分も出てきたのかなと、その辺がちょっとはっきりあらわれてきたのかなと感じたところです。ただそういった状況の中で、もう一つ気になりますのが、市長が当初から話をされていますことなんですね。市長の政治信条であります公平、公明、公正なる市民に開かれた市民のための市政運営の信念と、そういった中で、市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまちづくりの実現に向けては、やはり観光で食べられるまち、また農業で食べられるまち、それから企業誘致と、この政策の3本の柱を基本的には据えて、今まで取り組みをされてこられたと思っています。そういった取り組みをされてこられた中で、この3本柱についての成果がどうあったのか、またその進捗状況がどうだったのか、その辺を具体的に検証されていらっしゃるのかなというところが若干もう1点気になるところなんですね。ですので、そういった部分についてどのように検証をされてこられたのかお伺いしておきたいと思います。また、さらにはその検証を受けて、今年度26年度に対して、どのような決意を持ってまた新たに達成に向けての取り組みはどのように感じておられるのか、その2点について改めてお尋ねをしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

農業関係でございますが、農業で食べられるまちとして、地域の農産物を地産地消はもとより外に対しましても販路を展開していく、またブランド化していくということを目指して

いくという目的で、平成23年4月に農業振興課内に地産他商推進室を設置いたしまして、商談会への参加や会社訪問等を重ねながら、都市部への方々とのパイプを築いてまいりました。人吉ブランド化実行委員会を中心に組みんでまいりました都市部のイベントでも、観光PRや農産物等の周知を通して、本市の知名度アップを高めるといった重要な対策の一つとして実施してまいったところでございます。農産物の生産振興につきましては、キクラゲやトウガラシといった新たな農作物の生産にも組みんでまいりましたし、医食同源ひとよし米や焼酎原料用加工米の推進、また県内有数の産地として知られておりますクリにつきましても、JAと連携しながらクリの品質向上と収量アップのため、剪定作業支援を行ってきたところでもございます。そうした中で、そういう活動をしてきた中で見えてきておりますことがございます。商取引やブランド化を進める上では、商品のロット数というものが大きくなると難しいというようなところもございます。実はさまざまに着目をしていただいている農産物もあるわけですが、いわゆるロット数、または着実な出荷、そういうものが農産物、または加工品等々には厳しく求められるものでございます。そのための産地形成の必要性といったようなことも現在感じているところでございます。また、全国的な課題でもございますが、農業従事者の高齢化、後継者不足による農家戸数の減少、耕作放棄地の増加、鳥獣被害といったことに対しましても集落営農の推進や中山間地域等直接支払制度、青年就農給付金等といったさまざまな事業を有効に活用しながら取り組んでおりますが、まだまだ解決までには至っていないのが現状でございます。平成26年度に向けましては、大阪、福岡など、都市部での本市のPRは地産地消の推進とあわせまして継続してまいりたいと考えております。また、農産物の生産、販売や農業後継者の育成、確保等といったさまざまな課題につきましても、国・県、JAなど関連機関との連携を深めながら、引き続き農家の所得向上、ブランド化に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、観光についてでございますが、平成22年に発生した口蹄疫、23年の新燃岳の噴火、東日本大震災、平成24年の九州北部豪雨災害の風評被害と、観光にとっては連続して逆風が吹いた任期の前半でございました。今や総合産業である観光で食べられるまちを標榜する中で、おもてなしの心の醸成と商品化やビジネスにつなげていくという意識は少しずつではございますが、根づいてきた、浸透してきたのではないかと認識を持っておるところでございます。特にSL人吉の運行が、この地域に多くの意識改革をもたらしたまさに黒船であったという印象が強く、手振り運動やお出迎えの定着、おもてなしで始めましたじゅぐりっと博覧会の一部が旅行商品に発展もしております。また、SL人吉を機に着想したくま川鉄道のKUMA1、KUMA2の人気も好調であり、今般の新観光車両田園シンフォニーの実現にはなくてはならないものでございました。一方、地域間競争から地域間連携という時代の流れを意識し、沿線8市による九州横断特急沿線都市観光協議会、天草、宇城、県南7市の活性化協議会観光部会、肥薩線を未来へつなぐ協議会等々により、グローバル視点の

買い手を意識した地域イメージの確立にも努めてまいりました。この地域連携の姿勢は、人吉球磨にも全く必要とされるものでございまして、地域の浮揚にとって観光あるいは地域間交流と言いかえてよいのですが、人を呼び込むというのは最大のテーマであると言いつけてまいりました。そして、ついに平成26年度はひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会、人吉球磨地域観光推進協議会、そして広域行政組合の広域観光課の一本化に向けた動きが本格化することになっております。この人口減少社会の中で、人吉市や球磨地域全体が観光で食べていけるように、私が提唱をいたしておりますサイクリング、ラフティング、キャニオリング、カヌーツーリング、ジャンピング等々のI N G観光を軸にスクラムを組んでいく、もちろんその中心的役割を新生くま川下りや今回の田園シンフォニーに果たしてもらいたいと強く期待をしているところでございます。

企業誘致につきましては、雇用創出による経済の活性化を図るため、梢山工業団地の残り1区画と人吉中核工業用地への工場立地に向け、事業を推進しているところでございます。誘致活動につきましては、各種業界展示会へのブース出展や企業訪問を実施しまして、本年度は市職員全員企業誘致運動を推進いたしており、各会合等での名刺交換の際に企業誘致を推進する名刺を渡すなど、企業の情報収集と本市のPRによりまして、積極的に誘致活動を展開してまいりました。そういった状況の中で、現在のところ企業立地までは至っていないところでございます。今後とも人吉中核工業用地への誘致活動を進めてまいりますが、企業立地、進出の状況からハラール食品を初め、県が推進しております食品に特化したフードバレー構想の拠点地域として、迅速に工業用地の整備事業を推進し、雇用の創出を図る工場立地を目指してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

先ほど笹山議員から御指摘いただきました12項目は、実は11項目ではないかという御指摘でございましたけれども、その残りの1項目につきましては、前段の答弁の中で、カルチャーパレスの改修につきましては、いまだ進行中と、いわゆる2期工事等々が完了するというのが見えてきた中での実施済みといたしたいというふうに思って述べさせていただいたところでございます。御理解をお願いします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） ありがとうございます。12項目めについて理解をしたところであります。今その3本柱の政策課題の検証について、詳しくこれまで取り組みをされてきた成果、それから26年度取り組みをしなければならない事業等について答弁をいただきました。ぜひこの点については、個々的にはいろんな課題等があるかと思っています。ただ、今回はそういった全体的な部分の中でどれだけのことを今後成果としてまとめて、26年度こういった形で進められるかというふうなことを総体的に私はお聞きをしたいというふうなことでの立場からこういった質問をしたところであります。ぜひ今後26年度必要な事業等については、さ

らなる決意をもって取り組みをしていただきたいというふうに思っております。先ほど述べられた部分については、この後質問の中でもまた若干詳しくお尋ねをする部分も、関連する部分も出てくるのではないかなと思っております。

以上で1項目めの質問については終わっておきたいと思えます。

次に、地域再生計画ということでございます。このことにつきましては、全員協議会の中で説明をいただいたところであります。基本的に地域再生計画を策定するための前段として、平成24年度において、特定地域再生事業費補助金ということで1,000万円を認めていただきながら、地域起点型アジア市場の研究プロジェクト事業として調査、研究を進めてこられたというふうに思っております。ですので、そういった研究事業がもとになって今回地域再生計画を申請されているのかなとちょっと感じましたので、その研究プロジェクト事業としての調査、研究の成果、また取り組み状況、これについてはどうだったのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思えます。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

取り組みと成果とのことでございますので、少々お時間をいただきたいと思います。地域再生計画を策定するための前段といたしまして、具体的な補助金のメニューの名称は、特定地域再生事業費補助金と申しますが、平成25年1月から平成25年12月の年度にしますと2カ年度にかけて、本圏域における豊富な農林畜産資源を活用した六次産業化や観光、健康等他分野との連携を通じた地域活力の向上を課題としまして、議員が質問で言われましたとおり地域起点型アジア市場の研究プロジェクト事業と題し、内閣府から事業を採択いただきまして、調査研究を進めてまいりました。なお、本市が調査研究事業を採択されるに際しましては、当該補助金が制度創設されて初めての募集でございましたが、全国で14件の応募があり、外部有識者等の選定委員会により評価が行われまして、うち8件の採択の中に本市が選定された経緯がございます。また、この調査研究を進めるに当たりましては、本市の背景といたしまして、年間に約400人の割合で進む人口減少と急速な高齢化の進展に加えて、企業の倒産や撤退に伴う雇用の場の喪失による地域活力の低下、また商店街の衰退などが進む中で、若年層の都市部への流出に拍車がかかっている状況にございました。これら喫緊の課題を解決し、本市が生き残るためにも観光や農業といった地域資源を生かした雇用の場の創出と所得の向上が求められているところであります。そこで、世界人口の約4分の1を占めるイスラム圏、その中でも成長著しいインドネシアやマレーシアといった東南アジア諸国からの訪日旅行者及び日本国内滞在者をターゲットとした、特に食に焦点を当てました取り組みとしまして、イスラム教徒が口にすることができるいわゆるハラール食品関係を中心とした市場開拓や、食品加工場であるセントラルキッチン形成の可能性を調査研究することにより、雇用の場の創出と定住人口の増加策を模索したところでございます。

この取り組みは、安倍政権が掲げます日本最高戦略の柱でもある観光立国の実現にも合致

する地域経済浮揚策でもございます。また、2020年の東京オリンピック開催に向けました受け入れ体制の環境整備策としましても、大きなマーケットを創造するプロジェクトでもございます。そのためオールジャパンの政策として、農林水産省や官公庁を初め京都市、千葉市などの他の自治体や食品関連企業も注目しているようでございます。調査研究の具体的な内容でございますが、取り組み初期の段階では、全国的に見てもハラールに関する情報というものが不足しておりましたので、専門調査会社に委託する形で国内及び国外の市場調査、ハラール製品の販路及びニーズ調査、さらにはハラールサービスを行う上での注意点や制約、規制、礼拝の習慣といったものに対するアドバイス等を調査を行ってまいりました。一方で、委託ではなく市職員による自主的な調査といたしまして、各種専門セミナーへの参加や関連企業、関連諸団体への視察などを実施しております。また、新聞にも報道されましたが、九州大学や熊本大学に留学している学生によるモニターツアーを実施し、聞き取り調査などを行うことでハラールに関するビジネス形態や認証内容、要望事項といった内容に関しまして、最新の情報を得ることができたものと存じます。さらには、ハラールの受け入れ体制の推進、構築を目指すことを目的といたしまして、市内の観光業、商工業、旅館業、飲食業及び県職員などを対象に研修会を延べ5回開催し、ハラールに関する知識、習慣を学ぶ場を設けさせていただきました。なお、以上の調査結果を検証するため、球磨地域振興局の職員とともに調査研究会を立ち上げまして、月に1回の割合で研究会を開催し、ハラールに関する情報を共有してまいったところでございます。

調査研究事業の成果といたしましては、初期の目的を大きく四つのステップに区分し掲げたわけでございますが、一つ目のステップであるハラールに関する研究、二つ目のステップである本市の地域資源を生かしたハラールツーリズム等の推進、三つ目のステップである主に国外からの外客誘致に関する環境整備の3点に関しましては、調査研究において最低限必要な条件とニーズを知ることができましたために、今後の施策に反映するためにいい情報を得ることができたと思っております。また、四つ目のステップであります食品加工場となるセントラルキッチンの誘致という点につきましては、内閣府に申請中の地域再生計画に複合的な支援メニューを計画に盛り込むことで、企業にとって有利なかつ進出しやすい環境を整えてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） そういった事業の研究成果の取り組み状況の成果について詳しく答弁をいただきました。そのような状況の中でかなりの成果が見えてきたというようなことで、その調査結果に基づいて、今回地域再生計画で申請ができるんじゃないかというようなことで申請をされたんじゃないかなというふうに思っているところでありますが、現在申請をされている地域再生計画、全員協議会の中でも若干説明はいただいたのかなと思っておりますけ

れども、具体的にその申請内容についてはどういったものを申請されているのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

具体的な内容ということですので、こちらも少々時間をいただきたいと存じます。先日開催いただきました議会全員協議会のおきましては、現在申請中であります地域再生計画の概要を御説明いたしました。より具体的な内容につきまして改めて御説明させていただきます。

近年、急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化など、社会経済情勢が大きく変化している中で、住んでいる地域にあまり元気がないという声が少ない状況にあります。このような社会情勢を背景に、地域の活力を再生する目的で地域再生計画の根拠となります地域再生制度が平成17年度に創出されております。この制度の仕組みといたしましては、地域の自主的、自立的な取り組みを支援するため、地域からの声や政策ニーズを踏まえ、国によるさまざまな支援措置を整備することができることでございます。また、地方公共団体は、みずからの地域の取り組みに必要な支援措置を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けますことで支援措置を活用することが可能になりますが、これまでにそれぞれの地域の特性を生かした計画が全国で約1,600件、熊本県内では43件が認定されております。なお、本市におきましては今回が初めての申請ということになります。先ほど述べさせていただきました地域基点型アジア市場の研究プロジェクトの調査研究の結果に基づきまして、地域再生計画を申請したわけですが、地域における未利用、または利用度の低い資源を最大限に活用した産業振興等により地域活性化を図り、持続的かつ安定的な雇用の場の創出と経済の発展を最終目標と定め、その手段として、六次産業化やブランド化といった取り組みなどを推進していく予定でございます。具体的には世界人口の約4割を占めるハラール市場をターゲットに、多大な投資を行うことなく、地域に存在する地元農畜産物などを活用した新たな商品開発や工業用地への企業誘致、さらには山や川といった地域資源を生かしたニューツーリズムの確立などを今後の方向性として定めたところでございます。計画に記載するコンセプトとして、地域再生制度を活用しながらハラール対応セントラルキッチンの形成及び周辺環境整備を進めるとともに、特に2020年の東京オリンピック開催に向け、東南アジア地域を中心としたイスラム圏からの旅行者を視野に入れたおもてなしの拠点形成を目指すものでございます。また、インバウンド——外国から日本へ誘致するという意味でございますが——及びアウトバウンド——これは逆に日本から海外へということでございます——の両側面からハラールを中心としたアジア市場を引きつけ、本市の経済、ひいては国内経済の発展を目指すことをコンセプトとして掲げたところでございます。このコンセプトを後押しする国の政策といたしまして、国産牛肉を初めてインドネシアに輸出するための手続に入っておりまして、イスラム圏向けのハラール対応型の食肉処理施設の整備

補助として、平成26年度予算に30億円を盛り込み支援するとの報道もあっております。なお、現在のところハラールをテーマとしまして採択を受けている自治体は本市のほかにはなく、優位性を保っている状況でございます。しかしながら、全国規模で急速に関心が高まっている分野でございますことから、調査研究事業で蓄積したノウハウやネットワーク等をもとに、スピード感をもって施策を展開していくことが重要であると考えております。

本市の地域再生計画には、具体的な国の支援メニューを盛り込んでおりますが、第1弾としまして二つの支援措置を記載しております。一つ目の支援措置が、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金でございます。支援の内容といたしましては、活用されていない施設等を生かし、地元農産物等の地域資源を活用したハラール市場に向け商品開発等を行うに当たり、施設機能を変更し新たな拠点として再生する経費について支援が受けられるといった内容でございます。事業実施の効果といたしましては、新商品開発、販路拡大を行うことで収入増、雇用増による農業で食べられるまちの実現に寄与するものでございます。

次に、二つ目の支援措置でございますが、訪日旅行促進事業でございます。今後より一層の増加が見込まれますインドネシア、マレーシア等を中心とする東南アジアからの誘客について、ハラール食品と球磨川下りやラフティング、サイクリングなどの自然を中心とする資源を最大限活用したハラールツーリズムの商品開発や、市域、圏域を超えたプロモーションを広域的に推進する経費について支援が受けられるものでございます。その効果としましては、国の観光立国推進閣僚会議の場で安倍総理大臣が打ち出しました2020年の訪日外国人旅行者数を、2,000万人に増加させるという政策にも合致するものでございまして、本市においても観光で食べられるまちの実現に寄与するものと考えております。

そのほかの支援措置としましては、今回の申請には記載しておりませんが、企業や事業者の新規工場等建設といった設備投資に伴う民間金融機関からの融資に対する利子補給などもございます。

当面の目標は、今回申請しております第1弾の地域再生計画を国からお認めいただくことでございますが、今後の事業展開状況によりましては、段階的に進めていきますことで、最終目標であります雇用の場の創出と定住人口の増を目指し、新たな支援措置も地域再生計画に順次追加してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） かなり詳しく説明をいただいたところです。最終的にはやっぱり持続的、安定的な雇用の場の創出を図るんだと、それが経済の発展を最終目標と定めてこういった取り組みをされるんじゃないかなと。そのための手段としては、やはり六次産業化の推進とか、ブランド化の推進を予定をしているというようなことでの今計画の申請中なのかなと感じたところです。今申請中ということで、最終的な認定はまだ来ていないという状況です。

ので、今後認定されるかどうかはまだわからない状況ですので、なかなかこれ以降質問できるのかなとちょっと思っているところです。これにつきましては、やはりきちんとした認定が恐らく今年度中にはくるのかなと思ってますけれども、そういった認定をされた暁には、恐らくこういった形で地域再生計画が認定をされたというようなことで、対外的にも発表をされながら具体的にはこういうふうな取り組みをしていくんだということを発表をしていたきながら、取り組みを進めることが重要なと思いますので、ぜひそういった形で今後取り組みは進めていただきたいと思います。そういった取り組みの中で、また問題点等が出てきた場合にはその時点で改めて質問を行いたいと思いますので、そのときはまたよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上で、この項目については終わっておきたいと思います。

次に、定住自立圏構想ということでございます。このことにつきましても全員協議会で説明がありましたが、定住自立圏構想の要綱の一部改正によって、本市も中心市と見なすことができるようになったということで説明があったところです。そういうことであれば、平成25年度に要綱改正があったということでありますから、そういった要綱改正を受けて、今まで本市が取り組みをされてこられた経過、それから球磨郡の他町村との連携による取り組み、または協議等についてはどのような取り組みをされてこられたのか、この点をお尋ねしておきたいと思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

定住自立圏構想につきましては、平成25年3月29日付で議員が御質問のところでお触れいただきましたように推進要綱の一部改正が行われまして、平成25年4月1日から本市も定住自立圏構想における中心市として見なされることになりました。これを受けまして、4月25日に熊本県の主催により、人吉球磨10市町村の総務、企画担当課長で構成します第1回人吉球磨地域広域連携研究会の場におきまして、定住自立圏構想の概要について説明が行われました。これによりまして、本市としましては、まず何からどのように取り組んでいかなければならないのか手探りの状態でございましたので、6月に先進地であります宮崎県小林市に熊本県の担当者と合同で視察を実施いたしました。その後、8月に第2回研究会が開催されまして、まずは人吉球磨10市町村を一つの圏域として形成し、今後この構想を進めていくことの確認がなされ、可能な連携策から取り組んでいくとの方向性を互いに確認させていただきました。また、その後10市町村長への説明を経まして、各市町村からの連携策を洗い出す作業へと進めてまいりました。さらに、11月に第3回研究会が開催され、各町村へ中心市宣言書に記載する連携策の案をお示しいたし、その後別途10市町村長の合意を得たところでございます。年が明けまして1月に第4回研究会が開催され、今後のスケジュールの確認と中心市宣言書案をお示しいたしました。また、想定する14事業の事務局体制等につきましても、協議を行ったところです。その後、2月に入りまして10市町村長に対し、中心市宣言書案の

内容を御説明させていただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 今年度研究会等でかなりの会合をされながら、協議を詰めてこられたようではありますが、中心市宣言の案についても確認をされたというようなことでございます。恐らく今月中、3月中に中心市宣言を行われるというように思っておりますが、その中心市宣言を行う必要性はどこにあるのかということをお尋ねをしたいと思いますし、他町村へのそれと財政支援、これがどうなるのか、また財政支援を受けることによるメリットはどこにあるのか、この点をお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

まず、中心市宣言を行う必要性でございますが、定住自立圏構想推進要綱により中心市宣言の定義が定められております。その内容としましては、中心市宣言は、周辺にある町村と地域全体における人口定住のために、連携しようとする中心市が圏域として必要な生活機能の確保に関して、中心的な役割を担う意思を有すること等を明らかにするため中心市宣言書を作成し公表することとされており、本市といたしましても3月中には中心市宣言を行う予定としているところでございます。

次に、中心市と周辺町村への財政支援の内容とメリットについてでございますが、大きく分け六つの財政措置がございまして、その中で三つの項目が該当いたします。まず、一つ目としまして、中心市及び周辺町村との取り組みに関する包括的財政措置として、特別交付税の交付がなされるということでございます。中心市に年間4,000万円程度、周辺町村には年間1,000万円を上限といたしまして、定住自立圏共生ビジョン策定から5年間交付されることとなります。二つ目としまして外部人材の活用に対する財政措置としまして、圏域外における専門性を有する人材を活用することで、別枠の特別交付税として上限700万円が最大3年間交付されます。三つ目としまして地域医療の確保に対する財源措置として、連携等の事業に要する市町村の負担金に対し、これも別枠の特別交付税として上限800万円が交付されます。これは5年間でございます。

以上のような財政支援がなされることにより、これまで取り組んでまいりました既存事業をこの構想に盛り込むことで、それぞれの市町村が一般財源にて対応していましたが事業の負担金等を特別交付税に振りかえることが可能になります。これにより、財源的に新たな事業を展開できることなどのメリットが生まれてくると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 財政支援については、三つ該当する中でもその三つの財政支援もかなりのメリットがあるのかなというふうに今感じたところです。先ほど部長答弁されましたよ

うに、今までの既存事業をこの構想に取り込むということで、今までそれぞれの市町村が一般財源を活用して対応してきた事業、その負担金をこの特別交付税で振りかえるということは、かなりほかの部分で取り組みができるというようなことで、かなりメリットが出てくるのかなと私も感じたところでございます。ただ、こうするためには協定を締結しないと発生しない、もしくはビジョンを策定しないとそういった交付税を受けることはできないというようなことでありますので、そうであればその協定書の締結については、人吉が中心市となって球磨郡9町村との協定については、これは一括してできるのか、それともやっぱりそれぞれの町村ごとに締結をしなければならないのか、もしくは協定の項目ごとに締結をしなければならないのか、この点についてはどういった形での協定の締結が行われるのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

定住自立圏構想推進要綱により、まず定住自立圏形成の目的といたしまして、定住自立圏は、中心市と周辺町村がみずからの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として形成される圏域であると位置づけてあります。さらに、定住自立圏形成協定の定義では、定住自立圏形成協定は、中心市宣言を行った中心市とその周辺にある一つの町村が人口定住のために必要な生活確保に向けて、定住自立圏形成協定に規定する事項について定める協定であって、それぞれの市町村においてその締結または変更に当たって、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経たものをいうと定められております。これによりまして、中心市である本市と周辺町村におきましては、1対1による協定の締結しかできないものとなっております。なお、協定書の内容につきましては、あくまで1対1での協定締結となっておりますので、それぞれに個別に連携策を盛り込むことが可能となっております。現在は、25年度協議を積み重ねてきましたように、10市町村全体で取り組む連携策を想定しておりますが、今後協議を重ねていく上で個別の連携策が出てまいりましたならば、その旨も協定書に盛り込んでいくこととなります。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 協定のやり方については理解をしたところではありますが、今協議をされている想定される連携取り組みの項目、これの中でも私が1点ちょっと気になっているのがあるわけなんです。それは観光振興の項目ということでございます。先ほどマニフェストの状況の中でも市長のほうから答弁ありましたように、広域観光の推進を26年度具体化するんだというような話もありましたが、その広域観光の推進については、人吉球磨広域行政組合、この中にも広域観光課が創設をされながら、広域観光については主体的に取り組まされている状況が出てきたというふうに思っております。そういった中で、ならば広域行政組合との連携はどうなるのかというのが若干気になるわけなんです。例えば広域行政組合

ともそういった協定が必要になってくるのか、それとも例えば10市町村の中で話し合いをやりながら広域行政組合と何らかのやりとりをして進めることができるのか。恐らく基本的にはやっぱり広域行政組合の広域観光課が、今後は中心的な役割を果たしながら進められるのかなと思っていますところ。その中で広域行政組合の立場についてはどう考えればいいのか、この点をお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

人吉球磨広域行政組合との連携についてでございますが、現在、この構想における観光振興の分野の事務局を、議員お見込みのとおり広域行政組合の広域観光課にお願いしたいと考えております。広域行政組合におきましては、平成25年4月から広域観光課が創設され、人吉球磨の広域的な観光の連携について、定期的に人吉球磨10市町村の企画観光担当者会議を開催されておりますので、この組織を活用させていただき、定住自立圏構想の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。しかしながら、広域行政組合におかれましては、平成24年7月に策定されました第3次人吉球磨ふるさと市町村圏計画に基づきまして、独自の観光施策を進められており、この計画と定住自立圏構想とのすみ分けが必要となってまいりますので、今後はこれらの課題を解決しながら、観光振興の分野の具体的な連携策を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 広域行政組合の中でもやっぱり今後検討すべき課題も若干出てきたのかなと思いますけれども、このことについては、やはり広域行政組合との協議をされる中で具体的にどうあるべきかということが話し合いをされるんじゃないかなと思っています。その部分については、広域行政組合内でも議論を進めなければいけないと思いますので、ここではさらなる質問は避けておきたいと思います。

以上で、定住自立圏構想については質問を終わっていききたいと思います。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時33分 休憩

午後3時46分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで会議時間を延長いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） それでは、次に議第41号についてであります。ひとよしから、米を原料とする球磨焼酎の地域文化を紡ぎ広める条例ということであります。昨日、大塚議員も議案質疑をされたところではありますが、私はこの条例の提案を受けて、条例としてどうなのか

など若干感じましたので、その点についてお尋ねをしたいということで通告をした次第でございます。

まずはこの条例、なぜ条例化をされるのか、それから法的にいつて条例として制定しなければならないそういった事項なのかどうか、この2点をまずお尋ねをしておきたいと思えます。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

まず初めに、これまでの経緯を申し上げますと、平成25年1月に京都市清酒の普及の促進に関する条例が制定されたことが発端となりまして、全国的に自治体の条例化が広まり、多良木町が条例制定する中、昨年8月、球磨焼酎酒造組合から本市に対し、球磨焼酎で乾杯を推進する条例の制定について要望があり、これまで検討、協議を重ねてまいりまして、今回御提案するものでございます。全国では36を超える自治体が普及促進、販路拡大を目的とした条例を制定している状況にございまして、地場産品である清酒や焼酎の消費回復、産業の活性化、ひいては地域経済の活性化を目指すところの条例が制定されているところでございます。条例化につきましては、それぞれの自治体の裁量、考え方がございまして、佐賀県、鹿児島県においては、県条例を制定されている状況にございます。本市におきましても、地域を代表します伝統産業である球磨焼酎に特化した条例制定によりまして、さらなる地域活性化を推進してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 11番。笹山欣悟議員。

○**11番（笹山欣悟君）** 全国による条例の制定状況から、京都市が発端となつてこういった状況でそれぞれの自治体でも条例化されていると。基本的にはただこの条例につきましては、議員提案による条例の制定がほとんどではないかなと私は思っているところなんです。執行部としてどういった立場で条例を制定されるのかと、その辺が議員提案であれば、議員の中で協議をしながら、こういった地域活性化に資するものであれば、条例をつくるべきだというような形でつくるのは、なるほどそうだなというように考えるところなんです。ただ、あえて執行部のほうからこういった条例を提案することが本当にどうなのかなという一つは疑問が若干あるわけなんです。その中で次にちょっとお尋ねをしておきたいんですが、そういったことであれば、この条例の趣旨、目的書いてありますが、そういった趣旨、目的が、市が行う施策としては適切に行われると思っていらっしゃるのかどうか、この点はいかがでしょうか。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

第1条に目的といたしまして、球磨焼酎の普及促進を通して、球磨焼酎の地域文化の振興を図ることにより、地域経済の活性化に寄与するということを定めております。条例化によりまして、市、蔵元等、事業者及び市民の皆様の役割を明らかにし、全国に情報を発信する

ことにより、球磨焼酎への関心を高め、理解を深めていただくことが何よりも重要なことでございます。伝統やしきたり、地域文化を大切にす、信仰する、そのことが消費拡大につながり、地域経済を活性化するものと期待しているところでございます。昨年12月には和食文化がユネスコ無形文化遺産に登録されました。国内のみならず全世界から注目を集めており、球磨焼酎の普及促進に努めますことは、和食文化の拡大に寄与する絶好の機会であると考え次第でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 地域文化の振興を図ると、また和食文化の発展にも寄与すると、そういったことで市が行う施策としても恐らく適切であるというふうに判断をされているようがあります。そういうことであれば、もしこういった条例が制定された後、具体的な施策の展開としてはどのようなことをお考えですか。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

球磨焼酎の振興に対するこれまでの施策を申し上げますと、球磨焼酎の宵の宴や物産展、それから商談会、日本貿易振興機構（JETRO）を通じての海外貿易など、販路拡大、普及促進に努めてまいったところでございます。本市といたしましては、今回の条例制定によりまして、市、市民の皆様、観光客、蔵元、小売店、飲食店、米の生産者など、地域が一体となった事業展開や情報発信が必要であると考えておりますので、その主体となります28の蔵元、球磨焼酎酒造組合と協議しながら、さらに連携を深めて事業を推進してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 地域が一体となって事業の展開を図る、そうするためにはこの条例を制定するのであれば、それをそういった事業を推進するための施行規則も必要じゃないかなと。あわせてやっぱり施行規則をうたいながら、そういった事業の推進をどういうふうにも図るんだということも必要かなと思うわけなんです。施行規則については執行部のほうで制定される部分ですから深くは申しませんが、そういった施行規則の作成も私は必要じゃないかなというふうに思うところであります。また、この条例の例えば表現、この条例それぞれ文言等が書いてありますが、その条例を考える中では、やはり条例がどういった目的で制定されなければいけないかということ考えたときには、やはり適正、適確な表現でなければいけないと思っています。または全体的な条例としてきちっと整っているのかどうか、そういったこともやっぱり条例を審査する中では重要なことだと思っていますが、そういった表現の正確、適正なもの、もしくは全体としてのこの条例としての表現が適正なのかどうか、この点はどうお考えでしょうか。あわせて、この条例と第5次総合計画うたわれていますが、

その第5次総合計画との整合性はどのようにお考えなのか、この2点お尋ねをしておきたい
と思います。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

第1条から始まる本則につきましては、目的、基本理念、市、蔵元等事業者及び市民の皆様の役割を明確化したものでございまして、文言につきましては通常の条例の法規に基づいて条文化しているところでございます。

次に、前文でございますが、前文は本則の前に置かれ、条例制定の由来や趣旨、背景などをあえて強調したいときには、前文の形をとって詳細にその内容を述べることも適切な方法であり、各条文の解釈指針としての意味を持ち、特徴ある条例となります。今回の制定に当たり、球磨焼酎がつけられる環境や風俗といった特色ある地域文化を広く発信するためには、本則のみでは十分に伝えることができないことから、前文形式で表現することといたしました。この前文の中にはチョコやガラ、球磨弁など、人吉球磨地域特有のものを表記いたしておりますのは、郷土色を強め、臨場感を高める効果を期待いたしまして用いたものでございまして、前後の文章に使われている漢字や言葉からその意味が想像できるよう、また地方色を豊かに表現し、そのイメージが膨らむよう配慮したものでございます。

次に、第5次総合計画との整合性でございますが、第5次総合計画におきましては、基本計画第2章、農業と観光で稼ぐ・儲かる経済都市ひとよしの戦略1の（2）、商工業の振興におきまして、球磨焼酎のブランド化と販路拡大に努めることを目標として位置づけているところでございます。球磨川と人吉球磨の恵まれた風土がはぐくんできた球磨焼酎を初めとします魅力ある物産、特産品を大切に、地域資源を最大限に活用するものづくりのまちを目指すことといたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 11番。笹山欣悟議員。

○**11番（笹山欣悟君）** 確かに条例を制定する中で、本則と本則にうたわれない部分を前文の中でそういったいろんな思いを表現をする、それは当然そういった手法の中でできるものだと思います。ただ、この表現を見たときに、果たしてそういう形で純粋に受け取られるのかなとちょっと私は疑問が残るわけなんですね。そういった郷土色を入れながら、もしくはイメージを膨らませるような前文で、そういった想像をしてくださいというようなことで前文を掲載をされた。球磨弁を使いながら掲載をされたというようなことであります。ただ、そういった前文の表現を見たときに例えばガラとかチョコ、球磨弁ですよ。そういったガラ、チョコ。それから、表現であります「起こしてくだんもし。」「重ねてくだんもし。」「ぬくめてくだんもし。」「落としてくだんもし。」といった球磨弁の表現。それから「いっちょ、にい。」、かけ合いの「いっちょ、にい。」。こういった球磨弁が果たしてそういった想像の中で、執行部はこういった提案をされたそういった表現を想像できるのか

ということにちょっと疑問が残るわけなんですね。ましてやこれを全国、そして世界に発信するような前文になっています。ということであれば、そういった球磨弁の用語の意義が果たしてそういうふうな形で、私たちが通常使っている意味合いとして全国の人たちに受け取られるのかどうか。もしそういった形で受け取られるのであれば問題はないと思いますが、やっぱり違った意味合いで受け取られた場合には、この前文の中身が執行部が想像しているような、そういった形で想像してほしいというように望んでいらっしゃる部分とは違った想像をすることになるんじゃないでしょうか。例えば私たちが東北地方で東北の言葉を聞いたときに、やっぱり理解できない部分があるかと思います。ましてや沖縄の方言であっても、何と話をされているのか意味合いが全くわからない。そういった部分をどういうふうに解釈させるのかなと私は疑問が残るわけなんですね。やはりそういったことを考えれば、こういった球磨弁の表現の用語の定義、意義を、やはりきちっと説明する必要もあるんじゃないかなと私は思います。その点についてはいかががお考えでしょうか。

また、私が一番気になった条例については、第3条であります。先ほど部長のほうから話をされました、第3条に基本理念をうたっているというふうなことで話をされました。昨日大塚議員も議案質疑の中で、第3条にちょっと疑義があるというようなことで質問をされたようではありますが、私も実際本当にこれが条例としてふさわしいのかなとちょっと考えたところなんですね。というのが、一番引っかかったのが、「相互に連携を図り、一体となって推進することを基本としなければならない」という表現であります。「しなければならない」という表現なんですね。義務、命令です、条例として。ただ、きのう松田経済部長は、そういった図っていきましょうという趣旨であるというふうな答弁をされています。図っていきましょうというふうな答弁であれば、努力義務、「努めましょう」という表現で問題ないんじゃないでしょうか。しかし、あえて「しなければならない」という表現を使っている。市民みんなにこういった義務、命令で、そういった普及促進を図らせるおつもりなのかというふうに、ちょっと疑問が私は残っているところなんです。それともう一つ考えたときに、この第3条の条文を読んだときに、第1条の目的、これとほとんど変わらない目的となっていると私は思います。ですので、第1条の目的をまたさらに深めて第3条でこういった形で進めるんだというふうな形でうたい込まれてるのかなと、同じようなことを言ってるんじゃないかなと私は感じるわけなんですね。そこで私はこの第3条を削除したほうが条例の流れとしてもすっきりと読みとれるんじゃないかなと私は思います。ですので、この条例をきちっと条例らしく考えれば、第3条を私は削除すべきであると思いますが、執行部のお考えはいかがでしょうか、お尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。質問に対する答えがちょっと長くなるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

まず、世界に発信していくために、この用語の定義とかが必要じゃないかという部分でご

ございますけれども、確かにガラやチョコの酒器や球磨弁につきましては、イメージしづらい部分もあるかと存じますが、前後の文章のつながりから、どんなものか、どんな意味なのか、御興味とイメージを膨らませていただき、また印象づけることも一つの方法かなと存じます。したがって現在のところ、球磨弁の説明や地域独特の風俗、文化に関する用語の定義につきましては明記するのではなく、条例制定によりまして情報を発信していく際に、さまざまな手法でその球磨焼酎の魅力ある地域文化を説明しまして、普及促進に努めてまいりたいと考えているところでございます。一例でございますけれども、この定義の第2条第4号に唯一事業所として記載しております球磨焼酎酒造組合の公式ホームページをごらんいただきますと、ガラとチョコの写真、杯のしきたり、球磨焼酎の歴史等についてわかりやすく、日本語を含め4カ国語で紹介されております。市のホームページを活用しました情報発信とあわせ、酒造組合のホームページを紹介するなど、あらゆる面での連携を図りながら球磨焼酎の魅力の背景となりますこの独特の地域文化につきまして、多くの皆様に伝えられるよう努めていきたいと考えております。

また、第1条と第3条の内容が重複するという点、それと3条は削除すべきではないかということについてでございますけれども、第1条の目的につきましては、球磨焼酎の普及を通して地域文化の振興を図り、球磨焼酎の生産量、消費量をふやし、地域経済を活性化したいという思いで定義をいたしております。近年は焼酎の第三次ブームの中でございますが、これは芋焼酎によるもので、これまで清酒や球磨焼酎が飲まれていた地域まで芋焼酎に切りかわるという勢いがあり、球磨焼酎の各蔵元は苦戦を強いられております。ただ単に、球磨焼酎そのものをPRするというよりも、昨年12月にユネスコの文化遺産に和食文化が登録されましたように、球磨焼酎を介してはぐくまれました生活文化、風俗等を紹介すること、すなわち地域文化の振興を図ることにより、伝統産業であります球磨焼酎の多様性、さまざまな食材と合うお酒として市民、旅行者など多くの皆様にそのことを理解していただき、愛飲していただく、また贈りものとしていただくことを願い、目的を定義いたしましたものでございます。

第3条の基本理念につきましては、第1条の先ほどの目的でございます。球磨焼酎を普及することで地域文化の振興を図り、地域経済の活性化を図るという目的の達成のために私たちが持つべき理念、つまり私たちがどうあるべきか、私たちはどう取り組んでいくべきかという基本的な考え方を定義したものが理念でございます。本条例の核になる重要な条文でございます。市、蔵元等及び事業者並びに市民がそれぞれ役割を果たすとともに、相互に連携を図り、同じ認識の中ともに手をたずさえながら、地域の長い歴史と伝統の中で引き継がれてきました伝統産業である球磨焼酎の普及、促進に関しまして、一体となって協力して推進することを基本とするといった私たちの決意表明と言えるものでございます。

条例案を検討、協議する過程におきまして、最初は他の自治体の条例に多くみられますそ

それぞれの役割だけの条文構成でございました。その基本理念がございませんでした。しかしながら、普及促進に当たっては、市、蔵元等及び事業者並びに市民が相互に連携を図り、一体となって推進することを基本とするといった連携の必要性と重要性にかんがみまして、この基本理念を追加することとし、御提案に至ったものでございます。この第3条の基本としなければならないということで、このことが義務規定で厳しいのではないかと、市民にそういう拘束するものではないかというような御質問でございますけれども、今回、御提案いたします球磨焼酎の普及促進に関します条例につきましては、全国の他の自治体の乾杯条例と同様に、一般的に理念条例と呼ばれます理念規定でございます。罰則や拘束力があるものではないと考えております。本規定もタイトルに基本理念とありますように、球磨焼酎の普及という目的達成のために、市、蔵元等及び事業者並びに市民の皆様が一体となって取り組みを進めましょうという理念を定めて、行動指針を喚起していくものととらえているものでございます。あくまでここでは基本理念でございますので、これをどのように実現していくかなど、具体的な手段などを義務として言及するものではなく、自治体の取り組む方向性、考え方を示すものでございます。そのためにも第1条の目的の達成のため、第3条の基本理念は必要であると認識するところでございます。これは、あくまでもこの条例自体が基本条例でございますけれども、通常法律や条例にも第1条に目的、第2条に定義の規定、第3条に基本理念等が配置されていることがございます。こういう規定は、その条例の政策目的や解釈運用に当たって委曲すべき理念などが語られていて、条項から直ちに何らかの法的効果が発生するものではございません。目的規定、理念規定、責務規定、努力規定など、法的効果が生じない条項はたくさんございます。この第3条も基本条例の中の基本理念であるように、球磨焼酎の普及という政策目的達成のための委曲すべき理念が語られているだけで、具体的な法規範性はございません。そういうことで、市民の皆様をこの条例で拘束したり命令したりするものではございません。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 理念条例だから市民等を拘束するものではない、しかし条例は市の憲法ですよ。その中でしなければならないという義務命令を課してるじゃないですか。ましてやこの条例、理念条例と書いてあるんですか。そこを答弁ください。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

条例の中では政策を行う条例、このような基本を述べる条例、それぞれに条例の役目がございまして、この条例は理念条例でございます。申しわけありません、理念を述べる条例でございます。条例の種類としては理念条例でございます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 種類として理念条例だから、ただ、そういった条例の中で基本理念をうたい込む必要性は、それはその条例の定め方によって必要な部分があるかと思っています。例えば球磨焼酎に限らず、そういった球磨焼酎を含む人吉の伝統工芸品、もしくは特産品、そういったあらゆる伝統工芸品、特産品を含めた中で条例をするのであれば、そういった人吉の伝統工芸品、特産品をこういった形でしなければならない、しましようというふうな基本理念は必要かもしれません。しかし先ほど経済部長は、これは球磨焼酎に特化した条例だと答弁されています。球磨焼酎に特化した条例で、そういった基本理念が必要なのかという問題です。あくまでもそれは文化歴史に息づく球磨焼酎かもしれません。しかし、球磨焼酎は嗜好品でもあります。嗜好品ということは、球磨焼酎を好きな人もおれば嫌いな人もおると思います。また、飲める人もおれば飲めない人もおると思います。そういった市民の中にいろんな考えをもっていらっしゃる部分を、あえて基本理念でしなければならないと、課せなければならないのでしょうか。私はそこに非常に疑問を持ちます。賛否両論あるような中で、あえてそういった焼酎に特化した部分の中で、条例にこういった基本理念をうたい込む必要があるのかというところが非常に私は気になるところです。ましてや先ほど目的とこの基本理念は違うんだというふうなことで説明いただきましたけど、前文全部を読みますと、やはり球磨焼酎の普及促進に関し、市、蔵元等及び事業者並びに市民の役割を明らかにすると、そこで役割はこういうものと明らかにされるわけですよ。そしてもってこういった文化振興を図りながら地域経済の活性化に寄与するということをうたい込んであるわけですから、あえてそこで基本理念でこういったことを連携を図って、一体となって推進することを基本としなければならないというふうにうたい込む必然性はどこにもないと思います。この1条でそういった目的、理念は果たしてあるんじゃないのでしょうか。ましてや前文を読む中でもそういった人吉球磨の伝統文化を含みながら、こういったことで進みましょうというふうな理念が入っているんじゃないのでしょうか。そういうことを考えれば、3条を削除したほうがすっきりと私はこの条例は通るんじゃないかなというふうに思います。地域活性化に寄与することを目的としながら、市の役割、事業者の役割、市民の役割をきちっとうたい込んであるじゃないですか。それをやっぱりそれぞれに取り組んでいくということで、これはすべて講じるものとするとか努めるものとする、努めていきましょうというふうに表現してあるわけですよ。ところがそれを基本理念でしなければならないとかぶせること自体が、すべてを何でもその中で事業者、もしくは市がこういうことをしましようと言えば、それをしなければいけない方向に進んでしまうと、そういうふうな考え方につながるんじゃないかなというふうに思います。そういった部分も踏まえて、市民の中にはやっぱりいろんな考え方をいらっしゃる、そういった一つの嗜好品でもあるということを考えるのであれば、そういったことも条例を制定する上では考えて、制定を提案するべきじゃないかと思いますがいかがお考えですか。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

球磨地方には確かに特産品は球磨焼酎だけではございません。ただ、球磨焼酎につきましては、球磨焼酎組合から昨年8月8日に球磨焼酎で乾杯する推進条例の制定に向け要望があったものでございます。また、そのことを受けとめ今回条例化にいたしましたものでございます。そのほかのいろんな物産もございます。特産品もございます。そのことにつきましても、今後いろいろな方面と協議しながら、いろんな対応を進めていきたいと思っております。

先ほどの目的と基本理念でございますけれども、目的といいますのは、実現しよう、到達しようとする目指す事柄でございます。その目指す事柄といいますのが、この焼酎の普及を通して、基本的には地域経済を活性化しようというのが大きな事柄でございます。基本理念といいますのは、その目指そうとする事柄に対して、どうそのことを具現化するためにあるべき状態についての基本的な考え方でございます。それについては、やはり市、蔵元等及び事業者、また市民がそれぞれの役割を果たしながら、やはり一番大事なのは一体となって協力してそれを推進していこうと、それがあくまでも基本的な考え方、それが基本理念でございます。だから目的を達成するためには、このような考え方に立って、3者が連携して協力して一体となってやっていきたいと思いますというのが基本理念としてやはり一番重要なところかなということで、先ほども申しましたように、条例を検討する中でこの第3条の理念というのを新たに追加したところでございます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 委員会の審査事項ですからあまり深く追求をしたくありませんが、そういうことであれば、そういった基本理念でやりましょうということであれば、やりましょうという表現でもいいんじゃないでしょうかと私は思います。また、もしそういった役割の中で基本理念で連携してやりましょうということであれば、ならば焼酎で乾杯しましょうといった場合に、例えば「いや、私は焼酎は嫌いだ、乾杯したくない」と言っても、当然しなければならぬというふうに強制をさせるということですね。そういうふうな条例であるということで認識しとってよろしいですか。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

基本理念の最後といいますか後段の部分で「相互に連携を図り、一体となって推進することを基本としなければならない」と、あえて基本と入れております。もっと強く今議員がおっしゃられるようにするならば、「相互に連携を図り、一体となって推進しなければならない」としただろうと思います。あえてここを基本とした意味は、基本であるためには例外がある、例外があるから基本としなければならない。つまりこの推進することを基本とするということは、例外も、それは3者が、例えばイベントが重なったときに連携して、それを一体となって推進することはできることもそういうことも可能性としてあります。そうした場合、推進しなければならないとしたら、もう全くの義務みたいな表現になってしまいますけ

れども、ここではそういうのも想定し、飲めない人もいるでしょうから、そういう人も例外がございます。そういうことで、基本としてこの連携をし一体となって推進しましょうというこの意思表示を示しております。それが文言での表現といたしますと、この「推進しなければならない」と「推進することとする」、そういうものの間ぐらいの強さということで規定しております。それと先ほども言いましたように、この基本理念というこのこと自体が、あくまでも法的拘束力がないということですので、ここでいかにしなければならないということやうたってあっても、ほかのそういう法的な拘束力を持つものではないということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） いや、条例だから法的拘束力はありますよ、私は思います。あくまでも条例で定めるんですから、そこには法的な拘束力が必ず、やっぱりそういった条例として定めるわけですから、法的拘束力はあると私は思います。それをあえてそういった形で解釈をされるというのは、それはもう解釈の相違かもしれませんが、あえて私はそういったことは申し述べておきたいと思ひますし、あえて嗜好品をそこまでしなければならないのかという非常に単純な疑問なんです。それともう一つは、都城市議会だったと思ひますが、やっぱり嗜好品であるからそこまで条例として取り組むべきではないというような形で、陳情を否決をしたところもあるように私は聞いてます。そういった状況の中で、こうやってあくまでも基本理念として、理念をうたい込んであくまでもしなければならないというような表現というのは、これは私はあまりにも強い表現になっているんじゃないかというふうには思っています。ですので、同じような目的と基本理念は違うというふうな説明をされましたが、でもやはり目的の中でそういった基本理念の部分を私は包含してる、また前文の中でも包含してるというふうには判断しますので、やはりそういったことを考えれば条例をすっきりするためには、逆に基本理念を削除したほうが市民に対してもわかりやすい条例になるのかなと私は判断するところです。これについては、あえてもう質問はしませんので、あとは経済建設委員会で十分なる、慎重なる審査をお願いしておきたいと思ひます。

以上で、この項目については終わっておきたいと思ひます。

最後になりますが、市民の声からのくま川下り株式会社の件についてであります。このことにつきましては、本日宮崎議員、それから田中議員が具体的にある程度、私も同じような気持ちを持っておりましたが、そういった部分については同じ項目の中で質問をされました。会社側の基本的な経営に対する考え、また今まで取り組みをされてきた状況等については田中議員の質問のやりとりの中で理解をいたしましたので、理解ができた部分については、私は割愛をしていきたいと思ひしております。そこで、二、三点若干気になる点がありますので、私なりに気になる点について質問をしておきたいと思ひています。

まずは、くま川下り株式会社における雇用契約についてはどうなっているのか、また雇用契約書はどういったものなのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

くま川下り株式会社に雇用契約形態につきまして確認いたしましたところ、日給月給制の正職員が遊覧船事業に9名、くまがわ荘が12名、時給制のパートが14名、船頭、艀張につきましては現在14名でございますが、日給月給制プラス乗船手当、諸手当による雇用で、3月から11月の期間契約で1年ごとの契約雇用でございます。12月から2月につきましては臨時雇い、つまりアルバイトとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 契約書についてはどうでしょうか。答弁がなかったと思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

契約書に関しましては、お尋ねいたしておりません。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 日給月給制の正職員とか、時給制パート、また船頭によっては日給制の期間の契約であるというふうなそういった雇用契約の形態を話されましたけれども、ですからその中でのそういった契約書はどうなっているんですかということ、私はお尋ねしたわけです。契約書の中身は具体的にどういったものかということをお尋ねしたいということで質問したわけなんです。契約書の中身がわからないということで、聞いておられないということであれば致し方ありませんが、ならば今回提示をされた給与体系はどういった形での給与体系になっているのか、また提示される前の給与体系はどういった形になっていたのか、その点についてもお尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

社員の給与体系についてでございますが、これまで正社員につきましては日給月給制、これはわかりません。パートにつきましては時間給制、船頭につきましては日給月給に乗船手当、諸手当を支払う体系となっております。船賃収入の60%や70%を超えるような船頭の人件費が会社経営を圧迫し赤字が続くことから、くま川下り株式会社を存続させるために、今回船頭の乗船手当のみの見直しを行われたものでございます。

以上でございます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 船賃収入の人件費、船頭の乗船手当が圧迫をしているからその部分を見直したと、全体的な圧迫になってるんじゃないですかね、これは。違うんでしょうか。

それと、具体的に給与体系額でどれだけの賃金額を、幾らから幾らとして提示をしたのかと、そういった具体的な数字で私はお尋ねをしたつもりであります。その点についてお答え

をいただきたいと思います。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後 4 時 32 分 休憩

午後 4 時 46 分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○経済部長（松田知良君） 大変時間をとらせてまして申しわけございません。それでは、お答えさせていただきます。

以前の急流コースでそれぞれ船頭、艫張、また臨時という形で、その急流コースに携わっておられるわけでございますけれども、以前は船頭の場合が7,710円でございます。それが現在は4,828円、35%となっております。艫張が7,383円、それが4,501円で、臨時が8,500円が5,618円となっております。それぞれ急流コースも2回目となりますと、それぞれ約1,000円ほど高くなって、その割合で減額されております。また、清流コースにつきましても、1回目、2回目ではほぼ同じぐらいの金額での手当ということになっておりました。

以上でございます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 具体的な手当を提示いただきましたが、35%の減額ということで、これ見てみますと約2,800円ほどの減額になるのかなとちょっと思っています。そうしたときに新たにこういった提示をされた給与体系で、交渉的には決裂をしたというような状況でございますけれども、ならば今回提示された金額について、法的な違法性は考えられないのかなとちょっと考えるところなんです。その点についての見解はどういうふうにお考えでしょうか。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

くま川下り株式会社に賃金交渉についての確認をしましたところ、田中議員の御質問でも述べましたとおり、会社といたしましては、言葉にすれば組合との交渉ということになりますが、その時点での来期に向けた乗船手当引き下げの相談、会社倒産の危機によるお願いという状況であったということでございました。初めは組合の代表である役員の方々の協議という形で進めておりましたが、組合から会社に対しまして、全員に話してほしいという要請で団体交渉のような形になったということでございます。違法性ということについてでございますが、非常に厳しい乗船手当の削減をお願いするという状況でございましたが、既に契約期間が終了した時点での来期への事前相談として実施をしているということで、確認しましたところ、契約更新前の新賃金体系による交渉でございまして、会社としては何ら問題はないという見解でございました。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 法的にも何ら問題ないというような見解というようなことであります。ただ、例えば労働基準法上どうなのかなというようなことも考えてみたときに、基本的には労働基準法上では最低賃金に抵触するかどうかということが違法性があるかどうかにつながると思っていますが、恐らくこういった金額から時間給にした場合、例えばその乗船する時間ではなくて、すべてに拘束される時間を含めての時間当たりの最低賃金に抵触するかどうかということを考えなければいけないと思っていますが、そこには恐らく抵触はしないのかなと私も実際思います。金額が金額ですので、それを考えたときにですね。

ただ、実は私も船頭さんの話を聞く機会がありました。そこで船頭さんから話を聞いて、非常に私もショックを受けた部分がありますが、市長は先ほど、田中議員も質問されましたけれども、年収は200万円だと、それが50万円下がって150万円ほどになるというふうに説明をされたわけなんですね。実は船頭さんから話を聞いて、大体本当にそのくらいもらっとつとなというふうな話をしたところなんですが、いや、私はそこまではもらってないよという話をされたわけなんですね。実際話をされたときに、乗船賃金としては約140万4,615円ぐらいだと。そこに労務費が16万2,000円ほど、それから除草作業費で15万6,000円ほどというふうなことで、収入とすれば約172万円ほどになると。それから結局国民健康保険税から国民年金、それから市県民税、固定資産税等々の税金を引かれますよと。そういった部分を計算すると約55万円ほどはそういった税金で引かれますと。そうすると実際は117万円ほどしかありませんと。その117万円でもたいろいろな生活するための光熱水費とか携帯代とかガソリン代とか、いろいろな部分を払って生活をしなければいけないけど、9カ月の中で本当にこれだけで生活がでくって思いなっですかというような話を聞いたところなんですね。117万円を9で割っても約10万円、月10万円程度で生活をしなければならぬ。ただ、手当とすれば乗ったしこの回数ですから、球磨川下り運行が少ないときには、月に10万円も満たないと。ただ多いときにはそれだけフル回転で乗りますから月に20万円を超える場合もありますよということで、非常に波があるんだというようなことで心配されとったわけなんですね。その中でやっぱりそういった金額を聞いたときにびっくりしたところなんですが、それから例えば今回提示された金額でそれを引き直したときに、なら幾らになるのかというようなことでちょっと考えてみますと、実際そういった形で昨年乗った乗船回数で計算したらということで話をされたんですが、その方が清流コースで83回、それから急流コースに84回乗ったと、それで計算したときに乗船賃金だけでは124万6,000円になると、乗船賃金だけでですね。それを今回提示された35%の金額で計算をしてみると約48万円ほどそれからカットされることになるということで、収入とすればその乗船賃金としては76万5,000円ぐらいにしかありませんと。それに例えば労務費、それから除草費ですね、それはある程度かわらない金額がくると思いますから、それに約30万円ほどを加えても110万円ほどにしかありません。それから

またさらに同じように健康保険税、国民年金を引いたときに約40万円ほど引かれるというふうな状況になりますから、そうすると約60万円ほどで生活をしなければならないという状況なんですよね。果たしてこれで本当に生活できる状況なのかと思ってお聞きしたときに、本当にこれで生活でくって思いなっですかと聞いたときに、もう私は後の言葉が出ませんでした。本当にそういった金額で、一生懸命船頭としてプライドを持って働いていらっしゃる方が、そういった状況で本当に生活できないような状況で本当に苦労していらっしゃるんだなということをつくづく感じたわけなんです。

そこでいろいろな法的な関係を調べとって、実は労働契約法がございます。労働契約法が昨年改正されてますけれども、基本的には有期労働契約の新しいルールが改正されてるわけなんです。18条、19条、20条と3条あります。18条については無期労働契約への転換、それから19条については雇いどめ法理の法定化と、それから20条については不合理の労働条件の禁止というふうな条項があります。そこで、この18条と20条については平成25年4月1日から施行という形になっています。そこで私が気になったのはその20条関係なんですけれども、例えば20条の改正は、有期契約労働者と無期契約労働者の間で期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止をしますよというふうなルールになっているわけなんです。そこで、先ほど経済部長は法的問題はないんだというふうな話をされましたけれども、そういった法から見たときに、船頭組合に対して提示された賃金の体系額、これが最終的には交渉決裂という形になって今の状況になっていますけれども、その生活できる賃金、もしくは生活を保障できる範囲内の賃金の提示であったのかということをお考えのわけなんです。果たしてそういった賃金、生活ができる賃金での交渉でされたのかどうか。もしそれを生活できない賃金というような逸脱していた場合には、やっぱりこの不合理な労働条件に該当するのではないかというふうに私は考えます。私はこの法に抵触してるんじゃないかというふうにちょっと考えるわけなんですけれども、その辺の見解についてはいかがお考えでしょうか。

○**経済部長（松田知良君）** 市からくま川下り株式会社のほうに確認いたしましたところ、今回の一連の手續につきましては、契約更新前の新賃金体系による交渉でございまして、会社としては何ら問題はないという見解でございました。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 11番。笹山欣悟議員。

○**11番（笹山欣悟君）** いや、その契約前の賃金、事前の交渉だから問題はない。私はそういったことを言ってるわけじゃないんです。そういった賃金で交渉すること自体についての不合理な労働条件の提示での交渉ということで抵触するんじゃないですかというふうに見解を聞いているわけなんです。市長どうお考えですか。

○**市長（田中信孝君）** お答えいたします。

面接をされた船頭さんの賃金というものが正しいものというふうに思っておりますけれども、私が概算で計算した限りでは、大体200万円の方が40万円から50万円の減ということになろうということで判断し、提示をしたというところでございます。もって労働契約法というものが最初から想定をしたわけではありません。おっしゃるとおり最低賃金、単なる時間給で見えますと非常に高額な時間給でございます。それは従前に関しましても今回提示したことでも。ですから最低賃金に関しましては私はおっしゃったとおり不法性はないと。しかし労働契約法において、それがどうだったかということは念頭にはなかったということでございます。ただ、先ほども申し上げましたとおり、今回その14名ということでございますし、一応交渉が妥結に至らなかったということもありまして、そのいわゆる給与保障というものに関して、20名を最初は想定したところでございます。20名を想定したというのは要は今度は回転率、いわゆる乗船回数の回転率を上げるということで、給与の一定の保障ができるものというふうに判断したところでございます。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） その交渉の時点と今からの状況については市長が今答弁されたとおり、状況というのは変わってくるとは思っています。ただそういった労働契約法上の課題等についても、会社側とすればやっぱりそこも踏まえて話を進めていただきたいなと考えるわけなんです。労働契約法の18条の中では、そういった有期契約の労働者によっても平成25年4月1日以降、例えば5年間継続して有期契約の中でも期間が何箇月以内であれば継続した期間に算入できるというふうなことで、それが5年以上あった場合については、正社員として入れてくれと話をした場合にはそれをしなければならないような条項の改正もあってるわけなんです。そういうことで今後はそういった労働契約法の18条の関連と、今度は雇いどめの部分もありますけれどもその19条の関連、それから20条の関連が今後は出てくるんじゃないかなと思っています。できたらそういった部分もぜひ今後はそういった契約法等も見合わせていただきながら、賃金体系についても再考をお願いしたいなというふうに思っているところですので、よろしくお願いをしたいと思います。

そこでもう1点、非常に今赤字であるくま川下り株式会社に対して、赤字を補てんするというような市としての財政的援助、支援、これについてはどうお考えなのか、この点もお尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

市は会社の持ち株50%を保有しております。会社として最大の株主となっております。出資した時点で、出資者の責任を果たしているという社会的な考え方もあるようでございますが、地域経済や観光にとって大きな位置にある球磨川下りでございますので、この危機的な状況を受けて、市としても再建を支援する方法がないのか、経済部、総務部を中心に協議を

始めたところでございます。市の財政支援策につきましては、その手法初め地方自治法初め関連法律等における法根拠、手続、リスク回避等々の実務的な検証は当然のことながら、議会並びに市民の皆様の御理解ということが最も重要になってまいりますので、さまざまな可能性を探りながら、しかるべき時期に御相談、御提案等を申し上げたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 今検討を始められたということでございますが、やはり市が50%も出資している第三セクターということです。基本的にはくま川鉄道とか、あと公共交通の部分についても非常に赤字的に厳しい部分、これについてはやっぱり今現在財政的な支援、これがなされていると思っています。ですので、やっぱり人吉の目玉である球磨川下りを残すためにやっぱりどういった支援ができるのか、これは十分検討に値する部分じゃないかなと思っています。これについてはやっぱりぜひ財政的支援ができるような形でお願いをしたいというふうに思っているところです。具体的な部分についてはまだ今後ということですので、もうこれ以上答弁は求めませんが、ぜひ早急なそういった財政的な支援ができるのかどうか、検討をお願いをしたいというふうに思います。そういった財政的な支援ができれば、その部分で赤字の部分がある程度解消をするというような状況の中で、川下りとしての経営の中でもプラスの面がかなり出てくるんじゃないかなと思っています。そういうことで船頭さんたちの賃金もかなり保障されてくるとそういうふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

最後に船頭さんから言われた言葉が非常に頭に残っているわけなんです、自分たちはもういやで辞めたんじゃないんだと、やはりどうしても船には乗りたい、乗りたいけど生活ができないから、だからもうしぶしぶ辞めたんだと、今でも乗りたいけどしょうがない、そのような気持ちはみんな同じ気持ちを持っていると思いますよと、今辞めていらっしゃる方ですね。再雇用で行かれてない方も、みんな自分たちは同じ気持ちですよというふうな話をされたわけなんです。ですので、やっぱりそれだけ生活ができる賃金を保障していただくのであれば、本当にすぐにでも乗りたいというような気持ちを持っていらっしゃると思っています。ぜひ今後そういったことを考えていただき、やはり球磨川下りが継続して観光の目玉として続くようお願いをしたいと思います。さらには、聞くところによりますと、球磨川下りの艦張については、これはもう江戸時代から続いているんだと、ですのでこの艦張についてもほかの川下りについてはほとんどないところがあると。ですのでこれは唯一の人吉球磨の球磨川下りとしての技術の文化の継承にもつながると、ですのでこの球磨川下りをなくすことによって、そういった文化の継承もなくなってしまうと、だからぜひ球磨川下りは残してほしいということも話をされました。ぜひそういったこともお願いをして、先ほど田中議員のやりとりの中で、今後の経営改革等について市長も答弁されましたけれども、ぜひそう

いった経営改革の努力をしていただきながら、ぜひ船頭さんたちが本当に安心して乗船できる賃金体系の再検討をお願いを申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午後5時09分 散会

平成26年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第4号）

平成26年3月6日 木曜日

1. 議事日程第4号

平成26年3月6日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

1. 松岡隼人君
 2. 豊永貞夫君
 3. 三倉美千子君
 4. 大塚則男君
-
-

2. 本日の会議に付した事件

・追加日程

議第47号 平成25年度人吉市一般会計補正予算（第10号）

議第48号 平成25年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

・議事日程のとおり

3. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----|----|------|
| 1番 | 宮崎 | 保君 |
| 2番 | 高瀬 | 堅一君 |
| 3番 | 村口 | 隆君 |
| 4番 | 大塚 | 則男君 |
| 5番 | 平田 | 清吉君 |
| 6番 | 犬童 | 利夫君 |
| 7番 | 松岡 | 隼人君 |
| 8番 | 井上 | 光浩君 |
| 9番 | 豊永 | 貞夫君 |
| 10番 | 川野 | 精一君 |
| 11番 | 笹山 | 欣悟君 |
| 12番 | 西 | 信八郎君 |
| 13番 | 村上 | 恵一君 |
| 14番 | 田中 | 哲君 |
| 15番 | 仲村 | 勝治君 |

16番 三 倉 美千子 君
17番 森 口 勝 之 君
18番 永 山 芳 宏 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	坂 崎 博 憲 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	中 村 則 明 君
市 民 部 長	山 本 政 義 君
健康福祉部長	松 岡 誠 也 君
経 済 部 長	松 田 知 良 君
建 設 部 長	中 村 明 公 君
総 務 部 次 長	迫 田 浩 二 君
市 民 部 次 長	加 賀 邦 保 君
健康福祉部次長	中 川 一 水 君
経 済 部 次 長	大 淵 修 君
建 設 部 次 長	山 田 巧 君
建 設 部 次 長	木 村 秀 敏 君
総 務 課 長	溝 口 尚 也 君
企画財政課長	告 吉 眞二郎 君
自治振興課長	小 澤 洋 之 君
会 計 管 理 者	椎 葉 幹 夫 君
水 道 局 長	田 中 幸 輔 君
上 水 道 課 長	那 須 義 徳 君
教 育 部 長	井 上 祐 太 君
教 育 部 次 長	東 俊 宏 君
農 業 委 員 会 長	舟 戸 幸 弘 君
事 務 局 長	

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長 赤 池 謙 介 君

次 長 山 本 繁 美 君
庶 務 係 長 椎 葉 千 恵 君
書 記 白 坂 禎 敏 君

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

発言の申し出

○議長（永山芳宏君） ここで、平田清吉議員より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、昨日の私の一般質問における発言の一部を取り消させていただきたいと思っております。その部分は、一般質問の冒頭の部分で、「・・・・・・・・」から「・・・・・・・・・・」までの部分と、同じ項目で6回目の質問に対して答弁をいただきました後の私の発言で、質問内容とは異なっていましたので、「・・・・・・・・」から「・・・・・・・・」までの部分についてです。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（永山芳宏君） ただいま、平田清吉議員より発言の一部取り消しの申し出がありました。

お諮りいたします。申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、発言の一部取り消しの申し出は許可することに決しました。

日程の追加について

○議長（永山芳宏君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第47号平成25年度人吉市一般会計補正予算（第10号）及び議第48号平成25年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の2件につきまして、日程に追加することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、議第47号及び議第48号の2件を日程に追加し、直ちに一括議題といたします。

追加日程 議第47号及び議第48号

○議長（永山芳宏君） 執行部より、提案理由の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、おはようございます。ただいま追加提案いたしました議案につきまして御説明申し上げます。

議第47号平成25年度人吉市一般会計補正予算案（第10号）は、去る2月6日に国において成立をいたしました好循環実現のための経済対策を盛り込んだ平成25年度補正予算における補助内示等の追加補正でございます。

歳入歳出にそれぞれ1億3,388万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ155億422万4,000円とするものでございます。

議第48号平成25年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第5号）は、先に提案いたしました平成25年度人吉市一般会計補正予算案（第10号）と同様の理由による追加補正でございます。

歳入歳出にそれぞれ950万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億4,076万1,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、所管の責任者から御説明をさせていただきたいと存じます。議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願いいたします。

○総務部長（中村則明君）（登壇） おはようございます。

それでは、議第47号平成25年度人吉市一般会計補正予算案（第10号）の補足説明をさせていただきます。今回の補正予算の内容は、去る2月6日に成立いたしました国の平成25年度第1次補正予算、好循環実現のための経済対策に対応した予算措置でございます。国の補正予算に対応した事業といたしまして、団体営農業農村整備事業及び学校施設環境改善交付金事業でございまして、補助採択の内定に伴い予算措置をお願いするものでございます。なお、事業を国の補正予算に対応させることにより、財源的に大変有利なものになっておりまして、補助金が交付されることに加えまして、補助裏の起債充当率も100%に引き上げられますことから、事業実施に必要な当面の一般財源も通常の補助事業に比べて少額となります。また、起債の元利償還金も50%が普通交付税に算入されることになっております。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては事項別明細書により、第2条の繰越明許費の補正の追加につきましては第2表繰越明許費補正により、第3条の地方債の補正の追加につきましては第3表地方債補正により、それぞれ御説明いたします。

4ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費補正は、追加の2件でございます。追加の2件につきましては、今回、国の補正予算に対応した事業でございますので、本年度内の事業完了が見込めないため、繰越明許をお願いするものでございます。

次に、第3表の地方債補正の追加の2件につきましては、いずれも事業の追加に伴い、地

方債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入でございますが、14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金2,228万円の増額は、第一中学校プール改築事業に対する学校施設環境改善交付金の増額によるものでございます。15款県支出金、2項県補助金、「1目」農林水産業費県補助金990万円の増額は、団体営農業農村整備事業に対する農業農村整備推進交付金の増額によるものでございます。21款市債は、第3表地方債補正で御説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

次に、歳出でございますが、8ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費1,900万円の増額は、団体営農業農村整備事業において実施いたします中神町大柿地区及び小柿地区の水路改修事業費でございます。10款教育費、3項中学校費、3目学校建設費1億1,964万6,000円の増額は、老朽化しております第一中学校のプールの改築事業費でございます。14款、1項、1目予備費を476万6,000円減額いたしております。

以上で、議第47号平成25年度人吉市一般会計補正予算案（第10号）についての補足説明を終わります。御審議をよろしくをお願いいたします。

大変失礼しました。歳入のところの説明で、「15款県支出金、2項県補助金、5目農林水産業費県補助金」と説明しなければならないところを、「1目」というところで間違えましたので、訂正をお願いいたします。

○水道局長（田中幸輔君）（登壇） おはようございます。議第48号人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）につきまして補足説明をいたします。

これも先ほどの補正と同じく、2月6日に成立いたしました好循環実現のための経済対策の補正でございます。

最初の1ページをお願いいたします。第1条歳入歳出の予算の総額にそれぞれ950万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億4,076万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、後ほど御説明いたします。第2条繰越明許費につきましては、第2表繰越明許費により説明いたします。地方債の補正につきましては第3表により説明いたします。

それでは、4ページをお願いいたします。繰越明許費につきましては、マンホール蓋更新事業ということでございますけれども、今年度の実施ができませんので、来年度に繰り越しをするものでございます。950万円を繰り越すものでございます。地方債の補正につきましては、公共下水道債の限度額を決めております。

続きまして、7ページをお願いいたします。歳入でございます。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目公共下水道補助金を450万円追加するものでございます。8款市債でございますけれども、1目公共下水道債を500万円補正するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。歳出でございます。1款事業費、1項事業費、1目事業費を950万円補正するものでございます。これはマンホール蓋更新事業でございます。

28基を新たに更新するものでございます。場所としましては、鶴田・鬼木地区と下林地区を予定しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永山芳宏君） ただいま説明がありました議第47号及び議第48号の2件に対しての質疑は、明日7日の一般質問終了後に行いますので、よろしくをお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（永山芳宏君） それでは、これより一般質問を行います。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君）（登壇） 皆さん、おはようございます。7番議員、新・九州相良クラブの松岡隼人です。

まず、一般質問の前に、本年3月末をもちまして御勇退されます山本市民部長を初めとします職員の皆様におかれましては、これまで市政発展のために御尽力賜りましたことに対しまして、心から敬意を表しますとともに感謝を申し上げます。また、私個人に対しましても、御指導、御鞭撻を賜り、まことにありがとうございました。今後も健康には十分御留意をされまして、場所は変われど、これまで培われてこられました知恵と経験を生かし、引き続き市政発展のためにお力をお貸しいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回は二つの項目について通告をいたしております。1点目が（仮称）人吉鉄道ミュージアムについて、そして2点目が本市財政についてです。

まずは、（仮称）人吉鉄道ミュージアムについて質問を行います。これまで複数の同僚議員がこの件に関しましては質問をされてまいりました。それだけ興味、関心の高い事業だと思いますが、当初の予定では平成25年度中に設計完了、平成26年度に着工、年度内に工事を完了し開館ということになっていたと思います。私たち議員も全員協議会にてイメージ図をいただき、一通りの説明を受けたわけですが、この事業の目的を果たすために、具体的にどのような中身になっているのか、またそれにかかる費用と効果を明らかにするために質問を行います。

まず、これまでも同僚議員がお尋ねし、執行部からも御説明をいただいておりますが、確認の意味を込めまして、この事業のコンセプト、ミッション、そしてビジョンを簡潔に御説明いただきたいと思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

初めに、基本コンセプトでございます。三つございまして、まず第1に文化振興の拠点でございます。100年以上も前に国の威信をかけて建設され、今もなお当時のままの姿で稼働

している肥薩線や、ことし開通90周年を迎えるくま川鉄道の地域社会とともに歩んだ歴史や今に残る鉄道遺産の歴史的・文化的価値を多くの人たちに理解していただくため、鉄道遺産の存在、重要性、保存の必要性について情報発信する地域文化振興の拠点として位置づけるものでございます。二つ目は観光振興の拠点としての位置づけでございます。本市の玄関口の一つでありますJR人吉駅、くま川鉄道の人吉温泉駅に近接する地の利を生かし、観光客の皆様にも気軽に立ち寄っていただき、心地よい空間と情報を提供し、本地域観光のスタートの場となる施設を目指します。三つ目は、地域の連携を図る民間連携の拠点でございます。人吉鉄道観光案内人会を初めとして、本市の観光案内人の皆様や各種団体の皆様の活動や情報交換などの場として民間連携を形成する拠点にしたいと考えております。

次に、ミッション、なぜつくるのかということでございますが、肥薩線の真の価値は、やはり100年もの風雪に耐えた木造駅舎やトンネル、橋梁といった鉄道施設が今も稼働しながら残っているところにありますが、当然、山地ゆえ、人知れず長年の間、肥薩線の運行を支えてきた施設もございます。八代から隼人までの全間124.2キロメートルを体験することは、限られた時間の観光客にとっては容易なことではありませんし、この地に住む私たちでさえ、全部を知っている人は限られたごく一部の人であると思います。

そこで、肥薩線の歴史、背景、鉄道施設等の概要を紹介し、その事業と施設の偉大さ、保存の必要性などを次の世代へ引き継いでいくことは、現在を生きる私たちの使命であり、ミュージアムが持つとても大きな意義と考えております。本市では、平成24年4月から肥薩線世界遺産推進室を設置し、関係機関の協力を得ながら肥薩線の調査研究を行っておりますが、現場確認もさることながら、現在は文献研究が主体でございます。地道な作業を行っているところでございます。

その一方で、世界遺産登録が目標ともなれば、当然、国内外にその存在価値を知っていただき、機運の醸成を図ることも大変重要な使命の一つです。そのためにも、このミュージアムが持つガイド施設、案内施設としての役割は非常に大きいものでございまして、施設や人々の記憶は日々風化してまいりますし、大変失礼ながら、現在、語り部の役割を担っていただいている方々のお年や、後継者の育成などを考えれば、決して早すぎるものではないと考えております。

ここで、ビジョン、どういう施設にしたいのかということでございますが、ガイド施設という部分が出てしまいますと、どうしても特定の興味をもつ一部の人たちの利用に限られ兼ねませんので、まずはだれもが気軽に何度でも立ち寄ることができる、また自然にみんなが集える空間としての演出を図り、その中で肥薩線を初めとした地域鉄道の歴史に、自然と触れ合いながら御理解を深めていただくことを目指している次第でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 今、総務部長より、コンセプト、ミッション、ビジョンを語っていただきました。コンセプトとしては、3点おっしゃったというふうに思っています。文化振興の拠点、観光振興の拠点、そして地域の民間団体との連携を図る拠点。12月の宮崎議員の一般質問のときはこれに加えて、子供たちが集うという、子供を対象にすることが大変重要だというような答弁が市長からもあっていたというふうに記憶をしております。

では、今おっしゃったようなコンセプトを持って、使命感を持って、そして国内外に存在を知ってもらうだとか、だれもが気軽に何度でも立ち寄るような施設にするためには、具体的に何をしていられるのか、またその中での目玉といたしますか、売りは何なのかというのをお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

今後の展開ということでお答えさせていただきたいと存じます。現在、ミュージアム本体の実施設計を行っているところでございますが、実施設計の基礎となります水戸岡鋭治先生のイメージデザイン画につきましては納品をいただいております。作成に当たりましての水戸岡先生のイメージを紹介いたしますと、「ミュージアムであり、カフェ食堂であり、映画館でもホールでもある。」一部省略しまして、「肥薩線や九州の、そして日本の鉄道文化のすばらしさをちりばめながら、まだどこにもない未来の駅を目指して出発します。」一部省略いたしました。このようなイメージをお持ちでございます。

構想の中では、観光客や人吉駅を御利用の皆様には、人吉駅からミニトレインに乗りかえてミュージアムに来ていただく演出でございまして、ミュージアムにも一つの駅というイメージを持たせたいと思っております。また、鉄道を身近に感じながら、ひとときを過ごせるカフェやショップ、休憩のスペースの確保のほか、教室をイメージした子供サイズのブースや、テレビモニターや、投写スクリーンを活用した映像設備などを考えております。

展示物につきましては、人吉鉄道観光案内人会の御協力を得て、実際、肥薩線や旧湯前線——現在のくま川鉄道でございますが、そこで使われていました鉄道関係機器の展示や紹介を計画しているほか、関係機関などへの展示物の御提供もお願いしているところでございます。しかしながら、現状としては難しい部分もありまして、残っていても個人所有となっており、また当時の写真等についても著作権が存在いたしますので、今後はスペース等も検討した上で、機器や写真などにつきましては、寄託展示なども視野に入れながらお願いしてまいりたいと考えているところでございます。また、可能であれば一部模型等も配して、肥薩線ならではの鉄道施設の概要を皆様に分かりやすく伝えることができますように検討を重ねてまいります。

さらに、展示スペースに限らず、水戸岡ワールドならではのカフェを初めとしたちょっとしたスペースにも、鉄道に関する展示をちりばめるといった、いろんな楽しみ方が可能な空間との御提案もいただいているところでございまして、繰り返しになりますが、まずはだれ

もが気軽に何度でも立ち寄ることができる、また自然にみんなが集える、日常にはないおもしろい、ちょっとした異空間を提供し、自然と鉄道に触れ合える場の演出を図りたいと考えております。

次に、子供たち、先ほど議員の御質問の中にも昨年の12月のところで子供のことも触れていたがということでございましたが、子供たちに目を向けた展開についてでございますが、ミニトレインやレールバイクといった娯楽的な要素のほか、水戸岡鋭治先生のイメージとしましては、このミュージアムに対して子供たちが動かし、子供たちが楽しむ夢のステーションという構想をお持ちでございまして、さまざまな御提案をいただいているところでございます。例えばということで申しますと、ミュージアム内で体験できるような、車掌や改札などの鉄道にかかわる業務、コスチュームを身にまとい行う体験プログラムや、子供サイズのブースを利用した学習教室、子供図書館などでございます。これは昨年の12月議会の答弁でも申し上げました、これらの遺産を受け継ぐのは子供たちであり、未来を託す子供たちに鉄道と身近に接する環境を与え、興味を持たせることで、この地域の鉄道遺産を未来へつなぐサイクルを確立したいとの考えとも一致しております。

現在のところは庁舎内において、そのメニューや実施の可能性を探っている状況でございます。実際の運営主体については、まだ検討を重ねているところでございますが、施設の公共的な部分につきましては無料化というのも視野に入れ、子供から大人まで、そして市民、観光客の皆様を問わず、楽しく利用できる公共の場の演出に努めて、検討を進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 今、総務部長から具体的にこういうことをやっていくんだというふうな説明をいただいたというふうに思いますが、一方でまだまだ協議検討中というような内容もあったかというふうに思います。

昨年12月議会の宮崎議員の答弁に対して、市長はあと1点、今までどこにもないミュージアムをつくるというふうな表現をされています。今までどこにもないミュージアムというのを、私も自分なりに、どういうものが今までどこにもないミュージアムなのかと考えたときに、ハード面とかそういうシステムとか、仕掛けとかもですけど、結局その空間が来館者に与えるのは、驚きとか楽しみとかいやしとか、そういうものになるんだろと。いずれにしても、いかにして感動を与えるかというところに私は尽きるんじゃないかというふうに思っています。そしてまた、その感動のポイント、感動をつくっていくのは人ではないかというふうに思います。だれが何をするのか、そしてどういう感動を与えていくのか、ソフト面の充実がやはり目的達成には大変重要、欠かせないことではないかというふうに思っております。ただ、今の部長の答弁では、頭の中のイメージがぱっと膨らんで、ここに行ったらこ

ういう驚きがあるんだろうなというところまでは、ちょっと想像も、私も膨らませることがなかなか難しいというふうに感じました。今後、またさらに検討を深めていかれるというふうに思いますが、そういう点をやっぱりしっかりと検討していくべきじゃないかというふうに感じた次第です。

その感動を与えるということもですけど、一方で現在の本市の置かれている状況を見てみますと、市庁舎移転に関する議論の中での積み立てや、事業仕分け、事務事業の見直し、補助金のカット、給与削減、報酬削減等、人吉市民を上げて入りを図っている状態だというふうに認識をしています。そのような中での新たな投資ですので、いったいいくらかかるのか、そして将来への負担はどうなるのか。その金額に、投資額に見合った事業なのかというのもまた慎重に見極める必要があるというふうに思っております。それを判断する一つの基準といたしまして、前回、私も質問をさせていただきましたが、目標来館者数とコストがあると思います。実際に年間何人の来館者を目標としておられるのか、また建物の建設費と展示物や施設等も含めて、ハード面の総事業費はどれくらいかかるのか、さらには建物の維持管理費や運営費等のランニングコストは、年間いくらぐらいかかると予定されているのか、そしてそれらの財源はどのようにされる予定なのかお尋ねをいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

入館計画及び目標入館者数でございますが、先ほど申し上げましたいろんな要素がございます。例えばカフェ食堂という要素に関しましても、営業時間やどのようなものを提供するかで対象も変わってまいりますし、子供に目を向けた施設でもありますことは御説明したとおりでございます。だれもが気軽に何度でも立ち寄ることができる、また自然にみんなが集える空間としての演出を図ってまいりたいとお答えしておりますが、目標入館者数に関しましては、施設の内容に応じて変わってくるものと存じておりますので、今現在で明確に数字のほうをお答えすることはできないところでございます。

施設運営やランニングコストにつきましては、現在、まずは同規模の類似施設などを参考に検討しております。参考までにですけれども、歴史資料館等が人件費を除くと、およそ600万円ぐらいかかっているようでございます。また、運営形態につきましても、指定管理者を念頭に置いて検討しているところでございますが、内部設備の状況やミニトレインの運行、全体委託や部分委託といった形態によって市の負担分は当然変化いたしますし、収益を上げる部分もありますので、施設の詳細がわかり次第、内容のさらなる検討を必要としておりまして、そこで数字の積み重ねをしてまいりたいと存じます。

なお、ランニングコストに対する市の持ち出し分というのは一般財源となります。総事業費につきましては、現在、実施設計を行っているところでございますが、場所がら工事につきましては、JR九州様との協議を必要としております。可能なものにつきましては、事前協議を進めておりますが、実施設計完了後に要する協議等もございまして、その内容によっ

ては追加が予想される鉄道運行の安全対策にかかる経費等もございますので、総事業費につきましては、現段階ではまだ固まっていないところでございます。今までの説明で2億円程度と申し上げておりますが、消費税増税への対応もあるほか、今申し上げました鉄道運行の安全対策にかかる経費、上下水道の整備経費などの計上を含めると、また本体以外にも外構整備にかかる分がございますので、2億円をオーバーするのではないかと考えているところでございます。

なお、建設等にかかる財源につきましては、平成26年の当初予算の説明でも若干触れておりますが、地域の元気臨時交付金等、元利償還金の交付税算入がありますことから、地域活性化事業債の活用で検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 詳細はまだしっかりと確定していないというような答弁だったというふうに感じます。今回、この予定してあります500平米という広さは、人吉城歴史館の展示スペースと管理棟を合わせたものが、だいたい約600平米よりちょっと狭いかなというふうに思いますし、人吉市図書館がだいたい約400平米ということで、まあそのちょうど間ぐらいかなというふうにスペース的には感じております。また、平成24年度、人吉城歴史館の入館者数がだいたい1万8,600人、そして図書館に関しましては3万8,300人です。昨日の一般質問に対する同僚議員への答弁で、平成25年度のS Lひとよし号の乗客数が3万3,500名ということでした。ちなみに、青井阿蘇神社を訪れる観光客数、平成24年度が45万3,000人だったということです。

一番最初にお尋ねいたしましたが、ミッション、やはり人吉市、この空間の使命として、肥薩線の歴史等をしっかりと伝えていきたいというのが述べられましたし、たくさんの方に来ていただきたいというようなことも述べられました。どれだけの方にその感動を与えるのか、またはどれだけの方にその感動を与える使命を帯びているのかというのは、やはりはっきりと数字として、それは人吉市のほうから明確にするべきだというふうに私も感じております。また、そのときにかかるコストも同様に明確にしていきたいというふうに思います。それがないと、空間の必要性和投資の妥当性を判断することはなかなか難しいというふうに考えますので、今後それらの点をしっかりと固められて、具体的な数字を示していただきたいというふうに申し上げまして、この件に関しましては質問を終わります。

続きまして、本市財政について質問を行います。本議会初日の市長所信の中で、国が定めました平成26年度地方財政計画の概要についてと、本市の平成26年度一般会計予算案の概要説明がなされました。大枠では理解することができましたが、平成26年度におきましては、消費税率の引き上げや地方税制改正といった制度改正が行われる一方で、本市におきましては市税の減少や社会保障費の増、加えて現在議論が行われている市庁舎移転に関することや、

その他投資的事業等により、厳しい財政状況が続くのではないかというふうに予想しております。

そこで、今回は平成26年度予算編成の内容と、本市財政の今後の見通しについてお尋ねをしております。まずは、平成26年度の当初予算について、どのような考えで予算編成を進められたのかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

平成26年度の当初予算の編成方針につきましては、平成25年12月議会におきまして、市長のほうから施政方針の中で述べさせていただいております。内容といたしましては、平成26年度予算は既存事業について、これまでの取り組みや成果を踏まえながら、事業の優先性、必要性、効果などの観点から抜本的な見直しを行い、市として真に担うべき業務を選択し、財源と人材をこれらに集中していくことで、経常経費の一層の圧縮を図るとともに、財政規模に応じた予算となるよう取り組む方針でございます。ということで、この趣旨に沿いまして、予算編成を進めさせていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 昨年の12月議会での市長の所信の中の言葉に沿って予算編成を行われたというふうにおっしゃいました。それに加えて、今回の市長所信の中で、「国の施策と歩調を合わせ、集中と選択により施策を推進する」というふうにおっしゃっております。昨年の12月の編成に加えて、具体的にこのような言葉で申されておりますが、では、具体的にどこに集中し、何を選択されたのかお尋ねをいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

集中と選択についてでございますが、これまでも市民の皆様の安心・安全を考え、防災行政無線などの防災・減災対策に取り組んできたところですが、平成26年度におきましては、平成25年度に引き続きカルチャーパレスの改修事業に取り組みますとともに、災害に強いまちづくりを行うために、国の社会資本整備総合交付金などを活用し、長寿命化計画等に基づきまして、道路、橋梁、市営住宅、公園等の事業に集中的に取り組むべきこととしております。また、消費税率の引き上げ増収分につきましては、社会保障の充実に活用することとなっておりますので、社会保障費の自然増はもとより、子供医療費助成の拡充や、保育士の処遇改善などの少子化対策等の事業にも集中して取り組んでいくこととしております。

その一方で、何を選択したかということでございますが、平成26年度から普通交付税の中に地域の元気創造事業費というものが創設されることになっておりまして、各地方公共団体の行革努力や経済活性化の成果指標を反映することになっております。つまり、他の地域にはないこの地域だけの特色、地域の独自性というものが問われるところでございまして、地域の独自性につながるような事業、例えば先ほど御質問いただいております（仮称）鉄道ミ

ミュージアム建設事業や成長戦略などを選択させていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 本市の本年度集中と選択で、何を行っていくかというのを今説明をされたところです。子供医療費の助成に関しましては、国の消費税アップがかなり寄与してきたという説明だったと思いますし、これまで同様に災害に強いまちづくり、そして道路、橋梁、公園に集中していくというふうにお答えをされております。

保育士の処遇改善に関しましても、去年の補助率を見ますと、今回、また変わっているというふうに、私、認識しております。まあこのあたりの制度に関しましては、国の制度改正というものがかなり本市にも影響を与えてくるというふうに思っております。しかしながら、やはり大変厳しい状況というのもございますので、そのあたりはしっかり勘案しながら、今後も進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、平成25年度は、所信にありますように、事業仕分けや事務事業の見直し、加えて補助金の一律カットが行われておりますが、それらは今回の予算編成に当たり、どのようなところに、どのように反映されているのかお尋ねをいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

まず、平成25年度に実施いたしました事業仕分けにつきましては、原則、市庁舎移転建設に向けた財源を見出すものでございますが、平成26年度当初予算におきましては、市庁舎建設等基金積立金という形では反映をしていないところでございます。基金の積み立てにつきましては、今後の歳入歳出の状況等を見極めながら、議会のほうへ御提案させていただきたいと考えております。

次に、事務事業の見直しにつきましては、平成26年度当初予算は平成25年度当初予算と同様に、経常経費5%削減を維持した予算編成方針としておりますので、各部署におきましては、消費税増税分も含め、見直しができる部分は見直しを行うことで、平成26年度当初予算へ反映を行っているところでございます。

また、補助金の見直しにつきましては、平成25年度に前回の審査において、1年間見直しと判断されました補助金及び平成24年度新規補助金の審査年度となっておりますので、審査委員会での審査結果を踏まえたところで、平成26年度当初予算につきましては予算計上をさせていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 本年もまた経常経費5%カットをされて、庁舎内でもかなり削減、いろんな部分を削減して、予算を捻出されたんだということがわかったところです。補助金に関しましても、当然、不適切な使用は当然改めるべきであるというふうに思っております。

が、やはり人が汗を流し、人が成長することによって、まちが発展していくというふうに考えています。皆さん、市の発展のためには思い活動されているというふうに認識をしておりますので、そのあたりのことは十分加味した上で、市民がやる気の出るような補助の出し方をさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、平成26年度に確定しています制度改正等による影響、例えば消費税率の引き上げや、地方税制の改正、また平成25年度に実施されました国家公務員と同様の給与削減要請終了に伴う財政への影響、そして高齢化に伴う社会保障費、扶助費の増に対する財源の確保は、どのようにして行われていくのかお尋ねをいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

確定している制度改正による影響について、お答えさせていただきます。まず、消費税率引き上げによる影響でございますが、歳入におきましては、地方消費税交付金という形で交付されますが、消費税が5%時には1%の交付でありましたものが、8%時には1.7%の交付となるものでございます。平成26年度の影響額は1億6,000万円程度の増になるものと見込んでいるところでございます。また、個人住民税の均等割が平成26年度から10年間、500円上乘せとなります。ただし、この分は緊急防災・減災事業対策の財源として充当することとなっております。また、平成26年度から国家公務員の給与が復元されることとなりますので、普通交付税で見えております地方公務員給与分につきましても、基準財政需要額での算定も復元されることとなります。算定上は増額となりますが、地方財政計画では全体で1%の減でございますので、普通交付税総額としての増額というものは不透明なところでございます。また、高齢化等に伴う社会保障費、扶助費の増につきましても、地方消費税交付金の増収分を充てますとともに、予算の編成方針の中でも述べさせていただいておりますように、事業の優先性、必要性、効果などの観点から、抜本的な見直しを行いながら、経常経費の一層の圧縮を図ることで、財源の捻出に努めていかなければならないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 消費税率の引き上げによって、1億6,000万円の地方消費税交付金がアップしたことによって、高齢化に伴う社会保障費に対応する、また子供の医療費に関しましても、先ほども申しましたが、この消費税率のアップのおかげといいますか、があつてからこそ今回かなったのかなというふうに考えています。今後もこれらに関しましては、子供の医療費の補助に関しましては、7月1日からの予算になっておりますし、来年度以降もずっと続けていかれる、または補助率に関しても、もしかするとまた変えていかれるということもあるのかもしれませんが、やはりしっかりと財源確保しながら進めていただきたいというふうに思います。

そして、普通交付税に関しましても、公務員給与のアップに伴い、恐らくふえるだろうけ

ど、国が出している数字に関しましては減っているのですが、そのところは加味せずに予算計上されているのかなというふうに感じております。確かに不透明といいますか、確実に増加するというのわからない状況では、私も妥当な選択といいますか、決断だというふうに感じております。

いずれにしましても、入りは少なく、そして出るは多くというところで、予算計上されているというふうに認識をしておりますし、私もそのようにするべきじゃないかというふうに感じております。

続きまして、平成26年度予算編成について、これまでお尋ねをしましてまいりましたが、本市の状況に加え、国の制度変更ということも地方自治体には大きく影響をしております。国は、中期財政計画の中で地方の一般財源総額については、平成26年度、平成27年度において、平成25年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するというふうにしてあります。しかし、一方で社会保障費を極力抑制し、社会資本整備については選択と集中を決定し、歳入歳出面における改革を進めるほか、頑張る地方に対する支援を進めるというふうにしておりますので、国の動向を見極めながら、もちろん市民にもしっかりと目を配りながら、計画を進めていただきたいというふうに思います。

いずれにしましても、非常に厳しい財政運営が続くのではないかとと思いますが、本市の財政運営の見通しについてお尋ねをしていきます。本市は、積み立てが県下14市で最も少ない団体ですが、財源不足を補うための減債基金の状況と今後の見通しはどうなっているのか。また、当初予算では庁舎建設基金への積み立てについては計上されておきませんが、どのようにされるのか。さらに、一般会計から特別会計への繰り出しや、一部事務組合への負担金が現在も生じているわけでございますが、投資的経費等を踏まえた上での中期、3年ほどになるでしょうか、の財政の見通しはどのようになっているのか。最後に、ここ数年は決算ベースで地方債が増加傾向にあります。投資的経費の財源となります地方債の発行が及ぼす財政への影響はどうなるのかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

まず、第1点目の減債基金の現状でございますが、残額が約8億3,400万円でございます。平成26年度当初予算におきましては、歳入の不確的な要素もあり、財源不足を補うため1億5,000万円の繰り入れを予算計上させていただいております。今後の見通しといたしましても、当初予算で定年退職者の増などに伴う財源不足を補う形で繰り入れを予算計上させていただいておりますが、今後は歳入の状況等を見極めながら、最終的にはできるだけ最小限の取り崩しとなるように努めてまいりたいと存じます。

次に、庁舎建設等基金への積み立てでございますが、この点につきましても歳入を初めとする歳入の状況を勘案し、平成26年度中に積み立ての判断をしていきたいと考えております。

3点目の中期的な財政の見通しにつきましては、まず特別会計への繰り出しでございます

が、高齢化に伴います扶助費の増と同様に、関連の特別会計への繰り出しについては増加するのではないかと予測されているところでございます。また、その他の法令に基づかない特別会計への繰り出しにつきましても、その都度協議を行い、最小限の繰り出しにとどまるように努めているところでございます。

一部事務組合の負担金についてでございますが、広域行政組合につきましては、特にクリーンプラザ建設時の公債費に係る負担分が平成27年度から順次減少してまいりますので、減額が見込まれているところでございますが、一方で人吉下球磨消防組合につきましては、本市が進めてまいりました防災行政無線と同様に、組合におかれましても無線のデジタル化が進められておりますので、その事業費の起債の償還が始まり、この部分では増加となることが見込まれるところでございます。

次に、投資的な経費といたしましては、長寿命化計画等に基づく道路、橋梁、市営住宅、公園、街路事業を初めとする公共施設等の維持補修に加えて、平成26年度当初予算に外構工事の設計委託を計上させていただいております、先ほどの（仮称）鉄道ミュージアム建設やカルチャーパレスの改修事業、さらには人吉球磨圏域で取り組んでおります（仮称）人吉球磨スマートインターチェンジ整備促進事業が考えられるところでございます。なお、これら事業の財源といたしましては、国の各種補助金や交付金などを活用いたしますが、補助裏の財源として起債を考えておりますので、起債の借入れも多額になると思われま。

4点目の投資的経費の財源となる地方債の発行による財政への影響についてでございますが、前に申し上げました投資に係る起債は増加いたしますが、過去に借りました起債の償還も順次終了してまいりますので、年度ごとの償還残高はある程度平準化できるものと考えております。なお、今後償還を終わります起債の主なものとしましては、年間の償還額を申し上げますと、平成28年度末には平成13年度に借りました東西コミセン建設にかかる分や、平成18年度に借りました退職手当債など約6,000万円、平成29年度末には平成9年度に借りました臨時税収補てん債や、平成19年度に借りました退職手当債など6,500万円がでございます。

自治体の財政規模に占める借金の割合を示します実質公債費比率でございますが、平成23年度決算時では9.3%、平成24年度決算時が8.1%と低下しておりまして、自治体の財政健全化の判断基準である25%はもちろん下回っておりまして、県下14市の中でも低い水準を保っているところでございます。

このような状況ではございますが、今後も年度ごとの起債借入額と償還額とのバランスを考えながら、後世代に負担とならないような財政運営に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 今、部長から御答弁をいただきました。本当になかなか投資的なお金

が生み出せない中、本当にこれまで努力をしてこられたというふうに思います。特に実質公債費比率に関しましては、これは人吉市としましてはもう伝統的に、私は昔から、財政サイドできっちりと将来の負担にならないような計画を立てて、健全な財政運営に取り組まれてきた証拠といたしますか、成果だというふうに感じております。積み立てがちょっと少ないこととか取り崩しに関しましては、やはり突発的なこと等が起きたときに対する不安というのがぬぐえませんが、これまで同様といたしますか、なるべく本当に取り崩さないように、かつふえればさらに良いことなんでしょうが、そういうことに努めていただきたいというふうに思います。

また、庁舎建設基金に関しましては、平成26年度中に状況を見ながら積み立てていきたいというような話だったというふうに思います。やはりこの基金への積み立てというのが、私も一番厳しいといたしますか、いろんな部分を削減しないと、特に自主財源からですので出てこない部分だというふうに考えています。これをやはり基金を積んでいくためには、本当にいろんな部分での努力が必要だというふうに思っておりますが、やはり最優先していくべきことは、私はそこではないかというふうに考えておりますので、今、部長がおっしゃったような取り組みを行っていただきたいというふうに思います。

実質公債費比率が低いからといって、たくさん借金をしていいということには、私は至らないというふうに考えております。やはり借りた金額が大きければ、借金は減っていても、それだけ毎年返していくということになりますので、このあたりは本当に効果的な、優先順を決めながら投資をしていっていただきたいと、そのように感じております。

それでは、詳細は先ほどの質問で明らかになりませんが、平成26年度中に建設を予定しておられます（仮称）人吉鉄道ミュージアムについて、また定住自立圏構想、ことしじゅうに取り組む予定だというふうに説明がっておりますが、これの財政運営に及ぼす影響について、財政サイドではどのように予想されているのかお尋ねをいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

まず、（仮称）鉄道ミュージアム建設についてでございますが、先ほどの質問でもお答えしているかと存じますが、平成24年度の国の補正予算で創設されました地域の元気臨時交付金を、本市においては平成25年度事業充当残を3月補正におきまして基金に積み立てる予算を計上させていただいております。平成26年度当初予算におきましても、（仮称）鉄道ミュージアムの外構工事の設計委託にこの基金を活用することといたしております。同様に本体工事につきましても基金を活用するとともに、有利な起債を活用することで、できるだけ財政の負担とならないように進めてまいりたいと考えております。

定住自立圏につきましては、昨日、笹山議員の御質問でもお答えをさせていただいたところでございますが、財政運営に及ぼす大きな影響といたしましては、中心市及び周辺町村と連携する取り組みに要する経費に対しまして、特別交付税の交付がなされるということでご

ざいます。中心市に年間4,000万円、周辺町村に年間1,000万円を上限といたしまして、定住自立圏共生ビジョン策定から5年間交付されるということが大きなメリットでございます。また、その他にも別枠での各種特別交付税の措置もございます。

以上のような財政支援により、これまで取り組んでまいりました既存事業をこの構想に盛り込むことで、それぞれの市町村が一般財源にて対応していました事業等の財源を特別交付税に振りかえることが可能となりますので、その部分の一般財源を活用しまして新たな事業を展開できることなどのメリットが生まれてくると存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 鉄道ミュージアムに関しましては、有利な起債を行っていきたいというふうな答弁だったというふうに思います。定住自立圏構想に取り組むことによって、中心市が4,000万円、周辺町村が1,000万円、そして別枠で特別交付がなされるということでした。人吉球磨、やっぱり一体となって取り組んだほうが事業としても充実する、そして費用的にも効果が出るような内容というのは私もたくさんあるというふうに感じておりますので、そこは積極的に周辺地域と連携しながら進めていっていただきたいというふうに思います。また、スマートインター等の建設が今後出てくるかと思えます。または、くま川鉄道なんかも関係してくるのかなというふうに思っておりますので、このあたりは周辺自治体としっかり連携しながら、人吉球磨全体が発展するような取り組みをしていっていただきたいと、そのように感じております。鉄道ミュージアムに関しましては、金額の詳細がまだ明らかになっておりませんので、そのあたりが確定しましてから判断をしていききたいと、そのように思います。

これまで、さまざま質問をしてまいりました。財政への影響が大きくなるような努力をしていくというふうな答弁だったというふうに思います。しかしながら、市税の減少を初め、今後も非常に厳しい財政運営が見込まれているというふうに認識しております。そこで、再度、総合計画の計画的な推進による将来に負担を残さない健全な財政運営に努めることが必要であるというふうに私は考えますが、この件に関しまして、市長の考えをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおりでございます。市民の皆様方とのミーティング「“かがやき”づくりトーク」でも、必ず財政規律の重要性につきましてお話をさせていただいておりますし、またこれまで幾度となく財政規律の課題は議会におきましても申し上げてまいりました。さらに、今議会及び昨年12月議会の施政方針の中でも述べさせていただきましたように、財政規模に応じた予算ということで、これは身の丈に合った財政運営を行うという考え方からでございます。このまま人口が減少し、少子高齢化が進みますと、就労人口が減少してまいりま

す。つまり稼ぐ世代が減少していくことになるわけでございます。この世代が減少するということは、市の歳入の根幹をなす税収の減としてあらわれております。その結果といたしまして、身の丈が縮んでしまい、必要な住民サービスができなくなり、他の自治体への人口流入が起こり、徐々に衰退していくことにもなりかねないというふうに考えているところでございます。

私は、人吉市がこのような状況にならないためにも、常に何か手を打たなければならないものと考え、ときには大胆な投資を行うことも必要ではないかと考えているところでございます。投資と申しましても、ハードに限らずソフト事業も含めて、幅広く人吉市を活性化させる施策を行うことが必要と考えているところでございます。また、議会とされましても、財政規模を求めるために、何に今後取り組んでいかれるのか注視してまいりたいというふうにも思っているところでございます。

いずれにしましても、議員おっしゃるとおり、市の予算には限りがございますので、選択する事業をしっかりと総合計画と照らし合わせ、市として真に担うべき事業かどうかを判断し、できるだけ後世に負担を残さないように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 今、市長から御答弁をいただきました。これまでも厳しい財政の中で健全な財政運営を本市としては行ってこられたと、私は認識をしております。その中でやはりその市庁舎移転ですね、市庁舎建設に関する基金というものが、やはりこれまでにはなかった部分、しかしながらかなり大きな割合を占める。財政を圧迫まではいかないかもしれませんが、捻出するのに、新たな投資をするのに、大変な努力が必要であろうというふうに考えております。恐らく市民の皆様におかれましても、そういうような認識ではなかろうかというふうに思います。

先ほど市長もおっしゃいましたが、将来の負担を残さないような健全財政を努めていただくということも当然ですが、これまで以上にやはり選択と集中、どこに投資をするのかという部分が重要になってくるのではなかろうかというふうに私も思います。ただ、何もしないというのがやはり一番いけないことだというふうに私も思いますので、より効果的な、本当に市民が幸せになるような投資をしていただきたいというふうに申し上げまして、すべての一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時29分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）
9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。9番議員の公明党の豊永貞夫です。質問に入ります前に、今月末で退職されます山本市民部長を初め職員の皆様、これまでの市民への御尽力いただきまして、心から感謝を申し上げます。これからは一市民として、これまでの知識と経験を生かして御助言をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。本当に御苦労さまでした。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。今回は2項目、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）について、そして消防団の現状についてであります。

まず初めに、臨時給付金についてであります。本年4月からいよいよ消費税が8%に引き上げられますが、この消費税の増税分の使い道については、年金、医療、介護、子育て支援の4分野の維持、拡充に充てられることが消費税法で定められています。日本は、世界に例を見ない急激な高齢化が進む中で、社会保障給付費は毎年増加し続け、既に約110兆円に達しています。2025年以降は150兆円規模に膨らむと予想されています。消費税を社会保障以外の目的に使う余地はありません。しかし、いくら社会保障目的とはいえ、4月からの消費税アップは、地方で生活する所得の低い高齢者などには大変厳しいものがあります。御承知のとおり、消費税には所得の少ない人ほど負担が重くなるという逆進性の問題があります。

今回の国の対策として、消費税引き上げに対して影響が大きい家庭への負担軽減策として、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金が支給されることになりましたが、まずは臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の目的、内容などの概要についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） 皆さん、こんにちは。それでは、お答えいたします。

簡素な給付措置の概要について御説明を申し上げます。まず、臨時福祉給付金は平成26年4月から予定されております消費税への引き上げに際し、低所得の住民に与える負担の影響にかんがみ、低所得の住民に対する適切な配慮を行うことを目的として、国が税制抜本改革法の規定に基づき、暫定的かつ臨時的な措置として実施する事業でございます。市町村が実施主体となり、給付にかかる費用は全額が国庫補助金で賄われるものでございます。給付対象者は、基準日となる平成26年1月1日現在で、住民基本台帳に登録されている方のうち、市町村民税の均等割が課税されていない方となっております。ただし、本人は非課税であっても、市町村民税の均等割が課税されている方の扶養親族となっている方、及び生活保護制度内で対応される被保護者等は給付対象者から除外されております。給付額は対象者1人につき1万円となっておりますが、対象者が老齢基礎年金の受給者等に該当する場合は、1人につき5,000円が加算され、1万5,000円ということになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 答弁いただきました。所得の低い世帯ほど生活必需品である食料品等への支出の割合が高いことを踏まえまして、増税による食料品など、増加分に充てられるようにしていただくことがこの給付の目的でもあります。市町村民税、住民税ですね、住民税の均等割が非課税の方が1人当たり1万円、老齢基礎年金受給者に該当する方には1人5,000円が加算されるということでありまして。ただし、住民税が課税されている人に扶養されている方と生活保護受給者には支給されないとあります。

それでは、今回のこの支給対象者数と、それから答弁にもありました生活保護受給者は対象外となっておりますが、なぜ支給されないのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

臨時福祉給付金の給付対象者数につきましては、今回上程しております当初予算案に計上した平成25年11月末現在における住民基本台帳人口をもとに試算した人数でございますが、1万1,601人を見込んでおります。

次に、生活保護受給者に給付されない理由についてでございますが、生活保護制度内で対応される被保護者等につきましては、消費増税による負担増の影響分を織り込んで生活扶助基準の額の改定が行われることが予定されているため、臨時福祉給付金の給付対象外とされているものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 1万1,601人、人吉市の人口の約3分の1ですね。3分の1が支給されるということでありまして。あと、生活保護受給者については、答弁にもありましたように、基準額の改定で対応されるということでありまして。また、消費税の影響分も盛り込まれるということでありまして、給付と同等の内容になろうかと思っております。

それでは、もう一つの給付金であります子育て世帯臨時特例給付金についての内容と、その対象者数をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

子育て世帯臨時特例給付金は、消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置を行うものでございまして、児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金と類似の給付金として、その臨時福祉給付金との併給調整をして支給するものでございます。基準日は、臨時福祉給付金と同じく平成26年1月1日でございます。次の要件を満たした方となっております。まず、平成26年1月分の児童手当の受給者であることが前提であり、その中でも平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方が基本となっております。ただし、臨時福祉給付金の対象者と生活保護の被保護者等は、支給対象から除くことになっております。

次に、対象者数についてでございます。対象となる児童数は3,922人でございます。支

給対象世帯数は1,961世帯を見込んでおります。

以上です。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今、答弁いただきましたけれども、1人に対する支給額が答弁の中に入ってなかったと思いますけれども、支給額は1万円ですよろしいでしょうか。答弁をお願いしたいと思います。

○健康福祉部長（松岡誠也君） 答弁が漏れておりました。申しわけありません。

子育て世帯の臨時特例給付金のほうも、福祉のほうの給付金と同額で、1人当たり1万円ということになっております。

以上です。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 子育て臨時特例給付金は、食費や養育費などさまざまな出費がかさむ子育て世帯を対象に、消費税率引き上げの影響を緩和するための支援策ということであります。そして、こちらも生活保護受給者は対象外ということではありますが、今答弁にありました基準日がことしの1月1日ということであります。今年度卒業される中学生、一中、二中が今度の日曜日、三中が来週火曜日でございますが、中学3年生も対象として理解してよろしいのでしょうか。この給付金の申請が4月以降になろうかと思えます。また、支給月が6月から7月以降になろうかと思えますけれども、その辺はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

支給対象者の基準日が平成26年1月1日ということでございますので、この3月で卒業されます現在の中学3年生につきましても、同じく申請していただき、支給をすることができるということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 中学生は卒業しても、今の3年生はもらえるということであります。ただ、児童手当受給者でも所得制限の対象となる世帯では支給されないということでありますので、その辺の説明、また周知は必要になろうかと思えますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、今後のスケジュールと周知について、恐らく多くの相談者も想定されると思えますけれども、総合窓口などについての考えをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

今後のスケジュールでございますが、臨時福祉給付金の要件となる平成26年度の市民税の均等割の課税状況や加算対象者の確認作業を行い、6月以降に申請受付を開始する予定でござ

ございます。給付時期につきましては、申請書を受理した後、給付対象者であるかどうか等の審査や口座振込等の手続を経まして、7月ごろから実施できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、今回の給付措置に伴う周知方法でございますが、国から子育て世帯臨時特例給付金の概要とあわせたチラシの原案が3月中に示される予定となっておりますので、これを受けまして、本市におきましても制度の概要や申請方法等を網羅したチラシを作成して、全戸配布するほか、広報紙及びホームページ上に周知記事を掲載する予定でございます。制度の周知につきましては、御本人が給付対象者であっても、市民税の均等割が課税されている方に扶養されている場合は給付対象とならないことや、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金のどちらの給付対象となるかなど留意点も多いことから、市民の混乱を招くことのないようわかりやすい広報に努め、給付対象となる方にもれなく給付されるよう周知徹底を図ってまいりたいと存じております。

次に、窓口はどこになるのかということでございますが、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金、いずれも健康福祉部福祉課が給付窓口として担当をいたします。また、それぞれの給付金につきまして、別々の事業ではございますが、市民にわかりやすいように担当窓口の一本化を図るとともに、通常窓口の業務の混乱を避けるため、別室を設けて対応できるよう検討を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 6月以降の申請開始で、7月からの支給の実施という答弁でありました。今回の給付金は混乱を避けるために、また別室で対応も検討されているということでもあります。今回の給付措置は、初めに戻りますけれども、消費税引き上げに伴い影響が大きい家庭への負担軽減策であります。本来ならば、生活必需品に対して税率を変える軽減税率の導入も国会でも議論されましたけれども、8%時には見送られました。消費税10%引き上げ時に導入ということになっておりますので、また来年ですか、この辺の措置も出てくるかと思えます。

今回は、以前ありました定額給付金と違いまして、対象者が限定的でありますので、問い合わせが多いと思えますので、対応のほうもよろしく願いいたします。また、1人の漏れなく申請されますよう、この給付金は申請しないともらえませんので、申請漏れがないように、周知のほうもお願いいたします。そしてもう一つ、大切なことがあります。今回の給付金をねらった振り込め詐欺や個人情報の搾取などが予想もされております。厚生労働省のホームページにその辺の注意喚起のチラシも出ておりましたので、全戸配布される資料の中にこういうのも入れておくのも一つの案かと思えます。また、別室に相談窓口があるということでございますので、その辺にもこういうチラシも張っておくのも必要かと思えますので、

その辺の対応もよろしくお願いいたします。これは要望しておきます。この項目については終わります。

次に、消防団の現状についてであります。まずもって、本市消防団の皆様には日ごろから市民の生命・財産と安全・安心な暮らしを守るために日々活動されておられることに対しまして、心から感謝と敬意を表したいと思えます。また、御協力いただいております各事業所、団体の皆様にも感謝申し上げます。

最近、本市では大きな災害には遭っておりませんが、県内を初め日本国内、また世界的にも想定外の豪雨による洪水や土砂災害、台風など、想定外の災害も想定内としてとらえなければならないような自然災害が頻発しております。地域防災力の強化が喫緊の課題となる中で、消防団の重要性が改めて注目を集めています。まもなく3年を迎える東日本大震災では、多くの消防団員がみずからも被災しながら、水門の閉鎖や避難者の誘導に当たり、住民の命を守られました。また、その一方では、254名の消防団員が犠牲になっておられます。消防団員は、非常勤の特別職地方公務員という身分であると同時に、会社勤めや自営業という本業の傍ら、自発的に参加するボランティアの性格もあわせ持っており、ふるさとを守るという使命感にあふれる地域防災のリーダーでもあります。

その消防団の年始めの一大行事でもあります人吉市消防出初式がことしも開催されました。各部後援会、町内会を初め、多くの市民の方が出初め式を見に来ておられましたが、少し気になったのが団員の参加数であります。例年より少ないように感じておりますが、参加数はどうだったのかお尋ねしたいと思います。

私も消防団を退団しましてもう7年がたちました。何年たっても団員数の減少はやはり気になるところであります。団員数の減少は今に始まったことではございませんけれども、地域の防災力の低下につながるのではないかと心配するところであります。この消防団の現状については、平成20年、21年に同様の質問をしております。

そこで、先ほどの今回の参加数でございますが、過去5年間の消防団員の実数と出初め式への参加数、それと団員で地元町内に居住されていない団員の把握はされているのかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

まず、過去5年間の消防団員数と消防出初め式への参加人数でございますが、平成22年が団員458名のうち384名の参加、平成23年が445名のうち385名の参加、平成24年が団員444名のうち380名の参加、平成25年が団員467名のうち384名の参加、ことし平成26年が団員463名のうち368名の参加となっております。

次に、地元町内に居住していない団員についてでございますが、担当課であります総務部防災安全課におきましては、団員の現在の居住地までは確認できていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 過去5年間の消防団員の参加数を述べていただきました。ことしが368名、それまでは380名台を保ってございましたけれども、ことしだけ368名ということで、若干聞いたときに少ないかなというふうに感じたんじゃないかと思います。

また、実数においては、450名、40名、50名、60名と、あまり変わらないような感じでございますけれども、しかし参加数がことしはやはり少ないというふうに思っております。以前同じような質問をしたんですけれども、その不参加の理由がやはり仕事でございました。ことしのこの欠席理由、これについて何か調査をされておればお伺いいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

不参加の届出は、やはり仕事や病欠と聞いております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） やはり仕事関係で、やはりまだまだ厳しい状況の中での仕事をされている方もいらっしゃると思いますので、仕事ではもう仕方ないという部分もございまして。しかしながら、やはりこの参加を、消防出初め式でございまして、参加していただくような、これからまた策を考えていかなければならないとも思っております。

また、地元町内に居住していない団員の把握はされていないということもございまして、火災、事故あるいは災害など発生したときに、詰所へ集合するのに時間がかかることも予想されます。迅速な対応が求められる場合もありますので、各部の状況を、地元部では住所録などつくられておりますので、それを見るときどこに住んでいるかというのわかります。そういった把握は一応しておくべきじゃないかと思っております。そういった意味でも、所属の消防団の町内以外に住んでいらっしゃる方の把握もしておく必要があるかと思っておりますので、その辺はよろしくお願いたします。この件に関しては、私も部長時代、実は所属消防団とは違うところに住んでおまして、火災のとき、やはり部の詰所に集まらなくちゃいけない、住んでいるところが火災現場に近かったんですけれども、実際には部のほうまで行かなくちゃいけなかったということもございましたので、そういった意味で把握だけはしておく必要があるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

その出初め式が終わりますと、私も経験がございまして、各部では新入団員の勧誘が始まります。しかしながら、人口減少、少子化の影響で、地元には若者がいない状況の中での団員確保は、どこも大変苦慮されている現状のようであります。本市として団員確保のために、町内会や各企業、事業所への働きかけなどは重要であると思っておりますけれども、連携はされているのかお尋ねいたします。また、以前の質問の中にも要望しておりました消防団協力事業所の表示制度が創設されております。現在の認定数についてもお尋ねしたいと思いま

す。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

消防団員の減少は全国的な課題でございます。1965年には130万人以上いた団員が、2012年には約87万人まで減少しております。少子高齢化に加えまして、全国的にサラリーマンの割合が増加したことが減少の要因とされております。

人吉市消防団の団員確保につきましては、団と地域の皆様とが一体となって勧誘活動が行われているところでございます。市におきましては、広報ひとよしやホームページ等を活用して消防団をPRすることにより、入団促進に努めているところでございますが、今後は市民全体で消防団を応援する環境づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

企業との連携といたしましては、平成24年度に消防団を積極的に支援していただいている企業の皆様を協力事業所として認定する人吉市消防団協力事業所表示制度を創設いたしまして、現在までに19の事業所を協力事業所として認定しております。この制度により、消防団への入団や消防団活動に協力していただく事業所がますますふえていくことを期待しているところでございます。今後も町内会を初めとする地域の皆様や企業の皆様の御協力のもとに、消防団の認知度アップと団員確保に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 協力事業所も19カ所であるようでございます。協力していただいている事業所に対しましては、感謝を申し上げたいと思います。消防団は、企業や事業所の協力なしでは活動はできないといっても過言ではありません。さまざまな活動への理解をしていただくためにも、今後、連携は重要だと思いますので、よろしく願いいたします。

団員減少の中、本市では山間地で防災力の強化のために、現在までに3地区で機能別消防団が組織されておりますが、その活動状況をお尋ねしたいと思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

人吉市消防団の機能別消防団員につきましては、平成24年4月から鹿目町、田野町、矢岳町の3町内におきまして、地元町内における火災の消火活動に限定した機能別消防団員といたしまして、現在33名の方に活動していただいております。活動状況でございますが、火災への出動実績は1回のみとなっております。平成24年9月に田野町で発生しました住宅火災におきまして、田野町の機能別消防団員10名が出動しまして消火活動を行っております。平常時におきましては、定期的な機械器具の点検と年に1回程度の訓練を実施することといたしております。町内を管轄します地元の消防団と協力して活動を行っているところでございます。なお、昨年12月に実施されました孤立地域の防災訓練におきましては、田野小学校グラウンドがヘリコプターの発着地点の一つでございましたので、田野町の機能別消防団員も訓練に参加いたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 山間地では昼間は消防団が不在の場合がほとんどですので、その場合、火災に対しての初期活動が重要であろうかと考えます。そういった意味からも、機能別消防団は重要な存在であると思います。

また、今回、全員協議会で防災サポーター制度の導入についてという説明を受けました。災害時の避難活動に限定されているとの内容でしたけれども、具体的にどういう組織なのか、また活動内容もお尋ねしたいと思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

九州北部豪雨や昨年の伊豆大島の土砂災害の経験から、災害から命を守る唯一の手段は早期の自主避難であることが改めて確認されたところでございます。人吉市消防団では、新しい機能別消防団員といたしまして、災害時の避難活動に限定した防災サポーター制度を導入し、防災の知識と経験が豊富な消防団OBの皆様に、再度、防災サポーターとして協力していただくことにしております。

防災サポーターは、災害が発生し、消防団長が出動を要請した場合に災害対策支部詰所を拠点として、現場で活動する消防団と災害対策支部職員や町内会長との連絡調整を行い、住民の避難に関する業務を行います。平常時におきましては、地元町内会における住民の安否確認、避難広報、避難誘導の体制づくりに協力していただくこととしております。また、防災サポーターの位置づけとしましては、名称を「市民の命を守り隊」として、団体本部直属の組織とすることとしております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 災害から命を守る唯一の手段は、早期の自主避難であるということでございます。また、防災サポーターも災害時の避難活動に限定されているということでございます。また、地元説明会が今行われている最中だろうと思います。また、発足が全協の中では5月ぐらいに考えているということでもございましたので、メンバーが何名なのかというのはまだ定かではございませんけれども、その辺を見ながら、またその推移は見守っていきたいと思います。

避難誘導が主な活動という形になろうかと思えますけれども、地域によっては火災への対応というのでも出てくるんじゃないかと思うんですけれども、火災への対応というのは何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

それぞれ地域の事情もあるかと存じますが、場合によっては初期消火に限定して出動ということも考えられます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 火災への初期消火の限定された活動にも従事できるということでした。詳細については、詳しく決まってから、またお聞きしていきたいと思えます。

きのうの全員協議会の中で、消防団の処遇改善について説明がありました。今回のこの一般質問の中にもこの件について予定しておりましたので、そのまま質問させていただきます。

昨年の臨時国会で消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、いわゆる消防団支援法が成立しております。団員の処遇改善を目的とされておりますが、そのほかにも装備品、訓練の充実に向けた予算が確保されているようであります。こういった内容なのかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

昨年12月に議員立法により成立、施行されました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律では、消防団に関して、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない存在と定義されており、国におきましては消防団に対する処遇改善と装備の拡充についての予算が確保されたところでございます。消防団員の処遇改善に関しましては、平成26年4月から、消防団員の退職報奨金の一律5万円の引き上げが予定されております。また、消防団員の報酬及び出動手当につきましては、地方交付税単価を下回る市町村に対して、総務省から引き上げの要請がなされているところでございます。消防団の装備拡充に関しましては、安全確保用の装備や救助活動用の資機材、消防団車両や拠点施設に対しまして、地方交付税の増額や地方財政措置の充実が図られているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 一律5万円の退職金の引き上げということでございます。これは国でも消防団の重要性というのが見直された結果だろうと思えます。いろんな今の災害に対しての消防団の活動というのは、やはり見直しが必要でもあろうかと思えますので、本市でも団員の報酬アップも本当はしてほしいというのものもあるんですけども、今回は退職金のほうに回ったということで、今後、いろんな条例もあろうかと思えますので、処遇改善のほう、団員のほうも、ぜひまた考えていただければと思っております。

機能別消防団、防災サポーター制度導入によりまして、地域防災力は強化されると思えますけれども、消防団員の減少というのには、歯どめにそれが効いているかという、なかなか消防団員の減少はとまらないんじゃないかと思っております。やはり地域防災のかなめとして活動する消防団員の確保は重要になると思っております。なかなか厳しい現状ではありますけれども、この団員確保が厳しい中、今後、人吉市消防団として、平成8年に部の再編が行われておりましたけれども、今後、部の再編について考えがございましたらお尋ねいた

します。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

人吉市消防団は、平成8年4月1日から現在の21部体制で組織しておりまして、現在の条例定数は512名でございます。団におきましては、5方面隊7分団21部が日ごろから強く連携し、出動時における分団同士の協力体制を構築しておりまして、団員減少による消防力の低下を補完しているところでございます。

今後は、新入団員の確保を第一の課題として、機能別消防団の拡充等の検討を行いながら、団の運営を行ってまいりたいと存じます。部の再編成に関しましては、現在のところ検討は行っておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 一定の答弁をいただきました。再編は考えていないということでございますけれども、団員確保のために、これからいろんな策を講じて団員確保に努めていくということでございますので、私たち議員も半数近くは消防団のOBでございますので、現役もいらっしゃいます。そういった意味では、消防団には理解ある人吉市議会でございます。今後、この団員確保、市の防災力強化のためには必要かと思っておりますので、ぜひ行政としても処遇改善のほうも考えていただければと思っております。

以上で、私の一般質問は終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時12分 休憩

午後1時15分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 皆様、こんにちは。16番議員の三倉でございます。

3月を迎えまして、気温の高い日が続いて、草木が一斉に春めいてまいりました。くま川下りも不安な材料を伝えられましたが、川開きが行われ、一安心したところです。くま川下りにつきましては、きのうの一般質問で何かとやり取りがありましたけれども、皆さんも下ってみてはいかがでしょうか。私の瓦屋町老人クラブも協力の意味で、ショートコースを3月下旬に下ってみる計画をされています。私も久しぶりにのんびりときれいな景色を眺めながら、ゆっくりとした時間を楽しみたいと思っております。

それでは、一般質問に入ります。質問は3項目通告しております。1項目めは市民健診について2点、2項目めは介護保険の現状と今後の見通しについて、3項目めは市民の声より1点、猫の去勢についてです。通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

第1項目の市民健診について質問いたします。1点目、受診者数及び受診率を、年齢別、校區別にお願いいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

特定健診でございますが、平成24年度の受診者数は2,579人、受診率は38.4%でございました。年齢別の受診率につきましては、40歳代が188人で23.2%、50歳代が350人で26.7%、60歳代が1,190人で40.1%、70歳代が851人で52.5%ということになっております。

校區別で申し上げますが、速報値での受診率になりますが、高い順に校區別に申し上げます。東間校区が38.4%、中原校区が34.6%、東校区が34.3%、西校区が33.6%、大畑校区が33.1%、西瀬校区が33.0%でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今、御答弁いただきましたが、受診率の一番よいのは70歳代でございまして、校区では東間校区が38.4%で一番多くの方が受診しているということになります。特定健診の24年度の受診者数が2,579人、受診率は38.4%ということです。国保におきましては、受診率65%を目標に設定されていたと思います。校区の受診率におきましても、65%にはほど遠く、6校区とも40%に届いておりません。

ここで、2回目の質問に入ります。2点目の健診の効果についてお尋ねします。健診を行うことで、どのような効果があるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

生活習慣病をいち早く発見し、生活習慣の改善に結びつけるために、平成20年度から特定健診及び特定保健指導を実施しております。検診項目ごとに平成21年度から24年度までの4年間の改善率を見ますと、糖尿病の検査である血糖値は改善が見られており、平成21年度は受診者の74.9%が基準値以上であったのに対し、24年度の結果は64.8%ということで、改善が見られました。また、血圧につきましても、基準値以上の方が47.4%から41.1%へと減少しております。また、血液中の脂質であるHDL、いわゆる善玉コレステロールといわれているものですが、この値もわずかでございますが改善をしております。

その一方で、悪化している項目としましては、LDL、悪玉コレステロールといわれるものですけれども、これが52.3%から56.5%へと、また腎機能を検査する項目のクレアチニンも2.5%から3%へと悪化している状況でございます。

このことから、健診の効果としましては、健診から保健指導までの一連の過程をお受けいただくことにより、御自分の体、特に血液の状態の把握や理解が可能となり、生活習慣の改善につながっていることがわかってまいりました。項目によっては、個人の努力によって改善につながりやすいものと、家族や周りの方々の協力が必要となってくるものがございますが、今後は悪化している項目のコレステロールや腎臓を大事にするための生活習慣について

の啓発を進めていくことが重要と考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） ただいまの答弁で、検査して改善されたものがほとんどです。悪いものは、腎臓系の検査が悪化している状態ということになっておりますけれども、腎臓病については、糖尿病から腎臓病、腎臓病から腎透析、そういうものに結びつきがありますので、腎臓の検査も力を入れて検査されるように指導していただければと思います。

大体健診から保健指導まで受けますと、自分の体の状態がわかりまして、生活習慣病の改善につながっていることが大体わかってきたということですね。わかってくるはずなんですね。ということですので、検査の結果がよいならば安心しておれますし、悪ければ早く治療を始めることができるわけです。そうしますと、医療費も軽いうちに治療しますと、治療費も安くて、少なくて済むということになります。ですから、隣近所が声かけ合って、一人でも多くの方が健康診断を受けるようにすることが必要になるわけですね。健診を受けることは、医療費との関係があるということを対象者にわかりやすく説明して、一人でも多くの人に知ってもらうことも受診率を上げる一つの方法だと考えております。一考していただきたいと思います。意外と知らないんですよ、健診に行かなかつたらどうなるとかですね。医療費につながるとかいうまで考える人は少ないと思いますけれども、専門になりますとそこまでわかりますし、保健指導のときなんかもちっとPRも必要ですし、そういう教育も必要になってきますので、考えてみてくださいということですね。

次に、3回目の質問に入ります。健診を今後どのように進めていかれるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

特定健診につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、人吉市国民健康保険としての特定健康診査等実施計画を作成し、これに基づいて実施をしており、現在、平成25年度から29年度までの第2期特定健康診査等実施計画に基づいて実施しているところでございます。平成29年度の特定健診受診率を目標60%、特定保健指導実施率を目標60%に設定し、これに向けて取り組んでまいります。また、各種がん検診や歯周疾患検診を含めた市民の健康づくりという点におきましては、このほど平成26年度から29年度までの第2期人吉市健康増進計画・食育推進計画を策定しました。この計画に基づいて、今後は市民の健康に関する実態を調査し、健診データとあわせて分析し、市民の健康づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 平成24年度の受診率が6校区とも40%に届いておりませんでした。

平成29年度まで、あと4年あります。特定健診受診率、保健指導率の目標60%達成を私は期待しております。これで市民健診については終わります。

次に、2項目めの介護保険の現状と今後の見通しについて質問いたします。先日、2月27日の熊日新聞に、「あさぎり町2,400万円、玉東町1,900万円の借り入れを、県の介護保険財政安定化基金に申し込んだ。あさぎり町は13年度給付費の見込額が16億7,157万円で、計画より5,607万円膨らんだ。理由はデイサービスや特別養護老人ホームの利用が予想を大きく超えた。要介護の重度化も背景にあると見られ、介護予防に努めたいと話している。あさぎり町の保険料は、65歳以上の標準月額で4,700円、玉東町で5,160円」と掲載されておりました。

ここで1回目の質問をいたします。介護保険の現状、介護保険料の収納状況と今後の保険料の見込みについてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

介護保険料の収納状況についてですが、平成24年度の決算の数値でお答えさせていただきます。まず、現年度分でございます。年金から天引きされる特別徴収の調定額が6億959万3,900円で、収入済み額が6億977万9,400円となっており、そのうちの18万5,500円が還付未済額でございまして、収納率は100%でございます。また、納付書で納めていただく普通徴収の調定額が7,354万5,900円で、収入済み額が5,849万5,000円となっておりまして、収納率は79.54%でございます。続きまして、滞納繰越分でございますが、普通徴収の調定額が2,245万8,500円で、収入済み額が314万2,000円となっておりまして、収納率は13.99%となっております。

次に、今後の介護保険料の見込みについてでございますが、高齢者要介護等認定者等の人数、サービスの量の見込み及び具体的な施策等につきましては、これから詳細に分析及び推計を行ってまいりますので、現時点ではお答えすることはできませんが、平成26年度に策定いたします第6期の介護保険事業計画、老人福祉計画の中で、医療、保健、福祉などの関係者や、市民の皆様の御意見をいただきながら、保険料につきましても定めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今の説明ですと、滞納者の収納率が13.99%とかなり低いんですね。それで、滞納する人はずっと滞納を続けるということになると思うんですけども、その滞納者に対して、介護保険料を納めないでいると、災害などの特別な事情がない限り、滞納期間により、例えば2年以上滞納すると、利用者負担が3割に引き上げられる、高額介護サービス費等も受けられなくなる、このような措置を受けても、保険料を納める義務はなくなる。ずっと納めなくちゃならないということになっているわけですね。ということですよ。

で、滞納者のためにも滞納すると不利な措置があることを説明して、収納を上げる必要があると思います。滞納者に詳しく説明して、少しずつでも納入していただくように説明、よく理解できるように説明していただきたいと考えます。

ここで、2点目の質問に入ります。質問の仕方を変えて質問いたします。この書いているのと同じ意味なんですけれども、内容は同じです。介護保険料は本人及び世帯の課税状況などによって段階区分と保険料年額が決まるとは思いますが、どのようになっているのかお尋ねします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

まず、今、御指摘がありましたように、滞納をされている方への説明は、今後も丁寧な説明をして、御理解いただくように努めてまいりたいと思っております。

それから、65歳以上の介護保険料についてですけれども、本人及び世帯の住民税の課税状況や所得に応じて、段階的に決められるようになっております。本市の場合は、八つの区分となっております。一番年額が低いほうからですけれども、第1段階が生活保護を受けていらっしゃる方、それから世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金を受けておられる方でございます。年額が3万5,400円となっております。第2段階が世帯としては非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の人で、年額3万8,900円でございます。第3段階が世帯非課税の人のうち、第2段階に該当されない人でございます。年額が5万3,100円となっております。第4段階は二つの区分がございます。特例段階の人は世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人ということで、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の人ということでございまして、年額が6万3,700円となっております。その額が80万円を超えますと第4段階で、年額が7万700円ということになります。それから、第5段階も二つの区分がございます。第5段階の特例の方ですけれども、本人が住民税課税の人のうち、前年の合計所得金額が125万円未満の人で、年額が8万4,900円となっております。その額が125万円以上で190万円未満の人が第5段階ということになります。年額が8万8,400円となっております。最後に、第6段階の人でございます。本人が住民税課税という人のうち、前年の合計所得金額が190万円以上の人ということで、年額が10万6,100円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今、御答弁いただきましたけれども、今回お尋ねして答弁いただいたことで、自分の介護保険を調べてみました。通帳から引き落としなものですから、全然、忙しくて見る時間もなかったんですけれども、かなり高額な保険料を払っておりました。保険料を上げているのは介護施設の利用、それと要介護度の重度化が考えられるということですね。要介護者にならないよう努めることが必要となるわけです。

ここで、あさぎり町と比べますとかなり高いですよ。標準値だけ、あさぎり町、玉東町が新聞に載っていましたが、かなり高くなっております。最高だったら年額10万6,100円、人吉市では払っているということになりますよね。それで、施設がどんどんいい施設が人吉市にたくさんできています。それを利用したりする、それで重症度になった、それが介護保険料を引き上げているということになりますので、本当に皆考えて、簡単に、例えば家庭で要介護者を見るんじゃないで、入院というのも考え問題ですよ。自分たちの保険料を上げるということにつながるわけですから、そのことも皆さんが、市民の方が知っていただければと思っています。

それで、先ほど話しましたように、介護保険料を上げないためにも、一人一人が介護予防に努める必要があるわけです。人吉市では温泉のあるところに集まって、体操をしたり、温泉に入ったりする。すごくいろんな施策がされていまして、恵まれているなどと思いますけれども、保険料も高くはなっているわけですよ。それで、先ほど申しましたように、いろんなことを、介護とか、施設に入ったりとか、いろいろその関係で、それが介護保険料に、高い高いとばかり言わないで、介護保険料に結びつくということを市民がみんな知っていただきたいと思います。私なんか、私はもう高齢者ですよ。後期じゃありませんよ。前期高齢者ですけど、何にもかかることはないですけど、やっぱり最高の保険料を払っていますので、お互いに予防に努めてほしいな、重症度にならないよう努めてほしいなと思います。

国はいろんなことを考えてきています。入院したり、いろいろ施設に入らないで家庭で介護したら、介護する人に月額何万円か渡そうということで、介護ヘルパー3級とかが始まったわけなんですよ。私もヘルパー1級は取ってるんですけど、そんなのはもう全然関係なく、もう自分のところで見ると入所させたほうが良いということで、給料はあまり変わらなくても、働いたほうが良いということで、そういうような今、体制でやっていますので、家で見れば、ある程度介護保険料を行政が出す分、ちょっとでも介護する人に出してあげれば、案外、家庭で見れば、施設に入ったら、月に何十万てかかるわけですからね、そういうのも考えて、行政は対応していただきたいと思います。

今後の保険料に関しては、現時点ではまだ答えられないということですので、介護保険についてはこれで終わります。

次に、3項目めの市民の声よりについて質問いたします。猫の去勢についてでございます。先日、知人から、「先生、猫がふえたら困るので去勢を行ってあげようと思ったんですね。ところがお金がかかると言われたと、去勢をするのにですね、かかると言われた。」と。そういうお金はかかるのは当たり前かなと、私は聞いたとき思ったんですけども、犬の去勢は無料だそうですね、無料ですって。子供ができないためにも、雌も雄もするわけですね。なぜ、猫の去勢にはお金がかかって、犬は無料なのかというお尋ねでした。それで、私は犬や猫を飼ったことがありませんし、知識もありませんでしたので、勉強してみたんですけど

ども、ここで質問いたします。去勢について、犬と猫に違いがある理由をお尋ねいたします。また、犬の去勢にかかる代金はいくらかお尋ねいたします。

○市民部長（山本政義君） こんにちは。私への一般質問、最後の答弁になろうかと思えます。よろしく申し上げます。お答えいたします。

飼い犬や飼い猫の繁殖を望まない場合の避妊、去勢手術に対しての助成金についてでございますけれども、先ほど無料というようなお話がありましたけれども、助成というようなことでお答えさせていただきたいと思えますけれども、本市におきましては助成制度はございません。飼い犬につきましては、人吉球磨地区狂犬病予防動物愛護協議会におきまして、避妊、去勢手術の一部を助成しているところでございます。助成金額につきましては、避妊が1頭6,000円、去勢が1頭3,000円であり、平成25年度の実績は、避妊43頭、去勢13頭となっております。

この協議会は、社団法人熊本県獣医師会人吉球磨支部、球磨管内の10市町村及び人吉保健所で構成しており、狂犬病予防接種を受けた犬1頭につき70円徴収する獣医師会負担金で運営しております。協議会の助成目的が、望まない飼い犬の繁殖を防止し、狂犬病の予防及び動物愛護の精神並びに適正飼養の普及、啓発を図ることとしており、財源が狂犬病予防接種事業であることから、飼い猫につきましては助成対象としていないところでございます。

犬及び猫の繁殖制限につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律がございまして、その第37条に「犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない」というふうでございます。飼い主の皆様には、責務として適正な飼養管理に努めていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） ありがとうございます。尋ねられた方に説明しておきたいと思えます。

私は、助成金が避妊が1頭6,000円、これは犬ですけどね。去勢が1頭3,000円なので、補助金無しでいくらなのかということを知りたくて、また交尾、排卵、妊娠期間、1回に何匹産むのかなど知りたくて、獣医の黒木先生をお訪ねして調べてまいりました。金額は大ききで決まっていると。10キロ未満が2万1,000円、20キロ未満が2万7,000円、30キロ未満が3万3,000円です。そういうのが助成で1頭、避妊の雌のほうは6,000円、雄のほうは1頭3,000円ということになっているそうです。

去勢をする理由は、先ほど答弁にもありましたけれども、ふえすぎないため、それともう一つ、子宮の蓄膿症というのがあるそうですね、病気。その予防のためなどと教えていただ

きました。そこで、私は今度、この度相談があったことで、いろんなことを調べてよくわかったわけですね。そして私が思うことは、犬や猫を飼う人は当然、知識を持って飼うべきだし、個人の希望で飼育するわけですから、予防注射とか去勢なども補助金を当てにしないで、個人で支払うことが当然だと考えるところなんですけれども、飼い主の方はそれぐらいの覚悟をもって飼ってほしいと思っております。こういったら、皆さん反論があるかもしれないですけど、犬、猫の去勢について一般質問したのは、皆さんにちょうど厚生委員会でも環境のことを取り扱っていますので、よく知っていただいて、行政、行政と頼らないで、自分できちっとできることは自分でやってほしいというつもりで質問したところです。

これで、質問を終わります。

○議長（永山芳宏君）　ここで暫時休憩いたします。

午後1時49分　休憩

午後2時04分　開議

○議長（永山芳宏君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇）　皆さん、こんにちは。4番議員の大塚則男です。本日最後の一般質問になりました。お疲れと思いますが、しばらくおつき合いをいただきたいと思います。

ソチで行われました冬季オリンピックも、たくさんの感動、そしてさまざまなドラマを残し、無事に閉幕しました。これからパラリンピックに移りますが、世界各国から選抜された選手の皆さんが、国を背負って真剣に競技に参加され、輝く表彰台に上がり、自国の国旗が掲げられるときの気持ちは、喜びと達成感に満ちあふれていました。これからの選手皆さんの人生の中で、永遠と語り継がれていくことと思います。ソチオリンピックを見て、ふと感じたことがありました。それは日本の国旗、日の丸を見たとき、最近、祝日などに掲げていないことに気づき、カレンダーを見て、年間に何回旗日があるのか数えてみましたら、15回ありました。旗日がないのは6月と8月でした。皆さんは掲げておられると思いますが、私は大変申しわけないですが、恥ずかしながら掲げていませんでした。今からでも遅くないと思い、残り12回、掲げるようにします。ちなみに、7月に海の日祭日がありますが、祝日がないのが6月と8月ですので、せっかくでしたら、山の日、川の日祭日もあったら、山、川、海の恩恵がより伝わるのかなとも思いました。

さて、今回は4項目の一般質問の通告をさせていただきました。1点目、くま川下りについて、2点目、観光振興について、3点目、空き店舗対策について、4点目、高齢者対策についてお願いしました。

まず、1点目のくま川下りの今後の運営についてお尋ねします。昨日、宮崎議員、田中議

員、笹山議員、3名の方が、清流コース、急流コースのごとく質問されましたので、私の順番はなくなったとも思いましたが、ショートコースが残っておりましたので、重複するかもしれませんが、よろしくお願いします。

今回、船頭組合との賃金交渉が不調に終わり、経営難が続く中、今後の運行が心配されましたが、まずは3月1日に川開きを迎えましたことに安心したところです。しかしながら、今後の経営に対し不安も抱えてしまいます。経営難の中、継続してきたくま川下りの存続の問題、厳しい運営状況などが現実として表にあらわれたわけです。マスコミ報道からも乗船客の減少という数字は見てとれますが、1回目の質問として、ここ5年間の乗船客の推移はどのようであったのか、またくま川下りとして観光客増に向けて、営業はどのような活動をされていたのか、くま川下りに関するお問い合わせは年間どのくらいあっているのかお尋ねします。

○経済部長（松田知良君） 皆様、こんにちは。お答えいたします。

平成21年から5年間の船下りの実績でお答えいたします。船下り期間の3月から2月期の数字でございます。平成21年、4万5,311人、平成22年、3万7,940人、平成23年、3万4,007人、平成24年、2万8,021人、平成25年、3万1,310人となっております。

会社に確認いたしましたところ、営業活動につきましては、各地のエージェント訪問や観光関連の会合への出席、ダイレクトメールの発送、あるいは球泉洞との連携、PRなど、多岐にわたってまいります。

問い合わせの数についてでございますが、予約から質問、また営業など、相当数に上るといことで、件数としては会社でも把握はしていないということでございます。また、観光案内所や市の観光振興課に対しましても、年間でいくと多くの問い合わせがっておりますが、件数はカウントしておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、さまざまな形で営業をされてはいますが、宣伝効果、ダイレクトメールなど、費用対効果を検証されることも大切じゃないかと思えます。去年は、若干お客様の増加があっているようですが、くま川下りそのものが天候に左右され、特にお客様がスリルを期待される急流コースは水量が少ないと川下りが厳しいのではないかと思います。この際、オプションとか別の取り組み方を検討する必要もあるのではないかと思います。

次に、2回目の質問として、人吉市にお見えいただき、くま川下りをされたお客様が、日帰りなのか滞在型なのか、アンケートなど取られたことがあるのか。長い歴史の中で、人吉球磨の観光のかなめとして重宝されてきたくま川下りですが、利用されるお客様の旅行形態が変化してきたのではないかと思います。例えば、乗船時間については満足なのか、乗船料金に問題はなかったのか、くま川下りと他の観光施設との連携は図れていたのか、このよう

なことをこれまで調査あるいは観光客受入増につながる対策の一つとして検討されたことがあったのかお尋ねします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

会社のほうに問い合わせをいたしましたところ、平成22年と23年に、乗船客の皆様を対象に、多くのサンプル数ではございませんが、任意のアンケートを行っておりまして、平成24年度には地元の方々を対象に、くま川下りの体験等を聞いたアンケートを行ったということでございました。長い歴史の中では、聞き取り調査を中心に行っているということでございまして、乗船客への聞き取りはもちろん、最近ではS Lひとよしのお出迎えに合わせた駅ホームでも市場調査などを行っているということでございます。これまで実施された乗船時間の変更やコース変更につきましては、お客様のニーズを背景に更新をされてきたものだというところでございます。

他の観光関連施設との連携でございしますが、個々の旅館やホテルとのパック商品や、急流コースの着船地であります球泉洞との連携商品や営業活動などが主なものでございまして、市のクラフトパークとの連携といったものも学習旅行対応等で連携をしているところでございます。ラフティング事業につきましては、人吉温泉旅館組合との商品化も実施しているということでございます。

くま川下りの長い歴史の中では、その時代その時代の中で、さまざまな事業、施設との連携を検討し、実施してきたということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま答弁の中で、アンケートも実施され、駅ホームにても市場調査を行い、お客様のニーズに合わせた乗船時間、コースの時間の変更などを行ってきたと答弁いただきましたが、お客様に満足していただく結果に結びついているのか、近年の旅行形態にこたえられているのか、今一度お客様のお声を再度お聞きし、新たな取り組みを考えていくことも大切ではないかと思えます。

次に、現在、くま川下りは清流コースと急流コースが設けてありますが、乗船された方から御不満のお声をお聞きしました。まず、船を下りた後の対応があまりにも無責任であるとのことでした。確かに事前にお問い合わせいただければ配車などしていただけることは存じています。しかし、そうでない場合、列車を待つか、あるいはタクシーを呼ぶことになるわけです。くま川下りの運賃と、さらに新たな料金がかかることとなります。くま川下りに時間を費やし、下船しても時間とさらなる料金ということから、その他の観光地を見ることができず、不満の声になったものと思えます。

そこで、3回目の質問として、もっと短時間でくま川下りが楽しめ、下船後、送迎できる短縮コースの検討はされないのかお尋ねします。また、あわせて私の提案としてお聞きいた

だきたいのですが、随分前のことになりますが、くま川下りの社長が浦田様のときに、花立付近からの乗船の検討がなされたことがあったようにお聞きしました。当時は関係者の方々と折り合いがつかず、現在に至っているのではないかと想像するところです。けさも行ってみましたが、今もしっかりとした石段もあり、十分活用できるものと思いました。人吉球磨の観光の目玉として残していくために、御理解をいただけるよう、まずは関係者の皆様との協議ができないか、仮に可能になった場合、花立付近発船場、現在の発船場を駅として、次は下青井町の青井神社方面駅、そして国民宿舎が終点、時間によっては食事をお取りいただく、最後は発船場駅までバスにて送迎する。ショートコースとしては、大変素晴らしいと思いますが、提案も含めたところでどのようにお考えかお尋ねします。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

今後、主軸を清流コースとショートコースにシフトしていきたいということでございまして、現在、発船場から青井阿蘇神社あたりまでのコースと、くまがわ荘までのコースを実施されておりますが、風景のよい場所へ着船場の変更なども検討されていくということでございました。

議員御提案の七地町の花立からのショートコースについても、以前から人吉市街地へ到着する新たなコースとして望まれ、検討されてきた経緯もあるようでございますが、クリアすべき課題、クレーン車の設置、球磨川漁協との協議、採算性等を含め、今後協議をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 4番。大塚則男議員。

○**4番（大塚則男君）** 答弁いただきましたけど、ショートコースが二つ実施されているとのことでした。青井神社前と国民宿舎ですかね。私は、所要時間はあまり変わらないと思います。さっき言いました花立からのコースですと、大きな戦の瀬、自然と見えてくる町並み、夕方は街の明かり、川岸、そして橋の上からは手を振って出迎えてくれる人吉市民、お泊まり宿の女将さん方、川底にはこよいごちそうになる鮎の姿、想像しただけでも楽しくなります。ぜひ、このコースを実現に向けてお願いしたいと思います。

次の提案として、大変経営が厳しい状況にある中、長年、人吉球磨の観光として、熊本県の観光としても、先人たちの方から受け継がれてきたこのくま川下りを、私たちの時代で終わらせることは、人吉市民として大変残念なことと思います。何とか存続をしなければならぬ、このことは市民の皆様にも十分御理解いただけるものと思います。

昨日、中村総務部長の答弁で、行政での支援も検討したいと述べておられました。市民の皆様へのお願いとして、安易な考えで取り組むことはできないとは思いますが、例えば仮称として、くま川下り存続協力金といった形で呼びかけはできないものか、御協力いただいた皆様には、協力に応じた国民宿舎の入浴券、あるいはくま川下りを楽しんでいただき、割引

でお返ししていく、このような取り組みをできないか私は考えたところです。

25日の全員協議会の場において、市長からくま川下りの現状と船頭組合との対応について説明いただきましたが、私も新聞報道で目にしたとき、今後の存続はどうなるのか心配したところでした。まずは、くま川下りの井上社長様初め関係者、そして厳しい経営状況にある中、御理解いただき、応募された船頭さんに有難く感謝申し上げたいと思います。

川開きが行われました3月1日に出席させていただきました。その席においても、坂崎副市長からも、「本日の川下りは特別な思いがある。幼い時期から木山の渚で遊び、くま川下りを見ていたので、人吉市の風景と一緒にいる。人吉市としても全力で取り組んでいきますので、皆様の御尽力や御理解、御支援をお願いします。」と述べられました。くま川下りの井上社長からは、「今回、やむなくお辞めになられた船頭さんにも、何の遺恨もありません。いつか必ず帰ってきてくれるものと思います。」と述べられ、これから船頭さんとして頑張ってくれる社員14名の紹介がありました。そして、力強い御決意をいただいた次第です。ちょうどその日、偶然かもしれませんが、3月1日の2時からのテレビ番組「日本ほのぼの散歩」で何と地元出身の俳優、中原丈雄さんが案内される「九州の奥座敷 熊本・人吉 時の流れを訪ねて——」という番組がありました。見られた方もいらっしゃると思うんですが、その中、観光、語らい、食、自然、見てて本当にすばらしかったです。秋だったと思います。時期は秋のようでした。中原さんが子供のころから食べていた豚まん、中原さん一言、球磨弁で「うまか」でした。もちろんくま川下りもしっかり宣伝していただきました。

このように番組にも取り上げていただく機会が増し、注目されていく人吉市の観光と思いますが、なぜか乗船客は伸び悩み、先ほど述べましたように、当面は厳しい経営状況は続くわけです。これまで、人吉球磨の観光の目玉として日本三大急流の球磨川を長きにわたり運行してきたくま川下りを絶対廃止してはならないと、私は考えます。市長が述べられたように、抜本的な改革を図り、存続に向けて取り組んでいくべきと思います。市長御自身、マスコミ報道でも述べておられますが、また昨日、宮崎議員にもお答えされましたが、大変恐縮ですが、改めて今後の運営についてどのようにお考えなのか、市長にお尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

今回、関係者の格別な思いで迎えました3月1日の球磨川川開き、これにつきましては大塚議員も御出席いただいたということで、心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

繰り返しになりますが、これまで多くの関係者や皆様に御心配をおかけし、また励ましをいただきました。何とか今回の船出となりましたが、脆弱な経営基盤の上に立つ改革途上の会社でございますので、さらなる努力と皆様方のお力添えが不可欠でございます。この場をお借りしまして、お願いを申し上げます。

さまざまな改革、そのテーマにつきましては、昨日も述べさせていただきました。今後の

運営ということでございますが、10万人を超えるようなかつての盛況を取り戻すことは困難なことから、低成長期における会社の経営を安定するというのが肝要であるというふうに考えているところでございます。これまで、乗船客5万5,000人や5万人を目標数値にしてまいりました。それを方針としてきたわけでございますが、10万人規模の往時に採用していた人件費のあり方などを抜本的に見直し、再構築をしなければならない課題、問題が山積していたわけでございます。現在もその改革に鋭意取り組んでいるところでございますが、やはり今後10年間、どういうビジョンを描いていくのかという道筋、目標をきっちりと示していくことが、対外的にも、また会社の内部においても、最も重要なことだろうと思っております。

九州にもさまざまなイベント、そして皆様方がお楽しみいただける娯楽施設等々あるわけでございますが、九州全体、日本全体見渡しまして、どんな位置づけを川下りに求めていくのか、またどういうアイテムが必要なのかということも重要なことだろうと思っております。それから、くま川下り、それからラフティング、現在のところ経営を推進するエンジンは二つでございますが、これだけのエンジンでは12カ月はもたないということもはっきりとしているところでございます。じゃあどういうエンジンをつけていくのかということが大切だろうというふうに思います。

また、先ほど短縮コースというお話がございましたが、アドベンチャー的な要素が強い急流コースから、情緒を楽しむ清流コース、ショートコース、そして河川の風景というものをもう少し取り入れた演出、おもてなしの充実やサービス向上、カヌーや各種ボート遊び、ラフティングの成長戦略など多くの課題がある中で、やはり発船場そのものが川遊びの拠点性を高めるということが非常に重要なことではないかというふうに思っておりますし、ここがいわゆる川、山、そしてこの人吉市、球磨地方の出発拠点となっていくという、そういう考え方も必要だろうと思っております。（仮称）鉄道ミュージアム、この連携。その連携の中で何をひとつ対象にして描いていくのか、これも非常に重要なことだろうというふうに思っております。現在、私の頭の中にあるわけでございますが、まだまだ調査、研究もしてまいらなければなりません。明確には、実際の実行の時点でお話ができるものというふうに思っておりますが、しかし昨日も御答弁させていただきましたように、いわゆる大胆な投資というものも、ハード・ソフト面で必要である。これは再生に向けての大きなかぎになるというふうに思っているところでございます。総合的に、いわゆる鳥瞰図的に、あるいは虫瞰図的に眺め渡して今後の再生計画、返済計画、または事業計画を立てていかなければならないというふうに思っているところでございます。くま川下りの最大の発展方向であるその環境を、ぜひ整えてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、市長のほうから、再生、10年間ですかね、一応考えていかなくちやいけないということと、やはりまずはくま川下りの再生をとにかく急いで行っていただきたいし、私は最初に言いましたように、ここはなくしてはいけないと思います。確かにラフティングにもたくさんの方が来ていただいておりますが、これから年配の方、私も年配ですけど、そういった方はやっぱりくま川下りのほうがいいのかなという気がしますので、さっき言いましたように、やはり短縮コースというのも十分に検討いただいて、やはり御年配の方はくま川下りの短縮で楽しめると、そういったコースもぜひ私は検討していただきたいと思います。くま川下りについてはこれで終わります。

次に、人吉球磨の観光対策の取り組みについてお尋ねします。去る1月15、16日に経済建設委員会で、川越市、茨城県笠間市に行政視察として行かせていただきました。川越市は人口34万8,000人で、東京都内からも近くて交通の便もよく、奥様グループなど昼食を兼ねた気軽な旅行などができ、土曜、日曜など、城下町小江戸としてかなりの観光客が訪れておられる観光地でした。今回は、笠間市が行っておられる着地型観光の取り組み、笠間発見ツアーに目を向け、人吉市において活用できる策はないのか考えてみました。現在、人吉球磨においても、縣市町村と連携を取り、観光振興に取り組まれておられると思いますが、1回目の質問として、今後、どのような計画で進めていかれるのかお尋ねをします。また、経済部長御自身、行政視察に同行いただきましたが、笠間市と人吉市とあわせ見ての御感想をお聞かせください。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

今年度は人吉球磨広域行政組合に広域観光課が設置され、広域観光元年という年に位置づけて、組織、事業等の連携を図ってまいりました。具体的には、球磨地域振興局が事務局の人吉球磨地域観光推進協議会やひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会など、広域で事業を行っている組織がそれぞれ連携し、例えば相良三十三観音めぐりウォークや人吉球磨は、ひなまつり事業などのイベントを、垣根を越えて実施、PRするなど行ってまいりました。人吉球磨は一つという認識のもと、各団体間の連携が非常にスムーズに行われた年になりました。今後は各組織の事業を検証し、より効果的な広域連携の体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、行政視察に私も同行させていただきました。茨城県笠間市についてでございますが、笠間市には日本三大稲荷の笠間稲荷神社があり、笠間焼という地場産業の陶芸があり、茨城県の陶芸美術館など核になる観光施設がございます。また、笠間焼の陶芸家や窯元が一堂に会する笠間の陶炎祭（ひまつり）など、年間を通じて多くのイベントを実施されており、観光客の誘致に努力されております。現在は、笠間観光協会が旅行業二種の免許を取り、笠間発見伝という体験型プランを商品化し販売するなど、力を入れられております。人吉市には、青井阿蘇神社、球磨川、お城まつりやおくんち祭、春風マラソンなどのイベント、数多くの

文化財、球磨焼酎などの食と観光素材には何ら引けをとっていないし、それ以上のものはあると思っております。笠間市の観光客は年間300万人以上、人吉市が約130万人ということで、何の違いかと考えますと、東京都市圏の3,000万人以上が近くに住んでいるのは大きいと思います。また、観光協会が旅行業の免許を取り、自前の観光素材を商品として売っているというのも参考になった次第でございます。

人吉市の観光が今後伸びるためには、東京都市圏の近くという地理的な優位性がない人吉市に、遠くても人吉市を観光目的に来ていただく魅力を磨く以外にはないと考えます。それには、広域観光としての球磨との連携が非常に重要になってくると考えます。また、笠間観光協会では旅行業の免許を取っておられました、やはり観光をコーディネートできる人材の養成、確保も大いに重要な課題だと認識を新たにされた次第でございました。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 広域観光元年という位置づけということで、垣根を越え、人吉球磨は一つになって観光振興に努めようとのことだと思いますが、この縦長いといいますが、人吉球磨の市町村はそれぞれにとらえ方がどうしても温度差が生じてくることがあるかと思えます。共通した方向性を相互で認識していただき、言葉だけの連携で終わることなく、実行していくための連携づくりをお願いしたいと思えます。また、部長から述べていただいた感想、本当に私も一緒に同行させていただき、笠間市のすばらしさを本当に感じました。人吉市で生かせるものがあれば、本当にありがたいなという気持ちで帰ってきたところです。

その中で、笠間市の担当者の方の説明をお聞きしましたが、資料に目を通すことなく、すばらしくわかりやすい説明をいただいたことが印象として残っています。観光協会の方でしたが、以前は民間の旅行会社に勤務されていたとのことでした。私が感じたのは、経験者の方の助言、指導が、企画を進めて行く上でいかに大切かということでした。まず、旅行商品を販売するには旅行業登録が必要なことから、笠間観光協会が旅行業二種を取得され、このようにすばらしいパンフレットがあるわけなんですけど、いくつかありますが作成され、さまざまな組織、団体などへ直接営業による誘客、旅行会社との連携、モデルプランを商品化し販売などを行っておられました。

当市においても、さまざまな観光誘客に取り組んでいただいていると思えますが、2回目の質問として、今一度、観光パンフレットの有効活用、あるいは温泉、神社仏閣、郷土の文化、民芸など、どれだけ幅広く紹介しているのか再検証を行い、民間活力の導入など取り組むことは今後必要に思いますが、どのようにお考えなのかお尋ねします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

私たちの地域には、国宝青井阿蘇神社や人吉城などの歴史的建造物を初め、球磨川や川辺川などの自然、そして相良700年の歴史と文化、鉄道遺産である肥薩線、泉質がよいと評判

の温泉など、魅力ある観光素材が数多く存在しております。人吉市では、観光客の皆様これらの情報を発信するため、さまざまな情報が掲載されている総合的なパンフレットを初め、個別に詳細な情報を紹介するチラシなどを作成し、お客様に送付し、観光案内所への設置及び観光物産店などで配布を行っております。これらの印刷物については、人吉市のみならず、人吉温泉観光協会、球磨地域振興局、ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会など団体で作成されているものや、それぞれの観光施設にて独自に作成されているものなど、多種多様な印刷物が存在しております。その背景には、どうしても行政がかかわりにくい分野、領域があることも事実で、的確に買い手側のニーズに応えるためには、行政の限界を超えなければならない部分もございまして、議員御指摘の民間の力をお借りする手法も今後はさらに有効な手段だと認識をしております。

つきましては、今後も各団体との協議を行い、より効果的なパンフレットの作成をしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今回の研修の中で、空中放出型宣伝という言葉が使われました。意味は、キャンペーン、チラシ、パンフレットなど、成果、効果、費用対効果など、検証しないで作成、配布するとのことでした。そこで、取り入れられたのが旅行業であり、旅行業二種の取得で、先ほど述べました旅行会社との連携、組織、団体への営業活動がスムーズになったということです。

そこで、笠間発見ツアーズの取り組みの活用を人吉市に置きかえてみました。笠間市の場合、ものづくり体験、パワースポット巡り、自然を満喫など、このパンフレットだけでも11種類のコースが紹介されているわけです。別々ですが、こういったのがつくられていました。これは観光協会がつくられているんですけど。

そこで、人吉市ではどのような取り組みが可能か、タクシー会社様、お寺、民芸芸様などお伺いし、現在の状況、あるいはこれからの観光のあり方などについてお尋ねしました。タクシー会社様は、それぞれに市内、市町村の観光コースを、各社このように作成されておられました。お尋ねがあれば、お客様に紹介しているとのことでした。ドライバーの皆様もお客様に対して、おもてなしの心で一生懸命に取り組んでおられることを改めて気づいた次第です。ただ、お見えいただいた方、尋ねられた方とのことで、広く外向けまでには宣伝ができていないようにも感じました。また、現在、燃料高騰などの影響で、お客様が利用しやすい料金設定が今後の課題になるようにも思いました。

陶芸の先生からは、これからの観光は、見る観光から体験型観光、必要になってくると考える。自分もそういったことでの取り組みには協力は惜しまないと、ありがたいお考えを聞くことができました。また、クラフトパーク石野公園の常設展示場の活用にも御意見をいた

できました。地元工芸家の先生の作品展示を行い、先生方のお力をお借りし、他県のお仲間の作品の展示も可能になるかと思えます。お寺の住職様からは、現在でも他方面から、御夫婦、小グループなどお見えいただいているとのことでした。新たな取り組みにも対応できますとのことでした。

当市には国宝青井阿蘇神社、人吉温泉、相良三十三観音めぐりなど、観光コースに組み込めるすばらしいところもあります。3回目の質問ですが、多少の時間をかけてでもタクシー会社様と連携し、人吉球磨の観光コースを検討されるお考えはないかお尋ねします。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

JRやバスなどで人吉市にお越しいただいた観光客の皆様にとりまして、観光地を便利に回ることができ、また乗務員の方が観光案内をされるタクシーは非常に重要な移動手段の一つであると考えます。各タクシー事業者の皆様には、人吉市の魅力を観光客の皆様へ伝えていただくため、各社で観光案内人養成講座を受講されたり、また人吉市の観光についての研修を開催されるなど、観光案内についての魅力向上に努めていただいていますことに、心から感謝申し上げます。

各社で魅力的な観光客向けのコースを設定され、お客さまのニーズに合った観光コースの御案内をされていますので、行政として今後もタクシー会社各社との情報交換を行いながら、魅力ある観光コースの設定について協議してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 4番。大塚則男議員。

○**4番（大塚則男君）** ただいま答弁いただきましたように、タクシー会社様も、そして乗務員の方も観光案内に積極的に取り組まれていますので、ぜひ一体となって取り組んでいただきたいと考えます。

次に、おもてなしの気持ちを込めて、人吉駅前に「歓迎 人吉温泉」の看板の設置はできないものか。さらに、人吉温泉の施設名称を短冊型にして、ぜひ掲げるべきと思います。確かに、人吉の観光協会にはこのように温泉のパンフレットに記載されていますが、駅に降り立った瞬間、目に映るインパクトがさらに効果を増すのではないかと考えます。

同じく、人吉インターチェンジ近くを見たとき、各社ばらばらの広告がありますが、目につくのは各町村への方向の案内と、斎場を営まれる民間の大きな広告が目に入ります。人吉市の玄関口でもありますので統一したスタイルにし、人吉駅と同様に「歓迎 人吉温泉」の看板、各温泉の施設の案内など掲げることが、お見えいただくお客様へのおもてなしの一つになると思いますが、4回目の質問として、設置の方法で検討できないかお尋ねします。

○**経済部長（松田知良君）** お答えいたします。

観光看板設置につきましては、これまでも各方面からさまざまな意見をいただいているところでございます。議員の御質問のとおり、人吉市を訪れていただいた観光客の皆様が一番

最初に目に入る看板で、おもてなしの表現を伝えることは非常に有効であると考えます。人吉インターチェンジ付近には、特に鹿児島方面からの走行車両によく見えるように、梢山工業団地のそばに「人吉温泉郷」という電照看板を設置し、夜間でも目立つようにしているところがございます。そのほかに、インターチェンジ出口付近に道路案内や観光施設の紹介看板など、主に目的地案内のための看板が多数設置されております。

昨年末に今後の景観やまちづくりを進めていく上で基本となるグランドデザインが作成されましたので、観光看板のみならず、全市的な方向性に沿った景観、町並みづくりを実践する必要があります。新規の観光看板につきましても、十分な協議をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 人吉駅は列車で来る玄関口、インターチェンジは車で来られた方の玄関口ということですので、やはりどちらも歓迎するという意味でもぜひ検討していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

今の看板の前、先ほど述べました人吉球磨観光コースの設置について、これも提案なんです。例えば観光振興課の業務としてでなく、市の職員の皆様に、改めて各施設、観光名所などグループで見学する「再発見 人吉球磨観光」を実施されてはいかがでしょうか。実施された後、それぞれで観光コースを検討され、観光協会と連携し、商品化されることもできるものと思っております。職員のグループで各名所を回ってみてもらえたら、より一層いいコースができるものと思っておりますが、5回目の質問として、総務部長、検討されてみてはいかがでしょうか、お尋ねします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

議員御提案の全市職員の企画提案による観光コースの設定というのも一つの手段であろうと存じますが、観光コースの設定につきましては、観光客のニーズ、商品化されたときの販売方法等、さまざまな観点からの検討、分析も必要になってまいります。全職員が各施設、観光名所などをグループで見学し、再発見するとしましても、職員として地域を知るという点では効果的であろうと考えておりますが、現実的には難しい面もあろうかと存じます。

こうした観光コースの設定につきましては、行政職員だけの発想ではなく、観光関係者や地域住民の皆様方との協働、連携の中で作り上げていくもののほうが、はるかに充実した内容のものができるのではないかなというふうに感じているところがございます。職員の中には、地域づくり団体等に参加し、市民の皆様方と一緒に観光コースの企画等を行っている職員もおりますし、職員で構成されました自主研究グループで観光に限らず、まちづくりについて活動を行っている職員もおります。こういった自主研究グループでの活動に対しましては、助成制度も設けているところございまして、このような制度を活用した職員

の自主性にも期待するところでございます。

御提案いただきました内容につきましては、全職員を対象して行うことは難しい点もあろうかとは存じますが、これまでも市政の課題等をテーマとした職員の基礎力研修として、国宝となりました青井神社に関する研修や、多重債務に関する研修、ごみ分別研修などをさまざまに実施してきたところでございますので、今後このような職員研修の中に取り入れられないか検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいまのお答えで、職員による再発見コースは難しいとのことですが、私はおもしろいと思いますよ。職員の方は3年ないし5年で異動があるかと思いますが、自分の足で行き体験したことは、知識として自信を持ってお客様に勧められると思います。いろいろと活動いただいているようですが、観光振興課あるいは観光協会の職員だけが担当するものと考えず、全職員で人吉球磨の観光に目を向けていくのもいいのではないかと、また新規採用の新人研修に取り入れてもいいのではないかとと思います。ただ、グループで行く場合に、球磨焼酎の蔵元だけめぐって試飲されては困りますし、温泉だけ入って温泉三昧でも困りますから、このところはちょっとまた別問題なんですけど、ぜひ検討いただきたいと思います。

次に、空き店舗対策について1点お尋ねします。人吉市は、商工会議所、不動産業、所有者と連携され、空き店舗対策に取り組んでおられますが、質問として、現在までどのような成果があらわれているのかお尋ねします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

本市は、中心市街地の活性化を図るため、昨年4月に商工会議所並びに一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会と連携協力に関する協定を結びまして、物件情報の共有化、活用により、空き店舗対策に取り組んでいるところでございます。中心市街地の空き店舗物件台帳につきましては、昨年7月に整備し、窓口で閲覧できるようにいたしました。また、本市のホームページを活用しまして、その取り組みを広く情報発信いたしております。その成果についてでございますが、空き店舗の情報を市、商工会議所及び不動産を斡旋、仲介される協会の三者で広く共有することにより、店舗を借りる方のニーズに応じたマッチング、円滑な仲介及び取引が行われている状況にあるようでございます。

本市が実施しております空き店舗開業支援事業におきます賃借料、いわゆる家賃補助制度の過去5年間の運用実績でございますが、3年間補助の年度別延べ件数で申し上げますと、平成21年度、2件、平成22年度、4件、平成23年度、5件、平成24年度、3件、そして平成25年度は8件の申請があり、継続の3件と合わせ、合計11件の事業者が運用されている状況でございます。本年度は、不動産を斡旋、仲介される協会と連携協力することによりまして、

商店街活性化事業補助金におきます家賃補助制度が広く周知され、制度を有効に活用されることで、創業・起業家支援につながり、市街地活性化に寄与しているものと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 実は、私も40年ぐらい前までは九日町で働いていました。東九日町ですか、電線地中化に取り組んだときも勤務してまして、当時のことをよく覚えています。まちづくりの一つととらえていました。すっきりして人も来やすいということで、そういったことであの当時はこのようなまちになるとはだれも想像しませんし、美しいまちという印象が強かったんじゃないかなと思います。土地の評価も九日町が一番高かったのを記憶しています。

しかし、あれから40年、変わりました。人の流れ、お店の様子、商店街の活気、祭りのときの人の集まり、花火のときのにぎわい、どこにいつてしまったのでしょうか。本当に寂しい気持ちになります。

ただいま空き店舗対策等述べていただきましたけど、昨年4月からの取り組みで、実績としては11件ほど出ておりますが、ここで成果を求めるには無理があるかと思います。まずは商店街の空き店舗活用の増加、商店街活性化事業補助金制度を活用された起業家が継続して営業できる環境づくり、町なかの景観、定番のお土産、食の魅力、来訪者に合わせた営業時間、宿泊の魅力、そしておもてなしの心などが、通年型観光地の条件の一つと考えますので、さらに官民一体となって取り組むことが大切かと思います。

最後の質問になりますが、次に高齢者対策について1点お尋ねします。現在、人吉市の高齢者人口は1万1,000人前後かと思いますが、その中で老人クラブに加入されている方は3,400名程度で、年々減少傾向にあり、老人クラブ活動が継続できず、役員不足になり、各町内の老人会も組織としての維持に苦勞されておられます。これは高齢化社会の加速が進んでいることのあらわれだと思います。

そのような中、各町内の老人クラブの皆様には、日ごろからさまざまな活動を通して、地域、さらには市政に対して貢献いただいていることと思いますが、どのような福祉活動、地域活動に参加いただいておりますのかお尋ねします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

老人クラブは、健康、友愛、奉仕をモットーとされ、さまざまな活動に取り組まれております。御質問がございました福祉活動、地域活動に特化した活動を挙げさせていただきますと、おひとり暮らしや病弱な高齢者の方々の見守りや話し相手をされております友愛活動としてのシルバーヘルパー活動、また児童・生徒の登下校の際にあいさつ運動を兼ね、子供たちの見守りをされておりますこども王国保安官活動が市民の方々によく知られている活動ではないかと存じております。このほか、各地域におきまして、清掃や除草等の美化活動にも

積極的に取り組まれておりますし、町内会を初め子供会との交流も盛んで、昔から続く伝承行事の継承を願われまして、もぐら打ち、しゅんなめじょ、十五夜の綱引き、七夕祭など、これらに伴う道具づくり技術伝承などに御尽力をいただいております。さらに、市や県、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、福祉施設、ボランティア団体などとの密接な連携を図られながら、福祉の向上、とりわけ高齢者福祉の推進に御尽力いただいております。これに加えて、毎年の赤い羽根共同募金におきましては、会員の皆様方の御理解、御協力を賜りまして、多額の募金を寄せていただいております。

去る2月16日に、第11回ひとよし春風マラソンが開催されましたが、応援の際に使われる選手名が記載してあります応援小旗は、老人クラブの女性部の方々が、毎年、精魂を込められて手づくりをされているものでございます。このように老人クラブの活動は、広範かつ多岐にわたっており、市政及び地区の発展及び福祉の向上には必要不可欠であるという認識をもっておりまして、改めまして衷心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま答弁いただきましたとおり、老人クラブの皆さんは広範囲、そして多岐にわたり福祉活動、地域活動に御貢献いただいております。改めて感謝とお礼を申し上げたいと思います。行政においても、老人クラブに対して、称賛すべき活動で広く評価されているものと述べていただきました。

そこで、2月21日に行われました中原校区町内会、市政懇談会の席において松岡健康福祉部長は、「地域の絆の復活、地域社会に参加していただくよう啓発を行う。幅広い年齢層の方々にも地域活動の重要性を理解していただくよう関係部署と連携し、啓発に努めたい。」と述べておられます。

実は、私も町内の老人クラブに入会していますが、一番若いんです。先日、お隣の町内の老人クラブと親睦のグラウンドゴルフに参加しました。一番若いんです。最年長の方は80歳を超えておられました。さまざまな行事に参加したくても、体力の衰えなどから参加できない御高齢の方がますますふえていくものと考えます。

ある祝賀会の席において、田中市長が「長生きしてください。88歳になりますと、2万円のお祝い金があります。100歳になられましたら、何と3万円のお祝い品が出ます。」と述べられました。また、これまで人吉市の発展に貢献していただきました御高齢の方を大切にしないではないとお話しされたのを私は記憶しております。

そこで、今回、人吉市老人福祉センターの利用料金の見直しが提案されていますが、今までさまざまな福祉活動、地域貢献に御尽力をいただいております老人クラブの皆さまに対して、福祉センターの利用については、使用料の割引などできないのかお尋ねします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

議員御提言の老人クラブ会員に対する老人福祉センター利用料の割引による老人クラブ会員の増加策、活性化策でございますが、老人福祉センターは老人福祉法に基づく老人福祉施設であり、老人に対して健康の増進、教養の向上などの便宜を総合的に図る施設でございます。そのため、利用資格も高齢者に限定し、利用料金も今回見直しをさせていただきましたが、それでも市内にございます類似施設と比べ、低額の利用料金設定となっております。このような老人福祉センターの設立、運営の趣旨、また公の施設であることから、老人クラブの会員の方だけに割引、その他有利な条件で御利用いただくことは、非常に難しいのではないかと考えております。

しかしながら、老人クラブの活動は、市政及び地域の発展と福祉向上には不可欠であると認識をしておりますので、さまざまな角度から幅広く支援をさせていただきたいと考えているところでございます。特に、ことし人吉市老人クラブ連合会の設立50周年という節目の年でもございますので、これまで以上に老人クラブ連合会と一体となりまして、広報ひとよしや市のホームページを利活用しながら、会員のメリットや活動などを広く周知、啓発を図るなど、実効性のある施策を展開しながら、老人クラブの活性化につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま御答弁いただきましたが、ちょっと難しいということですね。しかし、長生きしてほしい、80歳まで、88歳まで、老人福祉センターの温泉に入ったら、もっと長生きされるかもしれません。やはり、もしできることならもう一回考えていただいて、検討していただきたいと思います。皆さん福祉バスで送迎していただくんですけど、楽しみにされている方もたくさんいらっしゃいますので、福祉センターの温泉に入って気持ちよかったなど、そう思われるように、ぜひもう一度御検討をお願いしたいと思います。

制度上といたしますか、公の施設であり、特定の会員だけの優遇措置は難しいということですが、ただ、老人クラブの活動に対して、必要不可欠であり、しっかりと認識していただいており、老人クラブ連合会にはこれまで以上にさまざまな施策を展開していくとのこと。老人クラブ連合会から、各町内の老人クラブへの積極的な働きかけや、活動しやすい体制づくりに努めていただくことも必要なことではなかろうかと思っております。

これをもちまして、私の一般質問を終わりますが、3月末をもって退職されます山本市民部長、職員の皆様、長い間のお勤め、御苦勞さまでした。今後も健康に留意され、一市民として御協力いただきますようよろしく申し上げます。

これで終わります。

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。本日はこれをもって散

会いたします。

午後 3 時09分 散会

平成26年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第5号）

平成26年3月7日 金曜日

1. 議事日程第5号

平成26年3月7日 午前10時 開議

日程第1 一般質問

1. 高瀬 堅一 君
2. 村口 隆 君
3. 仲村 勝治 君

日程第2 議案の訂正について

（議第109号 人吉市生活環境保全美化条例の制定について）

日程第3 議第47号 平成25年度人吉市一般会計補正予算（第10号）

日程第4 議第48号 平成25年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

日程第5 委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

1番	宮崎	保君
2番	高瀬	堅一君
3番	村口	隆君
4番	大塚	則男君
5番	平田	清吉君
6番	犬童	利夫君
7番	松岡	隼人君
8番	井上	光浩君
9番	豊永	貞夫君
10番	川野	精一君
11番	笹山	欣悟君
12番	西	信八郎君
13番	村上	恵一君
14番	田中	哲君

15番 仲 村 勝 治 君

16番 三 倉 美千子 君

17番 森 口 勝 之 君

18番 永 山 芳 宏 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	坂 崎 博 憲 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	中 村 則 明 君
市 民 部 長	山 本 政 義 君
健康福祉部 長	松 岡 誠 也 君
経 済 部 長	松 田 知 良 君
建 設 部 長	中 村 明 公 君
総 務 部 次 長	迫 田 浩 二 君
市 民 部 次 長	加 賀 邦 保 君
健康福祉部次長	中 川 一 水 君
経 済 部 次 長	大 淵 修 君
建 設 部 次 長	山 田 巧 君
建 設 部 次 長	木 村 秀 敏 君
総 務 課 長	溝 口 尚 也 君
企画財政課長	告 吉 眞二郎 君
自治振興課長	小 澤 洋 之 君
会 計 管 理 者	椎 葉 幹 夫 君
水 道 局 長	田 中 幸 輔 君
上 水 道 課 長	那 須 義 徳 君
教 育 部 長	井 上 祐 太 君
教 育 部 次 長	東 俊 宏 君
農 業 委 員 会 長	舟 戸 幸 弘 君
事 務 局 長	

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局		長	赤	池	謙	介	君
次		長	山	本	繁	美	君
庶	務	係	椎	葉	千	恵	君
書		記	白	坂	禎	敏	君

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き一般質問を行い、一般質問終了後、4日に提案されました議案の訂正についての質疑及び採決、また昨日追加提案されました議第47号及び議第48号の2件に対する質疑を行います。その後委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（永山芳宏君） それでは、これより一般質問を行います。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。高瀬堅一議員。

○2番（高瀬堅一君）（登壇） 皆さん、おはようございます。2番議員の高瀬堅一でございます。通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

項目は、教育問題についてでございます。質問の内容としましては、市内小中学校におけるネットいじめ、ネット被害の実態とその対策についてでございます。ここ数年で、携帯電話やスマートフォンの所有率が大変高くなってきており、私たちの生活には欠かせないものとなってきております。全国の小中学生がどれくらい携帯電話やスマートフォンを所有しているのか調査してみましたが、小学生の携帯電話所有率が一番高かったのが57.3%で東京都、2番目に高かったのが56.8%で神奈川県、3番目に高かったのが53.1%で大阪府となっております。熊本県はどれくらいかといいますと44.3%で全国47都道府県の中で12番目であります。また、中学生の携帯電話所有率においては、熊本県は61.4%で26番目でありました。さらに携帯電話所有率が高い県は、全国学力テストの正答率が低いという調査結果も出ているようでございます。

そこでお尋ねいたしますが、市内小中学生のどれくらいの児童が携帯電話もしくはスマートフォンを所有しているのか、もし調査をされているようであれば、その数値についてお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） 議員の皆様、おはようございます。本日1日よろしくお願ひしたいと思ひます。

御質問にお答えします。本年1月熊本県内一斉に実施されました平成25年度公立小中学校心のアンケートによりますと、自由に使える携帯電話、これは議員が申し上げられましたスマートフォンも入ります、やインターネットに接続されたパソコンを持っていると答えた児童・生徒が市内小中学生1,790人のうち805人、これは45%でございます。それから中学生

975人のうち762人、これはおよそ78%でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 2番。高瀬堅一議員。

○2番（高瀬堅一君） 市内の小学生の所有率が45%、そして中学生の所有率が78%ということでしたが、中学生に関しては熊本県平均の61%を大幅に上回っているようでございます。

そこで高度情報通信社会と言われている今、携帯電話やパソコンからいつでもどこでも気軽にインターネットに接続でき、大変便利になってきておりますが、その一方ではさまざまなネットいじめやネット被害、ネット犯罪が起き、それに子供たちが巻き込まれるケースが増加しています。また、子供が被害者だけでなく、加害者になるケースも起きているようでございます。最近件数がふえている事例としましては、書き込みやメールでの誹謗中傷、SNSやプロフィールでのいじめ、メールによるいじめ、なりすまし投稿による誹謗中傷、動画サイトを用いたいじめ。また、誘い出しによる性的被害、SNSやゲームサイトで知り合った人からの誘い出しや強迫、出会い系サイトで知り合った人からの性的強迫、掲示板等への書き込みが原因での暴力行為などさまざまないじめネット被害が起きております。このようなネットいじめ、ネット被害に関連した件で、学校いじめ対策委員会、またはいじめ対策サポートチーム、そして教育委員会等に対して相談を持ちかけられたケースはあるのか、お尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。さっき議員が申し上げられました学校いじめ対策委員会、こちらのほうには、やはり何件かのそういう御相談がぁありますが、本市が昨年1月に立ち上げました人吉市いじめ対策サポートチーム、それから本市教育委員会のほうには、現在のところネットいじめ等の相談は受けていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 2番。高瀬堅一議員。

○2番（高瀬堅一君） ネットいじめについての相談はないということですが、よく考えてみれば、このような問題で相談をする事態になってしまっているというのは、極めて深刻な事態であると考えられますので、実際相談はなくても実例としては発生している可能性があるのではないかと感じております。

皆さん御存じかと思いますが、ネットいじめについてどういうものか簡単に御説明をいたします。ネットいじめとは、携帯電話やパソコンを通じてインターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の子供の悪口や誹謗中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法によりいじめを行うものです。また、ネットいじめの内容についてですが、ネットいじめにはさまざまなものがありますが、インターネット上の掲示板やブログ、プロフィールサイトに特定の子供の誹謗中傷を書き込みいじめにつながるケースと、掲示板やブログ、プ

プロフィールサイトに、本人に無断で実名や個人が特定できる表現を用いて、電話番号や写真等の個人情報が掲載され、そのために迷惑メールが届くようになったり、個人情報に加えて、容姿や性格等を誹謗中傷する書き込みをされ、クラス全体から無視されるなどのいじめにつながるケースと、特定の子供になりすまして、無断でプロフィールなどを作成し、その特定の子供の電話番号やメールアドレスなどの個人情報を掲載した上、「暇だから電話して」などと書き込みをしたことにより、個人情報を掲載された児童・生徒に、他人から電話がかかってくるなどの被害があります。ネット上でのいじめ、これは新しいいじめの形態であると思いますが、過去にはネットいじめによる自殺や殺人も起きております。文部科学省のいじめの問題に関する緊急調査においては、平成23年度の全国の国公私立の小中高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は7万件であり、平成24年8月には学校教育委員会のいじめの問題への取り組み状況を今一度見直すため、いじめの問題に関する児童・生徒の事態把握、並びに教育委員会及び学校の取り組み状況に係る緊急調査を実施され、平成24年4月から6カ月間のいじめの認知件数は、14万4,000件に上ったと報告されております。また、いじめの問題への取り組み状況について調査した結果、平成23年度中に全児童・生徒を対象としたいじめの実態把握に関するアンケートを実施していないと回答した学校が5.4%、いじめの問題に関する校内研修を実施していないと回答した学校が12.1%、犯罪の可能性がある行為について、直ちに警察に通報しその協力を得て対応していますかという問いに対し、特に通報していないと回答した学校が11.4%あるなど、教育委員会及び学校のさらなる取り組みに充実が求められる状況であるというように調査報告がされております。

そこでお伺いたします。本市において実態調査は実施されているのか。実施されているのであれば、ネットいじめ、あるいはネット被害の事例はあったのか。あったとすれば、どのような対応をされたのか、お尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

ネットいじめ等についての実態調査でございますけれども、これは先ほど1回目で答弁いたしました平成25年度公立小中学校の心のアンケートの中で調査をされております。この調査では、小学校、中学校のいずれもネット上でのいじめを受けたという回答がありました。関係小中学校では詳しい聞き取り調査が行われているところでございます。いずれも内容的には、友達とのメールのやり取りの中で、自分への悪口が書かれていたので嫌な思いをしたといった内容が主でございました。その後、学校では指導が行われまして、現在も継続した見守り対応を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 2番。高瀬堅一議員。

○2番（高瀬堅一君） ただいまの答弁の中にありました心のアンケートについては、子供たちが比較的素直な気持ちをあらわしたものではないかというふうに思っております。その中

でネット上のいじめを受けたという回答があるようでございますので、今後しっかりと対応を取っていただきたいというふうに思っております。

児童の出会い系サイトの利用は法律で禁止されていますが、平成25年上半期の出会い系サイトやコミュニティーサイトに関連した事件の検挙件数は1,227件で、15歳以下で犯罪被害に遭った児童が342人と報告がされております。これは警察で把握されている数ですので、全く氷山の一角だと思っております。まだまだそれ以上に被害に遭った児童はいると思っております。早く今の子供たちを取り巻く社会を本気で考え、変えていかなければならないのではないのでしょうか。小中学生の携帯電話所有率が上がれば上がるほど、たくさんの子供たちが犯罪や被害に巻き込まれていく危険性があるのではないのでしょうか。調査していく中で警察官の方にお話を伺ったのですが、やはり今後さらにこのようなネットいじめ、ネット被害はふえていくだろうと、危機感を持っておられました。さらに新聞報道等によりますと、ネットいじめ、ネット被害によって登校拒否、あるいはもっと深刻な事態に陥っているケースが数多く報道されております。

本市においては、平成24年度に学校いじめ対策委員会を設置され、また教育委員会内にはいじめ対策サポートチームを編成され、いじめの早期発見、早期解決を行い、いじめを絶対に許さない学校づくりを目指し活動しておられますが、これがどのような活動であったのか、またこのような新たなネットいじめ、ネット被害に関して今後予定されている新たな取り組みはあるのか、ありましたらお聞かせください。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

これまでいじめ対策サポートチームにおきましては、今御質問のネットいじめ等の問題は非常に喫緊の課題であるとの認識のもと、携帯電話やスマートフォン等のＩＣ機器についての理解、それからネットいじめの事例について研修を行いまして、その対応に備えてまいりました。また、市内小中学校の学校いじめ対策委員会におきましては、いじめの把握のための調査、それからいじめの緊急対応も行ってまいりました。あわせてこれまでの取り組みに加えまして、これから申し述べます三つの点につきまして取り組みの必要があるというふうに考えているところでございます。

まず1点目でございます。携帯電話を所持すること、携帯電話を持つことの危険性を児童・生徒へ周知すること。また、被害から守るための対処方法の指導でございます。携帯電話による被害は小学生にも広がっておりまして、小学校段階からその危険性について理解を促し、被害から児童・生徒を守るための対策を発達段階に応じて行う必要がございます。

二つ目でございます。加害行為が犯罪につながることの児童・生徒への周知でございます。これは人の悪口をブログや掲示板等へ書き込む行為や、先ほど議員がおっしゃいましたなりすましメールを送る行為、それから他人の個人情報や画像をネット上で公開する行為など、こういう行為は犯罪につながる行為であることを徹底して指導する必要があると考えている

からでございます。

今、述べました2点につきましては、これまで市内の小中学校の授業で取り込まれておりました情報モラルの授業の中に取り入れていただくように働きかけております。

それから3点目。これはこれからの取り組みにつながるとは思いますけれども、児童・生徒の携帯電話等への過度の依存傾向を脱却させることでございます。これは先の調査、先の調査というのは先ほど申しました心のアンケートでございますけれども、携帯電話を使って、1日平均1時間以上使っていると答えた児童・生徒が、小学校高学年616名中94名、中学校975名中321名いたるところでございます。中には3時間以上使っている児童・生徒もおり、これは携帯電話等への過度の依存傾向が顕著になっているゆゆしき事態ということがわかるわけでございます。各過程での決まりを再度見直していただき、適切な使用時間を決めていただくこと、それからフィルタリング、これは有害サイトへのアクセスを制御する、そういうものを利用していただくよう今後働きかけてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 2番。高瀬堅一議員。

○2番（高瀬堅一君） ただいま部長より3点ほど今後の取り組みについて答弁いただきましたが、児童・生徒への指導、危険性の周知を徹底して行っていただきたいというふうに思っております。

ここで本定例会における市長の施政方針の中で、子育てに関する部分についてもお尋ねしておきたいと思っております。いじめを初め、児童・生徒が抱えるさまざまな問題や悩みごとの相談窓口として、人吉っ子アドバイザーを配置し、家庭児童相談員、保健師、保護者、学校など関係機関と連携し、問題解決に努め、児童・生徒が快適な学校生活を送れるよう支援を行ってきたと述べられましたが、どのような問題があったのか。例えば登校拒否やいじめによって学校を転校した件はあったのか。また、どのように解決をされ、どのような支援であったのか、お尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

現在、市の教育委員会には4名の人吉っ子アドバイザーが市内の小中学校に在籍します児童・生徒のいじめ、不登校等の課題に対処するため、配置をされているところでございます。本年度はこれまで一つの事案につきまして数回の相談を行っております関係で、件数等は延べ件数でお答えをさせていただきますけれども、合計193件の教育相談に対応してきたところでございます。まずは最初の質問、その内容がどのようなものであったのかでございますけれども、その相談内容は、これは不登校に係る内容が大半を占めているところでございます。次に、登校拒否やいじめによって、学校を転校した件はあったのかというような御質問でございますけれども、教育委員会のほうでは、現在のところ、それを確認している事案はないということでお答えをさせていただきたいと思っております。それから三つ目ですけれども、解決に向

けての取り組みでございます。人吉っ子アドバイザーは相談者からの話を聞き取りまして、当然カウンセリング等を行っております。また、相談の内容の概要、相談の中身につきましては学校、それから関係機関にも伝えまして、それから児童・生徒の支援指導に学校のほうでは役立てられているというふうに聞いております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 2番。高瀬堅一議員。

○2番（高瀬堅一君） それでは次の質問ですが、これまでいじめられる側の視点に立って質問してまいりましたが、逆にいじめる側の問題であります、いじめ問題が発生したときには、やはりいじめる側に相当の問題があるのではないかと思います、そのいじめる側の児童、あるいは保護者にはどのような対応を取られているのか。それぞれ家庭環境などさまざまな事情があつて難しいとは思いますが、大事なところであると考えますのでお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

加害児童・生徒及び保護者につきましては、学校におきまして以下のような対応をいたします。まず、加害児童・生徒への指導については、いじめの事実が判明した場合、被害者からの情報だけにとらわれることなく、また安易に加害者と決めつけず、事実関係、背景、理由等の確認を十分に行うこととしております。さらに不満、不安等の訴えを十分に聞き取るとともに、あわせて被害児童・生徒のつらさ等に気づかせ、さらには課題解決のための援助を行っております。

次に、加害児童・生徒及び被害児童・生徒の保護者への対応につきましては、まず子供たちのいじめの状況から把握できた事実関係、背景、理由等について丁寧に説明確認を行います。さらにいじめが今後二度と起こることがないように、保護者と加害児童・生徒、保護者と被害児童・生徒、保護者と保護者がいじめの事実きちんと向き合い、子供たちの心を変容させる場面づくりを行うこととしております。このような対応が行われたにもかかわらず、いじめが続く場合は、本教育委員会は学校教育法第35条の規定により、出席停止等の措置を含めた対応ができるとされております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 2番。高瀬堅一議員。

○2番（高瀬堅一君） 法による厳しい措置も最終的にはとれるようではありますが、そういう事態にならないように、これまで同様に事前の対応をしっかりとっていただきたいというふうに思っております。

最後の質問になりますが、教育長にお尋ねいたします。ある事例でございますが、いち早く小中学生の携帯電話対策に取り組まれた石川県の野々市市においては、全国でも珍しく小中学校からケータイ・リテラシー教育を行っておられ、町内会やPTAなど町の各種団体に

より設立された“ののいちっ子を育てる”市民会議が中心となり、義務教育期間は携帯を持たせないという取り組みを行っておられます。私は先日、石川県の野々市市教育委員会に直接電話してお尋ねしましたところ、平成25年1月の調査結果では、野々市市の携帯電話所有率は、小学生が13.4%、中学生が15.2%、またスマートフォンにおいては、小学生が1.5%、中学生が5.4%となっており、全国の平均と比べても大幅に低い水準であり、青少年の不良行為などによる補導件数も減少傾向にあるなど、効果が大きくあらわれているというお話でございました。

そこで人吉においては、子供、子育てに関する理念が昨年12月議会で制定した条例によって示されております。大事な部分ですので改めて引用させていただきます。人吉市子ども・子育て基本条例の前文に、「子どもは、私たちの生命を受け継ぐかけがえのない宝物であり、人類未来への希望である。本市の美しい自然環境や長い歴史に彩られた豊かな文化の中で、一人ひとりの子どもが健やかに成長することは、私たち市民みんなの願いである。少子化や核家族化の進行に伴い、また、過疎化や高齢化によって、地域や家庭の子育て力の低下が課題となっている今日、子どもを地域の宝として大切に育て、子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備することが、私たちにとって重要な責務となっている。私たちは、今こそしっかりと子どもと向き合い、子どもの確かな成長を見届けていかなければならない。そこで、誰もが安心して子どもを生み、子育てに喜びを感じられるように、また、全ての子どもが等しくその成長に応じた出会いや体験を通して、命の大切さを学び、自立する力、他人を思いやり尊敬しあう心などを身につけられるように育てていくことのできる環境を創り上げていくことを私たちは宣言する。そして、子どもの心身ともに健やかに生きる権利が普遍的なものとして保障され、虐待、いじめ等によりそれが侵害されるときは断固たる行動でこれを阻止し、子育て家庭が幸せを感じることができるよう、地域社会全体が共に手を取り合って具体的に行動しなければならない。ここに、子どもたちがいきいきと輝き、みんながそれを喜び合える人吉の実現を目指してこの条例を制定する。」このように、子供たちを守らなければならない、大切に育てていくんだという強い思いで条例を制定されているわけでございます。数年前までは考えられなかった新たなネット環境によるネットいじめ、ネット被害が発生していますが、こういう実態に学校、教育委員会、社会全体がまだまだ追いついていないのではないのでしょうか。

このような新たな問題に、どのような方向性で解決に取り組んでいかれるのか、教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

ネットいじめのやみ、光はないのか。議員もいろいろな事例を挙げられました。私自身もこの問題を目の当たりにするたびに、心が折れる思いでございます。少しネットいじめということ考えを申し述べたいと存じます。少し長くなりますがお許しいただきたいと思いま

す。

I T社会における人と人のコミュニケーションの変化は、いじめの形態にまで変革をもたらし、不特定多数や匿名という名のもとに、自分の知らないところで誹謗中傷の書き込みなどの被害に遭っているという状況を生み出しています。また、子供たちの生活スタイルや人間関係づくりの面でも大きな影響を与えております。ツールとしては万能の感があるI Tにおいて、欠けている概念、それは現代社会にも希薄になっている想像力の欠如、想像力の重視ではないでしょうか。朝日新聞の紙面に掲載されたはるかぜちゃんこと、子役の春名風花さん11歳ですが、によるコラム、「いじめている君へ」がネット上で大きな話題になっているという現象があります。はるかぜちゃんがいじめをしている人たちに対して、「想像してください。君があざ笑った子がはじめて立った日、はじめて歩いた日、はじめて笑った日、うれしくて泣いたり笑ったりした人たちの姿を。君がキモいウザいと思った人を、世界中の誰（だれ）よりも、じぶんの命にかえても、愛している人たちのことを。」これは原文のままでございます。といじめをしている人たちに想像力を求め、メッセージを送っているものです。想像力の欠如が他人の痛みをみずからのものとして共感できない原因であり、多くの悲劇を生み出す要因だと考えております。

それでは光はないのかということですが、中高年世代が深夜ラジオに夢中になり、応募したリクエストの多くが匿名によるものだったように、人を傷つける手法でなく、気づいてほしいが照れくさいという理由で、匿名という表現方法であったような記憶をしております。名前は言えないけど、あなたのことを応援しています。私だけがあなたの見方です。そういう匿名の応援がサイレント・マジョリティーやこの応援者として存在すること、それを誘引できること、それもI T社会の限りない可能性であると信じています。

御質問のネットいじめ、被害防止のための対策でございますが、まず基本方針でございます。学校や関係機関と連携して、子供たちが安心して生活し、健やかに生活していけるよう、いじめは絶対に許さないという強い気持ちを持って、いじめ防止の取り組みを進めてまいりたいと存じます。特に、インターネットによるいじめや、ネット被害につきましては、社会の動向や子供たちの状況を確実につかみながら、子供たちに情報モラルが醸成されるよう、さまざまな働きかけを行いたいと考えております。

また、昨年9月に公布されましたいじめ防止対策推進法に基づき、人吉市いじめ防止基本方針を策定、年度内に学校へ方針を示すこととしております。具体的には、ネットいじめやネット被害が家庭を中心とした学校外で発生していることを考えますと、各御家庭での決まりを再度見直していただき、適切な使用時間を決めていただくことや、フィルタリングを利用していただくよう働きかけてまいります。また、一昨年（2017年）の8月には、いじめ防止に向けた支援体制を示し、いじめ対策サポートチームにより、学校への支援を開始したところでございます。さらには、いじめに限らず、さまざまな問題行動の未然防止及び早期解決のため、

学校だけではなく保護者や地域の皆様の御協力をいただき、さらには関係機関との連携も必要であると考えております。引き続き、皆様方の御支援を賜りたいと存じます。

携帯電話やICTは便利かもしれませんが、私たちは幸せな時間の大切さとか、はかなさとか、一緒に時代を過ごしている意味を少し忘れがちなのかもしれません。これからの世の中、ネットなしでは生きていくことはできないと思います。さまざまな機会をとらえ、子供たちとともに生きる喜び、人生のかけがえのなさを改めて伝えていける教育でありたいと考えております。重ねて人吉からいじめは絶対に出さないという強い姿勢は強めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 2番。高瀬堅一議員。

○2番（高瀬堅一君） 万が一深刻な事態が発生したら、取り返しのつかないことになりかねません。このような問題は、先に先に手を打っていくことが大事であろうと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

平成23年度には全国の小中高校から報告があった児童・生徒の自殺者数が、200人以上ということが、文部科学省の問題行動調査で報告されております。いじめによる自殺者を絶対に出さない、いじめを絶対に許さないというメッセージを強く発信し、学校、子供、保護者のみならず、地域の人たちの見守り、目配りも必要ではないでしょうか。今後さらに学校、家庭、地域、そして関係機関としっかりと連携をとっていただき、子供たちが生き生きと輝き、みんながそれを喜び合える人吉を実現していただきたいというふうに思っております。

最後になりましたが、今月末をもって退職される山本市民部長、ほか職員の皆様方、大変お疲れさまでした。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君）（登壇） おはようございます。3番議員、新・九州相良クラブの村口でございます。よろしく申し上げます。ちょっと早まって少々戸惑っているんですが、精一杯頑張りたいと思います。

人吉が生んだ偉大な打撃の神様、川上哲治氏が昨年10月28日にお亡くなりになり、約5カ月を迎えようとしております。本市においても2月1日から開催されています川上哲治氏追悼記念展を初め、川上哲治氏の功績をたたえるさまざまな顕彰事業が開催されております。今議会でも一部条例の改正で、人吉市農村運動広場野球場を川上哲治記念球場に名称を変更する改正案が提案されていますが、こういうことでも私たち野球人としては非常にうれしいことでございます。また明日「3月3日」は、その川上哲治記念球場におきまして、第12回川上哲治杯社会人軟式野球大会が昨年の国体準優勝チームと3位のチームを迎え、大分、長

崎、宮崎、鹿児島、熊本市内から、九州のトップクラスチームが集まり開催されます。明日10時半、人吉からも地元の若者が、昨年の全国3位のチームを相手に川上さんの名のプライドを持ち挑みます。この大会の影には川上哲治氏の偉業を後世に伝えるために、一生懸命長年取り組んでこられました実行委員長の岡本光雄氏や、長年協賛をいただいている本市企業の存在を忘れてはならないと思っております。実行委員会が主催なので、あまり市としてはアピールはされておきませんが、私は川上さんの名がうたっており、本市のスポーツ観光に大きく寄与されている、こういう息の長い地元根づいた大会こそ、我々地元の人が50年、100年と続くように盛り上げて守っていかなければいけないと思っております。また本日11時20分からは、NHKでは映像ファイル「あの人に会いたい」で、川上哲治監督の野球にかけた思いが放映されるようでもございます。川上さんの偉大さを改めて感じるところでございます

それでは、通告に従いまして2項目、消防団についてと、市長マニフェストより、多目的運動広場について質問いたします。きのうの一般質問において、豊永貞夫議員が消防団の現状について質問をされましたが、多少重複するところもあるかと思っておりますが、私なりの考え方、見方で質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、1回目の質問に入ります。まず、現在の消防団の現状についてお尋ねします。消防団の現在の団員数、平成8年からの再編後からの団員数、全国的に深刻な問題となっている団員の減少について、どうとらえておられるのか、そして今の条例定数はいつごろ決められたのか、そして現在の条例定数の妥当性について、各分団の充足率はどうなのか、最後に消防団員の事業主に雇用されている被雇用者の割合はどれぐらいあるのか、以上の7点についてお尋ねいたします。

済みません。明日3月8日のところを「3月3日」と言ったようでございます。「3月8日」でございます。御訂正いたします。

○総務部長（中村則明君） おはようございます。それではお答えいたします。

人吉市消防団は今から18年前に組織の再編を行っておりまして、平成8年4月1日から現在の21部体制で組織しているところでございます。再編成以前の条例定数は573名でございましたが、再編成から2年後の平成10年4月に、現在の512名への条例定数の改正を行っております。団員数は平成16年には491名まで減少いたしまして、さらに10年経過した現在の団員数は463名でございます。条例定数の改正から16年間で49名が減少しております。さらに現在の463名の中には新たに導入しました女性消防隊と機能別消防団員の計52名が含まれておりますので、消防団21部に在籍する団員といたしましては、実質的には101名が減少している状況でございます。再編成におきましては34分団定数573名から、現在の21部定数512名体制に移行しました。再編成以降は、退団者に対する新入団員の補充が満足に行えない状況が現在まで続いております。消防団各部の充足率につきましては、再編成当時の各部の団

員数を100%といたしますと、部ごとでございますが最高で100%、最低で57%、平均で約80%となっております。再編成当時の各部の団員数を基準として充足率100%を目指して団員の確保を努めていくことは非常に重要なことでございますが、各部におきましては、現在の団員数を維持するだけでも困難な状況でございます。今後は新入団員の確保を第一といたしまして、機能別消防団員の拡充等の検討もあわせて行ってまいりたいと存じます。

最後に、消防団員の被雇用者の割合でございますが、団員の約8割が被雇用者、いわゆるサラリーマン団員となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。きのう豊永議員の質問の答弁でもございましたので、団員の減少は本当に喫緊の課題ということは十分わかりました。

条例定数についての考えなんですが、市町村の消防団員定数については、市町村が条例で定めることが消防組織法で定められているということでございますが、消防団を取り巻くさまざまな環境の変化に伴い、一部の市町村においては条例定数の削減も行われているようでございます。地域の防災力確保の観点から考えると団員を確保できないことを理由に、定数を削減することは地域の防災力の低下につながり、余り望ましくないという考えもあるとは思いますが、実際、今言われた被雇用率が80%、サラリーマンがふえてきている現状や全国的にみますと人口が減少している市町村では、行政改革に基づく市町村職員の削減などにあわせ条例定数を削減し、あわせて団員を削減する、そういうケースもあるようでございます。防災力の低下を考えると削減ありきでは私はいけないと思いますが、現在の条例定数が平成10年から変わっていないことや、現在の社会状況を考えると、削減ありきではありませんが、議論の時期に来ているのではないかなと思っております。

充足率については、人吉市においては80%ということですが、25年10月1日現在の全国の充足率は93.2%ということでございます。非常に全国の平均よりも大幅に下回っているということがわかりました。また、被雇用者団員比率については、これも全国の比率は平成23年時点ですが約71%ということでございます。人吉市が80%、これも非常に全国の被雇用者比率を非常に大きく上回っているのではないかなと思っております。人吉においても消防団員のサラリーマン化、会社員化が進んでいることを示しているのではないかと思います。こういう現状を考え、機能別消防団や防災サポーターの導入が進められてきているものだと考えております。

次の質問に入りますが、1回目の質問で現在の消防団の大まかな状況を確認いたしました。きのうの豊永議員の質問の答弁でもありましたように、全国的にも消防団員の減少は、これは大きな問題となっているようでございます。現状を受けて団員確保については、どういう取り組みをなされているのかをお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

消防団各部におきましては、これまでも団員や消防団OBの皆様を初めとして、町内会や消防の後援会の皆様による勧誘活動により新入団員の確保がなされてきたところでございます。団員の確保には、このような勧誘活動が不可欠なものでございまして、最も確実に効果的な方法でございます。人吉市消防団におきましても新入団員確保を重点目標としておりまして、団員一人一人が親せきや職場の同僚、友人等に対して自分たちの部に限らず、人吉市消防団への入団を勧めていくこととしております。市といたしましては、消防団の重要性と活動内容について情報発信を行い、市民の皆様には消防団について正しく理解していただくことにより、消防団に興味を持つ若者が安心して入団できる環境づくりに引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

それから、定数のお話がありましたけども、議員の御質問の中にもありましたとおりに、防災サポーターというのを機能別消防団の新たな形で、今導入を進めております。それで、地域の防災力を高めるために、そういった消防のOBの方に協力いただきまして、それが広がっていけば、逆に消防団の定数を増やすということにもなるかなと思いますし、そうありたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。団員の勧誘や町内会ということでございますが、私も町内会長をしていたときに、非常になかなかこれは難しい問題だったと記憶しております。知り合いの近所の人とか声をかけたりしていたんですが、なかなか確保にはつながらないというケースがふえていると思います。これは町内というか、いわば地域を挙げて解決していかなければいけない問題なのかなと思っているんですが、現状は厳しい状況がありますので、なぜ入らないのか、なぜふえないのか、こういった原因とか、そういったのも調査するのも私は必要ではないかなと考えております。先ほど部長も言われたように、機能別消防団や防災サポーター、こういった今まで経験された方、いうなれば即戦力だと思うんですけど、そういった方をふやして行って、そういったところをカバーしていきたいということであったかなと思います。

次に、3回目の質問に入りますが、人吉市消防団協力事業所表示制度の概要です。きのう豊永貞夫議員の質問のときに事業所数は19事業所ということでお聞きしましたので、その制度の認定基準等の概要についてお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

消防団協力事業所表示制度と申しますのは、消防団のサラリーマン化を背景として、事業所の消防団活動への一層の理解と被雇用者である消防団員が活動しやすい環境づくりを目的とし、総務省が全国的に導入を進展している制度でございます。制度の概要でございますが、

協力事業所として認定した事業所に対して、全国統一デザインの表示証を交付いたします。認定を事業所は表示証を掲示し、表示証のマークを事業所の印刷物やホームページなどで広く公表することができます。これによりまして事業所の社会貢献が広く認められると同時に、消防団活動に協力する事業所がふえることにより、消防団の活性化が期待できる制度でございます。

本市におきましては、平成24年10月に要項を制定いたしまして、消防団長の推薦により、平成25年4月から、昨日の豊永議員の御質問にもお答えしましたが、19の事業所を協力事業所として認定しております。認定に際しましては、従業員が消防団員として複数入団している、本市の運用としましては複数を3名ということでとられております、従業員の消防団活動に積極的に配慮していることを要件としております。また、災害時に消防団の活動に対し、資機材等を提供していただける事業所についても認定できることとしております。認定させていただきました協力事業所に対しましては、昨年の人吉市消防操法大会にあわせて表示証の交付式を開催いたしました。今後はこの制度の内容や申し込みの方法について、団員に再度詳しく説明をし、市内の事業所の皆様にも広く周知を行いながら、申請書や推薦書、申請書と申しますのは、そういった事業所のほうから申請をしていただくものでございます。また、推薦書と申しますのは、消防団長や町内会長のほうから御推薦していただくという方法でございますが、申請書や推薦書を提出していただき、協力事業所の認定を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 今概要等お聞きして、複数が3名ということで、うちはちょっと2名しかいないんですね。雇って入れているんですけど。ちょっと一人足りないなと思って聞いたところでした。今答弁の中で、町内会長さんからの推薦ということをお聞きしましたが、それは町内会長さんには広く伝わっているのか、もしくは町内会長さんからの推薦で、今19事業所あると思うんですが、推薦で認定された事業所はあるのかをお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

平成24年度に初めて認定をさせていただいたんですけども、そのときのやり方としましては、各分団の部長さんのほうに調査を依頼しまして、団員のほうに聞き取ったという形でさせていただきました。その中で3名以上の雇用の事業所ということでございますので、まだ大きい事業所に偏りがあるとか、なかなか正確に伝わらずに、調査の漏れもあっているのではないかなと思います。したがって、24年度のときの確認につきましては、まだその町内会長さんのほうから申請をいただいておりますので、先ほど申しましたように、この制度をこれからしっかりと、まずは団員と町内会長さんのほうに広報を徹底していきまして、事業所として登録していただくところが少しでもふえていきますように進めていきたいと思

います。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。今からということだと思うんですが、私思うに、やはり町内会長さんが推薦すれば、寄附を企業に集めに回ったりすることがあると思うんですよね。そういったときに、こういった認定が町内会長さんの推薦によって、認定が得られておれば、私は非常にそういうのもスムーズにいくと思うんですよ、そういった寄附も。ですから、ぜひとも町内会長さんたちも、やはりそこは非常に団員の確保とかこういったことは重要視されていると思いますんで、ぜひ説明をしっかりとされて、これから広げていってもらえればと思います。また、今回は事業所だけでございましたが、例えば、個人でも消防団員の駐車場に自分の土地を提供されている方とか、そういう方がいらっしゃると思うんですよね。やはりそういう個人の方でも事業所だけに限らず、個人の方でもこういう何らかのそういう認定とはいかなくても、何かそういった、何ですか、お礼みたいな制度があれば団員もとめやすくなると思うし、そういった貸しておられる方も、気持ちよくというか、貸せるんじゃないかなと思います。実際、うちの地元の消防団は駐車場がありませんので、近所の方が自分の土地を提供して、長年、もう何十年だと思うんですけど提供されております。団員の方の話聞けば、やはりなかなか実際はやっぱりとめづらいというのはあるんですよね、人の土地ですから。ですからこういった事業所に限らず、個人にもこういった制度が、制度というか何かあればなと思います。検討していただければと思います。

続いて、4回目の質問に入りますが、国は消防団員一人当たり年額報酬3万6,500円、1回の出動当たり7,000円の手当を支払うことを前提として、地方自治体に渡す地方交付税の額を算定されておるようでございます。実際は各自治体が条例で定めることになっておりますので、2010年度の全国平均の年額報酬は2万5,064円、1回の出動手当の平均が2,562円と算定の基準を大きく下回ってる現状があります。先月2月15日に報道されましたが、総務省は今の報酬等の現状を踏まえ、深刻なこの団員減少に対して、待遇改善を促す方針を決めたと発表されております。それを受けての市の見解、また現在の本市における年額報酬は、団長から団員まで10区分に分けて支給されておりますが、団員においては年額報酬は2万1,500円、出動手当については火災が1回1,500円、火災以外が1日3,000円、団員が命令を受けて訓練に参加した場合、市長が特に必要と認めたときは、訓練報酬として1日1,500円を支給されると条例にありますが、これはいつから今の支給額なのか、それと今の支給額の基準はどうなのか、また今の支給額の妥当性についてはどう考えておられるのかをお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

人吉市消防団員の年報酬と出動手当につきましては、今議員のほうで御紹介がありました

が、一般団員の年報酬は2万1,500円でございます。また、火災における出動手当は1回当たり1,500円でございます。地方交付税単価と比較しますと年報酬で1万5,000円、出動手当で5,500円低い金額となっております。年報酬につきましては、平成16年4月から現在の金額に定めておきまして、その後は階級の新設に伴う改定はございますが、全面的な改正は行っておりません。火災の出動手当につきましては、平成14年4月に500円の増額を行い、現在の1,500円に定めているところでございます。また、火災以外の災害の出動手当につきましては、平成17年4月に1,000円の増額を行い、現在の3,000円に定めているところでございます。金額の基準につきましては、積算の基礎となるようなものは特に設けておりません。年報酬の過去の改定状況を確認いたしましたところ、数百円から千数百円の範囲で増額を行ってきている状況でございます。また出動手当につきましても同様の状況でございます。

議員の御質問のとおり年報酬と出動手当につきましては、総務省から市町村に対して、地方交付税単価を踏まえた引き上げの要請がなされております。交付税単価におきましては、人口10万人の標準団体で団員数が563人として算定されておりますので、本市の人口規模と団員数などの条件を考慮して検討を行う必要があると考えております。年報酬と出動手当の見直しにつきましては、先ほど申しましたように、10年ぐらい改定が行われておりませんので、他の市町村の状況等も踏まえながら、今回の総務省からの要請により、他の市町村においてもいろいろ検討がなされると思いますので、本市の消防委員会のほうでも検討を行ってまいりたいと存じます。

ちなみになんですけれども、他の町村との比較と申しますか、県内の14市との比較においては、団員の部において大きな開きはございません。むしろ平均よりも上回っておりますが、球磨郡の町村と比較しますと若干低い状況でございます。また、あといろいろ階級がございますけれども、階級によりまして、ちょっとデコボコしているというような状況でございます。あるところは上回り、あるところは下回るという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。検討を行う必要があるということで、非常に期待をしたいと思っております。

この項目最後の質問になりますが、総務省から支給額の低い市町村においては、これらの支給を定める制度の趣旨をかんがみ、引き上げと適正化を図る必要があると言われておりますが、本市において支給額の条例改正についての市長の考えをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） 皆さん、こんにちは。それではお答えをいたします。

人吉市消防団の皆様には、日ごろから市民の安全、安心のために活動していただいていることに対しまして、この場をお借りし、心から熱く御礼を申し上げたいと存じます。消防団員の待遇改善についての御質問でございますが、まず消防団員の退職報償金につきまして、

平成26年4月から一律5万円の引き上げが予定されております。本市におきましては、平成18年4月から在籍16年以上の団員に対して、一年刻みでの加算金の支給を市独自で行っているところがございます。この市独自の加算金の支給につきましては、今回の5万円の引き上げ後にも継続して実施することといたしております。年報酬と出勤手当に関しましては、長期間全面的な見直しを行っていない状況でございますので、総務省から要請されている内容を踏まえて、人吉市消防委員会で十分に御検討いただきたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。消防委員会の検討ということで、ちょっとうんと思ったんですが、消防団員は、報酬や手当のために活動している人は私はだれひとりもないと思います。きのう豊永議員も言われたように、消防団員は市民の生命財産を守るために、ときには家庭やプライベートを犠牲にし、日ごろから訓練を積み、一生懸命活動されております。今回の国の方針を考えるのであるならば、支給額をふやしたから団員がふえるということとは、私は別だとも考えますが、しかし、これは全国的なことだと思いますが、報酬や手当の支給額が国からの交付税措置額とあまりにもかけ離れているという感じはします。確かに厳しい財政状況はわかりますし、条例で定めているということも、これも十分承知の上でございます。私も従業員を雇っておりますが、会社がどんなに苦しくても人件費に手をつけるのは、私は最終手段だと思っております。今の条例は制定されて10年ということでございますが、当時と比べると物価も上昇、また消費税のアップ等もありますので支給額も見直す、もしくは議論する、こういう時期に来ているのではないかと考えております。ぜひ御検討いただきますようお願いしたいと思います。これでこの項目の質問は終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時26分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 続きまして、市長マニフェストより多目的運動広場について質問いたします。この件に関しては、平成24年9月議会において、私が同様の質問をしておりますが、そのときの答弁を受けまして、その後の進捗状況等や今後のマニフェストですので、市長の考えについてお尋ねをしていきたいと思っております。

まず、1回目の質問ですが、平成24年9月議会の市長の答弁において、平成25年度に庁内プロジェクトチームを設置し、平成26年度に基本計画までは策定したいと答弁されております。平成25年度も今月で終わりでございますが、答弁のとおりには庁内プロジェクトチームは

設置されているのか、もしされているのであるならば、こういった内容で進められているのかをお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

現時点において、プロジェクトチームは設置をしておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 25年度も、あと1カ月もありませんが、設置されていないということでした。

それでは、市長にお尋ねしますが、まず庁内プロジェクトチームはなぜ設置されていないのか。また、設置を検討する議論は庁内で行われたのか。行われているのなら、その時期等をお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

プロジェクトチームは設置しなかったというか、設置できなかったわけでございます。その理由は、何と申しましても、今後本市が市庁舎移転建設を最大の目標とし、その成就を目指し、大きく動き始めたことに尽きると存じます。要は、選択と集中の中で、市が所管するあらゆる事業の精査を行い、組織的にも財政的にも一つにならなければ、恐らくこのビッグプロジェクトをやり遂げることはできないと考えるからでございます。以上のことから、平成26年度に基本計画を策定し、事業推進体制を整えていくことは困難であると判断しまして、本年度中のプロジェクトチーム設置を見送った次第でございます。また、全庁的な議論は行っておりません。ただ、教育部には継続的な議論を指示してはおります。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 庁舎移転プロジェクトのためというのが大きな要因で設置されていないということだと理解しておきますが、それでは、じゃあ設置は断念したのか、今後ですね。もし断念したのであるならば、24年9月議会で市長は答弁されておられますので、その断念したこととかは、この議会に私は説明すべきではないのかなと思いますが、その点についてお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

設置を断念いたしましたのは、昨年11月に実施をいたしました庁内事業仕分の最終報告を受けてからでございます。断念したなら議会に説明すべきではないかという御質問でございますが、昨年11月に行われた庁内事業仕分の最終結果報告を受けたあと、年末から行われました新年度の予算編成の状況もあわせて考慮し、26年度中の基本計画、基本設計委託の計上は困難と判断に至ったのが2月上旬でございます。よって、この時点でも自動的に設置は見送られたわけでございます。基本計画、基本設計委託が行われない以上、設置の必要性はな

いわけでございます、おのずと御理解いただけると判断いたしましたものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） おのずと理解いただけると。私は理解できません、おのずとは。ちょっと今のどうなのかなと思うのですが。マニフェストですよね、これは。議会で答弁されていますよね、ここで。それを断念したのに、議会に説明するんじゃなく、おのずと理解していただけるということですよ。わかりました。

実際、非常にこの市長マニフェストの多目的運動広場、これも非常に今厳しい、今の答弁を聞く限りでは厳しい状況だなというふうに思わざるを得ないんですけど。ということは、3年前の選挙の中で、市長のマニフェストの中でこの事業をうたっておられますが、この事業は重要視されていなかったと指摘されても、私は仕方ないと思います。そのことに対してどう思われるのか、そして今後どのように対応されるのかをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） 私のマニフェストにおきましても、第5次総合計画においても、その位置づけは明確でございましたし、何より私自身が当初計画地、漆田から現在地の梢山に変更させていただいたときから、この多目的運動広場はやり遂げなければならない主要事業として考えていたところでございます。要は、先ほど申し上げましたとおり、市庁舎建設問題で抜き差しならない状況になってきたということでございます、代替案を模索せざるを得ないということでございます。また、どのように対応するのかということでございますが、笹山議員の一般質問、ローカルマニフェストの検証のところでも申し上げましたとおり、延期せざるを得ない状況ということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 24年の9月議会の答弁においても、市庁舎建設、カルチャーパレスの改修と人命にかかわるような優先順位の高い計画なので、また財政的にも非常に厳しいという状況で建設時期の延期をせざるを得ないと。そういうふうに答弁されておりますが、それからさらに延期の延期という形になったのかなと今の答弁を聞いて思うところでございます。しかし、そのときに答弁されているのは、既存の施設の整備を図りながら、できる限り市民の皆様のお要望に応えられるよう検討し努力したいというふうに答えられておりますが、それでは、延期はちょっと置いておいて、その後24年9月後、既存の設備の整備を図るということでは、その後既存の設備を、今までどのような整備を図られたのか、また既存設備の今後の整備計画はどういうふうになっているのかをお尋ねします。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

本年度におきましては、梢山多目的運動広場、これはサッカー場でございます、の多目的活用、要は、グラウンドゴルフの競技兼用ができるような、そういう視野に入れたところの

改修のための測量設計を実施しております。ただ、そこそこの体育施設の維持補修等々は行っておりますけども、大規模な体育施設の整備は25年度は行っておりません。ただ、教育委員会も施設の経年劣化による改修、それから整備が必要であることは、十分にこれは認識をしております。ただ、さっきからお金のことばかり申してまことに恐縮ではございますけども、計画的な整備ができなかったことは、私たちが甚だ残念に思っているところでございます。また、今後の既存施設の整備計画でございますけども、これは総合計画の中で、毎年ローリングで実施計画を策定しております。その実施計画の中で整備内容の精査、優先順位、これは非常に大事でございますので、さっき市長が申しあげましたように、何でもかんでもはこれから先はできなくなると。やっぱりしっかりした見極め、そういうものをやりまして、事業費を計上していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 25年度はないということで、そういうことだと思うんですが、24年9月議会の答弁で建設は延期になったと。そのかわりと言ったらちょっといけないかもしれないですけど、したがいまして既存施設の整備を図りながら、できる限り市民の皆様の要望に答えたいというふうに答弁されているんですが、それも実際どうなのかなと、今の答弁を聞きまして思うところでございます。今までの答弁を聞いてずばり聞きますが、多目的運動広場、これは建設は延期の延期ということでしたが、本当に可能なんでしょうか。そこをお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） 結論から申し上げますと、これは先ほど市長も2回目の答弁で申し上げましたけども、現時点で、26年度中の基本設計の策定は厳しいと申し上げました。ただ、これまで第5次総合計画には、やっぱり主軸事業として盛り込んでおり、多目的運動広場の実現を目指している、そういう事実もございます。ただ、現状を取り巻く財政状況、これは要するに、例えば教育委員会の場合でしたら、多目的運動広場もございますけども、先ほど議員もおっしゃったようにカルチャーパレスの大規模改修、これはカルチャーパレスをつくってどこかの時点で改修をしないと、今の状況では非常に厳しい状況にあると。使い勝手も悪いということもございますので、それをずっと数年来から模索してきて、そしてようやく国の経済対策の中で何とかできる方向性が見つけられたわけでございます。これも、例えば25年度から始めまして、恐らくこの5年間で「数十億」の経費が必要になると。当然、照明もやります、つり物もやります、音響もやります、そういうことでいくなれば、やはりどうしても事業の選択をしなければならぬと。要するに、現状を取り巻く状況は大変厳しいということを、ぜひおわかりいただければなと思っています。

したがいまして、結論を軽々に申し上げるわけにはまいりませんが、市長が先ほど申しましたように、またこのあと多分そういうふうな答弁になってくるかと思っておりますけども、

教育委員会としても、現段階では少し厳しい、黄色信号が出てきたと言わざるを得ないということをお願いしておきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ありがとうございます。非常に言いにくい答弁だったのかなと思っておりますが、黄色信号が現時点ではついたということだったと思っております。私は、そもそも平成24年9月議会でも言いましたが、この財政難の中におざわざこの多目的運動広場を多額の費用をかけてつくる必要はないと申したと思っておりますが、今でもそう思っております。今ある既存の施設や学校等のグラウンド、こういったところなどを各競技団体で協議しながら、ピンポイントに整備していけば、もうわざわざつくらなくても、私はそれでいいと思っております。例えば、財政が豊かでお金が余っているという状況であるのなら、それはもちろん必要だと思っておりますが、市庁舎建設、カルチャーパレス、いろんなこういったことを考えれば、私はそもそも最初からそういうふうな意見を持っておりました。そういった考えで、市長にお尋ねしますが、もう多目的運動広場建設を白紙にして、既存施設の整備拡充に切りかえることはできないのかをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

マニフェストを作成するに当たりまして、さまざまなスポーツ関係団体からの御要望も強くこれまでにあったところがございます。特に陸上競技場、これは人吉市にございません。この陸上競技、この分野、それから御承知のとおりソフトボール等々も、今、第一市民グラウンドでしておられますけれども、この面の足りなさとか、そういうものも訴えられております。それからサッカー場におきまして、やはり段差がありまして、非常に危険であるというふうな御意見もいただいているところがございます。それではマニフェストを作成する時点に当たりまして、何とかそういう御要望に応えられないものかというふうに考えたところがございます。

しかし、先ほど教育部長が申し上げましたとおり、私の結論は代替による整備、すなわち議員が言われる既存施設の整備に切りかえるということでございます。今後、本市は庁舎移転建設を最大の政策課題としてその実現に向け、確かなかじ取りを行っていかねばなりません。昨年、事業仕分けを行政レベルでやらせていただきましたが、今後ますますその動きに拍車がかかってくるというふうに思っております。要は、事業の選択と集中ということでございまして、“かがやきづくり”トークにおきまして、その旨をお伝えし御了解をいただいているところではございますが、ただ、既存の施設を整備していくにも、先立つ不安というものがございます。今後しっかりとした整備計画、あわせて有効な財源を確保していかなければならないというふうに思っております。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 今言われたように、陸上競技場、これは私も陸協に知り合い、友達がいるので、ここは私も実際そういうふうなことは言われております。やはり私は思うのは、二中はできると思うんですよね、人吉の中ではですよ、陸上が。二中のグラウンドですね。ただ、あそこは縁石と言いますか、あれが非常に危ないんですよね。だからそういったところの、整備とか、そういうのは必要だと思うんですよ。こういったのをきちんと。あそこはコンクリートの縁石が打ってあるんですよね。だからああいったところをピシャッと、一つ一つピンポイントに整備をしていくなれば、私はこの財政難、これは市民はだれでもわかっていると思います。ただそういうところもせずに、そのままほったらかしているから、やはりこういう声が私は上がってくると思うんですよ。

3年前、市長はマニフェストの中に多目的運動広場の建設が入っていたときに、これは本当に競技団体、今言われたような競技団体、関係者の方はこれはかなり期待を持たれたと思います。それはただの政策じゃなくて、市長のマニフェスト、公約、これに入っていたのが大きな要因だと思います。マニフェストでなければだれもここまで期待もしなかったと思います。そして平成24年9月議会での市長答弁の建設延期の発表。ここで大きく肩を落とされた方もいらっしゃいます。そして、なかなか進まない既存設備の整備。今私に寄せられている声は、人吉にはスポーツに理解がないと、こういう声が多く聞かれます。ある競技団体の役員の方が言われていましたが、ある競技の県大会が人吉市開催だったと。しかしながら、そのもちろん主管も人吉市ですね。人吉の競技団体ですね。しかしながら、会場は球磨郡なんです。人吉でできないから。場所がないから。これには県の役員の方もなんで人吉でできないのと、非常に疑問を呈されたということでございました。先ほど市民グラウンドの面が取れないという話も出ましたが、私はしっかり考えて、もうちょっと駐車場の位置とか、コンクリートの枠の位置とか、枠というか外枠ですよ、考えるならば、私はまだまだあと1面ぐらいは取れるのではないかなと実際思っております。

先ほども述べましたが多目的運動広場、この財政難の中に多額の費用をかけてつくる必要はない。私は前からそう思っています。これは、私は日ごろからグラウンドを利用していますし、日ごろからグラウンドを利用する者は、少なくとも私が聞く範囲では同じような意見を持っておられると思います。多額の費用を投入して新たな施設をつくるというのは、これは聞こえはいいと思います。しかし、既存施設の整備拡充、私はこちらのほうが今でいうならば住民目線、市民目線だと考えます。今議会も残すところあと1年、どこまで今後整備されるのか、全く今の答弁では見えませんが、この件に関しては、残りの任期までまだまだ議論をしていきたいと思っております。

最後になりましたが、今月末をもちまして、退職される山本市民部長を初め職員の皆様、本当に長年お勤め御苦労さまでございました。よくよく考えると、今考えますと、私の記憶

に間違いがなければ、山本市民部長との議論は、この議場ではなかったのではないかと。今、しまったなど、実際思っております。同じ西瀬校区民としてちょっと残念だなど心残りのところでもございます。私は公務員という仕事は、これは周りから見るとよく見られがちですが、議員になって思いますのは、その責任や立場を考えると、長年公務員を勤めるというのは、私の想像をはるかに超えるストレスやプレッシャー、こういったことがのしかかり、私は簡単な仕事ではないと感じています。今回退職されます皆様の方の長年の御苦勞に対しまして敬意を表します。本当にお疲れさまでございました。

これで、私の一般質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

発言の申し出

○議長（永山芳宏君） ここで、井上教育部長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

○教育部長（井上祐太君） 先ほど、村口議員の4回目の質問のときに、私がカルチャーパレスの事業費を「数十億」と申し上げましたところ、「多額」のということで御訂正をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（永山芳宏君） ただまの訂正につきましては、御了承いただきますようお願いいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君）（登壇） こんにちは。15番、仲村勝治でございます。通告に従いまして質問いたします。

項目では、教育問題、要旨は小中一貫教育についてであります。小中一貫教育について2カ所の教育委員会を研修いたしました。1カ所は昨年10月、総務文教委員会で秋田県秋田市に行政視察をいたしました。秋田県は学力テストでは全国1位であります。学力向上の取り組みについてを研修いたしました。研修の中で、教育は小中一貫した考えに立って義務教育9年間を見通した指導計画が大切と説明されました。また、ことし1月兵庫県姫路市に新生クラブの会派5人による小中一貫教育を研修いたしました。姫路市は平成19年から小中一貫教育を準備され、平成24年度に全35ブロックで実践開始され、現在発展継続の時期であり、目標は平成30年度の安定期を目指していると説明されました。

人吉市教育委員会では、パワーアップ教室、花まる教室を開き、思考力の基礎、基礎学力

の向上を目指し実践されています。平成25年度、教育委員会の事務に関する点検評価報告書によれば、夏休み・放課後パワーアップ教室については事業の評価はAであり、平成26年度以降の事業の方向性は現状維持であり、基礎学力の定着に大変有効であると報告されています。義務教育9年間を見通した教育では、小中一貫教育は学力向上に有効と思います。教育長のお考えをお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

小中一貫教育とは、一般的に初等教育、小学校で行われている教育と、前期中等教育、中学校で行われている教育の教育課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な教育をいい、これを行っている学校を小中一貫校と呼んでおります。また、小中一貫教育には、三つの設置形態がございます。施設一体型、施設隣接型、施設分離型、以上の三つでございます。しかし、いずれの設置形態も小学校と中学校が目標を共有し、その達成に向け、義務教育9年間の教育活動を見通して、系統的に行う教育であるということは、共通しているところでございます。

ここで私の考えを少し述べさせていただきたいと思えます。この春、子供たちは、小学校から中学校へ進学する時期を迎えることとなりますが、小学校段階から中学校での学習を見据えた教育を進め、学習への関心や意欲を低下させることなく、子供たちの学びを継続することは大切でございます。また、日常的に小学校から中学校への学習面における滑らかなつなぎを意識しながら教育を行っていくことは極めて重要であると、私自身も日ごろから思っているところでございます。したがって、そういう観点からも、小学校と中学校が同じ方向を向き、同じ目標、育てたい子供の姿に向けて進む教育、すなわち小学校と中学校が一貫した教育を行うことは学力向上に限らず、非常に有効な取り組みであると思っているところでございます。本市におきましても各中学校区において、就学前の教育から中学校までの一貫した教育を目指して、幼・保・小・中連携のカリキュラム等を作成し、共通理解、共通実践を行っているところでございます。このような取り組みを、よりよいものへ改善していくためにも、今後本市教育委員会におきましても、しっかりとした議論を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 小学校から中学校、滑らかな教育というところですが、このことについては、また後に質問したいと思えます。

それでは、次の教育基本計画の位置づけということで質問いたします。平成25年6月25日、各市議会議員に配付されました人吉市教育振興基本計画、『人間力』を育むひとよし教育プランは、平成25年度から平成28年度までの4年間の計画であります。小学校6年間、中学校3年間の9年間を児童・生徒は義務教育の期間として過ごします。児童・生徒への切れ目の

ない教育は重要だと思えます。9年間を見通した教育の位置づけ、人吉市教育振興基本計画のどこに計画してあるのかをお尋ねいたします。

○**教育部長（井上祐太君）** お答えいたします。

まず、結論から申し上げます、教育振興基本計画の中には小中一貫教育については特に触れてはおりません。その理由でございますが、今度25年度に策定いたしました第1次人吉市教育振興基本計画は、国が策定しました第1期教育振興基本計画、国の場合は20年度から24年度でもう第2期の物が新しくつくられておりますけれども、要するに、第1期の国の計画を参酌し、本市の独自色をそれに織り込みながら策定したところでございます。国の第1期計画は、今後10年間を通じて、目指すべき教育の姿を義務教育終了までに、すべての子供に自立して社会で生きていく基礎を育て、将来国際社会をリードする人材を育てる、要するに生きる力をはぐくむとしております。そういうことで、国のほうは第1期の基本計画の中では、教育制度のシステム、制度よりもどちらかという子ですね、子供を重視してつくられているようでございます。したがって、本教育委員会も学校教育に関しましては、まず確かな学力の育成、二つ目、豊かな心の育成、三つ目が健やかな体の育成、それから四つ目が特別支援教育の充実、五つ目がいじめ・不登校の解消、それから安全・安心で良好な教育環境の整備。以上の6項目を柱として、子供たちの知・徳・体の調和の取れた力をはぐくむ学校教育を推進する、そういうことを主眼に策定したところでございます。なお、国は第2期基本計画、これは25年度からスタートしてございまして、これは29年度まででございますけれども、子供の成長に応じた柔軟な教育システム等々の構築に向けた学生のあり方に言及をしており、その検討を明確にしております。先ほど教育長が答弁しましたが、教育委員会でもその辺を踏まえて、今後はしっかりした議論が必要になってくると思っております。そういうことでございます。よろしく申し上げます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○**議長（永山芳宏君）** 15番。仲村勝治議員。

○**15番（仲村勝治君）** 次の基本計画のアンケートより質問をいたします。

人吉市教育振興基本計画策定の資料として、平成24年9月に実施されましたアンケートの結果を見ますと、年齢が40代の女性が最も多く回答されています。問6の重要な教育施策の項目で、教育行政においてあなたが推進してほしい施策はどれですかの質問は、20項目の中から五つを選ぶものでございます。次の二つに最も多くの回答があります。一つは、基礎学力の向上を図る教育を推進するが15.1%でございます。二つ目は、教育相談体制の充実を図り、いじめ・不登校の解消を図るが11.1%となっています。アンケートの結果を見ますと、学校教育に対して、基礎学力の向上といじめ・不登校の解消を市民は望んでいると考えます。

私たちが研修しました姫路市教育委員会は、小中一貫教育の成果として9,500名の対象者から回答を得た項目で、学校の勉強がよくわかるが23年度64%でございましたのが、24年度

で78%になり、14%の伸びでございます。学校の勉強は楽しいが23年度は56%、24年度は73%、17%の伸びでございます。また、問題行動件数が20年度と23年度を比較して、中学校の問題行動件数が半分に減ったと説明されました。アンケートの結果から見ますと、小中一貫教育は、人吉市民の要望を満たすよい教育法だと考えますが、教育長の考えをお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えします。

先ほど小中一貫教育を意識して行なっていくことは学力向上に限らず、非常に重要であると述べさせていただいたところでございます。また、議員が話されました姫路市の小中一貫教育における研修成果につきましては、私も認識を新たにしております。このように教師集団が子供たちの発達段階を考えて、滑らかなつなぎを意識して教育を行うことは、学力に限らず、子供たちの生活面等においても大変重要であると私も考えているところでございます。

本市におきましても、先ほど触れましたが、現行の制度を駆使しながら、ある中学校区では保育所、幼稚園、小学校、中学校の発達段階に応じて、幼・保・小・中連携カリキュラムの中に、基本的な生活習慣の定着、人権を大切にする心、勤労感、職業感、ふるさと感、学力の向上と5項目にしぼって滑らかなつなぎを考え、共通理解、共通実践にしていこうという人吉型の一貫した教育を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 次の質問に入りたいと思います。

小中学校の連携という項目でございますが、義務教育9年間の間に、小学校に入学して発生する小1プロブレム、中学校に入学して発生します中1ギャップというそうですが、この二つが問題行動、不登校、いじめに関係があるとしてあります。人吉市では、今言われていた幼稚園、保育園、それと学校、教育委員会と連携して問題点を話し合っておられるそうでございますが、姫路市の教育委員会は小中一貫教育の取り組みの中で、いろいろな例を挙げて、人間関係力と向こうは言うそうでございますが、人間関係力の育成に小中学校の連携は効果があると事例を挙げて言われました。その小中学校の連携として、中学生が小学生に授業を教える合同学習会、中学校教師による出前教室、中学校への1日入学、部活動の体験、中学校の部活の体験だそうです。それから、教師による小中学校の合同の研修会等が、このほかにもいろいろ方法はあるそうでございますが、この小中学校の連携が、今言われた中学校1年のギャップというんですか、それをなくすのに、大変問題行動が減少したということをおっしゃいました。それで人吉市の教育委員会にも小学校等から上がったときのあれは、今現在されているそうでございますが、中学校に入るまでのそういう連携ですか、そういう事例があったら教えてほしいと思います。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

小中一貫教育のベースには、小中連携が大前提となるようでございます。すなわち小中連携と小中一貫教育は密接な関係にあるということでございます。中学校1年時において、不登校の日数が大幅に増加する生徒は、小学校段階で既に兆候があるという事例も多くあることから、小中学校の教職員がこれまで以上に綿密な情報交換を行うことは言うまでもなく、適切な対応につなげていくための連携が期待されるところでございます。

このため本市の小中学校においては、個々の児童・生徒に関する学習指導、生徒指導上の課題を共有するため、これまでも情報交換の機会を各小中学校区において積極的に設けるなど、早い段階から対応に心がけているところでございます。議員のお話にもございましたように、中学校への体験入学とか、部活動体験とか、それから小学校同士の交流であるとか、中には説明会の折に部活動を実際に体験するとか、いろいろな取り組みを各中学校でもされているところでございます。また、本市の特色ある取り組みの一つとしまして、人吉市立教育研究所という組織の中で、小学校と中学校の先生方が研究員となり、子供たちを中心に据えた研究を行うなど、トータル9年間を見据えた教育を意識して、さまざまな場面で小中連携教育に取り組んでいるところでございます。

以上、お答えします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） よくわかりました。

それでは、次の小中学校の適正配置についてお尋ねいたしたいと思います。3月は小学校、中学校で卒業式が行われ、別れの季節でございます。小学校の閉校、中学校の閉校、高等学校の閉校など、最近の新聞にはよく学校の閉校が掲載されております。また、熊本県は少子化が進行し、34年ぶりに県の人口180万人割れと報道されています。

人吉市においては、人口が毎年約460人減少し、児童・生徒は21年度から24年度の間、毎年、年平均78人が減少し、25年度は146人減少しています。休校中の西瀬小学校鹿目分校、田野小学校、矢岳小学校の廃止条例も今議会で提案されています。現在、人吉市の教育委員会では公立の小学校6校、公立の中学校3校で義務教育の授業をされていますが、公立小中学校は市町村の設置でございます。中学校の適正配置については、教育条件、教育環境、また地域性が十分必要でございます。中学校、小学校の適正規模について考えますときに、文科省の規則は、小中学校ともに12学級以上、18学級以下を標準とされております。通学距離は小学校が4キロ、中学校が6キロメートルでございます。人吉市の公立の小学校では2校、中学校が1校、12学級以下となっていると思います。将来の社会情勢を考えますに、人口が増加し、児童・生徒がふえることはちょっと考えられないと思います。子供たちの将来の教育条件、地域性を考えますときに、小学校と中学校を統合した小中一貫教育を考えられないか、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

まず、国の小中学校の適正配置に関する基本的な考え方につきましては、文部科学省の諮問機関、中央教育審議会の初等中等教育分科会の作業部会におきまして、小中学校の設置、運営のあり方等に関する作業部会におきまして議論されてまいりました。例えば、適正配置を検討する背景や意義、適正規模、通学に関する現在の基準、小規模校の教育条件の向上を図るための課題、小規模校の適正配置推進のための方策、国・県の関与等々でございます。ただ、議員が言われるように、公立の小中学校の設置主体は市町村であり、国はあくまで側面的支援にとどめるということが基本のようでございます。要は、市町村の取り組みが重要視されるということでございます。

さて、御質問の趣旨にあります将来の社会情勢、子供たちを取り巻く教育環境を考慮し、小学校、中学校を統合した小中一貫教育を考えられないかということでございますが、先ほど小中一貫教育について私の考えを申し上げましたように、私自身、今は小中一貫教育よりも小中連携を大切にし、指導のあり方について共通認識を持った上で乗り入れ指導を行ったりできるところから取り組みの内容や幅を広げていきたいと考えております。

また、学校の適正配置でございますが、今回の休校中の三つの小学校の廃校をお願いしておりますが、残りの9校の小中学校につきましては、現行どおりの学校経営を継続していきたいと存じます。まずはそれぞれの小中学校が、地域に根ざした魅力ある学校であること、そして一人一人の子供たちの心に寄り添い、大切にされ、この学校で学んでよかったと思える学校であることが大事だと考えております。その上に立って、学や育ちの連続性を大切にし、中1ギャップに直面しないように努めてまいりたいと存じます。ただ、児童・生徒の減少は今後ますます進んでいくと予想されますので、小中学校の規模、配置適正につきましても、しっかりした議論を行ってまいりたいと存じます。

通学距離4キロは、小学1年生にとってかわいそうかもしれませんが、それでも「かわいい子には旅をさせろ」ということわざのとおり、人を成長させるものと問われて、真っ先に思い浮かぶのは旅でございます。かわいい黄色の帽子がまぶしい春の通学路、人生初めての小さな旅を味わう1年生たち、それを取り巻く2年生、3年生、歩みの遅さに戸惑いの4年生、責任が黄色の旗に伺える上学年の子供たち。毎年、毎日のほのぼのとした朝の一コマです。子供たちは年間を通して、季節や風景、音、におい、色等々を感じながら、眠たい目をこすりながらも小さな旅を続けます。すべてが利便性、合理性、安全性、快適性等々が厳しく問われる現代において、地域の方々に見守られ、声をかけていただくこの登下校という小さな旅はどれだけ子供たちの感性を育て、友情をはぐくみ、成長させることでしょうか。町の風景で一番美しいものを、「子供たちのお使いをする姿だ」と言った著名人がおりましたが、この登下校も私たちの住む町の本本当にまぶしい風景であるし、子供たちのあいさつや笑顔は宝物であると考えます。通学4キロの道のりも、学びやを巣立っていくときには、すばらし

い思い出の一つとして、子供たちの心にいつまでも刻み続けられることを、私自身は信じております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） では、次の質問に入ります。

学校規模の大小による長所と短所ということでございますが、学校配置については、今言われた長所もあれば短所もあるということだったんですが、学校規模の大小による長所と短所は、学校規模は12学級以上18学級以下を大体標準とされているということはさっき言いましたが、人吉市の教育概要に記載されている人吉市立小中学校の校舎、校地の面積調べによりますと、市内の学級数は平成16年度で普通学級で120クラス、特殊学級で11学級、平成25年度、通常学級が97、特別支援学級が21。この言葉の違いは教育概要によりますと、平成16年度版には普通学級、そして特殊学級と書いてあったんですが、25年度版には特別支援学級と変更してあったんですよ。だからそういう呼び方になります。また、平成16年度に鹿目分校、田野小学校、第四中学校は入れた数で表示しております、私は。再度言いますが、平成16年度は、普通学級が120、特殊学級が11クラス、平成25年度、通常学級が97、特別支援学級が21。通常学級で23減少し、特別支援学級で10学級増加しております。この10年間で小学校の児童・生徒数は836人減少し、平成25年5月1日現在では2,786人でございます。

教職員数は、小学校の合計は、平成16年で119人、25年度で132人で13人増でございます。中学校が平成16年度68人、平成25年度で74人で6人増になっています。人吉全体で教職員数は19人増となります。小中学校の施設を人吉市の教育概要によれば、校舎の必要面積、それと校舎の保有面積がありますが、その校舎の保有面積以内に収まるのは、人吉東小学校、人吉西小学校、第一中学校、第二中学校であり、学級に余裕が出てくるのかなという感じはしております。また、東間小学校、大畑小学校、西瀬小学校、中原小学校、第三中学校は、校舎の必要面積が、校舎を保有している面積を上回って、教室が足りないのかなというのが現状かなと私は考えます。

人吉市の学校施設の状況と学級数、それと学校の教職員数を考えますときに、学校の規模の長所と短所をお尋ねしておきたいと思います。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

学校規模の大小による長所と短所についての御質問でございますが、学習面、生活面、学校運営面の三つに区分しまして、その長所、短所についてお答えいたします。また、小学校、中学校につきましては、共通する部分がほとんどでございますので、学校規模という大枠の中でお答えさせていただきたいと存じます。

まず、学習面でございますが、小規模校の長所は、何と申しましても児童・生徒一人一人に目が届きやすくなる、すなわちきめ細やかな指導が行いやすくなるということござい

す。反面、短所は集団の中での切磋琢磨する機会が少なくなりやすい、あるいは学級間の相互啓発がなされにくいということがございます。一方、大規模校の長所は、集団の中で多様な考え方に触れることから、切磋琢磨ができ、ひいては個々の資質の能力を伸ばすことができることとございます。反面、短所は教職員による児童・生徒一人一人の把握が難しくなるということとございます。

次に、生活面でございますが、小規模校の長所でございますが、児童・生徒相互の人間関係が深まりやすいこと、学年の違う縦の交流が生まれやすいこと、教職員がきめ細やかな指導を行いやすいこととございます。反面、短所はクラスがえが困難となりますので、人間関係の固定化、男女比の極端な偏りが生じることもございます。結果、クラスの活性化が図れなくなるなどございます。一方、大規模校の長所は、クラスがえが容易でございますので、豊かな人間関係の構築や多様な集団形成が図られ、ひいては社会性、協調性、たくましさをはぐくみやすいということとございます。反面、短所は学年の異なる交流が希薄になるということとございます。

次に、学校運営面でございますが、小規模校の長所として、教職員の意思疎通が図りやすくなり、相互の連携が密になり、ひいては学校が一体となって活動することが可能になることとございます。反面、短所は教職員の適正配置、さらには学習指導、生徒指導に際し、スキルアップが行いにくくなることとございます。一方、大規模校の長所はバランスの取れた職員配置、教科別における教職員同士のスキルアップが可能となることとございます。反面、短所は教職員の連絡調整が図りづらくなるということとございます。

以上、三つに分けて、小規模校、大規模校の長所、短所について申し上げましたが、これはあくまで一般論であったり、私の学校勤務を通しての見解でございますので、少し見方に偏りがあったかもしれませんし、必ずしも断定的ではないことをお許しいただければと存じます。ただ、大規模校、小規模校の長所、短所ということを一言で表現することはできません。なぜならば、私の答弁でお感じになられたと思いますが、小規模校、大規模校の長所、短所の関係は、表裏一体であることは否めませんが、その評価は誰も決めることはできないと思います。日本に来た外国人が、明日廃校になる校舎を掃除している子供たちを見て、「もう使わなくなる部屋をどうしてきれいにするのか理解できない」という話を聞いたこととございます。私たち日本人には、効率性とか合理性にも増して、感謝を形にあらわしたいという思いがあるのだと思います。学びやはぜひそうであってほしいと心から願っております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） ありがとうございます。私は小規模校の欠点といいますか、短所はクラスがえができないということが一番短所だろうと思います。それとまた人間関係。また、

先生によれば、学校の校務に忙しくて、次の指導の準備にかかれないというのが小規模校の短所かなという思いがしています。

それでは、次の質問に入りたいと思いますが、校地の保有面積と基準面積のバランスというところで通告しております。児童・生徒の減少は、児童・生徒の数によって決まる校地の基準面積を縮小してきます。校地の保有面積は、児童・生徒の増減に関係なく一定の面積を確保します。保有面積と基準面積のバランスをよくするには、児童・生徒の教育条件をよりよくするという考え方で、学校間の連携がよい方法ではないかと考えております。義務教育の9年間で、縦のつながりのある小中一貫教育を目指すモデル校として配置する方法もあると思いますが、市長の考えをお尋ねしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

私の教育への思いというのは、これまで幾度となく機会をとらえ、議員各位へお話をさせていただいてきたところがございます。小中一貫教育、小中連携に関しまして、先ほどから教育長が答弁をいたしておられますけれども、このことについて、少し私の考えを申し述べさせていただきたいと思います。

このたび三つの小学校を廃止することとなりましたが、いずれの学校も本市の宝である子供たちを何十年と見守り、育て、そしてはぐくんでいただきました。そこに学んだのは、それぞれの地域の自然のように澄んだ瞳を持った兄弟のように仲のよい子供たちでございます。そして、小さな子供たちが学ぶ小さな学校を、地域を挙げて見守り支えていただいた地域の心、その愛情を一身に受けた子供たちの描写が何よりも美しく、とうとう感じられるのも小規模校ならではのすばらしさではないかと考えております。小中一貫教育、小中連携は、これからの教育行政において議論していく重要な課題であるというふうに私は認識をいたしております。

ただ、それよりも私が大事にしたいと思っておりますことは、複雑さを増すこの社会の中で、子供たちの心をしっかりと見つめ、子供たちの夢やけなげな努力に光を当て、そのような環境をつくっていく教育行政を進めていくことでございます。なぜならば、この人吉の地に生まれてきてよかったと思える社会をつくることこそが、私自身に課せられた最大の使命と思うからでございます。議員がおっしゃるとおり、将来は少子化に拍車がかかり、学校区として厳しい状況が出てくることも予想されるわけでございますが、先ほど教育長が申しましたとおり、当面は、九つの小中学校で学校運営を継続していきたいと存じます。

NHK大河ドラマ「八重の桜」は記憶に新しいところがございますが、「会津藩のならぬことはならぬの侍の掟」、侍戒のこの侍という教育組織、藩校に上がるまでの10歳ぐらいまでの子供たちへの教育制度でございます。また、西の雄藩であるお隣の薩摩にも有名な薩摩の郷中教育があり、小稚児という同様に10歳ぐらいまでの子供たちの教育システムが確立されていたところがございます。これらは現代でいうところの小学校に当たるものとみており

ますが、小学校は手習いと道徳、社会生活、中学校は基礎学力を修め、志を育てる。高等学校は専門的で高等な学問を修め、実社会や大学へのかけ橋となるものと考え、小中までの義務教育期間が藩校教育、郷中教育に当たると想定すると、6・3といいますが、6・3・3は今や戦後70年近くたっておりまして、6・3・3制も定着し、日本らしいといいますが、日本らしさがそこにあり、理にかなっていると思うところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君） 市長から回答をもらいましたが、6・3・3制が70年近くたっております。私も6・3・3で習った組でございます。今の教育状態を、この小中一貫教育で質問するのに、あちこちずっと資料を調査したり、教育委員会の研修をしたんですが、この教育と、個々の教育ですよね。児童・生徒の個々の教育とこの小中一貫教育というのは、私は団体の教育かなと感じました。地域と父兄と生徒、その団体を一緒にして、一つの目標に向かって教えていく。小学校も中学校も一緒の同じ目標ですね。今、個々の学校の目標じゃなくて、小学校、中学校同じ目標に向かって勉強を教えていくというのが、小中一貫教育ということを感じましたものですから。こういうのはちょっといけないかもしれないんですが、スポーツ競技に例えたら、団体競技と個人競技の差が、この教育方法が出てくるのかなという気がしました。人吉市も知・徳・体の教育目標で基本計画を立てられていますから、これを実践して、社会に立派な子供たちを送り出していきたいと思っております。

最後になりますが、今月の31日で退職されます山本市民部長初め、市職員の皆さん、お疲れさまでございました。まだまだ先は大変長うございますから、人生は。健康に留意されて、地域の活動に頑張ってくださいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

日程第2 議案の訂正について（議第109号人吉市生活環境保全美化条例の制定について）

○議長（永山芳宏君） 次に、日程2、議案の訂正についてを議題とします。

本件については、議第109号人吉市生活環境保全美化条例の制定についてに関する訂正であります。

本件について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） ないようですので、質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案の訂正について採決をいたします。

お諮りいたします。

議第109号人吉市生活環境保全美化条例の制定についてに関する議案の訂正については、

これを承認することことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、議第109号人吉市生活環境保全美化条例の制定についてに関する議案の訂正については、これを承認することに決しました。

日程第3 議第47号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第3、議第47号平成25年度人吉市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本件について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第4 議第48号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第4、議第48号平成25年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） ないようですので、質疑なしと認めます。

日程第5 委員会付託

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第5、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第1号から議題48号までの44件を一括して各委員会に付託すること
に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（赤池謙介君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成26年3月第1回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第2号平成25年度人吉市一般会計補正予算（第9号）につきましては、3ページの〔別記1〕に記載のとおり、議第11号平成26年度人吉市一般会計予算につきましては、4ページの〔別記2〕に記載のとおり、議第47号平成25年度人吉市一般会計補正予算（第10号）につきましては、5ページの〔別記3〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でござ

います。

人事案件につきましては、委員会付託はございませんので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第1号	専決処分の承認を求めることについて (平成25年度人吉市一般会計補正予算(第8号))	総文
議第2号	平成25年度人吉市一般会計補正予算(第9号)	各委[別記1]
議第3号	平成25年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	厚生
議第4号	平成25年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	厚生
議第5号	平成25年度人吉市介護保険特別会計補正予算(第4号)	厚生
議第6号	平成25年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)	厚生
議第7号	平成25年度人吉市水道事業特別会計補正予算(第4号)	厚生
議第8号	平成25年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	厚生
議第9号	平成25年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)	経建
議第10号	平成25年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)	経建
議第11号	平成26年度人吉市一般会計予算	各委[別記2]
議第12号	平成26年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算	総文
議第13号	平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算	厚生
議第14号	平成26年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算	厚生
議第15号	平成26年度人吉市介護保険特別会計予算	厚生
議第16号	平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計予算	厚生
議第17号	平成26年度人吉市水道事業特別会計予算	厚生
議第18号	平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計予算	厚生
議第19号	平成26年度人吉市国民宿舎特別会計予算	経建
議第20号	平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算	経建
議第21号	人吉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総文
議第22号	人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総文
議第23号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第24号	人吉市職員の修学部分休業に関する条例及び人吉市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第25号	人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第26号	人吉市地域の元気づくり基金条例の制定について	総文
議第27号	人吉市地域づくり推進事業基金条例を廃止する条例の制定について	総文
議第28号	人吉市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第29号	人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第30号	人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	総文

議第31号	人吉市体育施設事故防止対策審議会設置条例の制定について	総文
議第32号	人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第33号	人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第34号	人吉市地域福祉計画推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第35号	人吉市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第36号	人吉市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第37号	人吉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第38号	人吉市老人趣味の家条例を廃止する条例の制定について	厚生
議第39号	人吉市予防接種事故災害補償条例を廃止する条例の制定について	厚生
議第40号	人吉市農村環境改善センター条例を廃止する条例の制定について	経建
議第41号	ひとよしから、米を原料とする球磨焼酎の地域文化を紡ぎ広める条例の制定について	経建
議第42号	公の施設の指定管理者の指定について	経建
議第47号	平成25年度人吉市一般会計補正予算（第10号）	各委〔別記3〕
議第48号	平成25年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	厚生

[別記1]

議第2号 平成25年度人吉市一般会計補正予算（第9号）	
○予算委員会	<p>第1条 歳入予算の補正（全款）</p> <p>第4条 地方債の補正</p>
○総務文教委員会	<p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>1款 議会費</p> <p>2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く）</p> <p>9款 消防費</p> <p>10款 教育費</p> <p>12款 公債費</p> <p>13款 諸支出金</p> <p>14款 予備費</p> <p>第2条 繰越明許費の補正（2款 総務費、9款 消防費及び10款 教育費）</p> <p>第3条 債務負担行為の補正（2款 総務費（1項 総務管理費）及び10款 教育費）</p>
○厚生委員会	<p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費）</p> <p>3款 民生費</p> <p>4款 衛生費</p> <p>第2条 繰越明許費の補正（第3款 民生費）</p> <p>第3条 債務負担行為の補正（2款 総務費（3項 戸籍住民基本台帳費））</p>
○経済建設委員会	<p>第1条 歳出予算の補正</p> <p>5款 労働費</p> <p>6款 農林水産業費</p> <p>7款 商工費</p> <p>8款 土木費</p> <p>11款 災害復旧費</p> <p>第2条 繰越明許費の補正（8款 土木費及び11款災害復旧費）</p>

[別記2]

議第11号 平成26年度人吉市一般会計補正予算	
○予算委員会	<p>第1条 歳入予算（全款）</p> <p>第4条 地方債</p> <p>第5条 一時借入金</p> <p>第6条 歳出予算の流用</p>
○総務文教委員会	<p>第1条 歳出予算</p> <p>1款 議会費</p> <p>2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く）</p> <p>9款 消防費</p> <p>10款 教育費</p> <p>11款 災害復旧費（4項 文教施設災害復旧費及び5項 その他公共施設公用施設災害復旧費）</p> <p>12款 公債費</p> <p>13款 諸支出金</p> <p>14款 予備費</p>
○厚生委員会	<p>第1条 歳出予算</p> <p>2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費）</p> <p>3款 民生費</p> <p>4款 衛生費</p> <p>5款 労働費（1項3目 シルバー人材センター費）</p> <p>11款 災害復旧費（1項 厚生労働施設災害復旧費）</p> <p>第3条 債務負担行為の補正（2款 総務費（2項 徴税費）</p>
○経済建設委員会	<p>第1条 歳出予算</p> <p>5款 労働費（1項3目 シルバー人材センター費を除く）</p> <p>6款 農林水産業費</p> <p>7款 商工費</p> <p>8款 土木費</p> <p>11款 災害復旧費（2項 農林水産施設災害復旧費及び3項 公共土木施設災害復旧費）</p> <p>第2条 継続費（8款 土木費）</p>

[別記3]

議第47号 平成25年度人吉市一般会計補正予算（第10号）	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第3条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 10款 教育費 14款 予備費 第2条 繰越明許費の補正（10款 教育費）
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 6款 農林水産業費 第2条 繰越明許費の補正（6款 農林水産業費）

○議長（永山芳宏君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時17分 散会

平成26年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第6号）

平成26年3月24日 月曜日

1. 議事日程第6号

平成26年3月24日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------------------------------|
| 日程第1 | 議第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度人吉市一般会計補正予算（第8号）） |
| 日程第2 | 議第 21号 | 人吉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議第 22号 | 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議第 23号 | 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議第 24号 | 人吉市職員の修学部分休業に関する条例及び人吉市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議第 25号 | 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議第 26号 | 人吉市地域の元気づくり基金条例の制定について |
| 日程第8 | 議第 27号 | 人吉市地域づくり推進事業基金条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第9 | 議第 28号 | 人吉市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議第 29号 | 人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議第 30号 | 人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議第 31号 | 人吉市体育施設事故防止対策審議会設置条例の制定について |
| 日程第13 | 議第 32号 | 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議第 33号 | 人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定の制定について |
| 日程第15 | 議第109号 | 人吉市生活環境保全美化条例の制定について |

総文

日程第16	議第 34号	人吉市地域福祉計画推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
日程第17	議第 35号	人吉市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第18	議第 36号	人吉市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第19	議第 37号	人吉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第20	議第 38号	人吉市老人趣味の家条例を廃止する条例の制定について	
日程第21	議第 39号	人吉市予防接種事故災害補償条例を廃止する条例の制定について	経建
日程第22	議第 40号	人吉市農村環境改善センター条例を廃止する条例の制定について	
日程第23	議第 42号	公の施設の指定管理者の指定について	各委
日程第24	議第 2号	平成25年度人吉市一般会計補正予算（第9号）	
日程第25	議第 47号	平成25年度人吉市一般会計補正予算（第10号）	厚生
日程第26	議第 3号	平成25年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	
日程第27	議第 4号	平成25年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
日程第28	議第 5号	平成25年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）	
日程第29	議第 6号	平成25年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）	
日程第30	議第 7号	平成25年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）	
日程第31	議第 8号	平成25年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	
日程第32	議第 48号	平成25年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	経建
日程第33	議第 9号	平成25年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	
日程第34	議第 10号	平成25年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	各委
日程第35	議第 11号	平成26年度人吉市一般会計予算	
日程第36	議第 12号	平成26年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算	
日程第37	議第 13号	平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算	総文

日程第38	議第 14号	平成26年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算	}	厚生
日程第39	議第 15号	平成26年度人吉市介護保険特別会計予算		
日程第40	議第 16号	平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計予算		
日程第41	議第 17号	平成26年度人吉市水道事業特別会計予算		
日程第42	議第 18号	平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計予算		
日程第43	議第 19号	平成26年度人吉市国民宿舎特別会計予算	}	経建
日程第44	議第 20号	平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算		
日程第45	議第 43号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める ことについて		
日程第46	議第 44号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める ことについて		
日程第47	議第 45号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
日程第48	議第 46号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて		
日程第49		市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告		
日程第50		治水・防災に関する特別委員会委員長の報告		
日程第51		人吉球磨広域行政組合議会の報告		
日程第52		人吉下球磨消防組合議会の報告		
日程第53		委員会の閉会中の継続審査及び調査について		

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 日程第1 から日程第53まで議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

1番	宮 崎	保 君
2番	高 瀬	堅 一 君
3番	村 口	隆 君
4番	大 塚	則 男 君
5番	平 田	清 吉 君
6番	犬 童	利 夫 君
7番	松 岡	隼 人 君
8番	井 上	光 浩 君
9番	豊 永	貞 夫 君
10番	川 野	精 一 君
11番	笹 山	欣 悟 君

12番	西	信八郎	君
13番	村上	恵一	君
14番	田中	哲	君
15番	仲村	勝治	君
16番	三倉	美千子	君
17番	森口	勝之	君
18番	永山	芳宏	君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田中	信孝	君
副 市 長	坂崎	博憲	君
監 査 委 員	篠崎	國博	君
教 育 長	末次	美代	君
総 務 部 長	中村	則明	君
市 民 部 長	山本	政義	君
健康福祉部長	松岡	誠也	君
経 済 部 長	松田	知良	君
建 設 部 長	中村	明公	君
総 務 部 次 長	迫田	浩二	君
市 民 部 次 長	加賀	邦保	君
健康福祉部次長	中川	一水	君
経 済 部 次 長	大淵	修	君
建 設 部 次 長	山田	巧	君
建 設 部 次 長	木村	秀敏	君
総 務 課 長	溝口	尚也	君
企画財政課長	告吉	眞二郎	君
自治振興課長	小澤	洋之	君
会 計 管 理 者	椎葉	幹夫	君
水 道 局 長	田中	幸輔	君
上水道課長	那須	義徳	君
教 育 部 長	井上	祐太	君
教 育 部 次 長	東	俊宏	君
農 業 委 員 会 長	舟戸	幸弘	君
事 務 局 長			

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	赤池謙介君
次	長	山本繁美君
庶務係	長	椎葉千恵君
書	記	白坂禎敏君

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

これより議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、早速議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決いたします。

日程第1 議第1号から日程第14 議第33号まで

○議長（永山芳宏君） まず日程第1、議第1号から日程第14、議第33号までの14件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、おはようございます。総務文教委員会に付託されました日程第1、議第1号から日程第14、議第33号までの14件について、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

まず、日程第1、議第1号専決処分の認定を求めることについて（平成25年度人吉市一般会計補正予算（第8号））についてですが、今回の補正は、歳出の補正のみで、昨日行われました故川上哲治氏の追悼式典や関連事業などに関する予算です。

2款総務費、10款教育費合わせて380万円の増額は、関係者の招聘旅費や弔慰金、式典会場の設営委託料などであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第2、議第21号人吉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、1点目は、これまで職員が所有する住宅に対して支給されていた持ち家主居手当を国の制度に準じて廃止するものです。2点目は、勤務1時間当たりに係る給与額の算出方法を変更するために条例の一部を改正するものです。

住居手当については、国は平成21年に廃止されており、県下14市中8市は既に廃止済みで、5市が今議会で改正予定、1市が改正予定なし。また、勤務1時間当たりの給与歳出の変更については、これまで国の制度に準じてきたが、労働基準法の改正により今回改正を行うもので、県下14市中5市が改正済み、8市が今議会で改正予定、1市が改正予定なしの説明を受けました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第3、議第22号人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、国の制度に準じて、育児・介護を行う職員の早出・遅出勤務について新たに整備するため条例の一部を改正するものです。

内容は、1日の勤務時間の長さは変更せず、小学校入学前の子供を養育する職員と、放課

後児童クラブ等に通う小学校の子供を送り迎えする職員、または介護を要する親族（要介護者）を介護する職員を対象に、公務に支障がない場合に始業、終業の時刻を繰り上げまたは繰り下げて勤務することができる制度であります。

委員からの質疑に対し、早出・遅出の時間の制限については、制度的には朝5時から前、夜10時を超えない時間となっているが、運用面については今後対応を検討したいとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第4、議第23号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、一般職の非常勤職員（嘱託職員）に対して、自宅と勤務公署との間を交通機関等を利用して往復する場合に、その往復に要する運賃等があるときには、費用弁償として通勤手当相当分を支給するため条例の一部を改正するものです。

一般職の非常勤職員は、職員の勤務時間の4分の3以内であることから、職員の通勤手当の4分の3に当たる額とし、自動車等の使用距離が片道2キロ以上5キロ未満の場合は一月1,500円、片道5キロ以上の場合は一月3,000円を支給するものであります。

委員からの質疑に対し、今回の通勤手当支給の考えについては、ここ数年、官製ワーキングプアという非正規職員の賃金格差の問題が全国的に上がっており、国のほうも改善を図るということの中から通勤手当を支給するところがふえている。また、職員組合からの待遇改善の要望もあっていることから、条例での位置づけの関係上、費用弁償として提案させていただいているとの答弁。また、県下の状況については、熊本市、宇城市、宇土市は導入済みで、球磨郡の町村でも半数ほどは導入済みとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第5、議第24号人吉市職員の修学部分休業に関する条例及び人吉市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）における地方公務員法の一部改正に伴い、修学部分休業の期間の上限及び高齢者部分休業の対象年齢の範囲が条例委任されたことにより、条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第6、議第25号人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成23年4月に育児休業法が改正され、一定の要件を満たす一般の非常勤職員に対しても育児休業が取得できるようになっているため、対象職員の範囲を明確にするために条例の一部改正を行うものです。

委員からの質疑に対し、育児休業期間中の代替職員や社会保険料納付については、嘱託職員の場合でも復帰までの期間、代替職員を置くことになる。また、社会保険料納付は免除になるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第7、議第26号人吉市地域の元気づくり基金条例の制定については、新たに設置する基金で、平成24年度国の経済対策による補正予算から交付された地域の元気臨時交付金約3億円のうち、平成25年度事業に充当した約2億円を差し引いた残額1億43万3,000円を積み立てるものです。ただし、附則に「この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う」としており、基金の原資である地域の元気臨時交付金は経済対策として交付されたもので、通常の事業と同じく翌年度までに使い切る規定があるので、平成26年度の事業に充当するものであります。なお、平成26年度一般会計予算に、（仮称）鉄道ミュージアム事業245万1,000円とカルチャーパレス改修事業4,765万7,000円に、約5,000万円の繰入金を計上しているとの説明を受けております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第8、議第27号人吉市地域づくり推進事業基金条例を廃止する条例の制定については、平成3年3月にこの基金を設置し、平成2年度から平成4年度にかけて国から約1億600万円ずつを普通交付税に算入され、総額3億2,014万円の基金を活用してきたところです。主な事業として、平成3年度からの角櫓、多門櫓、長堀の復元事業や人吉歴史館整備事業、堀合門復元事業など、人吉城跡関連の事業に活用してきましたが、基金も少なくなったことから残額657万4,617円を、主に平成25年度事業の人吉城跡トイレ改修事業と大手門跡石垣修復事業に充当し、今年度で廃止するものであります。なお、人吉城跡トイレ改修事業と大手門跡石垣修復事業については、現地視察を行っています。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第9、議第28号人吉市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定については、休校中の人吉市立西瀬小学校鹿目分校、人吉市立田野小学校及び人吉市立矢岳小学校を平成26年3月31日をもって廃止すること等に伴い、条例の一部を改正するものです。また、あわせて各学校の位置について、住民票地番の表示に倣い、地番の「の」の表示を削除するものであります。

委員からの質疑に対し、中原小学校の住所に「字段」を記載する理由については、条例で定める行政町名に合わせるものであるとの答弁。また、廃止された後の財産管理等については、廃止条例がなされた後は行政目的がなくなるため、普通財産として契約管財課に処理上は入るが、財産規則の中に事務指定制度があり、管轄は教育委員会がやることになるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第10、議第29号人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議第28号で休校中の3校を廃止することに伴い、田野小学校体育館、矢岳小学校体育館を条例から削るものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第11、議第30号人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定については、休校中の人吉市立西瀬小学校鹿目分校を廃止することに伴い、人吉市西瀬校区公民館鹿目分館及び人吉市西瀬コミュニティセンター鹿目分館として位置づけをし、活用を図るため条例の一部を改正するものです。

委員からの質疑に対し、コミセン使用後の施錠などの管理については、事務職員は配置しないため、鹿目町内での管理をお願いしたいと考えている。また、開館日や利用についての施行規則は、今後公民館の運営委員会や町内とも具体的な協議をしていく。スケジュール的には7月1日開館になると考えているとの答弁。また、プールの取り扱いについては、中央に亀裂があり、現在水漏れが生じている状態であり、防水工事には多額の費用がかかる。今後の活用に関しては、地元の要望なども聞いた上で検討していくとの答弁がっております。意見として、地元住民の皆さんに利用しやすい施設にするためにも、十分な理解と意思疎通を図っていただきたい。また、現在、鹿目分校は、指定避難所にもなっているが、AEDが設置されていないので早急に設置をしていただきたいとの要望をしております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第12、議第31号人吉市体育施設事故防止対策審議会設置条例の制定については、昨年7月に弓道場での練習中にアーチェリーの矢が場外に飛び出した事故が契機になり、人吉市全体の体育施設の事故防止対策に関することを審議する機関を設置するため新たに条例を制定するものです。

委員からの質疑に対し、それぞれの施設における使用要項などについては、指定管理者であるNPO法人人吉市体育協会で要項は定めてあるとの答弁。また、他自治体の制定状況については、要項で定めてある自治体はあるが、体育施設に関して条例で規定してある自治体は調べた限りではないとの答弁。また、3条の(2)の施設利用関係者とは、各団体の中から代表して参加をお願いしたいと考えているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第13、議第32号人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定については、現在の人吉市農村運動広場野球場を、これまで愛称として親しまれてきた川上哲治記念球場に改めるため条例の一部を改正するものです。

委員からの質疑に対し、農村運動広場のこれまでの経緯については、農林水産省の補助金で整備され、平成9年から11年にかけて野球場を建設したが、それ以降は農村運動広場野球場というよりも川上哲治記念球場という愛称で使用されている現状がある。また、愛称に関しては、建設当時、既に川上哲治氏は人吉市名誉市民になられており、それを顕彰する意味で川上哲治記念球場となったのではないかと考える。また、その当時から川上哲治記念球場という愛称は内外に周知され、本市や指定管理者である人吉市体育協会のホームページにも

その名称で掲載されていることから、市民を初め内外の野球関係者にも親しみをもって定着しているので提案させていただいているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第14、議第33号人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定については、カルチャーパレス利用促進委員会からの答申に基づき、コミュニティ棟の基本使用料に1時間単位の区分を規定することに伴い、条例の一部を改正するものです。

その答申内容は、基本使用料、冷暖房料とも現行の料金を据え置くことが望ましい、あるいは妥当である。ただし、会議室等は利便性を高めるために、現在の区分制による利用とあわせ、1時間単位での貸し出しを検討するというものであったため、料金表の基本使用料に9時から18時と18時から22時の1時間当たりの使用料は追加されております。消費税に関しては、すべての使用料について新しい消費税率を含んだ料金とする。ただし、現行の料金額を超えないことが望ましいという答申であるため、今回、基本使用料を3%引き下げ、新税率8%を含んだ料金とされております。その結果、現行の料金額と変わらないこととなります。また、今後3年から5年をめどに利用料金を見直すことが付されているとの説明を受けました。

委員からの質疑に対し、ホール、楽屋等の1時間単位の見直しについては、ホールと楽屋はセットで使用されるので、時間単位での見直しはしていないとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第1号から議第33号までの14件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第1号は承認、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号、議第28号、議第29号、議第30号、議第31号、議第32号、議第33号は、原案可決確定いたしました。

日程第15 議第109号から日程第21 議第39号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第15、議第109号から日程第21、議第39号までの7件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） おはようございます。厚生委員会に付託されました日程第15、議第109号から日程第21、議第39号までの7件につきまして、審査の結果を報告いたします。

日程第15、議第109号人吉市生活環境保全美化条例の制定についてであります。この条例は、人吉市環境基本条例の趣旨に基づき、生活環境保全及び環境美化について必要な事項を定め、市、市民等及び事業者が協働して清潔で美しく快適な生活環境をつくることを目的として新たに条例を制定するものであります。昨年の12月定例議会において提案をされ、継続審査としていたものであります。

継続審査の理由としては、環境基本計画が示されておらず整合性がわからない。条文の中に理解でない文言や理解に苦しむ文言の表記があること。条文に義務命令が多く、市民が威圧感を感じるといった意見があり継続審査となったものであります。

平成26年2月17日、2月25日に委員会を開催し審査を行いました。2回の審査において、環境審議会に諮問された環境基本計画の素案について、特に整合性を確認すべき私たちの取り組みの内容について具体的に説明を受け、さらに条例案に対する委員の意見の聴取を行い、執行部からの議案の訂正について説明を受け、審査を行いました。

委員の意見としては、草木の繁茂に関しては、自然発生的なところもあり、景観と生活のバランスを検討して欲しい。個別規制条例からすると総体的に市民にとって厳しい条例になっている。もう少し緩やかな感じがいいのではないか。条文の表現が強い表現で書いてある。もう少し柔らかい表現で検討して欲しい。騒音と悪臭については、判断基準が難しいのでよく検討したほうがいいのではないかと意見が出されたところであります。そのような委員会での審査を踏まえて、議案の訂正がなされたところであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第16、議第34号人吉市地域福祉計画推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、地域福祉計画の策定等について人吉市地域福祉計画推進委員会で審議するため、条例の一部を改正するものであります。現行の条例は、計画の推進に関し協議を行うものであります。改正案は、計画の策定に関する事項を追加するものであります。

審査の過程で委員からの質疑に、第2条の具体的な項目を削除した理由は、改正案で計画を策定するとしているので、1号から3号までについては計画の中に策定していくことになるので自動的に含まれる。第1条の社会福祉法第107条の規定により、市町村の地域福祉計画を立てることになるので改めて掲載していない。委員会の任期は平成25年10月1日から平成27年9月30日までの2年間。策定委員会設置要項は、条例を認めていただければ廃止をすることになるといった答弁がありましたが、所掌事務は具体的な事項を明記したほうがわかりやすい優しい条例になるのではないかと。削除されれば後退したように受け取れるとの委員

の意見があり、委員会設置条例については、すべての条例で市長の委嘱を受け諮問されるということになるので、この条例だけ具体的な所掌事務が記載されないことは、他の条例との整合性について疑問が残る。ここのところはきちんとすべきではないかとの質疑に、執行部からの明確な答弁が得られず、暫時休憩となりました。暫時休憩中に高瀬堅一委員から会議規則第67条の規定に基づき、修正案の提出が委員長になされました。委員長はこれを受理し、委員会を再開しました。修正案に関する資料はお手元に配付してありますので、ごらんいただきたいと思えます。

再開後、執行部より、執行部としても検討したが、所掌事務の記載の仕方について不十分などころがあったと反省している。これからの条例案の審議については、委員長の裁量にお任せしたいとの申し入れがありましたので、休憩中に高瀬委員から修正案の提出があり、それを受理したことを報告し、修正案について審議することについて委員の了承を得て審査に入りました。

まず、高瀬委員に修正案の提案理由の説明を求め、所掌事務第2条第2項において、具体的な事務が明記されておらず、計画の推進に関するものが何を審議するのかわからなくなってしまうので、具体的な事務を明記したほうがよい。また、ほかの委員会設置条例は具体的な所掌事務を明記してあるので、他の条例との整合性も考慮し、修正案を提出するものであるとの説明がなされました。

条例案の修正案は以下のとおりであります。第2条第2項を次のように改めるものであります。2項、委員会は、計画の推進に関することについて、次に掲げる事項を審議する。1号、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関すること。2号、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること。3号、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関すること。4号、その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

委員会としては、全員異議なく提案のあった修正案について認めることに決しました。なお、修正箇所を除く原案については、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第17、議第35号人吉市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。現在、小学校就学前までを対象としております乳幼児医療費助成の対象者を、中学校3年生までに引き上げること等に伴い、条例の一部を改正するものであります。改正内容は、条例の名称を人吉市子ども医療費助成に関する条例に改正し、小学校1年生以上の者にあつては、一部負担金のうち次に掲げる額を超えた額を助成するものとして、通院の場合は、1保険医療機関当たり1日につき500円、入院の場合は、1保険医療機関当たり1月につき2,000円とするものであります。

審査の過程で委員からの質疑に、中学3年生までの対象の理由、一部助成金額の理由は、多くの市町村が中学3年生までを対象としている。球磨郡管内も中学3年生までが多く近郊

とのバランスを考慮した。1日に500円を超えた額を助成することについては、他市町村を参考とし、また医療機関の窓口でワンコインで支払うことで利用者の利便性を考えた。また、県の補助2分の1は3歳までだが、県の見直しとかの情報は特段ない。全国的には県の補助の年齢は拡大している県が多くなっているが、熊本県の負担の年齢は低いほうであるといった答弁がっております。

委員から、県に対し、全国的に低いのであれば議会としても何か訴えて欲しいという要望があり、委員会としては、今後十分に検討しながら取り組んでいくこととしております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第18、議第36号人吉市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保険福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が一部施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。現行の障害程度区分は、障害の程度という言葉が障害の重さにとらえられやすいことから、障害程度区分ではなく、必要とされる支援の度合いを示すものとして、障害支援区分と改めるものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第19、議第37号人吉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人吉市老人福祉センターの利用料金の改定を行うため、条例の一部を改正するものであります。第9条、利用料金であります。改正後は新たに別表を設け、市内に住所を有する者のうち浴室のみを利用する者は150円、浴室以外の部屋を利用する者は200円、市内に住所を有しない者のうち浴室のみを利用する者は300円、浴室以外の部屋を利用する者は400円とするものであります。

審査の過程で委員からの質疑に、9時から16時までの開館時間は自由に使える。団体の場合は事前に予約をされるのでトラブルは発生していない。バスの送迎はこれからも無料。団体のサービスということで団体割引はないといった答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第20、議第38号人吉市老人趣味の家条例を廃止する条例の制定についてであります。人吉市老人趣味の家の耐震診断の結果、基準を満たしていないため用途廃止を行うことに伴い、人吉市老人趣味の家条例を廃止するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第21、議第39号人吉市予防接種事故災害補償条例を廃止する条例の制定についてであります。市が実施する法定外の予防接種に係る事故の災害補償について、新たに規則で定めることに伴い、条例を廃止するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。採決に関しては分割して行います。

まず、日程第16、議第34号についてお諮りいたします。

採決は起立採決といたします。議第34号に対する厚生委員長報告は、一部修正がありますので、まずその修正に係る部分について議事を進めます。

それでは、厚生委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永山芳宏君） 起立多数。

よって、厚生委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決された部分を除く原案についてお諮りいたします。

修正議決された部分を除くそのほかの部分について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永山芳宏君） 起立全員。

よって、修正議決された部分を除くそのほかの部分は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議第109号並びに日程第17、議第35号から日程第21、議第39号までの6件についてお諮りいたします。

議第109号並びに議第35号から議第39号までの6件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第109号、議第35号、議第36号、議第37号、議第38号、議第39号は、原案可決確定いたしました。

日程第22 議第40号及び日程第23 議第42号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第22、議第40号及び日程第23、議第42号の2件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） おはようございます。経済建設委員会に付託されました、日程第22、議第40号及び日程第23、議第42号の2件について審査の結果を報告いたします。

まず、議第40号人吉市農村環境改善センター条例を廃止する条例の制定については、昭和62年度に農業サイドの補助事業を活用し建設された人吉市農村環境改善センターは、平成10

年4月から教育委員会へ所管がえをし、現在、東間コミュニティセンターとして利用されており、一つの建物に人吉市農村環境改善センターと東間コミュニティセンターの二つの名称がついておりますので、今回条例を廃止することで名称を一つにするものであります。

審査の過程において委員から、過去及び現在の利用状況等の質疑が出されております。

また、現地視察も行い、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、議第42号公の施設の指定管理者の指定についてであります。本件は、人吉市国民宿舎くまがわ荘の指定管理者を、くま川下り株式会社に平成26年4月1日から平成29年3月31日まで指定を行うものであります。執行部からくま川下り株式会社を指定管理者として選定する理由として、7点の理由が示され、指定管理に至ったこれまでの経緯、これまでの経営実績、指定管理者としての信頼性などのほか、今回からの新規の理由として、引き続き国民宿舎の運営を供することで、筆頭株主として会社再建への責務を果たすという項目が示されております。また、指定管理をめぐる課題や今後の事業計画の概要などの説明を受けております。

審査の過程において委員から、国民宿舎事業を除いたくま川下り株式会社本体の財政状態、事業計画を含め経営状況を委員会として明確にし、把握すべきであるなどの質疑、意見が相次ぎ、委員会としましては、くま川下り株式会社代表取締役社長井上幸生氏を参考人として本委員会に出席を求めると決定し、参考人の意見聴取を行いました。なお、参考人補助として同社の経理担当者の方も出席をされ、現在の経営状態、今後の事業計画などについて意見を聴取しております。

委員からは、思いはよく理解するが、厳しい経営であることは明らかである。最終的な議決を行う議会の責任として、今後も詳細な経営状況を確認したいなどの意見があり、慎重審査の結果、委員会としましては、本件に関し附帯決議を付すことで全会一致で原案どおり認めることに決しました。

なお、全会一致で本議案に付することに決しました附帯決議を朗読いたします。

「議第42号公の施設の指定管理者の指定について」に対する附帯決議

市長は、本案件の執行にあたり、次の点について善処すべきである。

国民宿舎くまがわ荘の指定管理者に指定しようとするくま川下り株式会社は、本市の重要な観光施設であるが、近年の乗船客数の減少により依然として厳しい経営状況が続いている。さらに先般、経営改善のために行われた船頭と艀張の賃金削減により、一時的ではあるが、船頭と艀張の継続希望者がいないという会社自体の存続も危ぶまれるような状態が発生している。また、国民宿舎くまがわ荘においても、宿泊者数の減少などにより経営が悪化している状態である。

本委員会としては、くま川下り株式会社の経営努力は認めるものの、このような状況を非常に懸念するものであり、くま川下り株式会社の将来にわたる存続と、早急な経営安定化を

切に願うものである。

このようなことから、筆頭株主である市は、くま川下り株式会社に対し、球磨川下り事業と国民宿舎事業を分けた半期ごとの決算報告書及び事業計画書を6月及び12月定例会に提出を求め、さらなる経営改善の指導及び支援を行い、議会に報告することにより経営の透明化を図ること。

以上を付して、先ほど申し上げましたとおり、慎重審査の結果、認めることに決しました。
以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第40号及び議第42号の2件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第40号及び議第42号は、原案可決確定いたしました。

日程第24 議第2号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第24、議第2号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 皆様、おはようございます。予算委員会に付託されました日程第24、議第2号平成25年度人吉市一般会計補正予算（第9号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正のうち、歳入全款、第4条地方債の補正につきまして、審査の結果を報告いたします。

今回の補正につきましては、国・県の補助事業の確定や最終見込みによるものであり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億86万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億7,034万4,000円とするものです。地方債の補正につきましては、社会資本整備総合交付金事業債1億8,820万円、防災行政無線整備事業債2億3,750万円に対する起債が主なものでございます。その他事業費の確定に伴う限度額の起債8件の補正がなされております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第24、議第2号平成25年度人吉市一般会計補正予算（第9号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものについて報告いたします。

1款議会費は440万6,000円を減額しています。普通旅費などの不用額や会議録の反訳業務委託料の減額などがあります。

2款総務費は、2項徴税费及び3項戸籍住民基本台帳費を除き、9,463万円を増額しています。1項総務管理費、1目一般管理費の増額は、希望退職等4名分に対する退職手当の増や、産交バスの運行に対する地方バス運行等特別対策補助金、くま川鉄道株式会社の経営安定化を図るためのくま川鉄道経営安定化補助金の増などがあります。

委員からの質疑に対し、地方バス運行等特別対策補助金は、昨年と比較して約2,100万円の減になっている。ただし、昨年と違うのは5路線を廃止して、乗り合いタクシーへ変更しているため、移行した5路線分の補助金が減っている状況である。また、くま川鉄道運営安定化補助金は、くま川鉄道施設整備費の年間3,290万6,000円のうちの人吉市分の補助であるとの答弁がっております。

9款消防費は7,790万7,000円を減額しています。1項消防費、2目非常備消防費の減額は、消防団員退職者報償金21人の確定により減額するものであります。また、3目消防設備費の減額は、防災基盤整備事業における防火水槽築造工事及び消防団ポンプ積載車購入の最終見込みによる減額と、防災行政無線整備事業における整備工事費及び無線備品の最終見込みによる減額であります。

10款教育費は1,022万5,000円の減額をしています。1項教育総務費、2目事務局費の減額は、外国語指導助手2名を予定していたものが1名となったことによる関係経費の減額、及び外国語指導助手の雇用見直しによる負担金の減額などがあります。

委員からの質疑に対し、これまで外国語指導助手（ALT）の派遣は、自治体国際化協会へ依頼していたが、負担も大きくなかなか見つからないため、今年度から本市教育委員会が独自で外国語指導助手を見つけることにしたことにより減額になっているとの答弁がありました。

2項小学校費、3目学校建設費の増額は、繰越明許費の補正にありました小学校污水处理操作盤改修事業におきまして、繰り越しによる消費税税率引き上げ分の加算、及び需要逼迫の影響などによる操作盤価格の上昇による増額によるものであります。6項保健体育費、2目体育施設費の減額は、長崎国体球磨川特設カヌー競技場整備事業において、競技コースの変更によるものです。7項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費の減額は、給食配送等委託料や施設設備改修工事の入札残によるものです。

委員から、給食配送等委託料については、業務の品質が落ちないような対策も含めた入札のあり方を再検討していただきたい旨の意見がっております。

13款諸支出金は1億5,512万円を増額しています。それぞれの基金の運用利息の最終見込みや、人吉市庁舎建設等基金費に任意積立金として5,000万円を積み立てるものであります。また、人吉市地域元気づくり基金費の任意積立金1億44万3,000円は、国の平成24年度の経済対策事業として交付された地域の元気臨時交付金を平成25年度事業に充当した残額を基金に積み立てるものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第24、議第2号平成25年度人吉市一般会計補正予算（第9号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

3款民生費は6,045万5,000円を減額し、補正後の額を60億1,161万9,000円としております。1項社会福祉費は、5,542万円の減で、国民健康保険事業特別会計繰出金等への減額、障害者医療費の各給付費等の減額など決算見込みによるものが主なものであります。2項児童福祉費は496万5,000円の減で、軽度障害児保育事業補助金の増額、児童手当等の最終見込みによる減額等であります。

4款衛生費は1,541万8,000円を減額し、補正後の額を16億7,427万7,000円といたしております。65歳以上の高齢者インフルエンザ予防接種委託料、妊婦健康診査委託料、がん検診等各種検診委託料の決算見込みによる減額などであります。

審査の過程で委員からの質疑に、軽度障がい児の判定は医師が判断する。軽度障がい児の内容は見た目ではわからない発達に障がいがあるもので、自閉症、注意欠陥・他動性障がい、学習障がいなどがある。介護療養型医療施設転換整備事業補助金の減額の理由は、開業までのソフト事業についての補助金は繰り越しが認められないので事業廃止をして交付を取り消した。26年度に申請して認められたら計画したい。26年度に繰り越しをした事業は建設に係るものである。現在の進捗状況は、2月に事業を着手したところと聞いているといった答弁がっております。

次に、第2条繰越明許費の補正であります。3款民生費、1項社会福祉費、介護療養型医療施設転換整備事業、繰越額は4,930万円であります。この事業は、医療法人が介護療養型医療施設を老人保健施設へ転換する事業の補助金として、昨年6月議会において認めた事業であります。資材調達や工事工法の選択作業に不測の日数を要されたことから年度内竣工が困難となり、補助金を繰り越すものであります。また、3款民生費、1項社会福祉費、老人福祉センター改修事業は、繰越額を589万8,000円から673万4,000円に増額補正を行うも

のであります。改修工事に伴い、県の補助事業で設置します太陽光発電設備の設置基準に基づく設計の見直しによる変更であります。

次に、第3条債務負担行為の補正であります。住民基本台帳ネットワークシステム機器使用料の限度額を1,780万3,000円としておりましたが、入札により限度額が確定したため、限度額を1,168万5,000円と変更するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 日程第24、議第2号平成25年度人吉市一般会計補正予算（第9号）のうち、経済建設委員会に付託されました予算につきまして、審査の結果の主なものについて報告いたします。

今回の補正は、主として事業費の確定や事務事業の決算見込みによるものであります。5款労働費は625万9,000円の減額となっております。内容は、緊急雇用創出事業委託料の耕作放棄地を活用した農産物ブランド化推進事業を初めとします6事業の最終見込みによる減額であります。

6款農林水産業費は295万9,000円の減額となっております。1項農業費325万8,000円の増額は、補助事業費の確定や単独費補正のほか、最終決算見込みによるものであります。交付金384万1,000円の増額は、経営体育成交付金220万2,000円の増、これは農業用機械購入に対する補助金であります。青年就農給付金事業交付金150万円は、新規就農者2名分であります。このほかひとよし土地改良区による補助金交付申請の取り下げによる農業農村整備推進交付金事業補助金180万円の減額となっております。2項林業費621万7,000円の減額は、下刈委託料、間伐等委託料、新植委託料などの減額及び防護柵設置委託料の増額などで、いずれも事業費の確定によるものであります。

7款商工費は2,673万8,000円の減額となっております。1項商工費、1目商工総務費、2目商工業振興費は、各種負担金の確定によるものです。上半期に本市融資制度の利用がなく、下半期の預託を実施しなかったことによるものなどであります。

8款土木費は1億2,935万6,000円の減額となっております。内容は、社会資本整備総合交付金事業の交付決定によるものや各事業に伴います契約額の確定、入札残、補助金申請がなかったものにより減額であります。

11款災害復旧費27万4,000円の増額は、消費税増税に伴います工事請負費の増額であります。

次に、繰越明許費の補正、8款土木費及び11款災害復旧費であります。8款土木費、2項

道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業、下林北願成寺線600万円を初めとする地方道路等整備事業、市営住宅改修事業等を含む11款災害復旧費までの29件について審査を行い、地権者の同意取得、工法検討、協議等に不測の日数を要したことから、工事着工がおくれ、年度内竣工が困難となり、繰り越すものであります。

審査の過程において、繰越額が昨年より比較しても多過ぎるという指摘もあり、人員体制も含め多くの事業に対応できるよう改善を求める要望がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第2号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第2号は、原案可決確定いたしました。

日程第25 議第47号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第25、議第47号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 予算委員会に付託されました日程第25、議第47号平成25年度人吉市一般会計補正予算（第10号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正のうち、歳入全款、第3条地方債の補正について、審査の結果を報告いたします。

今回の補正につきましては、国・県の補助事業の確定や最終見込みによるものであり、総額にそれぞれ1億3,388万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億422万4,000円とするものです。今回の補正は、国の平成25年度補正予算、好循環実現のための経済対策事業に伴う公共事業の追加によるもので、主なものは、14款、2項、5目、2節中学校費補助金、学校施設環境改善交付金2,228万円の増額補正は、人吉市立第一中学校のプール改築事業に対するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第25、議第47号平成25年度人吉市一般会計補正予算（第10号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものについて報告いたします。

10款教育費は1億1,964万6,000円を増額しています。これは人吉市立第一中学校のプール改築工事に係るもので、昭和52年の建築後36年が経過して老朽化しており、プール本体からの漏水で水位が低下している状況であることから、今回改築事業を実施するものです。

委員からの質疑に対し、水泳の授業や部活もあるので、当面の間は水を補充しながら使用し、8月から工事着工、平成26年度内の完成を予定しているとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 日程第25、議第47号平成25年度人吉市一般会計補正予算（第10号）のうち、経済建設委員会に付託されました予算につきまして、審査の結果の主なものについて報告いたします。

6款農林水産業費は1,900万円の増額となっております。内容は、大柿地区水路測量設計業務委託料300万円、水路改修工事大柿地区及び小柿地区工事請負費1,600万円の増額であります。なお、現地視察を行っております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第47号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第47号は、原案可決確定いたしました。

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第26、議第3号から日程32、議第48号までの7件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第26、議第3号から日程第32、議第48号までの7件につきまして、審査の結果を報告いたします。

日程第26、議第3号平成25年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、決算見込みによる補正で歳入歳出をそれぞれ4,128万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を49億1,491万4,000円とするものであります。

歳入は、国民健康保険税は収納実績に基づく決算見込み。国庫支出金、県支出金、療養給付費等交付金、共同事業交付金は、交付決定に伴うもの。繰入金は決算見込みによるもの等であります。

歳出は、出産育児諸費、共同事業拠出金、特定健康診査委託料等の決算見込みによる減額等であります。

審査の過程で委員から、外国人の国保加入条件が従来の1年から3カ月になったため、悪質な事例があっていると聞いている。人吉市ではそのような事例はあるのかとの質疑に、海外療養費に該当する事例だと思うが、平成22年、23年、24年はない。平成25年は7件で9万7,114円支出している。外国人ばかりでなく、日本人が海外旅行の際、医療機関にかかった場合も含まれているとの答弁がっております。

次に、日程第27、議第4号平成25年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、決算見込みによる補正で、歳入歳出予算をそれぞれ925万円減額し、総額を4億8,434万4,000円とするものであります。

歳入は、後期高齢者医療保険料は、被保険者の死亡や転出に伴う資格喪失によるもの。一般会計繰入金は、決算見込みによるものであります。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金を減額しております。

次に、日程第28、議第5号平成25年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、決算見込みによる補正で、歳入歳出にそれぞれ1,193万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億6,027万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、第1号被保険者保険料を収納額、調定額を勘案し、決算を見込んで補正するもの。国庫補助金及び支払基金交付金は、交付決定額に応じて補正するもの。基金繰入金は、財源不足の補てんとして基金積立金を取り崩すものであります。

歳出の主なものは、本年度の保険給付費の総額として39億6,800万円を見込んでおり、前年度に比べ約6.6%の伸びとなります。介護サービス等諸費は、要介護1から5の認定を受けた方の介護サービス利用に係る給付費、介護予防サービス等諸費は、要支援1、2の認定を受けた方の介護予防サービス利用に係る給付費、特定入所者介護サービス等費は、サービ

スにおいて居住費や食費が利用者の負担となりますので、所得の低い方の負担軽減として限度額を超えた分を支給するものであります。

審査の過程で委員からの質疑に、苦情処理相談員は、実際は介護認定調査員である。全く支援を受けていない方は65歳以上の高齢者の約1万人のうち約2,000人が介護認定を受けているので、8割の方は介護サービスを受けていない。ただし、介護予防サービスは受けている方もいるといった答弁がっております。

次に、日程第29、議第6号平成25年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,575万6,000円とするもので、決算見込みによる補正であります。

次に、日程第30、議第7号平成25年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）は、収益的収入及び支出であります。収入は、1款水道事業収益を569万6,000円増額し、5億4,747万8,000円とするものであります。一般会計負担分繰入金、日本水道協会機械設備損害保険金の増額等であります。

次に、資本的収入及び支出についてであります。支出は、茂ヶ野水源地保護地購入費の減額であります。

審査の過程で委員からの質疑に、日本水道協会機械設備損害保険金は、平成25年8月12日の落雷で大畑配水池の流量計が被害にあったが、保険金が満額おりたもの。落雷の防止対策は、避雷針、絶縁トランスをつけたりしているが防ぎようがない。茂ヶ野水源地保護地購入の減は、相手方が保護地購入には賛同されているが、条件について検討する時間が必要だったといった答弁がっております。

次に、日程第31、議第8号平成25年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出にそれぞれ21万6,000円追加し、歳入歳出予算の総額を11億3,126万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、受益者負担金の増額、公共下水道補助金の減額で、全体計画変更業務委託の入札残に伴う社会資本整備総合交付金の減と地域の元気臨時交付金として予算項目の組み替え分であります。

歳出の主なものは、公共下水道全体計画変更業務委託料の入札残と下水道事業法適化支援業務委託料の減額であります。維持管理費は、公課費として消費税及び地方消費税の補正であります。

審査の過程で委員からの質疑に、下水道排水設備指定工事店の登録店は74社で、手数料は1万円。地域の元気臨時交付金の一般会計組み替えの理由は、人吉市の歳入の方法が一たん一般会計に一括で受け入れ、それから事業ごとに分けるというやり方変わったためである。公共下水道全体計画変更業務委託料入札残については、設計額を1,395万4,500円、契約額は598万5,000円で、その差額は796万9,500円、予算は1,500万円を予定していたためといった

答弁がっております。

第2条債務負担行為の補正は、平成25年3月議会で認めた下水道事業法適化事業の限度額及び期間について変更を行うものであります。平成27年4月から公共下水道事業特別会計に地方公営企業法を適用し経営するに当たり、企業会計や資産評価等のシステム構築費用について多額になると想定し、分割で支払う予定としておりましたが、上水道課のシステムを共用することで経費節減が可能となったことや、地方公営企業法移行前の経費については、特別交付税の対象となることにより、限度額について356万4,000円に減額、また期間についても平成26年度までの2年に変更するものであります。

次に、日程第32、議第48号平成25年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出にそれぞれ950万円増額し、歳入歳出予算の総額を11億4,076万1,000円とするものであります。国の好循環実現のための経済対策の下水道事業に係る社会資本整備総合交付金の内示に伴うものです。鬼木・鶴田地区と下林町の2地区で28カ所のマンホールふたの更新工事を計画しております。

以上7件につきまして慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第3号から議第48号までの7件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第3号、議第4号、議第5号、議第6号、議第7号、議第8号、議第48号は原案可決確定いたしました。

日程第33 議第9号及び日程第34 議第10号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第33、議第9号及び日程第34、議第10号の2件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第33、議第9号及び日程第34、議第10号の2件について、審査の結果を報告いたします。

議第9号平成25年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算それぞれに2万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22万9,000円とするものです。内容は、前年度繰越金の確定によるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、議第10号平成25年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算それぞれに115万7,000円を増額し、歳入歳出予算それぞれ334万3,000円とするものです。

まず、歳入であります。前年度繰越金115万7,000円増額し、195万7,000円とするものです。次に、歳出の主なものは、1款工業用地造成事業費の減額でありまして、県と引き続き協議中の状況で、本年度中に開発行為許可申請を行わないことにより手数料を減額するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第9号及び議第10号の2件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第9号、議第10号は原案可決確定いたしました。

日程第35 議第11号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第35、議第11号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 予算委員会に付託されました日程第35、議第11号平成26年度人吉市一般会計予算のうち、第1条歳入歳出予算のうち、歳入全款、第4条地方債、第5条一時借入金、第6条歳出予算の流用につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ146億8,623万3,000円とするものです。市税は、前年度と比較しまして、個人市民税及び法人税がともに減収が見込まれています。また、固定資産税は増収、市たばこ税は前年並み、入湯税は増収が見込まれております。市税の合計で昨年度より3,688万1,000円の減収が見込まれております。地方消費税交付金は、消費税率の引き上げに伴い、前年度より1億6,088万8,000円の増収。地方交付税は、普通交付税が42億3,000万円、特別交付税が5億円で前年度と同額となっております。平成25年度の当初予算と比較しまして、総額で5億5,103万9,000円の増額となっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第35、議第11号平成26年度人吉市一般会計予算のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

1款議会費は2億330万9,000円で、前年度と比べ183万2,000円の減額となっております。議会運営委員会の行政視察分の普通旅費の減などによるものであります。

2款総務費は2項徴税费及び3項戸籍住民基本台帳費を除き11億5,965万4,000円が計上されております。1項総務管理費は10億9,727万8,000円で、前年度と比べ1億1,820万2,000円の増額となっております。主なものは、定年退職者が8名となることによる増額、行政サービスコンシェルジュ廃止に伴う委託料の減額、（仮称）鉄道ミュージアム外構工事測量設計委託料、LED型防犯灯設置工事として140灯分、本年度から取り組んでいる準天頂衛星を活用した地理空間情報プロジェクトで、第2回シンポジウムの実施に向けた経費などであり、また、電算システム管理SE常駐委託料は、新電算システム導入から約3年が経過したことで、システム運用の支援、バッチ処理の支援、各業務システム全般の問い合わせ、システム障害の復旧などを行うため、SEの常駐を継続させるものであります。なお、3目文書広報費に計上されていた情報系ネットワークシステムや端末に係る関連経費は10目情報管理費へ、また1目一般管理費に計上されていた庁舎管理に関する経費を6目財産管理費へ振り替えております。委員からの質疑に対し、電算システム管理SE常駐は、現在のシステムを使用する限り今後も1名の常駐となるとの答弁がっております。

4項選挙費は1,740万1,000円で、前年度と比べ926万7,000円の減額となっております。主なものは、本年7月に実施予定の農業委員会委員選挙に要する経費や、平成27年4月に実施予定の県議会議員選挙に要する経費などであり、なお、県議会議員選挙費は、平成26年度中に準備する必要があることから計上されております。

9款消防費は4億9,169万8,000円で、前年度と比べ2億9,888万1,000円の減額となっております。大幅な減額の理由としましては、平成24年度から整備しております防災行政無線整備事業がほぼ終了したことによるものです。また、隔年実施の熊本県消防操法大会出場に伴う消防協会人吉支部交付金の増額、年次計画で更新しているポンプ積載車3台の購入経費などが計上されております。

10款教育費は11億7,294万5,000円が計上されております。1項教育総務費は1億8,090万4,000円で、前年度と比べ1,435万2,000円の減額となっております。主なものは、人件費の減や子ども・子育て支援事業、パワーアップ教室事業、花まる教室事業に要する経費などや、

新しく設置する子ども・子育て相談員1名の報酬や各種支援員の報酬などがあります。委員からの質疑に対し、産業医委託料については、教師に対して心と体など健康面の相談をしてもらうための委託料である。また、花まる教室については、当初講師が初年度で指導者を育て、2年目以降講師はつかない計画だったが、指導者への教育にはしばらく時間が必要ということで、3年をめどに見直しを検討したところで、26年度、27年度で人吉型をつくるという答弁がありました。この件については、計画が変更になっていることから、委員会として全議員に対して説明をしていただくように要望をしています。

2項小学校費及び3項中学校費は、それぞれ各学校に要する経費が計上されています。審査において、小学校と中学校で実施される知能検査や学力検査の内容等について質疑がっております。

5項社会教育費は4億6,462万円で、前年度と比べ1億6,405万7,000円の増額となっております。大幅な増額の理由としましては、カルチャーパレス小ホールの舞台機構設備、舞台照明設備の改修工事費に伴うものです。また、本年8月にカルチャーパレスで開催されるくまもと子ども芸術祭2014 in人吉の負担金が計上されております。なお、大村横穴群保存修理工事費、大手門跡南側整備工事費については、委員会で現地視察を行っています。

6項保健体育費は1億4,157万4,000円で、前年度と比べ1,586万1,000円の増額となっております。主なものは、第69回国民体育大会カヌー競技会の会場である中川原公園等の整備工事費、弓道場の安全対策として防護フェンスを設置するための工事費などがあります。委員からの質疑に対し、弓道場の安全対策については、地域住民への説明会などを行っている中で、事故防止対策委員会としては現状の施設では遠的競技であるアーチェリーは使用しないことにする。現在は射撃場で練習を行っている。近的競技である弓道の安全対策として、市道に面したフェンスを新たに透明な素材のポリカーボネイトのフェンスを設置予定であるとの答弁がっております。

7項学校給食センター費は1億4,497万5,000円で、前年度と比べ441万6,000円の減額となっております。主なものは、昨年度に引き続き、主要な設備である蒸気配管が劣化していることから、その改修を行うための学校給食センター施設設備改修工事などがあります。

12款公債費は14億8,222万3,000円で、前年度と比べ1,801万8,000円の増額となっております。これは起債の元利均等償還のうち、償還期間の経過とともに償還額のうち元金の割合がふえ、利子の割合が減少したことによるものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第35、議第11号平成26年度人吉市一般会計予算のうち、厚生委員会に付託されました予算につきまして、審査の結果主なものを報告いたします。

2款総務費、2項徴税費は2億1,838万5,000円で、前年度比301万6,000円の減額であります。市税等過誤納金の還付金が主なものであります。3項戸籍住民基本台帳費は8,481万4,000円で、前年度比1,228万4,000円の減額であります。

3款民生費は60億7,163万8,000円で、前年度比3億6,934万7,000円の増額であります。1項社会福祉費の主なものは、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金、人吉市社会福祉協議会補助金、新規の臨時福祉給付金、4件の特別会計への繰出金、障害者医療費等を計上しております。2項児童福祉費の主なものは、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金、新規の子育て世帯臨時特例給付金、保育所運営費負担金、子ども医療費、児童手当等を計上しております。3項生活保護費は、生活保護費等を計上しております。

審査の過程で、新規の消費税増税に伴う臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金については、執行部より資料に基づいて概要説明がありました。臨時福祉給付金は、低所得者に対する適切な配慮を行うための臨時的な措置で、基準日は平成26年1月1日、対象者は市民税の均等割が課税されていない者等で、給付額は対象者1人につき1万円、給付時期は平成26年7月以降、老齢基礎年金等の受給者等には5,000円の加算措置があり、対象者は基礎給付者1万1,601人、加算給付者1万185人を見込んでいる。子育て世帯臨時特例給付金は、子育て世帯への影響を緩和するとともに、消費の下支えを図る観点から臨時的な措置で、基準日は平成26年1月1日、対象者は児童手当の受給者で25年分の所得が制限額に満たない者等で、給付額は中学生以下の対象児童1人当たり1万円、給付時期は平成26年7月以降、対象者は3,922人を見込んでいる。対応部署は、（仮称）福祉課臨時給付金対策室を新設し、対応する予定とのことであります。また、委員からの質疑に、災害救援ボランティア養成事業のこれまでの取り組みと成果については、3年前の東日本大震災を実際目で見てもボランティアを行い、今後のボランティア活動を推進し、活動できる方を養成する目的で23年度は900万円の予算を組んで事業を行った。平成24年度は阿蘇市の災害現場でのボランティア活動に高校生も含めて行った。25年度は島原の視察を兼ねて現場でのボランティアを行った。26年度は、人吉球磨管内一体となって広域災害に対応する訓練を計画したい。リーダー養成については、積極的に訓練に参加し、研さんしてもらっているので効果はあっている。手話奉仕員養成研修は、平成26年度新規事業で、委託先は熊本県ろう者福祉協会。意思疎通支援事業は、手話通訳を派遣する事業で、1回当たり4時間まで3,000円、4時間以上6,000円、人吉市社会福祉協議会へ委託しており、わかぎ会が対応している。敬老会助成事業の効果と市民の反応は、平成25年度から弁当代から各町内への交付金に変更したが、申請書、請求書、実績報告書と事務が煩雑になったとの声があり、できるだけ簡素になるよう工夫させていただいた。自由に使えるようになってよかったとの声もあった。ほとんどの町内で助成する金

額には納得してもらっていると思っている。子ども・子育て相談員については、福祉課に2名配置することで、今までより相談しやすい状況になると考えている。教育委員会とは、両方から委嘱することでどこでもワンストップで相談を受けることができる。職員と相談員の連携も必要で、相互に連携して取り組む。ひとり親家庭医療費は、親も子どもも対象で、親は子供が二十歳になるまで、子供は18歳になるまでが対象で3分の1を自己負担してもらっている。子ども医療費との関係が出てくるが、基本的には公的制度を優先するが、医療機関とも協議しながら市で検討中であるといった答弁があっております。なお、委員会としてひとり親家庭医療費と子ども医療費との関係については、利用者に不利益とならないよう十分検討していただくよう要望したところであります。

4款衛生費は16億9,112万4,000円で、前年度比201万5,000円の減額であります。1項保健衛生費は、個別接種委託料、妊婦健康診査委託料、新規として健康メニュー開発・普及委託料、各種検診委託料、指定ごみ袋販売委託料等を計上しております。2項清掃費は、人吉球磨広域行政組合負担金、浄化槽設置整備事業補助金、一般廃棄物収集運搬委託料等を計上しております。審査の過程で委員からの質疑に、健康メニュー開発・普及委託料は、熊本県立大学と包括提携し、市民の食・運動等生活習慣調査、健康メニューの開発、普及方法の提案、生活改善プログラムの立案、実施等を考えている。一般廃棄物収集運搬委託料は、4月1日に入札し1年間契約、人吉衛生設備との1社随意契約であるといった答弁があっております。

5款労働費、1項労働諸費、3目シルバー人材センター費は1,352万円で人吉市シルバー人材センターへの補助金であります。

次に、第3条債務負担行為は、土地情報管理システムリース料について、平成26年度から平成31年度までの6年間、限度額を407万2,000円と定めるものであります。また、家屋評価システムリース料については、平成26年度から平成31年度までの6年間、限度額を1,779万8,000円と定めるものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第35、議第11号平成26年度人吉市一般会計予算のうち、歳出予算につきまして、審査の結果の主なものについて報告いたします。

5款労働費のうち、125万1,000円が計上されております。1項労働諸費の125万円は、人吉球磨能力開発センター補助金が計上されております。

6款農林水産業費は、3億3,433万7,000円が計上されておりますが、前年度と比べ3,247

万5,000円の増となっております。1項農業費は2億4,872万1,000円となっております、主なものは、7月に改選を迎えます農業委員20名分の報酬13カ月分、875万3,000円等を含む委員報酬やくまもと県南フードバレー推進協議会負担金116万8,000円、人吉葉たばこ共同乾燥施設整備事業補助金591万5,000円、中山間地域等直接支払事業交付金6地区、986万7,000円、人吉市農業活性化対策事業補助金900万円など、負担金、補助及び交付金、上戸越町山口地区頭首工整備測量設計委託料722万2,000円などの経費が計上されております。2項林業費は8,466万6,000円となっております、市有林の素材生産販売委託料、間伐等委託料の増額や人吉市鳥獣被害対策実施隊員70名分の報酬126万6,000円、有害鳥獣捕獲に伴う報償費110万円、市有林の下刈委託料4,930万4,000円などの経費が計上されております。3項水産業費、負担金、補助及び交付金95万円は、球磨川漁業協同組合への補助金が計上されております。

7款商工費3億1,069万6,000円は、前年度と比べ2,989万3,000円の減額であります。主なものは、1項商工費は、国民宿舎特別会計繰出金493万4,000円で、国民宿舎客室棟耐震改修工事実施設計委託及び補強工事において国民宿舎特別会計財政調整基金で不足する額に対し、一般会計からの繰り出しをするものであります。なお、現地視察を行っております。地上デジタルテレビ放送再送信設備保点検委託料など4件の委託料576万2,000円、熊本県物産振興協議会負担金44万9,000円ほか10件分の負担金、中心地活性化を図ることを目的とする人吉市商店街活性化事業補助金811万円など8件分の補助金、中小企業経営安定資金貸付預託金4,500万円ほか2件分の7,500万円は、前年度1億円から2,500万円の減額となっておりますが、これは過去5年間の貸付金融資実績により算定をされております。熊本県観光連盟負担金など11件分の負担金1,121万4,000円のうち、ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会負担金900万円が含まれております。人吉温泉観光協会補助金1,388万円などを含みます補助金2,387万9,000円が計上をされております。

11款災害復旧費は22万8,000円が計上されており、災害担当者会議等の出張旅費などの経費が2万5,000円計上されております。

次に、8款土木費14億624万2,000円が計上されております。前年度と比べ2億7,405万3,000円の増額となっております。1項土木管理費は7,735万7,000円となっております、前年度と比較しますと1,700万1,000円の増額となっております。戸建木造住宅耐震診断事業補助金34万4,000円を含みます4件分、2,988万4,000円。委員から、要緊急安全確認大規模建物耐震診断に該当する物件は本市にどのくらいあるのかとの質疑に、本市において3件あるとの答弁がされております。2項道路橋梁費は4億6,282万9,000円が計上されております。道路維持費、委託料2,356万2,000円、工事請負費1億5,052万5,000円、単独事業1,100万円などを計上されております。道路新設改良費は、委託料1,436万4,000円、矢黒下戸越線外2路線の地質調査業務委託料や城本荒毛線外3路線の測量設計・用地測量業務委託料、公有財産購入費1,150万円などが計上されております。橋梁新設改良費は、社会資本整備総合交付金事

業、鶴田橋ほか27橋詳細設計業務委託料などを含みます委託料2,300万円、工事請負費の社会資本整備総合交付金事業、水ノ手橋補修工事、曙橋ほか4橋補修工事などが計上されております。3項住宅費は、工事請負費1,032万2,000円、前田団地2号棟、桜木団地3号棟の屋上防水改修工事や住宅建設費の工事請負費1億4,059万4,000円は、市内団地避難ハッチ改修工事、給水設備改修工事などの経費が計上されております。4項都市計画費は、工事請負費3,242万4,000円、鍛冶屋町通り街なみ環境整備事業補助金や繰出金1億7,000万円、公共下水道事業特別繰出金。公園管理費、街路樹等維持管理業務委託料7,673万3,000円、公園整備費、石野公園施設改築工事請負費5,150万円。街路事業費、補償、補填及び賠償金1億6,600万円などが計上されております。

11款災害復旧費は、前年度と同じ22万9,000円を計上されております。

次に、第2条継続費につきまして報告いたします。8款土木費、道路橋梁費、事業名、水ノ手橋補修事業でありまして、総額3億100万円、平成26年度、27年度の2カ年の継続費を設定するもので、現地視察を行っております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） 予算書は112ページです。右側の説明欄の一番下から2番目、負担金、補助及び交付金、教科用図書採択事務負担金、金額は2万8,000円、小さいんですけども、人吉市は人吉球磨採択地区に含まれると思いますけれども、例えば、事務局とか、小中学校の採択時期とか、あるいは各市町村の負担割合、これがあるのかどうかわかりませんが、こういうことについて執行部から特段の説明があったかどうか。あるいは、各委員から何かあったかどうか、総務文教委員長にお尋ねします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） ただいまの件につきましては、質疑等はございませんでしたので、また執行部からの説明もございませんでしたので審査は行っておりません。

以上です。

○議長（永山芳宏君） よろしいですか。ほかにありませんか。

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第11号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第11号は原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時05分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第36 議第12号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第36、議第12号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 日程第36、議第12号平成26年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算につきまして、審査の結果の主なものについて報告いたします。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ172万3,000円であります。

歳入は、1款財産収入、1項財産運用収入、1目基金運用利息の171万8,000円で前年度と同額を計上いたしております。

歳出は、1款、1項、1目基金費172万2,000円で、人吉球磨地域交通体系整備基金利子積立金であります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。採決いたします。

議第12号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第12号は原案可決確定いたしました。

日程第37 議第13号から日程第42 議第18号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第37、議第13号から日程第42、議第18号までの6件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第37、議第13号から日程第42、議第18号までの6件につきまして、審査の結果を報告いたします。

日程第37、議第13号平成26年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億6,591万6,000円とするもので、前年度比9,728万6,000円の減額であります。当初予算編成における特色につきましては、1点目に、被保険者動向と予算額への影響で被保険者数は減少を続けており、特に一般被保険者数の減少が目立っている。あわせて保険税総額も同様に減少傾向にあります。2点目に、財源不足への対応として、医療給付、後期高齢者支援金、介護納付金の支出を賄うための財源不足が生じることがわかりましたので、財政調整基金を取り崩して補てんすることとしております。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税は、一般被保険者、退職被保険者の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分あわせて8億4,957万2,000円を計上しております。3款国庫支出金は10億9,091万4,000円、4款県支出金は2億9,014万9,000円、5款療養給付費等交付金は2億4,422万2,000円、6款前期高齢者交付金は9億8,927万6,000円、7款共同事業交付金は4億6,595万6,000円、9款繰入金は4億5,004万6,000円、10款繰越金は1億8,000万1,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものは、2款保険給付費に30億8,984万5,000円を計上しております。療養諸費は、医療費の支払いに要するもので一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費、療養費、それに審査支払手数料を計上しております。高額療養費は、医療費の負担が高額になったとき、収入等により定められた自己負担額を超える分を高額療養費として保険者が負担するものです。出産育児諸費は、出産育児一時金、1子当たり42万円の50人分を計上しております。葬祭費は、被保険者が死亡された際、葬儀執行者に2万円を支給するものであります。3款後期高齢者支援金等は5億748万4,000円を計上しております。75歳以上の後期高齢者医療費を保険者として負担するものであります。6款介護納付金は2億3,350万2,000円を計上しております。介護保険第2号被保険者の保険料に相当する分を保険者が負担する納付金で、対象者数を3,971人と見込んでおります。7款共同事業拠出金は5億8,641万5,000円を計上しております。県内市町村国保の保険税の平準化と保険財政の安定を図ることを目的とした共同事業における拠出金であります。8款保健事業費は4,830万9,000円を計上しております。平成26年度は特定健診受診率を45%と想定した特定健康診査委託料、熊本県立大学との包括連携による生活習慣実態調査及び生活改善プログラム策定業務委託料等が主なものであります。

審査の過程で委員からの質疑に、レセプト件数は推計で17万5,000件ほど予定している。適正な受診に心がけ、休日は単価が上がるので急を要しないものは平日に受診をお願いしたい。年度途中で資金が不足することは現実あっているが、会計課内での資金繰りを行っており、金融機関からの短期借入れは行っていない。予備費については、ことしも2,000万円の計上しかできなかったが、厚生労働省の考え方からいくと、人吉の規模では9,000万円から1億円程度の予備費が必要であるといった答弁がっております。

次に、日程第38、議第14号平成26年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,176万6,000円とするもので、前年度比855万7,000円の増額となっております。

歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料は3億2,857万5,000円を計上しております。3款繰入金は1億4,374万3,000円を計上しております。保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分を一般会計から繰り入れるものであります。5款諸収入は1,934万7,000円を計上しております。受託事業収入の75歳以上の健康診査事業に係る広域連合からの受託費が主なものであります。

歳出の主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金は4億6,781万2,000円を計上しております。被保険者保険料負担金、保険基盤安定負担金でそれぞれ歳入の保険料、延滞金と保険基盤安定金繰入金を広域連合に支出するものであります。3款保健事業費は1,917万5,000円を計上しております。後期高齢者の健康診査に係る経費が主なものであります。

次に、日程第39、議第15号平成26年度人吉市介護保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億2,774万5,000円とするもので、前年度比1億9,845万9,000円の増額となっております。

歳入の主なものは、1款保険料は、特別徴収と普通徴収を合わせて7億282万8,000円を計上しております。3款国庫支出金は11億3,705万3,000円を計上しております。介護給付費等に対する国の負担金及び調整交付金及び地域支援事業に対する交付金であります。4款支払基金交付金は12億1,524万3,000円を計上しております。5款県支出金は6億2,378万4,000円を計上しております。7款繰入金は6億4,606万8,000円を計上しております。介護給付費及び地域支援事業に対して繰り入れるものであります。

歳出の主なものは、2款保険給付費は41億4,000万円を計上しております。5款地域支援事業費は8,891万3,000円を計上しております。介護予防・日常生活支援総合事業費は、要支援、要介護になるおそれの高い高齢者に対する介護予防事業費及びやや虚弱な一般高齢者に対する介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターの運営に係る経費であります。

審査の過程で委員からの質疑に、高齢者虐待対応業務委託とは、高齢者虐待の通報が年間四、五件ほどあっており、県内にある専門職のチームに支援を行っていただくものである。当初予算が昨年と比べて2億円ほど増加していることについては、今後も介護給付費は高齢者がふえるごとに上がっていく。これから団塊の世代が該当してくるので、ますます厳しくなると予想している。介護予防に力を入れているといった答弁がっております。

次に、日程第40、議第16号平成26年度人吉市介護サービス事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,913万7,000円とするもので、前年度比182万3,000円の増額となっております。

歳入の主なものは、1 款サービス収入は746万7,000円を計上、2 款繰入金は2,156万9,000円を計上しております。

歳出の主なものは、2 款サービス事業費の1,136万8,000円でケアマネジメントを行う事業所への委託料が主なものであります。

次に、日程第41、議第17号平成26年度人吉市水道事業特別会計予算は、業務の予定量としては給水戸数を1万5,822戸、総給水量を383万2,992立方メートル、1日平均給水量を1万501立方メートル予定しており、建設改良工事は配水管改良工事等を予定しております。

収益的収入及び支出の主なものでありますが、収入は、第1 款水道事業収益は5億7,233万1,000円を計上しております。支出は、第1 款水道事業費用に5億1,611万6,000円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は、第1 款資本的収入に4,180万2,000円を計上しております。支出は、第1 款資本的支出に2億6,005万6,000円を計上しております。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,825万4,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,250万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,066万1,000円と繰越利益剰余金処分額3,508万6,000円で補てんするものであります。

審査の過程で委員からの質疑に、一時借入金利息が高いのは、限度額5,000万円に対しての利息を計上しているため。その他特別損失の不納欠損予定額は水道料金の納期限から5年経過している分で、昨年12月末現在の時効対象分である。茂ヶ野水源地の用地購入の条件とは、分筆希望であるが、分筆するとその費用が高くなるため、交渉中である。バーコード読み取り機とは、集金用の原符、納付書の読み取り機で平成26年度から集金人制度が廃止となるためといった答弁がっております。

次に、日程第42、議第18号平成26年度人吉市公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,719万9,000円とするもので、前年度比2,444万円の増額となっております。

歳入の主なものは、2 款使用料及び手数料は6億8,505万5,000円を計上しております。下水道使用料及び行政財産使用料であります。3 款国庫支出金は3,900万円を計上しております。マンホールふたの改築更新工事等への国の補助金であります。5 款繰入金は1億7,000万円を計上しております。6 款繰越金は3,500万円を計上しております。8 款市債は1億2,650万円を計上しております。

歳出の主なものは、1 款事業費は4億6,698万6,000円を計上しております。委託料の主なものはシステム構築委託料、下水道事業法適化支援業務委託料、下水道長寿命化実施設計業務委託料等で、工事請負費は管渠築造、マンホールふたの更新工事等であります。維持管理費は、需要費の電気料の増が主な理由で、処理施設等の管理を包括契約で行っておりますが、その中の施設等の電気料金を直接払いに変更したことによるものであります。委託料の主な

ものは、人吉浄水苑等運転管理委託料、汚泥運搬処分委託料等であります。

第2条債務負担行為は、人吉市水洗便所等改造資金融資幹旋及び助成金条例に基づく金融機関から市が融資をあっせんして水洗便所等工事資金を借り入れた者及びその連帯保証人の債務不履行による損失補償と水洗便所等改造資金利子補給金のそれぞれの期間と限度額を定めるものであります。

第3条地方債は、公共下水道債、資本費平準化債と特別措置分の下水道事業債のそれぞれの限度額、起債の方法、利率などを定めるものであります。

審査の過程で委員からの質疑に、浄水苑汚泥運搬処分委託について、年間約1,549トンの汚泥が出るが、産業廃棄物として運搬処分できる業者3カ所に委託している。肥料やセメントの原材料として再利用されている。浄水苑等運転管理業務委託の変更理由は、電気料金の変動が大きいため、平成26年度からは市の方で直接払うことにした。汚泥運搬時の臭気の問題については、苦情等はきていない。できるだけ細心の注意を払っているといった答弁がっております。

以上、6件につきまして慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第13号から議第18号までの6件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第17号、議第18号は原案可決確定いたしました。

日程第43 議第19号及び日程第44 議第20号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第43、議第19号及び日程第44、議第20号の2件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第43、議第19号及び日程第44、議第20号の2件について、審査の結果を報告いたします。

議第19号平成26年度人吉市国民宿舎特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,202万9,000円とするものです。

歳入の主なものとして、3款繰入金、1項一般会計繰入金493万4,000円、2項基金繰入金、

財政調整基金繰入金689万3,000円などを計上しております。

次に、歳出であります。平成26年度に行います国民宿舍客室棟耐震改修工事に伴います設計委託料244万9,000円、工事請負費937万6,000円を計上しております。

審査の過程において委員から、浴室等を含め清掃に努めるよう指摘、要望が出されております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、議第20号平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ288万6,000円とするものです。

歳入の主なものは、1款財産収入、1項、1目財産運用収入138万2,000円は、共栄精密熊本株式会社にI区画を貸し付けることによる梢山工業団地土地建物貸付収入であります。

3款、1項、1目繰越金、前年度繰越金150万円など計上されております。

次に、歳出の主なものは、1款、1項工業用地造成事業費、人吉中核工業用地造成事業費105万9,000円が計上されております。内訳としまして、用地購入に伴う土地価格意見書作成手数料4万4,000円並びに開発行為許可申請手数料87万円などであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第19号及び議第20号の2件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第19号、議第20号は原案可決確定いたしました。

日程第45 議第43号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第45、議第43号を議題といたします。

お諮りいたします。議第43号は、選任同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第43号は、選任同意することに決しました。

日程第46 議第44号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第46、議第44号を議題といたします。
お諮りいたします。議第44号は、選任同意することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。
よって、議第44号は、選任同意することに決しました。

日程第47 議第45号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第47、議第45号を議題といたします。
お諮りいたします。議第45号は、任命同意することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。
よって、議第45号は、任命同意することに決しました。

日程第48 議第46号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第48、議第46号を議題といたします。
お諮りいたします。議第46号は、選任同意することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。
よって、議第46号は、選任同意することに決しました。

日程の追加について

○議長（永山芳宏君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。議第49号人吉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、議第49号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第49号 人吉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永山芳宏君） 執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） ただいま追加提案いたしました議案につきまして御説明申し上げます。

議第49号人吉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成26年3月7日に公布されたことに伴い、退職報償金の引き上げを行うため条例の一部を改正するものでございます。議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永山芳宏君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議第49号については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

議第49号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第49号は原案可決確定いたしました。

日程第49 市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第49、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君）（登壇） 日程第49、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を行います。

なお、今回の報告においては、移転候補地について本特別委員会として最終的な選択の結果を報告する場とさせていただきます。

昨年12月の定例会での報告以降、本年1月14日に第8回目の特別委員会を開催しております。昨年6月4日に執行部案が提示された際の比較検討条件7項目のうち、敷地条件と敷地の法的要件は第7回委員会にて検討を行いましたので、今回の第8回委員会では敷地周辺の状況、交通環境・交通事情の状況、景観形成、用地費等、住民感情・歴史の五つとその他の説明を受け比較検討を行いました。また、今回の平成26年第1回定例会におきましては、第9回の特別委員会を去る2月26日に、第10回の特別委員会を3月17日に開催しております。

第9回委員会では、本年1月に市内7カ所で行われた校區別公聴会でのアンケート結果の説明を受け、質疑と意見を諮りましたところ、アンケート結果だけではなく、各会場で出た

質問や意見の議事録を確認したいということになり、執行部に対して、次回委員会までの資料提出を求め閉会いたしました。

その後、第10回委員会におきましては、次の4点について審議いたしました。（1）各校区別公聴会での会場意見について、（2）審議会答申案に対するパブリックコメントについて、（3）候補地の選択について、（4）委員長報告の内容についての4点であります。市民の意見の集約とも言える各校区別公聴会での会場意見と審議会答申案に対するパブリックコメントについては、執行部も同席の中説明を受け、審議を行い、候補地の選択からは委員9名と議会事務局担当職員2名のみで審議を行うこととなりました。

ここで、市庁舎建設に関する特別委員会での候補地選択の最終結果を御報告いたします。その方法といたしましては、1、これまで行ってきた庁舎のあり方についての調査。2、先進地の視察、地方自治法第4条第2項に、事務所の位置は住民の利用に最も便利であるように交通の事情、ほかの官公署との関係等に適切な考慮を払わなければならないと明記されていることをもとにした、基本条件とも言える七つの選定条件での比較検討。3、“かがやき”づくりトークや各校区別公聴会で得られた意見とアンケート内容。4、審議会答申案に対するパブリックコメントの内容、を総合的に判断し、各委員から最終的選択とその理由、そして意見を述べていただきました。その結果、9名の委員の大多数が西間下町の市役所別館地一帯を選択いたしました。

まずは、市役所別館地一帯を選択した理由として、事業費を考えたとき、用地取得の必要のない別館地が有利である。建設コスト面で後世に財政的な負担を残さないようにすべきである。将来の利活用を考えたとき、敷地面からして広がりがある。300台もの駐車場の確保も別館地が有利。今回審査した七つの条件からそれぞれ比較検討した結果、優劣つけがたいが別館地がやや優勢である。公聴会での意見とアンケート、審議会答申案に対するパブリックコメントにおいても、市民の大半は別館地を望んでいる。防災拠点施設としての面を考慮した。その反対に、中心市街地一画を選択した理由として、中心市街地一画案の土地取得7,000万円という差はさまざまな方法で埋められる問題だと思う。建設手法も事業費も自営方式だけではなく、PFIなどさまざまな手法を検討すべき。中心市街地案のほうが経済効果では将来にわたり大きな差が出てくるはずというものでした。

また、その他今後の進め方について、東校区の意見も重要視して進めるべきである。基本設計の段階では女性の声も重視してほしい。基本設計の段階では市民の意見と議会の意見を聞き、総合的に判断しながら検討していくべきで、幅広いパブリックコメントも必要である。今後、事業費、財源、機能、そしてほかの公共施設との関係とか、将来の人口予想等を踏まえた上で、基本構想、基本設計は十分議論していかなければならない。人口重心が川北にあるということ考えたとき、住民票でも発行できるような何かコンパクトな支所的なものが必要である。これには民間委託という方法もある。保健センター、社協などを取り込むのか、

あるいは違う形で将来負担を残さないような構築物にしていくのか検討をしていく必要があるなどの意見が述べられました。

よって、市庁舎建設に関する特別委員会では、採決という方法ではなく、集約という方法で市役所別館地一帯を移転候補地と決定させていただきます。

現在地麓町にある本庁舎は鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造りで、昭和37年6月に建設、昭和53年には一部3階を増築され、52年を経過し、現在に至り、平成13年4月の耐震診断において震度5強で何らかの被害が起こることも予想されるという結果が出ています。また、文化庁の史跡指定を受けたエリアに立地していることから、早急に移転建設する必要があります。

執行部においては、平成12年11月に市庁舎移転建設研究委員会を設置、市議会においては、平成13年12月に委員7名による市庁舎建設に関する特別委員会を設置して以来、長年にわたり建設手法も含め、移転候補地を検討してまいりました。

また、本市の歴史をひもときますと文禄3年（1594年）城主は相良長毎、重臣は相良清兵衛の父犬童休矣のころに惣町が立ち—惣町の惣は高木惣吉の惣、町は麓町の町という字になります—安土桃山時代にまちづくりが行われてから約420年になります。球磨川の北側に商人と職人の町、南側にお城と武士の町という区割りをし、行政の拠点を現在の麓町に置き、まちづくりが行われました。先人たちはまさに未来を見据えていたのかもしれませんが。

今回、市庁舎建設に関する特別委員会は、人吉市議会の半数の委員で半世紀に一度の決断を行いました。しかし、少子高齢化の傾向はこれからも続くことが予想され、人口減にいかんなく歯どめをかけるかということも大きな課題であります。今後は、コンパクトシティという概念も取り入れながら、社会資本である中心市街地の活性化策も含めまちづくりを行うことが必要であり、人口重心が球磨川の北側にあるということから、市民に対しての利便性が損なわれないよう最大の配慮を払いながら進めることが肝要であると考えます。

以上、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第50 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第50、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中 哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 日程第50、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を

いたします。

第8回本特別委員会を平成26年12月17日月曜日午前10時半より開催し、本特別委員会の視察研修についてということで審議いたしております。その結果、平成26年2月21日金曜日、1、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所において、ダムによらない治水を検討する場で示されました、直ちに実施する対策、追加して実施する対策案について説明を受け、質疑を行う。2、荒瀬ダム撤去工事について、現地視察を行うことといたしました。

視察当日は午前11時より荒瀬ダムの現地におきまして、熊本県企業局総務経営課荒瀬ダム撤去室の堀内審議員よりダム撤去に至る経緯、ダム撤去工事に向けて、ダム撤去施工計画、土砂処理計画などについて説明を受けました。また、午後1時半からは国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所におきまして、堂蘭八代河川国道事務所長から平成25年11月21日のダムによらない治水を検討する場、第5回幹事会で示されました説明資料をもとに、直ちに実施する対策、追加して実施する対策案について説明を受けております。この日にあわせて5点について質問事項を先に提出していただきましたので、熊本県の河川課、川辺川ダム総合対策課の担当者にも同席をいただきまして、関係する質問事項等に対して回答をいただき、その後質疑を行ってまいりました。

5点についての回答を要約しますと、1、人吉橋下流左岸の掘削・築堤に関しては、現在、用地交渉中である。2、追加して実施する対策案の人吉地区における遊水地の検討箇所については、現在まだ公表できる状況ではない。3、河川敷地内や堤防内に繁茂している樹木については、引き続き巡視を行い対応していく。また、県においては地域と一体となった河川管理を目指して、くまもとマイ・リバー・サポートという制度があるので、これにより支援を行っていききたい。4、球磨川における河道断面不足及び堤防高不足の箇所については、いまだに有効な対策という意味では結論が出ていないが、引き続きダムによらない治水を検討する場の中で議論を重ねていききたい。5、排水樋門操作員の安全対策として、遠隔操作やフラップゲートの採用等を取り入れていく。現在、西瀬コミセン横に格納してあります2台の排水ポンプ車が現在、渡地区の内水排水対策に当たっているが、今後、渡地区に排水ポンプ車を導入していくので、人吉での内水排水対策も強化されると思うとのことでした。

次に、第9回治水・防災に関する特別委員会を平成26年2月26日午前10時より開催し、審議事項といたしまして、1、先日行いました視察研修のまとめについて、2、ダムによらない治水を検討する場について、を主な審議事項として開催いたしております。

1、研修のまとめにつきましては、人吉橋下流左岸地区の無堤地区については、少しずつではあるが進んでいる印象を受けた。河川敷の樹木等の繁茂に対しては、必要に応じて対処するということでございましたので、早く対処していただきたい。また、樋門操作員の安全確保に遠隔操作やフラップゲートを採用するということでございましたので、なるべく早く対処していただきたいという意見等がございました。

2、ダムによらない治水を検討する場につきましては、平成26年1月14日に人吉球磨管内の10市町村長により国土交通省大臣、熊本県知事に対し、ダムによらない治水を検討する場本会議の早期開催を求める要望書が提出され、第10回本会議を2月上旬まで開催するよう求めていたことに対して、執行部より状況について報告を受けております。各市町村の議会日程等の事情により2月上旬の開催はできなくなったが、3月中には開催できるだろうとの報告を受け、ダムによらない治水を検討する場本会議の早期開催を求める意見が出たところでございます。

以上、御報告いたします。

○議長（永山芳宏君） ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第51 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第51、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第51、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

平成25年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会2日目が平成25年12月25日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

まず、日程第1の一般質問では、あさぎり町選出の26番、徳永正道議員が本組合が管理している土地の有効活用について、続いて人吉市選出の8番、西信八郎議員がクリーンプラザが抱える諸問題について及び人吉球磨でのくま川鉄道を中心とした交通体系についてそれぞれ質問し、執行部の考えを質しました。続いて、日程第2の組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員長報告については、これまでの審議経過についての委員長の報告を受け、全員異議なく了承しました。最後に、日程第3、委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長の申し出のとおり決定がなされ閉会しました。

次に、平成26年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が平成26年2月27日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名では、水上村選出の17番、米本宗徳議員、相良村選出の18番、池田勝吉議員が指名されました。次に、日程第2、会期の決定では、2月27日に開会し、翌28日から3月27日までを休会とし、3月28日までとすることに決定しました。続いて、日程第3、行政報告では、理事会代表理事から平成25年12月の第4回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

次に、提出議案14件を一括議題とし、執行部の説明、補足説明を受けた後、日程を変更して、日程第4、議案第1号の規約の一部変更、日程第12、議案第9号から日程第14、議案第11号までの条例の一部改正及び日程第8、議案第2号から日程第10、議案第4号までの平成25年度補正予算関連の議案第1号熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、議案第9号人吉球磨広域行政組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号人吉球磨広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号人吉球磨広域行政組合葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号平成25年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第3号）、議案第3号平成25年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第2号）、議案第4号平成25年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）の7議案について、議案ごとに質疑、採決の結果、いずれも原案どおり可決しました。

なお、日程第15、議案第12号から日程第17、議案第14号までの条例の一部改正及び日程第8、議案第5号から日程第11、議案第8号までの平成26年度当初予算関連の7議案については、3月28日に一括して執行部の補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行うこととし、平成26年第1回定例会1日目を散会しました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

日程第52 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第52、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君）（登壇） 日程第52、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

平成26年2月28日に人吉下球磨消防組合消防本部会議場で行われました、平成26年第1回人吉下球磨消防組合議会定例会の会議結果を報告いたします。

今回は七つの議案を審査いたしました。

最初に、議案第1号熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部の変更についてでございますが、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である高遊原南消防組合が平成26年3月31日をもって解散し、脱退することに伴い、熊本県市町村総合事務組合の規約の一部を変更するものであります。

議案第2号人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、建築基準法施行令及び消防法施行令が改正されたことに伴い、人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部を改正するものであります。

議案第3号人吉下球磨消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定については、製造

所などに係る手数料について、消費税及び地方消費税の引き上げが行われることで、実費に変更が生じていることが判明したことから、人吉下球磨消防組合手数料条例第2条の製造所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査に係る手数料の額を引き上げる改正がなされたものであります。

議案第4号人吉下球磨消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定については、現在、消防長は市町村長が任命することとされ、消防長及び消防署長の資格については、職務の重要性にかんがみ、政令で定める資格を有するものでなければならないとされており、その資格は市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令で定められています。しかしながら、現行の政令が制定された当時に比べ、消防技術の向上や災害対応事例の蓄積、教育訓練の充実など消防職員として錬成できる機会がふえているとともに、その機会は各市町村において異なるため、国で一律に資格要件を定める必要性は低くなってきており、国の関与は極力抑制すべきという地方分権の趣旨に基づいた地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、平成25年6月14日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、消防組織法第15条が改正されることから、人吉下球磨消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例を制定したものであります。

議案第5号人吉下球磨消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、現在の条例定数109人を110人と改めるものです。平成24年5月第2回の議会臨時会で可決された退職する職員の補充を1年前に前取り採用するもので、平成27年度に5名の退職者に伴い、定数の改正をするものであります。

以上の5件の条例案件は、全会一致で可決されました。

続きまして、議案第6号平成25年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第3号）について、歳入歳出予算の総額に2億330万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,646万8,000円とするものであります。歳入減の主なものは、5款組合債、消防救急デジタル無線整備事業、高規格救急車、はしご車オーバーホール、それぞれの入札による合計2億1,070万円の減額。歳出においては、2款総務費2,500万1,000円の増額などがございます。この議案第6号人吉下球磨消防組合一般会計補正予算については、原案可決しております。

議案第7号平成26年度人吉下球磨消防組合一般会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億72万2,000円とするもの、前年度比8億1,755万4,000円の減額でございます。

歳入の主なものとしましては、1款分担金及び負担金8億3,571万2,000円、歳出につきましては、消防費8億4,599万3,000円で、主な事業は消防施設費のうち水槽付消防ポンプ自動車購入費でございます。これも原案可決しております。

以上、報告を行いました。

日程第53 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第53、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員会委員長からそれぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。採決いたします。

各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたします。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(平成26年3月第1回定例会)

事件の番号	件 名	理 由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件 名	理 由
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件 名	理 由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
議第41号	ひとよしから、米を原料とする球磨焼酎の地域文化を紡ぎ広める条例の制定について	慎重審査を必要とするため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

ここで3月31日付けで退職されます職員からあいさつの申し出がっておりますので、これを許可します。

○市民部長（山本政義君） 皆さん、こんにちは。お疲れのところ3月議会最後にごあいさつの機会をいただきありがとうございます。

今年度は定年退職者が4名、早期退職者の方が4名の8名となりました。一般質問の中で、私たち退職者に対し、温かいねぎらいの言葉をいただきまことにありがとうございました。改めてお礼を申し上げます。

私は昭和28年生まれでございますけれども、当時花の二八組ということで、元気ものの代名詞のように言われましたが、入庁したときは、地元出身の同級生が誰もいなくて、しばらく寂しい思いもいたしましたけれども、先輩・同僚の皆さんに恵まれ、あっという間の38年間でございました。昭和51年に農政課を皮切りに6部署に在籍をいたしまして、この間市長を初め先輩OB、職員同僚の皆様、そして議員の皆様の御指導、御助言、御協力をいただきながら何とか職責を果たすことができましたこと、心から感謝を申し上げるところでございます。

入庁しましたころの地方経済は高度成長化時代で活力があり、入庁してから約14年間は農政課勤務でございまして、農業も活力があり、当時、メロンやクリの最新の選果施設、たばこの共同乾燥施設など、生産基盤の施設整備事業に携わることができ、本当に充実した時代だったと思っております。最後の3年間は、市長と職務の直接のやり取りや市議会で答弁する立場をいただき、私の人生の中で貴重な経験となりました。また、責任の重さややりがいを感じた充実した年月でもありました。

今議会、私の所管の懸案事業でございました12月議会継続審議となっておりました生活環境保全美化条例につきましては、市長から宿題を残さないようにと厳命を受けておりました心配をいたしておりましたけれども、今議会でお認めをいただき、私もこれで安心して卒業することができます。ありがとうございました。これで美しく輝く千年都市人吉のまちづくりが、いよいよ名実ともにつくり上がっていくものと確信したところでございます。

今日の地方行政は、人口減少化社会ということで、財政もますます厳しい状況にありますけれども、今議会議員の皆様の一般質問と市長の答弁を聞いておまして、ハラル事業、鉄道ミュージアムなど新たな政策が見えてきましたし、今後も人吉はまだ先が明るいと確信を持ったところでございます。

来年度は市長初め、議員の皆様も市民に付託された任期の最後の1年間ということで、集大成のときと存じます。ますますの御活躍と充実した1年となりますことを御期待申し上げます。

今議会、私への最後の一般質問は三倉議員でございまして、最後の答弁となりましたけれども、そのことで思いましたが、退職となりました後も心身ともに勢いを失わず、そして虚勢を張らず、市長が言われております最後は人間力、この言葉を大切にしながらこれからの人生に生かしていきたいと思えます。

最後になりましたが、田中市長初め議員の皆様、職員の皆様のますますの御健勝、御活躍と人吉市政の発展を祈念いたしまして、そして市民の皆様に感謝を申し上げ、退職のごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

(拍手)

○議長（永山芳宏君） 以上をもって、平成26年第1回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後2時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 永 山 芳 宏

人吉市議会議員 宮 崎 保

人吉市議会議員 高 瀬 堅 一